■ ラジオ・テレピ 5月21日(日) 17時以降解禁

日本の将来と国・地方のあり方に関する 国会議員・知事・市長緊急アンケート

報告書(記者公表用)

1. 調査の概要	•••••	P1
2. クロス集計結果	•••••	P3∼P14
3. 記述式回答結果	•••••	P15∼P72
(1) 地方交付税制度改革(Q8「	その他」)	P15∼P18
(2) 第2期三位一体改革の進め方	(Q13) ······	P19∼P33
(3)道州制について(Q18)	•••••	P34~P51
(4)破綻法制について(Q21)	•••••	P52~P62
(5)地方議会・地方議員改革につ	いて (Q23) ······	P63∼P72
		:
		:

平成18年5月21日

新しい日本をつくる国民会議(21世紀臨調)

1. 調査の概要

1. 実施時期

1) 平成18年4月3日(月)~同年4月28日(金)

2. 調査方法

1) 調査票の郵送発送・郵送回収法により実施した。

3. 調査対象

- 1) 調査は、欠員を除く衆参両院の全国会議員721名、知事47名、市長779名、東京23区 長23名、計1570名を対象に実施した。
- 2) 国会議員については、平成18年2月改訂版の「国会議員要覧」(2月13日発行)をもとに、 4月3日時点で欠員2名を除く衆参両院の全国会議員720名を対象とした。ただし、議員辞職した永田議員の後任が確定した時点(18日)で1名に調査票を追加発送しており、最終的には721名を対象とした。
- 3) 市長、東京23区長については、全国市長会登録リストをもとに4月3日時点で全市長779名、東京23区長23名に調査票を発送した。なお、調査票発送時点で選挙期間中であった1府、および市町村合併により誕生した新しい市で、市長選挙前のため市長が不在であった40市に対しては、〇〇市長(あるいは〇〇府知事)という宛名で調査票を発送した。但し、調査期間中に告示された19市(4月2日に告示された1市を含む)については、選挙前の市長名で発送した。

4. 有効回答数

属性	調査対象数	有効回答者数	有効回答者数
国会議員	721名	330名	45.8%
知事	47名	44名	93.6%
市長	779名	567名	72.8%
東京23区長	23名	22名	95.7%
計	1570名	963名	61.3%

属性	調査対象数	有効回答者数	有効回答者数
自民党	406名	182名	44.8%
民主党	191名	111名	58.1%
公明党	5 5 名	16名	29.1%
共産党	18名	1名	05.6%
社民党	13名	10名	76.9%
国民新党	7名	2名	28.6%
その他・無所属	31名	8名	25.8%
計	721名	330名	45.8%

5. 備考(報告書の公表にあたって)

- 1) 記述式回答については、回収された回答を極力原文のまま掲載する方針とした。ただし、明らかに同一内容且つ同一表現のものと認められる回答については一例を紹介するに留めた。また、「ですます調」を「である調」に統一するなど最低限の編集を加えるとともに、判読困難な回答や紹介の必要を認められないと思われる回答については、記載を割愛した。
- 2) 選択式質問については、特定の選択肢を選択しつつ欄外に意見を記述している場合は、回答を 選択したものと見なして計算し、欄外に記述された意見の紹介は割愛した。また、選択肢を特 定せずに欄外に意見を記述した場合はNAで処理するか、内容によっては「一概に言えない」 に含めて計算した。



Q1. はじめに、中央、地方政府のあり方や地方分権の目的について幾つかお伺いします。最近、国民の間では、時代の変化を見据えて中央政府の役割、機能をもういちど整理し、それに即した中央省庁の再々編やスリム化をさらに進めるべきだとの意見がありますが、あなたはどう思いますか?

		合計	そう思う (進めるべ きだ)	そうは思わ ない	一概に言え ない	NA
	国会議員	330 100, 0	287 87. 0	0	42 12. 7	1 0 3
	知事	44	41	0.0	3	0.0
属性		100.0	93. 2	0.0	6.8	0.0
性	市長	567	500	4	61	2
		100.0	88. 2	0.7	10.8	0.4
	東京23区長	22	22	0	0	0
		100.0	100.0	0.0	0.0	0.0

		合計	そう思う (進めるべ きだ)	そうは思わ ない	一概に言え ない	NA
	自由民主党	182	161	0	20	1
		100.0	88. 5	0.0	11.0	0. 5
	民主党	111	105	0	6	0
		100.0	94. 6	0.0	5. 4	0.0
ī <i>k</i> r	公明党	16	13	0	3	0
出		100.0	81. 3	0.0	18.8	0.0
政 党 別	日本共産党	1	0	0	1	0
/3.1		100.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	社会民主党	10	1	0	9	0
		100.0	10.0	0.0	90.0	0.0
	その他会派・	10	7	0	3	0
	無所属	100.0	70.0	0.0	30.0	0.0

Q2. 中央政府の改革については、地方分権改革こそが中央官僚機構の既得権益に切り込む構造改革の核心であり、中央政府の役割や機能を見直して省庁再々編やスリム化を進める最も有効な手段であるとの意見もあります。 あなたは、どう思いますか?

		合計	そう思う	そうは思わ ない	一概に言え ない	NΑ
	国会議員	330	234	5	91	0
		100.0	70. 9	1.5	27. 6	0.0
	知事	44	33	0	11	0
属 性		100.0	75. 0	0.0	25. 0	0.0
性	市長	567	378	10	179	0
		100.0	66. 7	1.8	31. 6	0.0
	東京23区長	22	16	0	6	0
		100.0	72. 7	0.0	27. 3	0.0

		Λ Δ Ι	9 > III >	9 7) 1 HT]		3.7.4
		合計	そう思う	そうは思わ	一概に言え	NΑ
				ない	ない	
	自由民主党	182	112	2	68	0
		100.0	61. 5	1. 1	37. 4	0.0
	民主党	111	102	1	8	0
		100.0	91. 9	0.9	7. 2	0.0
ī <i>k</i> r	公明党	16	11	2	3	0
出		100.0	68.8	12. 5	18.8	0.0
政 党 別	日本共産党	1	0	0	1	0
נינג		100.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	社会民主党	10	2	0	8	0
		100.0	20.0	0.0	80.0	0.0
	その他会派・	10	7	0	3	0
	無所属	100.0	70.0	0.0	30.0	0.0

Q3. 現在、国・地方の借金は8百兆円に迫ろうとしていますが、中央集権型から地方分権型へと国のかたちを大き く転換することが、簡素で効率的な行財政システムを構築し、財政規律を確立する道であるとの意見もありま す。あなたは、どう思いますか?

		合計	そう思う	そうは思わ ない	一概に言え ない	NΑ
	国会議員	330	153	8	169	0
		100.0	46. 4	2.4	51. 2	0.0
	知事	44	35	0	9	0
属性		100.0	79. 5	0.0	20. 5	0.0
性	市長	567	368	17	182	0
		100.0	64. 9	3.0	32. 1	0.0
	東京23区長	22	17	1	4	0
		100.0	77. 3	4.5	18. 2	0.0

		合計	そう思う	そうは思わ	一概に言え	NΑ
				ない	ない	
	自由民主党	182	91	4	87	0
		100.0	50. 0	2. 2	47.8	0.0
	民主党	111	49	3	59	0
		100.0	44. 1	2.7	53. 2	0.0
īt/r	公明党	16	9	0	7	0
一段		100.0	56. 3	0.0	43.8	0.0
政 党 別	日本共産党	1	0	0	1	0
77'1		100.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	社会民主党	10	0	0	10	0
		100.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	その他会派・	10	4	1	5	0
	無所属	100.0	40.0	10.0	50.0	0.0

Q4. 小泉内閣は平成16年度から、国庫補助負担金の削減、地方への税源移譲、地方交付税改革をセットで進める、いわゆる「三位一体改革」を進めてきました。三位一体改革という言葉は一般にも定着しているように思いますが、その目的については、国と地方との間でどの程度の合意が形成されていると思いますか?

		合計	しっかりと した合意が ある	ある程度の 合意がある	あまり合意 が形成され ていない	まったく合 意が形成さ れていない	一概に言えない	NA
	国会議員	330	13	138	144	26	7	2
		100.0	3. 9	41.8	43.6	7.9	2. 1	0.6
	知事	44	0	2	30	8	3	1
属		100.0	0.0	4. 5	68. 2	18. 2	6.8	2.3
性	市長	567	3	209	306	27	22	0
		100.0	0.5	36. 9	54. 0	4.8	3. 9	0.0
	東京23区長	22	0	12	8	1	1	0
		100.0	0.0	54. 5	36. 4	4. 5	4. 5	0.0

_								
		合計	しっかりと	ある程度の	あまり合意	まったく合	一概に言え	NΑ
			した合意が	合意がある	が形成され		ない	
			ある		ていない	れていない		
	自由民主党	182	12	112	49	4	4	1
		100.0	6.6	61.5	26. 9	2.2	2. 2	0.5
	民主党	111	1	8	82	18	2	0
		100.0	0.9	7.2	73.9	16. 2	1.8	0.0
ī:kr	公明党	16	0	14	0	0	1	1
政 党		100.0	0.0	87. 5	0.0	0.0	6. 3	6. 3
別	日本共産党	1	0	0	0	1	0	0
771		100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	社会民主党	10	0	0	8	2	0	0
		100.0	0.0	0.0	80.0	20.0	0.0	0.0
	その他会派・	10	0	4	5	1	0	0
	無所属	100.0	0.0	40.0	50.0	10.0	0.0	0.0

Q5. 小泉内閣は昨年末、3年間にわたる第1期・三位一体改革を4兆円規模の国庫補助負担金を削減し、地方に3 兆円規模の税源移譲を行うことで決着しました。あなたは、その内容を現時点でどのように評価されていますか?

		合計	かなり評価 している	ある程度評 価している	あまり評価 していない	まったく評 価していな い	一概に言えない	NA
	国会議員	330	25	149	68	76	10	2
		100.0	7. 6	45. 2	20.6	23. 0	3. 0	0.6
	知事	44	0	12	23	5	4	0
属		100.0	0.0	27. 3	52. 3	11. 4	9. 1	0.0
性	市長	567	5	269	235	19	38	1
		100.0	0.9	47. 4	41. 4	3. 4	6. 7	0.2
	東京23区長	22	1	11	8	2	0	0
		100.0	4. 5	50.0	36. 4	9. 1	0.0	0.0

		合計	かなり評価	ある程度評	あまり評価	まったく評	一概に言え	NΑ
			している	価している	していない	価していな	ない	
						V		
	自由民主党	182	23	130	19	4	4	2
		100.0	12. 6	71. 4	10. 4	2. 2	2. 2	1. 1
	民主党	111	0	5	35	69	2	0
		100.0	0.0	4. 5	31. 5	62. 2	1.8	0.0
ī:kr	公明党	16	2	13	0	0	1	0
政 党		100.0	12. 5	81. 3	0.0	0.0	6. 3	0.0
別	日本共産党	1	0	0	1	0	0	0
נית		100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	社会民主党	10	0	0	7	2	1	0
		100.0	0.0	0.0	70.0	20.0	10.0	0.0
	その他会派・	10	0	1	6	1	2	0
	無所属	100.0	0.0	10.0	60.0	10.0	20.0	0.0

Q6. 小泉内閣は平成19年度以降も三位一体改革を継続する方針を確認しています。また、地方側も昨年決着した三位一体改革はあくまでも第1期と位置づけ、第2期改革の推進を求めています。あなたは、平成19年度以降の地方分権改革のあり方は、本年秋の小泉内閣退陣後の新内閣にとって、最重要課題の1つだと思いますか?

		合計	そう思う	そうは思わ ない	一概に言え ない	NΑ
	国会議員	330	273	11	46	0
		100.0	82. 7	3. 3	13. 9	0.0
	知事	44	42	0	1	1
属 性		100.0	95. 5	0.0	2. 3	2. 3
性	市長	567	497	16	54	0
		100.0	87. 7	2.8	9. 5	0.0
	東京23区長	22	22	0	0	0
		100.0	100.0	0.0	0.0	0.0

		合計	そう思う	そうは思わ ない	一概に言え ない	NA
	自由民主党	182	141	6	35	0
		100.0	77. 5	3. 3	19. 2	0.0
	民主党	111	101	4	6	0
		100.0	91. 0	3.6	5. 4	0.0
ī:kr	公明党	16	15	0	1	0
必		100.0	93. 8	0.0	6. 3	0.0
政 党 別	日本共産党	1	0	1	0	0
力リ		100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	社会民主党	10	8	0	2	0
	. , , , , , , , ,	100.0	80.0	0.0	20.0	0.0
	その他会派・	10	8	0	2	0
	無所属	100.0	80.0	0.0	20.0	0.0

Q7. 次に、平成19年度以降の三位一体改革の進め方についてお伺いします。第1期改革(平成16~18年度)では、地方交付税(臨時財政対策債を含む)は総額約5.1兆円の削減が実施されました。今後については、厳しい国の財政状況等を踏まえると、さらに地方交付税の総額を削減すべきという意見がある一方、国が法令で地方に義務付けている業務が大半を占める現状では住民サービスを担う自治体の安定的財政運営に必要な総額は確保すべきだという意見もあります。あなたはどうお考えですか?

		合計	総額は維持すべ き		どうらかという と総額は削減す べき	総額は削減すべき	一概に言えない	NA
	国会議員	330	44	84	49	18	129	6
		100.0	13. 3	25. 5	14.8	5. 5	39. 1	1.8
	知事	44	33	5	0	0	3	3
属		100.0	75. 0	11.4	0.0	0.0	6.8	6.8
性	市長	567	330	132	25	19	60	1
		100.0	58. 2	23. 3	4. 4	3. 4	10.6	0. 2
	東京23区長	22	2	4	3	2	11	0
		100.0	9. 1	18. 2	13. 6	9. 1	50.0	0.0

		合計	総額は維持すべき	どちらかという と総額は維持す べき	どうらかという と総額は削減す べき	総額は削減すべ き	一概に言えない	NΑ
	自由民主党	182	21	52	37	11	56	5
		100.0	11. 5	28.6	20. 3	6.0	30.8	2. 7
	民主党	111	9	27	7	5	62	1
		100.0	8. 1	24. 3	6. 3	4. 5	55. 9	0.9
政	公明党	16	2	2	3	1	8	0
党		100.0	12. 5	12. 5	18.8	6. 3	50.0	0.0
別	日本共産党	1	1	0	0	0	0	0
ניס		100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	社会民主党	10	8	1	0	1	0	0
		100.0	80.0	10.0	0.0	10.0	0.0	0.0
	その他会派・	10	3	2	2	0	3	0
	無所属	100.0	30.0	20.0	20.0	0.0	30.0	0.0

Q8. 現在の地方交付税の仕組みについては、すでにさまざまな観点から改善点が指摘されています。次の中で、あなたがその通りだと思う項目があれば、そのすべてに○をつけてください。 (複数回答)

		合計	法をもっと簡素	特定の事業を誘導するような算定をやめる	交付税への依存 度を下げるた め、不交付団体 の割合を増加さ せる	財源保障機能は 廃止し、財源調 整機能だけにす る	地方なので整の一大のでを出する。 一大ので整の一大ので整の一大ので整の一大ので整の一大ので整の一大ので変をの一大のである。 一大のでを出りた。 一大のできる。 一大のできる。 一大のできる。 一大のできる。 一大のできる。 一大のできる。 一大のできる。 一大のできる。 一大のできる。 「大のできる。」 「大の	その他	NΑ
	国会議員	330	241	172	153	64	62	33	29
			73.0		46. 4	19. 4	18.8	10.0	8.8
	知事	44	27	35	8	1	37	19	0
属			61. 4	79. 5	18. 2	2. 3	84. 1	43. 2	0.0
性	市長	567	457	289	92	70	216	40	7
			80.6	51.0	16. 2	12. 3	38. 1	7. 1	1. 2
	東京23区長	22	19	17	8	4	7	3	1
			86. 4	77. 3	36. 4	18. 2	31.8	13. 6	4. 5

		合計	法をもっと簡素	特定の事業を誘 導するような算 定をやめる	交付税への依存 度を下げるた め、不交付団体 の割合を増加さ せる	財源保障機能は 廃止し、財源調 整機能だけにす る	地方交付税は地方交付税は源収収の金整理資金会計を対して、重要の中する、を国籍をはいる。 はいい はいい かい か	その他	NA
	自由民主党	182	119 65. 4	65 35. 7	74 40. 7	41 22. 5	34 18. 7	8 4. 4	26 14. 3
	民主党	111	88	86	66	18	15	20	3
			79. 3	77. 5	59. 5	16. 2	13. 5	18.0	2. 7
政	公明党	16	16	9	8	3	1	0	0
党		******	100.0	56. 3	50. 0	18.8	6. 3	0.0	0.0
別	日本共産党	1	0	1	1	0	1	0	0
73.3			0.0	100.0	100. 0	0.0	100.0	0.0	0.0
	社会民主党	10	10	8	0	0	7	5	0
			100. 0	80.0	0.0	0.0	70. 0	50.0	0.0
	その他会派・	10	8	3	4	2	4	0	0
	無所属		80.0	30.0	40.0	20.0	40.0	0.0	0.0

Q9. 第1期改革では、所得税から個人住民税への3兆円の税源移譲が実現しました。しかしながら、国と地方の最終支出の割合を見ると、概ね国4割に対して地方6割と地方が半分以上の仕事をしているにもかかわらず、国と地方の税収の割合では国税が半分以上を占めている現実は変わりません。あなたは、分権改革を進めていく上で、さらなる地方への税源移譲が必要だとお考えですか?

			そう思う	どちらかと いうとそう 思う	どちらかと いうとそう は思わない	そうは思わ ない	一概に言えない	NΑ
	国会議員	330	215	47	9	5	53	1
		100.0	65. 2	14. 2	2. 7	1.5	16. 1	0.3
	知事	44	38	4	0	0	2	0
属		100.0	86. 4	9. 1	0.0	0.0	4. 5	0.0
性	市長	567	464	62	3	5	32	1
		100.0	81. 8	10.9	0.5	0.9	5. 6	0. 2
	東京23区長	22	20	1	0	0	1	0
		100.0	90. 9	4. 5	0.0	0.0	4. 5	0.0

		合計	そう思う	どちらかと	どちらかと	そうは思わ	一概に言え	NA
				いうとそう	いうとそう	ない	ない	out processes
				思う	は思わない			anonanona
								0.000
	自由民主党	182	88	37	6	4	47	0
		100.0	48. 4	20. 3	3. 3	2. 2	25. 8	0.0
	民主党	111	102	5	1	1	2	0
		100.0	91. 9	4.5	0.9	0.9	1.8	0.0
īt/r	公明党	16	8	4	1	0	2	1
政 党		100.0	50.0	25.0	6. 3	0.0	12. 5	6.3
別	日本共産党	1	1	0	0	0	0	0
<i>D</i> 11		100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	社会民主党	10	10	0	0	0	0	0
		100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	その他会派・	10	6	1	1	0	2	0
	無所属	100.0	60.0	10.0	10.0	0.0	20.0	0.0

Q10. 現行の地方税制の課題の一つとして、税収の地域的偏在が言われております。その原因の一つが、特に都道府 県税制における法人関係税の割合が高いことが上げられます。それを解消する方策として、地方税における法 人関係税の一部を国税(法人税)にするとともに、それと同額について地域的偏在の低い消費税(国税)から 地方消費税(地方税)に交換するという意見がありますが、あなたは、どうお考えですか?

		合計	そう思う	どちらかと いうとそう 思う	どちらかと いうとそう は思わない	そうは思わ ない	一概に言えない	NA
	国会議員	330	50	158	12	10	96	4
		100.0	15. 2	47. 9	3. 6	3.0	29. 1	1. 2
	知事	44	17	10	2	3	12	0
属		100.0	38. 6	22. 7	4. 5	6.8	27. 3	0.0
性	市長	567	140	206	12	33	173	3
		100.0	24. 7	36. 3	2. 1	5.8	30. 5	0.5
	東京23区長	22	1	5	2	3	11	0
		100.0	4. 5	22. 7	9. 1	13.6	50.0	0.0

		合計	そう思う	どちらかと いうとそう 思う	どちらかと いうとそう は思わない	そうは思わ ない	一概に言え ない	NA
	自由民主党	182	21	87	9	8	54	3
	民主党	100.0	11. 5	47.8	4.9	4.4	29. 7	1.6
		111 100. 0	26 23. 4	59 53. 2	2 1. 8	0.9	22 19. 8	0. 9
īt/ r	公明党	16	1	5	1	0	9	0
政 党		100.0	6. 3	31.3	6. 3	0.0	56. 3	0.0
別	日本共産党	1	0	0	0	0	1	0
7,11		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	社会民主党	10	1	0	0	0	9	0
		100.0	10.0	0.0	0.0	0.0	90.0	0.0
	その他会派・	10	1	7	0	1	1	0
	無所属	100.0	10.0	70.0	0.0	10.0	10.0	0.0

Q11. 第1期改革では、約4兆円の国庫補助負担金の改革が行われました。第2期改革では、さらなる国庫補助負担金の廃止を実施し、地方への税源移譲を行うべきだという意見があります。この考えについては、どうお考えですか2

		A - 1					I made to the total	\$
		合計	そう思う	どちらかと	どちらかと	そうは思わ	一概に言え	NA
				いうとそう	いうとそう	ない	ない	
				/ /		. 6	. 6	
				思う	は思わない			
	国会議員	330	149	114	10	3	53	1
		100.0	45. 2	34.5	3. 0	0.9	16. 1	0.3
	知事	44	28	4	0	1	10	1
属		100.0	63. 6	9. 1	0.0	2. 3	22. 7	2. 3
性	市長	567	273	154	16	12	112	0
		100.0	48. 1	27.2	2.8	2. 1	19.8	0.0
	東京23区長	22	15		0	0	2	0
		100.0	68. 2	22. 7	0.0	0.0	9. 1	0.0

		合計	そう思う	どちらかと いうとそう 思う	どちらかと いうとそう は思わない	そうは思わ ない	一概に言えない	NΑ
	自由民主党	182	84	55	9	0	33	1
	民主党	100. 0	46. 2 51	30. 2 51	4. 9	0.0	18. 1	0.5
TH:	公明党	100. 0 16	45. 9 9	45. 9 5	0.9	0.9	6.3	0.0
政党	日本共産党	100.0	56. 3 0	31. 3	0.0	0.0	12. 5	0.0
別	社会民主党	100. 0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
		100.0	10. 0	0.0	0.0	0.0	90. 0	0.0
	その他会派・ 無所属	10 100. 0	40. 0	30.0	0.0	10.0	20. 0	0.0

Q12. 平成16年8月24日、地方6団体は三位一体改革を進める前提として国と地方との協議機関の設置を求め、これを小泉首相が受けとめる形で、いわゆる「国と地方の協議の場」が設けられました。あなたは、今後、三位一体改革を進めるにあたって、「国と地方の協議の場」はどうあるべきだと思いますか?

		合計	法制化するな ど、さらに制度 として確立すべ きだと思う	現在の「国と地 方の協議の場」 をこれまでと同 様に継続すべき だと思う	今後は「国と地 方の協議の場」 を設ける必要は ないと思う	一概に言えない	NA
	国会議員	330	145	143	1	38	3
		100.0	43. 9	43. 3	0.3	11. 5	0. 9
	知事	44	36	3	0	3	2
属		100.0	81.8	6.8	0.0	6.8	4. 5
性	市長	567	348	204	0	13	2
		100.0	61.4	36.0	0.0	2.3	0.4
	東京23区長	22	14	6	0	2	0
		100.0	63. 6	27. 3	0.0	9. 1	0.0

		合計	ど、さらに制度 として確立すべ	現在の「国と地 方の協議の場」 をこれまでと同 様に継続すべき だと思う	今後は「国と地 方の協議の場」 を設ける必要は ないと思う	一概に言えない	NA
	自由民主党	182	39		0	31	3
		100.0	21. 4	59. 9	0.0	17. 0	1. 6
	民主党	111	88	16	1	6	0
		100.0	79. 3	14. 4	0.9	5. 4	0.0
ī <i>lt</i>	公明党	16	4	11	0	1	0
政 党		100.0	25. 0	68.8	0.0	6. 3	0.0
別	日本共産党	1	1	0	0	0	0
力リ		100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	社会民主党	10	8	2	0	0	0
		100.0	80.0	20.0	0.0	0.0	0.0
	その他会派・	10	5	5	0	0	0
	無所属	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0

Q14. 市町村合併の進展等を踏まえ、今後の広域自治体のあり方として、第28次地方制度調査会が2月末に、「道州制の導入は適当である」という答申を出しました。あなたは、この答申について、どのような評価をされますか?

		合計	全部評価できる	評価できる 点が多い	評価できな い点が多い	全部評価できない	一概にいえない	NΑ
	国会議員	330	11	184	23	6	104	2
		100.0	3. 3	55. 8	7. 0	1.8	31. 5	0.6
	知事	44	0	19	9	2	12	2
属		100.0	0.0	43. 2	20. 5	4. 5	27. 3	4. 5
性	市長	567	20	344	26	7	168	2
		100.0	3. 5	60.7	4. 6	1.2	29. 6	0.4
	東京23区長	22	0	12	2	0	8	0
		100.0	0.0	54. 5	9. 1	0.0	36. 4	0.0

		合計	全部評価できる	評価できる 点が多い	評価できな い点が多い	全部評価できない	一概にいえ ない	NΑ
	自由民主党	182	9	125	10	0	37	1
		100.0	4. 9	68. 7	5. 5	0.0	20. 3	0. 5
	民主党	111	2	37	9	2	60	1
		100.0	1.8	33. 3	8. 1	1.8	54. 1	0.9
武士	公明党	16	0	15	0	0	1	0
政党		100.0	0.0	93.8	0.0	0.0	6. 3	0.0
別	日本共産党	1	0	0	0	1	0	0
נינע		100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	社会民主党	10	0	0	4	3	3	0
		100.0	0.0	0.0	40.0	30.0	30.0	0.0
	その他会派・	10	0	7	0	0	3	0
	無所属	100.0	0.0	70.0	0.0	0.0	30.0	0.0

Q15. 調査会答申は、身近な生活に関する施策は市町村が担い、市町村では対応できない広域行政を道州が行うことで、国の仕事を外交、防衛、経済、社会保障など国や国民生活の基本に関わる政策に重点化するとしています。あなたは、答申の主張する道州制の導入は、政府全体の再構築や日本の統治構造の変革につながると思いますか?

		合計	そう思う	そうは思わ ない	一概に言え ない	NΑ
					.6.	
	国会議員	330	206	13	110	1
		100.0	62. 4	3. 9	33. 3	0.3
	知事	44	24	4	15	1
属 性		100.0	54. 5	9. 1	34. 1	2. 3
性	市長	567	391	27	149	0
		100.0	69. 0	4.8	26. 3	0.0
	東京23区長	22	15	1	6	0
		100.0	68. 2	4.5	27. 3	0.0

		合計	そう思う	そうは思わ	一概に言え	NΑ
				ない	ない	
	自由民主党	182	137	7	38	0
		100.0	75. 3	3.8	20.9	0.0
	民主党	111	40	6	64	1
		100.0	36. 0	5. 4	57. 7	0.9
ī:kr	公明党	16	15	0	1	0
必		100.0	93. 8	0.0	6. 3	0.0
政 党 別	日本共産党	1	0	0	1	0
力リ		100.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	社会民主党	10	8	0	2	0
		100.0	80. 0	0.0	20.0	0.0
	その他会派・	10	6	0	4	0
	無所属	100.0	60. 0	0.0	40.0	0.0

Q16. その一方で、道州制の実現性については、権限を失う中央官僚がこれまでの三位一体改革とは比較にならない ほどの大きな反発や抵抗を行なうのは必至なので、困難を極めるのではないかとの見方もあります。あなた は、どう思いますか?

		合計	そう思う	そうは思わ ない	一概に言え ない	NΑ
	国会議員	330	253	29	45	3
		100.0	76. 7	8.8	13. 6	0.9
	知事	44	35	2	6	1
属性		100.0	79. 5	4.5	13. 6	2. 3
性	市長	567	418	32	116	1
		100.0	73. 7	5. 6	20. 5	0.2
	東京23区長	22	18	0	4	0
		100.0	81.8	0.0	18. 2	0.0

		合計	そう思う	そうは思わ	一概に言え	NΑ
				ない	ない	
	自由民主党	182	131	23	26	2
		100.0	72.0	12.6	14. 3	1. 1
	民主党	111	95	3	13	0
		100.0	85. 6	2.7	11. 7	0.0
ī:kr	公明党	16	9	2	4	1
一		100.0	56. 3	12.5	25. 0	6. 3
政 党 別	日本共産党	1	0	0	1	0
1,11		100.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	社会民主党	10	9	1	0	0
		100.0	90.0	10.0	0.0	0.0
	その他会派・	10	9	0	1	0
	無所属	100.0	90.0	0.0	10.0	0.0

Q17. かりに道州制論議が今後本格化した場合、当面の分権改革の進め方との関係をどう整理すべきだと思いますか。次の中から、あなたのご意見に近いものをお選びください。

			今地税は体て方構こでべるか。其の地再ると、き後方源、化中政築と、きら権譲制に府体現ッ決思ら権譲制に府体現ッ決思ら権譲制に府体現ッ決思らを限等のよ、のすト着う。	道度のやはし期政の確でやをと別いる移で、、府改立、税進思制降の派のし期期が五十二十二年の人が、地名移で、、市改立、税進思、大学、、地名移で、、市政が、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、	検月制地る移さけ道り以源を先立う 制力を論方権議れる州離降や進ずす。 相当るよさ税送態にと来実の道かだ 相がるため議しも権め優欠き が高か議、程限がのだめた。 年間では、切度税譲を確思	一概に言えない	N A
	国会議員	330	84	128	98	20	0
		100.0	25. 5	38.8	29. 7	6. 1	0.0
	知事	44	1	16	20	5	2
属		100.0	2. 3	36. 4	45. 5	11. 4	4. 5
性	市長	567	52	201	294	19	1
		100.0	9. 2	35. 4	51.9	3. 4	0.2
	東京23区長	22	1	4	17	0	0
		100.0	4. 5	18. 2	77. 3	0.0	0.0

		合計	今地税は体で大構こでべるや 具っ地再る す。 は、 の本の第一次では、 の本のでは、 の本のでは、	道度のやはし期政の確でやをと別いる移で、、府改立、税進思制降ら源のし期期地工作のでは、、市改立、税進思制をのでは、、市政のででやをといる移で、、市政ののでは、、市政のでは、、市政のでは、、市政のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	検月制地る移さけ道り以源を先立う。 相当るよさ税送能にと来実の道から源りをもは年に に関議へのや先事め議への、 に限がるた論し、着限の道から源りをもは年に終る の場が、 を は の は の は に と 来 実 の 的 だ と き に と 、 き に と 、 き に と 、 き に と 、 き に と 、 き に と 、 き に と 、 き に と と き に と と き と き と き と き と き と き と	一概に言えない	N A
	自由民主党	182 100. 0	30 16. 5	97 53. 3	48 26. 4	7 3. 8	0.0
	民主党	111	48	18	35	10	0
		100.0	43. 2	16. 2	31. 5	9.0	0.0
政	公明党	16	0	11	3	2	0
台		100.0	0.0	68.8	18.8	12. 5	0.0
党 別	日本共産党	1	0	0	1	0	0
/3.1	***************************************	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	社会民主党	10	0	0	9	1	0
		100.0	0.0	0.0	90.0	10.0	0.0
	その他会派・	10	6	2	2	0	0
	無所属	100.0	60.0	20.0	20.0	0.0	0.0

Q19. 現在、各地方自治体では、行財政改革を始め、いろいろな改革に取り組んでいますが、まだまだ不十分との意見もかなりあります。あなたの印象はどちらですか?

		合計	かなり進ん でいると思 う	ある程度進 んでいると 思う	あまり進ん でいないと 思う	まったく進 んでいない と思う	一概に言えない	NA
	国会議員	330	5	169	116	15	25	0
		100.0	1.5	51. 2	35. 2	4. 5	7.6	0.0
	知事	44	18	20	0	0	5	1
属		100.0	40. 9	45. 5	0.0	0.0	11. 4	2.3
性	市長	567	93	367	84	2	20	1
		100.0	16. 4	64. 7	14.8	0.4	3. 5	0.2
	東京23区長	22	2	15	3	0	2	0
		100.0	9. 1	68. 2	13. 6	0.0	9. 1	0.0

		合計	かなり進ん	ある程度進	あまり進ん	まったく進	一概に言え	NΑ
			でいると思	んでいると	でいないと	んでいない	ない	
			う	思う	思う	と思う		
	自由民主党	182	4	85	66	10	17	0
		100.0	2. 2	46. 7	36. 3	5. 5	9. 3	0.0
	民主党	111	1	61	40	3	6	0
		100.0	0. 9	55.0	36. 0	2. 7	5. 4	0.0
ī£ //	公明党	16	0	8	6	0	2	0
政 党		100.0	0.0	50.0	37. 5	0.0	12. 5	0.0
別	日本共産党	1	0	1	0	0	0	0
/3.1		100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	社会民主党	10	0	8	2	0	0	0
		100.0	0.0	80.0	20.0	0.0	0.0	0.0
	その他会派・	10	0	6	2	2	0	0
	無所属	100.0	0.0	60.0	20.0	20.0	0.0	0.0

Q20. 現在の地方自治体の財政再建制度としては地方財政再建促進特別措置法があり、起債制度などと合せ、自治体の債務不履行を防止する仕組みとなっています。一方、総務大臣の私的懇談会では、地方団体の財政の健全化を進めるためには、市場による規律を高めることが必要であり、自治体にも民間企業のように、借金が返済不能に陥った場合の債務処理や再生方法を定める「破綻法制」の検討を進めています。あなたは、自治体に対する破綻法制の導入は必要だとお考えですか?

			をつくり、自 治体の財政規 律を高める必	現行の地方財 政再建特別措 置法を一部改 正して対応す れば十分だと 思う	現行の制度で 十分であり、 見直しの必必 はないと思う	一概に言えな い	N A
	国会議員	330	170	72	6	82	0
		100.0	51. 5	21.8	1.8	24. 8	0.0
	知事	44	2	6	5	28	3
属		100.0	4. 5	13. 6	11. 4	63. 6	6.8
性	市長	567	151	185	61	164	6
		100.0	26. 6	32.6	10.8	28. 9	1. 1
	東京23区長	22	6	5	0	10	1
		100.0	27. 3	22. 7	0.0	45. 5	4. 5

		н н	をつくり、自 治体の財政規		現行の制度で 十分であり、 見直しの必要 はないと思う	一概に言えない	N A
	自由民主党	182	126	1	0	15	0
	***************************************	100.0	69. 2	22. 5	0.0	8.2	0.0
	民主党	111	33	16	4	58	0
		100.0	29. 7	14. 4	3. 6	52. 3	0.0
π/ r	公明党	16	7	4	0	5	0
政 党		100.0	43.8	25. 0	0.0	31. 3	0.0
<u></u> 別	日本共産党	1	0	1	0	0	0
力リ		100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	社会民主党	10	1	7	1	1	0
		100.0	10.0	70.0	10.0	10.0	0.0
	その他会派・	10	3	3	1	3	0
	無所属	100.0	30.0	30.0	10.0	30.0	0.0

Q22. 現行の地方自治法が制定され50年以上経過しているにもかかわらず、地方議会の制度面の見直しはほとんど 行われていません。今後さらなる分権改革の進展を考えた場合、地方議会や地方議員のあり方を改革すべきだ との意見もありますが、あなたはどう思いますか?

		合計	そう思う (改革が必 要)	そうは思わ ない	一概に言え ない	NA
	国会議員	330	293	3	31	3
		100.0	88.8	0.9	9. 4	0.9
	知事	44	24	0	16	4
属		100.0	54. 5	0.0	36. 4	9. 1
属 性	市長	567	429	3	128	7
		100.0	75. 7	0.5	22. 6	1.2
	東京23区長	22	14	0	8	0
		100.0	63. 6	0.0	36. 4	0.0

		合計	そう思う	そうは思わ	一概に言え	NΑ
			(改革が必 要)	ない	ない	1 1 1 1
	自由民主党	182	156	2	22	2
		100.0	85. 7	1.1	12. 1	1. 1
	民主党	111	107	0	4	0
		100.0	96. 4	0.0	3. 6	0.0
Ti.br	公明党	16	13	0	3	0
兴		100.0	81. 3	0.0	18.8	0.0
政 党 別	日本共産党	1	1	0	0	0
力リ		100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	社会民主党	10	9	1	0	0
		100.0	90.0	10.0	0.0	0.0
	その他会派・	10	7	0	2	1
	無所属	100.0	70.0	0.0	20.0	10.0

Q24. 2003年の統一地方選挙以来、自治体の首長選挙において、数値、期限、財源などを明記した選挙公約を「ローカル・マニフェスト」と呼び、これまでの選挙公約とは質的に一線を画すものとして有権者に提示する候補者が増えています。あなたは、首長選挙におけるこうしたローカル・マニフェスト運動の進展により、地方政治や自治体行政はどの程度変わると思いますか?

		合計	かなり変わ ると思う	ある程度は 変わると思 う	あまり変わ らないと思 う	まったく変 わらないと 思う	一概に言えない	N A
	国会議員	330	121	160	30	2	17	0
		100.0	36. 7	48. 5	9. 1	0.6	5. 2	0.0
	知事	44	12	23	2	0	4	3
属		100.0	27. 3	52. 3	4. 5	0.0	9. 1	6.8
性	市長	567	136	305	63	2	57	4
		100.0	24. 0	53.8	11. 1	0.4	10. 1	0.7
	東京23区長	22	6	8	4	0	4	0
		100.0	27. 3	36. 4	18. 2	0.0	18. 2	0.0

		Λ Δ Ι) 1- 10 -1- 1	レッイロボロ	.b .1- 10 -t- 1	. 1. 2. 2 = 1.	Limit) S	3.7.4
		合計	かなり変わ	ある程度は	あまり変わ	まったく変	一概に言え	NΑ
			ると思う	変わると思	らないと思	わらないと	ない	
				<u>ر</u> ام	5	思う		
						(E)		
	自由民主党	182	41	107	21	1	12	0
		100.0	22. 5	58.8	11. 5	0.5	6. 6	0.0
	民主党	111	68	37	3	0	3	0
		100.0	61. 3	33. 3	2. 7	0.0	2. 7	0.0
π/ r	公明党	16	8	6	1	0	1	0
政党		100.0	50.0	37. 5	6. 3	0.0	6. 3	0.0
別	日本共産党	1	0	0	0	0	1	0
力リ	·	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	社会民主党	10	0	7	3	0	0	0
		100.0	0.0	70.0	30.0	0.0	0.0	0.0
	その他会派・	10	4	3	2	1	0	0
	無所属	100.0	40.0	30.0	20.0	10.0	0.0	0.0

Q25. 現在の公職選挙法では、自治体首長選挙の候補者は国政選挙のようなビラの頒布が認められていないため、たとえ、候補者がローカル・マニフェストを作成したとしても、それを有権者に伝える手段はきわめて限定されています。現在、自治体関係者や国会議員の間では、首長選挙におけるビラの頒布解禁を求める声がありますが、あなたは、これに賛成ですか、それとも反対ですか。

		合計	賛成	反対		NΑ
					ない	
	国会議員	330	233	3	93	1
		100.0	70.6	0.9	28. 2	0.3
	知事	44	29	0	12	3
属 性		100.0	65. 9	0.0	27. 3	6.8
性	市長	567	340	20	202	5
		100.0	60.0	3. 5	35. 6	0.9
	東京23区長	22	10	0	12	0
		100.0	45. 5	0.0	54. 5	0.0

		合計	賛成	反対	一概に言え	NΑ
					ない	
	自由民主党	182	130	1	50	1
		100.0	71. 4	0.5	27. 5	0.5
	民主党	111	72	1	38	0
		100.0	64. 9	0.9	34. 2	0.0
ī:kr	公明党	16	13	0	3	0
必当		100.0	81. 3	0.0	18.8	0.0
政 党 別	日本共産党	1	1	0	0	0
77'1		100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	社会民主党	10	10	0	0	0
		100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	その他会派・	10	7	1	2	0
	無所属	100.0	70.0	10.0	20.0	0.0

(1) 地方交付税制度改革について(記述式回答結果)

Q08. 現在の地方交付税の仕組みについては、すでにさまざまな観点から改善点が指摘されています。次の中で、あなたがその通りだと思う項目があれば、そのすべてに○をつけてください。(複数回答)

⑥「その他」における自由記述

(自民党)

- ・ 地方交付税は財源保障機能、調整機能を守る。地方交付税は国有の財源である。
- ・ 交付税システムは世界的に見ても日本の誇るべき財源再分配システムだから、今後とも有効活用すべき。
- 都市部と地方において状況が異なるので①~⑥を一概には言えない。
- ・ 地方自治体の行財政改革に対しての取り組み度合いを評価する制度を創設し、交付税の算定基準を見直す。
- ・ 地方税改革をすすめることと一体として議論すべき。
- ・ 配分をもっと住民に密着した市町村に手厚くする。
- ・ 交付税改革より補助金改革を優先させるべき。
- ・ 地方交付税のあり方等全て見直す必要がある。
- ・ 増収の為の自助努力の成果が、より反映するように仕組む。
- ・ 出来る限り地方の自治が振るえるような制度への変更を望む。
- ・ ⑤を否定する特別な理由はない。
- ・ 人口数の割合による算定方法よりも面積とか立地条件の割合をもっと取り入れる。
- ・ 財源保障機能を保持しつつ、財源調整機能を更に強化すべき。

(民主党)

- ・ 財源保障の必要な分野を選定しなおす。
- ・ 行革実現度をプラス要素として算定方式に反映させる。
- ・ 前述もしたが、国の責任において財源の保障をすべき分野もある。それらの選定がまず、第一にあり、その議論も必要。
- ・ どの程度財源保障機能を持続すべきか、再検討する。
- ・ 地方交付税だけの見直しではなく、地方財政全体のあり方の中での見直しが必要。
- 財源保障の見直しをおこなうべき。
- ・ 税財源の地方への移譲を進めるのとセットで適切な財源調整機能として設計し直す。

(公明党

・ 地方の自立を歪めている過度な財源の再配分を是正し、便益とコストの関係が明らかになるようにする。

(社民党)

- ・ 自治体代表や有識者も加えて独立の「地方財政委」で配分を決定すべき。
- ・ 自治体に財政委員会を設置してはどうか。
- ・ 公共事業等ハード事業に手厚い算定をソフト事業重視に改善すべきである。総務省の裁量性を排除し、自治体代表や有識者も加えた独立の「地方財政 委員会」で配分を決定すべきである。

(知事)

- ・ 自治体の行革努力が反映される仕組みをビルト・インする
- ・ 地方も行財政改革を進め、地方自身の改革姿勢を示すべき。
- ・ 地方自治体の安定的な財政運営に必要な地方交付税総額の確実な確保、地方交付税・地方財政計画の透明化、中期地方財政ビジョン策定への地方の参 画の実現を地方6団体とも連携しながら求めていく。
- ・ 交付税だけを切り取って見直すのではなく、国と地方の役割分担と税制を踏まえた改革議論を行うべき。
- ・ 法定率の引き上げ等による財源不足の解消。
- ・ 税源の乏しい地方が国家全体に果たしている役割を踏まえた財源保障と財源調整の構築。
- ・ まず、税制度の改革により、できるだけ地域偏在の少ない地方税体系に転換し、なるべく多くの自治体が自主財源で行政運営を行えるような環境づくりを進め、その上で構造的に自前の税収ではカバーできない部分を交付税でしっかりと補填できる仕組みとすべきである。
- ・ 地方交付税は地方固有の財源であり、その見直しに際しては、財源調整・財源保障機能を堅持し、地方公共団体の安定的かつ持続可能な財政運営に必要な総額を確保することを基本とし、財源不足額に対しては、法定分の見直しにより対応すべきである。
- ・ 地方交付税の総額及び仕組みは、現行の地方交付税制度を踏まえれば、一般財源の総額の確保という視点で議論すべきである。
- ・ 財源保障の規模の見直しについては、国の関与や仕事の義務付けの抜本的な見直しにあわせて行うべき。財源調整機能は税源移譲を今後も引き続き求めていくことを踏まえ、税源偏在を調整する制度として今後も重要である。
- 地方歳出削減は当然という大合唱になりつつあるが、地方交付税に対する偏見、あるいは意図的な誤認に基づいて議論が進められていくことについては、強い憤りを感じる。
- ・ 基本的な行政サービスの水準の確保に支障が生じないように、地方交付税の財源保障機能を維持すべきである。
- ・ 中期地方財政ビジョンの策定を通じ、地方交付税の予見可能性を確保すべきである。
- ・ 交付税で算定されている行政需要の中には、過去において国の景気対策に協力する形で地方債を活用して補助事業・単独事業を行った起債の償還金も 多く含まれている。また、経常的経費の中には、正確に需要額に反映されていないものもある。したがって、行政需要を正確に算定し、見合った額を 確保することが必要である。
- ・ 地方財政計画の策定等に地方が参画できるようにした上で、地方の意見が反映される仕組みを構築する。
- ・ 地方交付税だけを切り離して議論すべきではなく、税源配分を見直すなど、抜本的な地方税財源の充実強化を図るべき。
- ・ 骨太の方針2006に向けて、次のような視点で改革に取り組むべきである。1. 国・地方が一体となった改革の推進。地方のプライマリーバランスは黒字といわれるが、実質的には赤字である。プライマリーバランスの改善にあたっては、歳出削減を一方的に地方へ求めるのではなく、国と地方が歳出削減に向けて一体的に努力すべきである。2. 不交付団体の増加には地方税の充実が不可欠。不交付団体の増加には、地方交付税の削減ではなく、

地方税の充実が不可欠である。当面、国税と地方税の割合=1:1を前提に、税源の偏在に留意しながら、税源移譲による地方税の充実を図るべき。3.地方交付税は基本的な行政サービスの提供に必要不可欠。地方交付税は、どこの地域でも、国・地方を通じた基本的な行政サービスを提供できるよう、地方税の地域間偏在を調整し、財源を保障するために必要不可欠な財源。このため、地方固有の財源といわれる。地方公共団体の行う行政サービスの大部分は、国が法令等で基準を設定しているものや実施を義務付けているもので占められており、こうした行政サービスは国と地方が財源を持ち合い共同で実施。このため、国・地方を通じて行政サービスの内容や水準を点検することが必要。4.地方交付税は中間(移転)支出であって最終支出ではない。地方交付税は国が地方に代わって徴収した地方税を一定の合理的な基準により再配分する中間(移転)支出であって、行政サービスの水準を見直さない限り、社会保障や公共事業等の最終支出と同列に削減することはできない。5. 赤字国債を財源とする国庫補助事業等の整理・合理化。地方交付税の増加原因は、主として赤字国債を活用した国の政策に基づくもの。国・地方を通じた財政再建にあたっては、地方交付税のみを大幅に削減するのではなく、まず、赤字国債を財源とする国の事業の整理・合理化を徹底すべき。6. 国の政策的な事業に対する交付税措置の確実な履行。景気回復や政策減税、財政対策等国が後年度財源措置するとした約束分の交付税措置を確実に履行すべきであり、地方交付税を減じるようなことがあってはならない。7. 財源不足に対する恒久的な法定率の見直しにより抜本的に対応すべき。これにより、地方公共団体が地方財政措置の枠内で、責任を持って自立的な財政運営を行うことが可能。8. 地方財政計画策定等における国と地方の調整機関の設定。地方財政計画の策定過程や交付税算定の透明化を進めるべき。地方財政計画の策定過程において、国と地方の代表者が協議を行うための場の設定を制度化すべき。

- ・ 交付税改革のポイントは予見可能性の向上。
- ・ 交付税総額に関しては、中期ビジョン (3年程度) を策定することで、予見可能性を高め、適正な法定率を再セットすべき。
- ・ 基準財政需要額の中で、法令で義務付けられているが無駄、不要と考えられるもの、政策誘導などモラルハザードを生み出す仕組みを見直すなど、質 を改善し、持続可能な制度とする。
- ・ 地財計画の策定過程、交付税の算定方法等の透明化・ルール化を徹底し、地方財政が予見可能な制度とするとともに、国民にもわかりやすい仕組みとする。
- ・ 地方交付税の原資の安定確保(法定率の引上げ等)。
- 地方財政計画策定への地方の関与。
- ・ あるべき財政需要を的確に捕捉するための必要な補正の充実。
- ・ 「中期地方財政ビジョン」の策定を通じて、地方財政の予見可能性を高めるとともに、財源不足額については、地方交付税の法定率の見直しで対応する。
- ・ 国と地方の役割分担を明確にした上で、その役割にふさわしい財源を確保するための新たな税財政制度を再構築する必要がある。
- ・ 交付税の算定方法を地方にとって分かりやすいものにする。
- ・ 国が地方に一定の行政水準の確保を義務付けている仕組みを前提とする以上、交付税による財源保障機能及び財源調整機能を堅持する必要がある。財 源保障機能及び財源調整機能を強化し、確実に財源措置を行うこと。
- ・ 地方財政計画の策定に当たっては、国と地方の役割分担を明確にした上で、地方のあるべき行政水準を検討するとともに、地方の意見を反映する仕組みを構築すること。
- 交付税算定の透明性の確保。
- ・ 地方税の充実強化により、不交付団体人口を増やすべき。また、地方交付税の財源不足を地財対策により、特別会計の借入や臨時財政対策債の発行等で穴埋めするのではなく、中期的な視点に立って法定率の変更で対応するという本来の姿にもどすべきである。さらに、地方交付税総額や配分方法等を決定するに当たっては、地方が参画する機関を設置し、地方団体間の連帯の精神に基づき決定できるようにすべきである。
- ・ 地方交付税の名称を「地方共有税」のように地方の固有財源にふさわしい名称とすること。地方財政計画・地方財政対策を、総務省と財務省の折衝に よる決定から、地方6団体も含めた折衝とし、そのことを制度化すること。
- ・ 本県及び県内市町村のような財源の乏しい地方公共団体が引き続き適切な行政サービスの水準を確保・維持できるよう、地方交付税の財源保障機能及 び財源調整機能を堅持する必要がある。
- ・ 地方交付税が地方固有の財源であることを踏まえ、原資となる税目・法定率から算定方法までの制度全般にわたり地方が主導的に決定していけるものとすべき。

(市長)

- ・ 私は市長になって4年、過去の借金の清算に追われる4年間であった。起債という誠に無責任な方法で地方が借金を重ねてきた現実は反省せねばなら ぬが、政策誘導により押し付けてきたのは国である。私たちの世代だけではない。子供や孫たちの代まで負担させてきた負債を地方交付税が補填する 方式で景気対策等で地方に押し付けた責任をとってもらった上での議論なら大いに結構だと思う。
- ・ 経営的視点でやっている自治体の評価をしっかりすべき。そして、全国どこにいても最低限の生活基本と社会資本整備は国の責任においてやるべき。
- ・ さらに税源移譲が進むのであれば、総額の削減及び不交付団体の割合を増加させることも認められる。
- ・ 交付税の税等を簡素化し、内容を天下に公開すべき。ブラックボックスの観が強い。
- ・ 地方自治体の実態に合った交付税の算定をする必要あり。国土の面積、海岸線、領海を積算の要素とする。人口のみでない。
- ・ 交付税制度は自治体の自立を妨げる悪いシステムである。入るを測って出るを制す。交付税支給総額を15.9兆円から実質財源のある11兆円に早 急に減額すべき。
- ・ どのような地方分権社会という国家システムをつくるのかが未だ不明確で、手段の話が先行している。地方が安定し、栄えるための財政システムは当 然必要であり、国だけ助かる財政改革では良くない。交付税もそれら手段のひとつでもある。
- ・ 国土・環境保全など、面積によって評価なり、守る仕組みを支える考えを入れるべき。積雪や困難要因の加味の内容を明らかにすべき。
- ・ 地方交付税は、あくまでも、地方税など自主財源についての偏在による財政力が弱い地域に住んでいる住民にも安定した行政サービスが提供できるよう、財源保障、財源調整を行うための制度であり、まず、地方税の充実とセットで見直しが行わなければならないものであり、地方交付税単独の議論としてでは問題がある。
- ・ 地域間格差が大きい事項についても単位費用で一律算入され、不均衡が生じている。
- ・ 国土の均衡ある発展のため、交付税制度を維持すべきである。
- ・ 地方におけるユニバーサルサービスは、地元負担だけで到底まかないきれないレベルである。しかも北海道においても遅れている公共基盤はまだまだ ある。そういう観点でいうと単純にしすぎても問題があるので、もう少し時間をかけて制度設計を検討する必要がある。
- ・ 国により次々と交付税措置される事業及び起債が増えているが、交付税総額が削減される中で市町村合併や行政改革に対する優遇措置等も加味され配 分額が算定される状況にあっては、本当に交付税措置がなされているのか不透明であり、この点を改善していただきたい。

- ・ 算定過程への地方参画、透明性を向上すべき。
- ・ 団体の規模が小さいことによる経費のかかり増しを補う補正をうすくする (段階補正)。
- ・ 地方交付税の大幅削減が示唆されているが、もう一度、都市と農村の生活環境の差異を検討していただきたい。このまま交付税削減が進むと、自主財源の乏しい農村部においては、生活環境の格差が広がり、なお一層、都市部への人口集中が加速し、農村部の過疎化や高齢化が進むと思われる。
- ・ 地方としても、より一層行財政改革を進め、スリム化を図った上で行政需要に見合った額を確保すべきである。
- ・ 人口と面積といった単純な基準によることには反対。財源対策とセットでの話。国の基礎的財政収支(プライマリーバランス)の算定から除外するということ。
- ・ 財政力の弱い地域においても一定のナショナルミニマムが確保できるような仕組みづくりが必要である。
- ・ 3年間で交付税5.1兆円削減され、税源移譲に伴う交付税の法定率分が1兆円減っている。法定率分を引き上げるべき。
- ・ 第2期改革では、地域間の税収格差に留意!財政力の弱い団体に配慮したバランスのとれた改革を進めるべき。
- ・ 水源保全等の広域的機能や役割に対する評価を重視すべき。
- ・ 都市と農村、大都市と小規模都市により、あり方の考え方は相違してくるものと思う。従い、一率的にあり方を論するのは無理がある。
- ・ 交付税に代わる新たな財源保障機能を確立する。
- ・ ナショナルミニマムを実現するために、全基礎的自治体に交付すべき。
- ・ 財源保障機能は、交付税ではなく、国が主体となってナショナルミニマムとして実施・対応すべき。
- ・ 補助金と交付税が先行的に削減され、税源移譲が先送りされている。税源移譲をしっかりとやる財政分権が不可欠である。量的削減はもはや限界にきている。
- 地方交付税に依存していない自治体にとって、国からの新たな事務等が交付税算入という名目で、財源を自治体に転嫁されると当該自治体の財政を圧 迫することとなる。
- ・ 地方財政計画と決算とのかい離の是正及び税源移譲に伴う地方交付税の法定率分の減少額について、交付税率の引き上げにより確保されたい。
- ・ この事業をやれば起債を認め交付税で後は面倒みる。こういうことはやめるべき。
- ・ 交付税算定方法に地域の自然環境の役割、面積、山村の価値を算定基準に加え、地域環境評価値を重んずべき。
- ・ 財政的に厳しい地方については、財源保障機能は残すべきと思う。
- ・ 合併市町村に対するメリット(合併特例債)が将来においても確保されるよう適切な措置を講じる。
- ・ 中核市をはじめ、都市自治体の事務、事業の実態に即した算定方法の見直しを行う。
- 「合併支援策である合併特例債のメリットの保障」合併推進の支援措置として合併特例債制度が導入され、市町村は支援措置を考慮し合併の検討を行い新市建設計画を策定しているにもかかわらず、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」においては、国の歳出見直しと歩調を合わせ地方歳出の見直し抑制等の改革を行うとしており、地方交付税についても今後削減が進むことが懸念される。また、現下の情勢において地方財政計画の削減により不交付団体を増やすとの施策は合併特例債制度導入時の趣旨と矛盾するものである。⇒合併特例債の補てん措置とメリットの保障を望む。国が補助金の箇所決定をし、地方債を発行許可し、交付税措置するという国主導の交付税の仕組みを変える必要がある。また、この仕組みに深く関与している財政投融資制度を変える必要がある。
- 地方財政計画や地方交付税制改正等に地方関係団体の参画をはかる。
- ・ 地方の実情をよく精査したうえで決定すべき。
- ・ 特別地方交付税の算定根拠を明確にすべきである。
- ・ 地方交付税の算定方法を簡素化し、国の影響度を低くする必要はあるが、三位一体改革による税源移譲に伴い、財源の地域間格差が広がる恐れがある ため、地方交付税の減額は行うべきでなく、必要額を確保し、水資源の保護、国土保全の役割を担う地域に配分すべきである。
- ・ 交付税の算定方法を改正する。算定基準の基礎となっている定住人口に交流人口(特に宿泊)を大きく影響させるべきである。
- ・ 交付団体、不交付団体のルールが不明確で国の担当者のサジかげんで決められてしまうような感があり納得できない。
- ・ 国が、法令で地方に義務づけている業務が相当程度ある以上は、財源保障機能を維持することは当然と考える。
- ・ 交付税の減分+補助金の減分+税源移譲=0となる文字どおりの三位一体の改革をやればよい。
- ・ 地方公共団体の財政状況が安定するまで現状を維持すべきである。
- ・ 基礎自治体の業務の見直しもすべき (本当に行政がやるべき事業なのかどうか)。
- ・ 必要な財源は国で責任を持って確保すべきであり、不足分を特別会計借入金で賄うのではなく、交付税率を弾力的に運用すべきである。
- ・ 財源補障機能と財源調整機能を一体的に果たす所要額の確保。
- ・ 地方財政計画と決算における投資的経費・経常的経費のかい離の同時一体的な是正。地方の参画による「中期地方財政ビジョン」の策定。
- ・ 地方の財源不足に対する法定率の見直しによる財源措置。
- ・ 地方交付税制度のあり方については、その配分ルールも含めて、地方6団体の協議を経て決定する仕組みとすべきである。
- ・ 国民は居住地の如何にかかわらず、自助努力と相俟って一定の生活水準が保障されるべきである。地方行政がその条件をつくり出すべき、財源補障、 財源調整を国が地方交付税制度によって行うことは必要不可欠である。
- ・ 需要額に算入されている法定事務経費について。事務の見直しとともに見直しを検討する。
- ・ 交付税を減らすのであれば、その分税源を地方に移すべき。
- ・ 地方への税源移譲を徹底した上で、地方自治体間の水平的な財源調整期機能の創設を図るべきと考える。
- ・ 国から自立した財源として、国で定めた一定水準の行政サービスを提供するためには、財源保障機能も必要であり、また財源調整機能もより強化する 必要があると思われる。
- ・ 財源保障と財源調整の両方の機能を堅持するべきと考える。
- ・ 市域面積に応じた算定方法を明らかにすべきである。
- ・ 合併特例債の償還の70%の交付税措置については、地方交付税全体の見直しの中で、不透明な状況で削減されることのないよう、切り離した形で明確化し、必ずその額を保障する。
- ・ 地方交付税改革は必要であるが、財政力格差の吟味、財政力の弱い自治体に必要な財源が行き渡る改革が必要。
- ・ 行革努力の成果が反映されるような仕組みにする。
- ・ 簡素化について、人口や面積のみで計算することになれば、税収が少なく、人口の少ない都市は破綻してしまう。所得再分配機能を残すべきだ。税源 は一部の大都市に偏在している。

- ・ 基準財政需要額のさらなる引下げについては、現状と乖離したものとなり反対。
- ・ 財源調整機能と財源保障機能は表裏一体の関係にあるので、両方の機能を残し、地方交付税の確保をお願いしたい。
- ・ 今後の人口減を考えるとき、出生率の高い地方に子育てに要する経費として交付税で優遇すべきである。
- ・ 単位費用の清算の結果計算される基準財政需要額を基に算定される地方交付税は元気な地域づくりの為の共通の土俵が、地方交付税制度であり、財政 調整機能の最たるものだと考えている。
- ・ どれも良くわからない。財源の無い地方にとっては地方交付税なしにはやっていけない。税源移譲も或一定規模以上の都市にとっては有効かも知れないが高齢者が多く市民も少ない所ではマイナスとなる。
- ・ 地方交付税については、客観的指標に基づいて、標準的なサービスを確保する財源保障機能と、財政力是正に改善を図るべきである。
- ・ 新たな制度導入時の財源の交付税算入は、不交付団体にとって著しい不利益であるため、改善を求める。
- ・ 国の責務において実施される事業(生活保護、児童扶養手当)について、実際の所要額と交付税算定額との間に乖離が生じないよう適切に算入していただきたい。
- ・ 地方自治の強化、確立のためには、財源保障機能による総額確保は、必要不可欠である。
- ・ 様々な面から地方分権に沿う検討をお願いしたい。
- 財源保障機能と財源調整機能の堅持・強化を図る
- ・ これ以上、国の借金をふやさないために、特会借入金をなくして入口ベースと出口ベースを同額として配分する。
- ・ 現在の地方自治制度を維持する前提であれば、一定の財源保障機能は残さざるを得ないと考える。しかし、財源保障機能の行き過ぎは、自治体の財政 的自立心を低下させるため、改善を図るべきである。また、普通交付税の算定を簡素化し、不交付団体の事務負担の軽減を図るべきある。
- ・ 地方平衡交付金制度の原点に返った見直しも必要。
- ・ ③について、不交付団体の割合は増加させるべきであると考えるが、それは、税制の見直しにより、地方が自主財源で自主財源で行財政運営を行えるようにすることが前提と考える。
- ・ 財源保障機能は限りなく廃止する方向が望ましいが、それは地方公共団体の権限に見合った税源移譲が完全に実施されることが大前提である。 (東京23区長)
- ・ 交付税対象項目の精査が必要である。
- いずれの案も直ちに賛同できない。
- 行政改革の努力が実る仕組みを導入。
- 地方交付税が大都市部特有の財政需要を反映していない点や、特別区の東京都との合算規定等、至急改善すべき点は多い。

(2) 第2期三位一体改革の進め方について(記述式回答結果)

Q13. あなたは、国と地方の税財政の見直しを行う三位一体改革について、今後、具体的にどのように進めるべきだとお考えですか。税源移譲、地方 交付税や国庫補助の見直しなど、どのようなことでも結構です。ご意見があれば下記にご記入ください。

(自民党)

- ・ 国と地方の二重政府を廃し、その役割分担を見直すことが重要。
- ・ 地方分権は国から地方へということが基本であるが、地方自身も行革を進めるとともに自立指向を高めなければならない。その流れの中で一層の税 源移譲は不可欠であり、国庫補助もヒモ付きをなくしていくべきである。
- ・ 国と地方の協議の場が対立状況とならないよう、その開催方法などを工夫すべきだ。
- ・ 地方議会も含め、自治体の規模やあり方を改革することとセットにして、地方分権は行われるべき。
- ・ 道州制のビジョンを確立し、それに向かって具体的なスケジュールで三位一体改革を進める。
- ・ 基本的に税源移譲を伴う三位一体改革等、国、地方のすみ分け論を推し進めるべきと考えるが、教育の基本に関する問題等、国のかかわりを残すべきものと、そうでないものとの区別は議論の中で結論を出すべきだ。
- 単なる数字合わせとならないようにすべき。補助率の変更や交付金化よりも国と地方との役割をよく考慮し、抜本的な移譲を実施すべき。
- ・ 地方自治体をしっかりさせてからすべて始めるべきだ。
- ・ 道州制にしてから三位一体をやるべきであった。地方団体の体力に極端なバラツキがある現状での三位一体には基本的に賛成しにくい。
- ・ 国と地方の役割分担に関し、さらに明確な哲学を示す必要がある。個々の補助金についての政治的なかけ引きばかりが表に出ている印象がある。
- 道州制とセットで三位一体改革を検討すべきだと考えている。
- ・ 現在は地方税収が自然増になったり、また税収そのものの増加を図っても、その分地方交付税が減額され、地方の財政再建が大変厳しい状況にある。 地方交付税のうち借入による部分を早期に減少することは必要であるが、地方財政にも多少のゆとりを持てるような配慮が必要。
- ・ 国と地方の役割をもう一度見直すこと。住民サービスについて精査し、何らかの形でベンチマーキングする。直接税、間接税のウェイトを考え直し、 間接税のウェイトを上げる。財政力の弱い団体に限り交付税により財源調整する。
- ・ 地方分権は大いに進めるべきだが、地方の行財政改革も併せて強力に推進すべき。
- 税源移譲の額を増やす。
- ・ 地方交付税は地方税とセットで見直す必要がある。
- ・ 教育・医療福祉等、全ての人が憲法に保障されている権利において地方分権の中で格差(最低限は守られる)が生じないよう心掛けながら三位一体 を進める。
- ・ 地方主権時代をすすめるために道州制を早急に検討すべき。町村合併をもっと大胆に。
- ・ 交付税の簡素化、地方消費税の充実などによる税源移譲を実施。国の補助金分配部局のリストラを徹底。
- ・ 国の働きは税収の偏在を防ぐ役割がある。今後は、税収力の弱い地方団体に厚い配分システムを考えるべき。
- ・ 補助で縛り過ぎている面はある。しかし補助金で行った方が合理的と考えられる政策があることも事実。
- ・ 国・地方各々が自己責任で金を集め、サービスを提供することによる規律の回復が必要。
- ・ 行政制度を早く改革(道州制等)して地方の受け皿を早急に作る事。
- ・ 権限に見合う税源移譲を行い、新たな地方交付税の算定基準を策定し、特定財源を地方が求めるものに重点を置き、国庫補助から交付金制度に移行する。
- 地方の課税自主権の拡大。
- ・ まずは、地方歳出の徹底した見直しをすることが重要。
- ・ 首長と議員と役人の考え方と能力のチェックが必要。
- ・ 地方交付税を、地域振興や企業誘致のため努力をした自治体に手厚く分配されるような仕組みに改めるべきと考える。
- ・ 消費税率の引き上げにともない、地方消費税を増やし、地方交付税を減らす。
- ・ 三位一体改革と財政再建との関連をもっと論議を深めるべき。
- ・ 補助金改革を先行させるべき。
- ・ 先ず、将来の国のかたちを国・地方が共有すべきである。道州制移行について将来ビジョンを共有する事から地方分権を示さなければどうにもなら ないと思う。
- ・ 税源はどこに奈辺にあるのか!?需要は、どこに湧き上がっているのか!?現実への対応こそが、硬直した現状を打破しよう。
- ・ 行政効率化に努力をした自治体は、交付税による収入が増える(報われる)仕組みが必要。
- ・ 住民税の法人税割を廃止し、その分国の法人税率を引上げ、国の増収分だけ交付税率を引上げる。消費税の交付税導入を止め、その分地方消費税に 回す。国として責任を有する行政は安易に地方に押し付けないこと。
- ・ 税源移譲をして、地方交付税を廃止する方がよい。
- ・ 更に推進し、地方での問題点を一つ一つ解決していくことが重要である。
- ・ 地方の存在を明確にできるようにしていく議論が必要。
- ・ 地方分権が地方の行財政改革につながるよう検討すべき。地方の声をしっかり汲み上げる、他の仕組みを創る方が良い。
- ・ 地方自治が行われる方向に権限も税源も動かすべき。その際生ずる地域間格差に関しては国が責任を持つべきは国家として当然の責務であるが。
- ・ 国内で統一しておかなくてはならないところと、地域の特性にまかせていいことの線引きを今一度精査し、地方分権化を進める。それにあたって道州制の議論もふまえ、税源移譲の地方交付税・補助金を含めた改革を進める。
- ・ 住民にメリットや課題など、情報公開、説明責任を果たす必要がある。
- ・ 国と地方の役割の見直しを行ったうえで、地方の裁量性が大幅に増す税源移譲を行う。
- ・まず、国と地方の役割について議論を深め、その分担を明確にする。
- ・ それぞれの自治体が、自ら(生活者・行政)が自らの意思や体を使って、町づくりを行っていくには、どうしても自らの足腰を鍛えていかなければならない。その意味で、三位一体改革は今の日本には必要。その中で、どうしても自らだけでは動けない自治体もきちんと認識し、対応する。

- ・ 人口減少、少子高齢化に対応するため、「国と地方」、「都市と地方」が機能を分担し連携、共生することが必要。
- ・ 法人所得税を見直しつつ、消費税でもって、地方財源を確保する。
- ・ 地方への権限と責任の委譲、地方債の後年度交付税措置の原則廃止。地方共同税による地方間調整など。
- ・ 努力した地方もしない地方も同じではダメ!!
- ・ 国と地方の役割分担を抜本的に見直し、その上に立って、税源の分配等の議論を進める。
- 行政サービス水準を見直す議論からはじめるべき。
- 地方への事務・権限の移譲、府県→市町村への事務権限の移譲を先行ないし同時並行させながら、税源移譲→補助金の縮減→交付税の改革と進む。
 地方分権社会において、国と地方の役割がどうあるべきか再確認すべき。
- ・ 断定的な意見まで検討していない。目下勉強中。
- ・ 税源移譲と権限の移譲も必要。
- 地方税主体の税制と地方間の交付税制度→広域行政。
- ・ 国と地方が共に利害を有する事務事業に対する財政負担のあり方について、その基本的な考え方を整理し、国と地方の財政負担のあり方を明確にしない限り、さらなる改革は難しい。
- ・ 市町村、都道府県、国の役割分担を現状分析、評価を前提に見直しを優先する。
- ・ 国と地方の仕事を明確に区分する。その上で地方の財源を手当てする。補助金は廃止。交付金は単純な基準で!中央はたとえ金は出しても口は出すか!
- ・ 地方分権を確立していく上で、税源移譲をより積極的にすすめていく必要がある。但し、税の偏在が現実として存在し、その調整を相変わらず地方 交付税に頼るのではいつまでたっても分権は実現できるものではない。この際国と地方の役割を明確化し、地方交付税に依存することのない新しい 税財政システムの抜本的見直しを図るべきである。その一つとして地方共有税という視点も看過できないと思う。

(民主党)

- ・ 抜本的な税財源移譲の第一段階として、国の補助金のうち国が責任を持つべき事業に係わる補助金以外を原則廃止し、税源移譲や課税自主権の強化 を進める。なお、過渡的措置としての一括交付金の活用も考える。
- ・ 自治体間の格差を一定程度調整するために、地方交付税制度を抜本的に改めた、透明性の高い財政調整制度を構築する。過疎、離島などの特殊地域 については、特別の財政調整制度を設ける。
- ・ 各県、各地の状況が多様である。一律にはいかないものがある。税源移譲と地方交付税の見直しの場が必要。
- 税源移譲。
- ・ 税全体を根本的に見直す必要がある。複雑すぎる税体系であり、国民(納税者)が理解をできることが大切ではないか。
- ・ 20兆円の補助金の内18兆円を廃止し、地方税として移譲する事。
- ・ 地方イニシャティブ…地方が仕事の移譲を要請する権限をもたせる。
- ・ 国と地方の行政組織のあり方から見直すべき。
- ・ 国としての責任範囲をしっかりと決め、それ以外の補助金は廃止、財源の移譲を進める。自治体間格差については、特別の財政調整が必要。
- ・ 大胆な税源移譲及び課税自主権をすすめる。
- 税源移譲をきちんとすること。
- ・ 国の直轄事業や義務的事業は地方負担金をなくす。補助事業は基本的にやめる。現在の補助金は上記基準にもとづいて移譲する。
- ・ 三位一体改革が真の改革にはなっていない。税源移譲や課税自主権を強化しつつ、地方分権を推進する。
- 民主党分権改革案にそって実施。
- ・ 税財源問題の前提として、国と地方の役割分担の抜本的見直しを「補完性の原則」に基づいて行った上で、できる限り、使途の特定されていない一般財源を地方が確保できるようにすべきである。
- ・ 地方の政策・財政の自由度を高める方向で税源移譲を進めるべきである。
- ・ 補助金は原則廃止。経済力の弱い地域に対しては、国が財政調整機能を果たす。
- ・ ナショナルミニマムを確定し、地方の権限と責任を明確化するなかで、自治体の長の行政手腕が問われるようにする。
- ・ まず、国が責任を持つべき事業(サービス)と、地方で行うべき事業(サービス)との仕わけを行い、その上で税財源の調整を行う。金額ありきの 三位一体改革は、無責任な依存体質をさらに助長させることにより、この国の行く末を危うくする。
- ・ 税源移譲、国庫補助の見直しを、期間(移行の年限)と規模の目標を明確にして進めていくべき。
- ・ まずひも付き補助金を一括交付金にする。次に、税源移譲する。それと同時に交付税の調整機能を強める。
- 自治体間格差の調整が必要。
- ・ 地方交付税制度から新たな財政制度の構築。
- ・ 国のナショナル・ミニマムを決めていく必要がある。その上で地方の独自性は自主財源で出していくべき。財政調整は依然として必要である。
- ・ 財源の移譲を進めるとともに、交付する資金の使途についての自由度を高めるべき (一括交付金等)。また、将来的には地方が完全に独自財源を基に 自立経営を進められるようになることが理想だが、現在からの過渡的な措置として国における財源調整を行う必要がある。
- ・ 地方と国の役割分担のあり方について「補完性の原理」を基本として整理をし直し、国が責任を持つべき事業に関わるもの以外の補助金を廃止し、 税財源の移譲を徹底して進める。地方交付税制度については同時ゼロから見直し適切な財源調整機能を構築し直す。
- ・ 教育制度においてもそうだが、義務教育など国が定めた責任は国がもつべきであり、その役割の明確化が必要。
- ・ 根本的に変えるべき。国の行政、地方の行政の役割りをはっきりさせる。
- ・ 地方交付税算定根拠の基準財政需要に基づく地方財政計画についてはもう少し地方別の物価水準に準拠した算定方式に改めるべきである。
- 大胆な税源移譲。
- 国庫補助の廃止。
- ・ いわゆる「ひもつき補助金」を廃止し、地方へ税源移譲、一括交付金に改める。
- ・ 可能な限り国庫補助を廃止し、税源移譲、地方交付税で対応する。
- ・ 310の島に居住している実態や、中山間部にも住んでいる過疎地、離島等については特別な財政システムが必要である。
- ・ 地方分権を進めるにあたって、東京一極集中の是正が重要。地方分散が進めば、税収構造も変化する。国の基本骨格を、きちんと議論するべき。
- ・ 税源移譲の拡大、とりわけ安定財源としての消費税を拡充。国庫補助金の大半を徹廃。交付税のうち法人税を除き、消費税を組み入れ。

- ・ 地方の声を聞き取りした上で、制度(内容)を考えていく。
- ・ 上記の見直しは当然必要。地方自治体の再見直しも必要。
- ・ 地方6団体の要望を基本的に政府は尊重し、必要な権限、財源、人間を積極的に地方に移し、国が担うべき役割を明確化すべき。
- ・ 国の補助金のうち国が責任を持つべき事業に係わる補助金を廃止。
- 税源移譲を進める。
- ・ 地域間格差の調整に向け地方交付税制度を抜本的に改める。
- 補助金の一括交付金化。
- 税源移譲、課税自主権の拡大。
- ・ 補助金の削減を行い税源移譲を進めることが必要。但し、過疎地域においては特別の調整制度を設けるなど地方の格差の調整は必要。
- ・ 道州制を着地点としてロードマップを作るべき。その前段として、まず、規制改革が必要。現在政府が行っている事務を見直し、不要なものは廃止、 民に移管できるものは民(NPOやNGOを含む。)に移管。その上で、政府が行うべき事務のうち、地方政府が行うべきものと中央政府が行うべき ものを区分。地方政府が行うものについては、道州、市町村に権限委譲。また、事務にみあう税源を、地方政府に移譲する。交付税については、財 政規律を確保する観点から、必要最小限とし、道州内で、財源の調整を図るなど、道州単位で財政的に自立することが望ましい。

(公明党)

- ・ 経常的に行われている事業の補助金、負担金については漸進的に廃止していく一方で、消費税等の税源の移譲を進める。
- ・ 地方交付税については仕組みを簡素にし、一部の専門家にしかわかり難いブラックボックス的要素を排する。
- ・ 国と地方の役割分担の明確化。生活保護者とか義務教育で混乱する。どことどこを分けるのか、はっきりさせる。
- ・ 地方の債務残高は、現在200兆円を超える水準にある。国も同様であるが、資金調達の手段として地方債発行に過度に依存すれば、そのツケは将来世代に転嫁されることになる。その一方で、地方債残高を減少させている自治体もあり、三位一体改革を一層進める上で、全国の自治体はプライマリーバランスの黒字化に加え、地方債残高の抑制目標を策定し、その実行に今こそ取り組む必要がある。

(共産党)

・ 国民負担増なしで国から地方への税源移譲を先行させるべき。

(社民党)

- ・ 地方交付税改革は三位一体改革とは切り離すべきだ。これは地方の歳入歳出が決まれば自ずと決まるもので、現在の論議は改革に名を借りた削減論 でしかない。
- 地方への大胆な税財源の移譲。
- ・ 地方交付税による財源調整機能をしっかり担保すべき。税源移譲を大きくする事によって市町村格差がますます強まるのは解消すべき。
- ・ 地方交付税は別立てで考えるべきだ。まず削減ありきは問題。
- ・ 税源移譲は、基幹税で行うべき。税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系を構築するべきだ。
- ・ 応能負担を原則とした税制にすべきである。特別会計を抜本的に見直し、ムダな支出を抑えるべきである。自治体の自主財源確保のための法制度の確立を急ぐべきである。
- ・ 地方の意見を十分に聴きながら、真の分権、自治の実現のための税財政改革を推進するため、国・地方協議の場を定期的に開催し、これを制度化すべきである。
- ・ 本来の「三位一体の改革」は、地方自治の確立に向けた「地方分権改革」であり、自治体の自己決定の幅を拡大し、自由度を高めて創意工夫に富んだ施策を展開することにある。地方の歳入の真の転換を図って、歳入の自由度を増すということによって地方の自主性、自立性を高めるようにすべきであって、国の財政削減目的や、国の関与を残す手法には問題がある。税源移譲については、基幹税により行うこととし、税源の偏在性が少なく税収の安定性を備えた地方税体系を構築するべきである。地方の意見を十分に聴きながら、質の分権・自治の実現のための税財政改革を推進するため、国・地方協議の場を定期的に開催し、これを制度化すべきである。地方交付税改革は、三位一体の改革とは切り離すべきである。交付税は地方の歳入・歳出が決まれば自ずと決まるもので、数値目標にはなじまない。改革に名を借りた削減論は問題である。
- ・ 地方交付税改革は、三位一体の改革とは切り離すべきである。交付税は地方の歳入・歳出が決まれば自ずと決まるもので、数値目標にはなじまない。 改革の名を借りた削減論は問題である。
- ・ 本来、地方自治の確立に向けた、「地方分権改革」が目的である。歳入の自由度を増し、地方の自主性、自立性を高め、国の財政削減目的や国の関与 を残す手法は問題がある。

(その他会派・無所属)

- ・ 国のヒモ付補助金を全廃し、使途を限定しない「一括交付金」として交付。
- ・ 税源移譲は地方にとってありがたいと思うが、課税対象が少ない地域に対しては地方交付税で補わなければならない。
- ・ 地方交付税の財源調整機能は、自治体によってさまざまな格差がある中では必要なものであるが、簡素化・透明性を高めるなどの改善が必要。また、 教育・生活保護費など、国が一定の責任を持つべき分野の補助金は残すべきだが、それ以外は原則廃止で良いのでは。

(知事)

- ・ これまでの「三位一体改革」は、数字ありきの補助金削減、地方の財政的自立に結びつかない税源移譲など、地方分権の本旨を全く理解しない内容である。国と地方の役割分担を明確に規定するなど分権改革の初心にかえって仕切り直すことを求める。
- ・ 役割分担に応じた財源の確保が必要。住民に身近な行政サービスを実際に担っているのは国ではなく地方団体であり、年金、防衛等の特定分野を除き、地方団体が大きな役割を果たしている。また、地方の一般歳出の大部分は、国が法令等で基準を設定し、実施を義務付けているものである。こうしたことを捨象して、国から地方への財政移転額(補助金、地方交付税)の大きさ(16 年度 = 33 兆円)のみを問題視するかのような議論はおかしい。地方団体の役割分担に応じた財源確保が必要不可欠であり、国から地方への財政移転を縮小するのであれば、まず、①国・地方の役割分担の見直し、②役割分担に応じて、国:地方=3:2(3 兆円税源移譲後は 54:46)となっている税源配分を見直し、自主財源である地方税の充実に向けて偏在性の少ない地方税体系を確立することが必要である。ただし、地域間の財政力格差が、当該団体の努力の如何にかかわらず、厳然として存在するという実態を踏まえれば、地方交付税による財源保障・財源調整機能は引き続き重要であり、地方税と地方交付税をあわせた地方一般財源全体として所要額の確保に留意していく必要がある。
- ・ 歳出削減のためには行政サービス水準の議論が必要。基礎的財政収支(プライマリーバランス)の改善のために重要なのは国・地方を通じた実質的な歳出の削減であり、国・地方間の中間的支出である地方交付税については、その結果、削減可能となるに過ぎない。そもそも地方団体は、財政力の如何にかかわらず、一定水準の行政サービスを法令等により義務付けられており、それを実施可能なものとするために、地方交付税等による財源保障が

行われている。したがって、地方財政計画の歳出縮小、地方交付税削減を論ずるのであれば、行政サービス水準のあり方を十分議論し、国と地方を通じて、どの程度の歳出削減を行うのか、合意形成を図るべきである。その際には、①これまでの地方団体の行政改革努力(例:16年度地方交付税の2.9兆円12%もの大幅削減への対応)、②国以上に厳しい目標設定(集中改革プランとして4.6%定員削減を目標。一般行政職では軒並み10%以上の大幅削減)を説明し、こうした努力をした上でもなお必要となる額については確保すべきである。

- ・ 地方交付税が地方の固有財源であることの明確化。地方交付税は、地方の固有財源であって国の補助金でないこと、また自主性を損なわずに財源の 均衡化を図り地方行政の計画的な運営を保障するために不可欠なものである。そのためにも、地方交付税の法定率分を国の一般会計を通さずに、特 別会計へ直入すべきである。
- ・ 過渡的目標である国:地方の財源構成1:1すら到達できていない現状においては、更なる税源移譲を求め続けるべき。地方交付税についても、総額議論云々の前に、算定過程の透明性向上や、地方の参画による算定など抜本的改革を進めるべき。財源保障の議論については法律による地方の事務の義務付けを制限することが必要。国庫補助金の見直しについては、地方の裁量を拡大するため第一期改革で数多く積み残された奨励的、小規模・零細補助金の廃止・税源移譲を実施すべき。今後、国民を巻き込み、国民的議論の下に進めるべき。
- ・ 第2期改革においては、改革の進め方や戦略について、地方交付税の確保も含め、地方6団体として十分に吟味した上で、地方の自由度・裁量性の 拡大という改革の原点に立ち返った改革として進めるべきである。
- ・ 目的は分権改革であり、国の財政再建のための削減ありきの進め方はあってはならない。
- 地方の改革努力を直視するとともに、地方との合意形成を積み重ね進めていくべき。
- ・ 国と地方のあり方や役割分担を十分議論し、それに見合った税源配分を行うべき。
- ・ 平成18年度までの3兆円の税源移譲では不十分であり、また、国庫補助負担金の改革についても国の関与が残るなど問題が多い。交付税改革も金額の大幅削減だけで制度改革に着手しておらず、19年度以降も、第2期改革として更なる改革を推進する必要がある。
- ・ 国と地方が、地方分権を進めるという共通認識のもとでさらなる改革に取り組む必要がある。その際、三位一体という手法をとるかどうかについては、第1期改革の評価を含めて、地方6団体で十分な議論を尽くす必要がある。
- ・ 国と地方の役割分担を明確にした上で、基幹税による税源移譲や地方消費税の充実・強化、地方交付税の財源保障・財源調整両機能の確保などを推進していくべきである。
- ・ 目指すべき社会像、政府像、国と地方の役割分担などを明確にして、地方分権改革の意義を国と地方、国民との間で共通の認識とすることが必要。
- ・ 真の地方分権、自立に繋がらない単なる「数字合せ」を改革の名の下に「実現」したとすることのなきよう強く要望。
- ・ 国による一方的な改革が行なわれないようにするため、地方との協議の場で十分に調整したうえで実施すべきである。
- ・ 税源移譲が進んだ場合であっても、地域間の税源の偏在は避けられないことから、過疎中山間地域と都市部とが一体となって国土を形成していくという観点から、交付税の財源保障・財源調整機能の充実・強化を求めていく必要がある。
- ・ 地方が過大な負担を強いられている直轄事業負担金の廃止を強く求めていくべきである。税源移譲を進めることにより団体間の財政力格差が拡大することとなるため、その財源調整をどのように行うかといった課題をきちんと整理すべきである。
- ・ 国と地方の真摯な協議の積み重ねが必要である。
- ・ 国民を巻き込んだ運動へと発展させていくことが重要である。
- ・ 分権型社会というこの国の統治機構の新しいビジョンをきちんと提示し、そのビジョンに基づき国と地方の役割分担や、それを前提にした税財源の 配分のあり方等について十分に議論を行うべきである。また、省庁の縦割りや抵抗に屈することなく、政治がリーダーシップを発揮することによっ て三位一体改革を実現していかなければならないと考える。
- ・ 税源移譲・補助金改革の継続、地方の自主性の拡大、地方財政自立の視点での交付税改革の実現に向けて取り組んでいくべきである。
- ・ 平成18年度までの三位一体改革では、その内容及び規模の両面から不十分であり、平成19年度以降の第2期改革を確実かつ早期に実現すべきである。第2期改革を確実に推進するために、国と地方が対等の立場で改革について議論し、合意していく仕組みとして、新たな法律の制定を行い、地方の裁量権の拡大につながる国庫補助負担金の廃止とともに、さらなる税源移譲を確実に実施すべきである。
- ・ 地方団体の安定的な財政運営に支障が生じないよう、必要な一般財源を確保するとともに、税源の偏在により都市部と地方の財政力格差が拡大する ことがないよう、地方交付税の算定等を通じて、確実に財源措置が行われることが必要である。国と地方の役割分担の明確化をはじめ、地方の裁量 の余地を拡大し自主性を発揮できる具体的な仕組みづくり等について、国民の理解の上に立って、更に十分な議論がなされるべきである。
- ・ 国は、権限移譲、税源移譲をする気持ちが薄いのと同時に、地方の事情を十分理解していない。国と地方が一緒になって、考え方、戦略、ロジックを作っていかなければ、多くの国民的な共感、合意は到底得られない。今までは、建前の議論に終始しすぎるきらいもあった。むしろ、客観的な事実をしっかり示しながら、三位一体の改革の結果、一体何が起こっているのかということを明らかにしていくことが重要であり、それが議論に説得力を持たせることになる。
- ・ 今後の改革は、国庫補助負担金改革において、単なる負担率の引下げや交付金化などではなく、地方の自由度の拡大につながる改革が実施されるかが重要である。現在、地方交付税の総額抑制という言葉が、深い検討もされないままに取りざたされているが、地方交付税は国から地方への単なる移転支出にすぎず、最終支出がどうあるべきか解決されなければ意味をなさない。地方交付税は地方の重要な財源でありながら、安定的な財政運営に不可欠な予見可能性が担保されていないことが問題である。こうしたことから、以下の3点が主張できる点である。①国と地方の役割分担の明確化とそれに応じた財源配分の見直し。②税収増の一定割合が行政サービスの向上に反映される地方財政対策の実施。③中長期的な地方財政の枠組みの策定と地方公共団体の意見の反映。
- ・ 平成16年8月24日の地方6団体の改革案(全体としては補助金の廃止9兆円→地方への税源移譲8兆円)をもとにしたさらなる国庫補助負担金 削減と税源移譲に取り組むとともに、経済財政諮問会議の民間議員や財務省による地方交付税削減論に対しては、地方のこれまでの歳出削減努力を 明示しつつ、地方の行政需要に見合った地方交付税の総額確保を図る。
- ・ 真の地方自治の確立に向けた、地方分権改革を実現するため、地方の改革案を無視し、結果的には地方の裁量拡大につながる改革がごくわずかであった第1期の改革をしっかりと検証し、まずは本来の理念である国と地方の役割分担を明確にしたうえで、第2期改革へつなげていくべきである。第2期改革では、これまでの税財政中心の改革に加え、権限面での改革である国の過剰な関与・規制の撤廃を求めるべきである。権限面と財源面での同時一体的な改革を進めるとともに、地方自治体が自主性・自立性を十分に発揮できる法制度を確立することが必要不可欠であり、現行の地方自治に関する基本原則を見直し、さらに進化させ、国と地方が守るべき自治制度の基本事項を定めた自治基本法の制定が必要である。
- ・ 国と地方の税収割合(6:4)と歳出割合(4:6)の乖離を縮小する必要がある。当面は、少なくとも国と地方の税収割合が5:5となるよう、 消費税からの地方消費税への税源移譲によって地方消費税の税率を2.5%にすることや、所得税から個人住民税へのさらなる税源移譲の実現を図 るべき。

- ・ 第1期改革では、奨励的補助金がほとんど廃止されず、地方の主張した自主性・主体性を高める国庫補助負担金等の廃止及びそれに伴う税源移譲が 実現したとは言えない。国庫補助負担金の交付金化については、国に権限と財源を残すうえ、要綱等で詳細な条件付けがなされていることから地方 の自主性・主体性を高めるという改革ではない。こうした第1期改革の課題を踏まえ、平成19年度以降も更なる改革を強力に推進すべきである。 財政力格差の拡大に対応した財源調整機能の充実。
- ・ もう一度原点に立ち帰り、数字あわせではなく、地方の裁量の拡大という点に最も留意した改革を目指すこと。特に金額的には小さいが国の関与の 度合いが大きい奨励的補助金については、完全に廃止すること。
- ・ 三位一体改革の本旨は、奨励的、国の裁量の強い補助金を廃止することで、地方の自主性を増し、霞ヶ関をスリム化し、結果的に国・地方通じた財政のスリム化に寄与するものであること。こうした改革の理念を政府・霞ヶ関においてよく理解・共有し一体となって推進できないのであれば、今後改革をつづけることなどやめた方がよい。
- 国の改革と一体となって進めるべきである。
- ・ 真の地方分権の実現のために、地方が担うべき事務と責任に見合った税源配分を実現することが不可欠であり、平成19年度以降も地方の自主性向上につながる国庫補助負担金の廃止・縮減、消費税を含めた基幹税による税源移譲、国と地方の協議の場の制度化など継続して改革に取り組む必要がある。交付税に関して言えば、単なる削減ということではなく、地方が担うべき事務と責任に見合った一般財源が確保されるという観点から議論するべき。
- ・ 平成18年度までの三位一体改革(第1期改革)では、3年間で国庫補助金と地方交付税合わせて9兆8千億円の財源削減がなされながら、所得税から個人住民税への税源移譲は3兆円規模に止まり、結果的には国の財政再建につながる一方で、地方の自主性・自立性の強化を図るという地方分権の理念に沿った税源移譲とはなっておらず、依然として国と地方の最終支出比率と租税収入比率は大きく乖離している。このため、第2期改革は、第1期改革の十分な検証のもとで改革を実施すべきであり、現在、集中して検討がなされている"歳出・歳入一体改革"に見られるように、国の財政再建という観点のみの改革にシフトしていくことのないよう、真の地方分権につながる改革を実施していこうことが最優先される必要がある。
- ・ 今後の改革に当たっては、これまでのように数字ばかりにとらわれ、議論が迷走することのないよう、まず国と地方の役割分担を明確化し、地方公共団体の行財政運営に対する自己決定、自己責任の原則をしっかりと確立するとともに、適切な役割分担を踏まえ、地方から具体的な意見提案も行いながら、地方の担うべき事務と責任に見合った税源配分と、これに結びつく国庫補助負担金改革を確実に実現することが必要である。
- ・ 国と地方の役割分担をまず明確にし、その結果に基づき、それぞれの権限を見直すとともに、税財政制度を再構築すべきである。
- ・ 地方分権の意義や住民にとってのメリットをわかりやすく訴え、国民の地方分権に対する理解を深めたうえで、税源の移譲と国による規制、関与の 廃止により、地方の自由度が高まるような形で国庫補助の廃止等を実現させる。
- ・ これまでの改革が数字合わせに終始したという反省にたって、まず、国と地方の適切な役割分担や地方の裁量拡大といった理念、哲学をしっかりと 論議すべきである。税源移譲にあたっては、地域偏在性の少ない税目の移譲が望ましく、地方分権時代にふさわしい地方税体系を構築すべきである。 交付税については、仮に前年度と同額が確保できたとしても、過去に行った国主導の景気対策による交際費が増嵩しているため、結果的に地方の財 政が圧迫されていることから、所要額を是非とも確保すべきである。
- ・ 本来の意味での地方分権改革等は進める必要がある。しかし、これまでの「三位一体の改革」は実際には単なる数字合わせ、地方切り捨てに終わった。そうしたことを繰り返さないよう、地方6団体や、知事、有識者の連携活動など様々な場を通じて提言・提案を行っていくべきだと考える。
- ・ 地方交付税が国から地方に対して恩恵的に交付される財源ではなく、いわば「間接課徴形態の地方税であり、国から独立した地方固有の財源である」 ことを明確にする必要がある。
- ・ 税源の配分における国と地方の比率を1対1とし、将来的には「国民の過半数が交付税に頼らない生活を実現する」ことを目標とすべき。そのためには、地方税の一層の充実強化が必要であり、更なる税源移譲を求める。
- ・ 国庫補助負担金改革については、単に目標額を達成すればよいという数字あわせでなく、国と地方の役割分担に基づいた理念ある改革としなければならない。
- ・ 今回、「国と地方の協議の場」が設けられたが、この協議の場を制度化し、国政において地方自治・地方財政に関する議論がなされる際には、地方側も当事者として参画させる仕掛けを作ることが重要である。また、今回、一般財源化された事業の中には、財源は一般財源化されたものの、国の省令等による規制が残っているものもあり、結果として地方の自由度が高まらなかったものもある(例えば公立保育所運営に対しては、今も厚生労働省令である児童福祉施設最低基準が残っている)。こうした国の規制・関与を縮小し、地方の条例・規則で様々な基準を作ることができるようにする必要がある。また、今回の三位一体改革では、義務的な負担金の負担率カットによる税源移譲が大半で、地方の自由度が高まるものは、事務の効率化が図られるものも含めてもわずか6,000億円程度である。したがって、奨励的な補助金を中心に、さらに税源移譲をする余地はあると思う。一方で、地方の税財政の見直しに際しては、現在のように偏在性の大きい地方税制でいいのかということを真剣に考える必要がある。偏在性が大きい地方税制のままでは、財源調整制度としての地方交付税に必要以上の負荷がかかるばかりか、さらなる税源移譲を行っても地域間の偏在性がさらに拡大するおそれもあり、分権改革の議論が先に進まないおそれもある。したがって、地域間で偏在性の少ない地方税制を作ることが必要である。市町村合併の進展などを踏まえて、まず、国や県、市町村の役割はどうあるべきかを整理し、それぞれの財源配分のあり方を決めていくことが重要。税源自体に乏しい団体は、税源移譲が行われても、地方交付税による調整が必要不可欠であり、国は、地方財政の実態を踏まえて、改革の具体的計画を明らかにし、その影響を十分に検証しながら改革を進めるべきである。
- ・ 国と地方が対立するのではなく、「国を想い、国を創る」という思いを共有しながら、お互いの理解と協力の下に進めることが重要。
- ・ 国の各府省庁、国会議員に対して、地方分権社会がこの国のより良い形であることを一層理解してもらう必要がある。また、国民の広範な理解を求めてゆくことも必要。
- ・ ナショナルミニマムを担う地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税等の一般財源総額の確保については、特に配慮が必要である。
- ・ まず、国と地方の役割分担を明確にした上で、それぞれの役割を果たすための仕組みをどう構築していくかということについて、十分議論していくべきである。また、その議論を国民に示しながら、地方分権改革を国民的議論にしていく必要がある。
- ・ 本県及び県内市町村のような財源の乏しい地方公共団体が引き続き適切な行政サービスの水準を確保・維持できるよう、地方交付税の財源保障機能 及び財源調整機能を堅持する必要がある。また、税源移譲については、消費税などの地域偏在性が少ない税目によってするべきである。
- ・ 地方の裁量を税財源面から高める国庫補助負担金改革だけでなく、法律・政令などによる規制を撤廃する規制改革をあわせて進めていくことが必要。 地方分権の趣旨である地方の裁量、自由度が高まる見直しを行い、改革が単なる数字合わせとならないように、地方と十分協議すべきである。
- ・ 今後の改革については、これまでのように国庫補助負担金を廃止し、それに見合う税源を委譲するという方法は、現実的には極めて難しいと考えているところであり、現在、消費税を含む税体系の抜本的改革が議論されていることを考えれば、このような税制の抜本的改革が行われる際に、地方消費税の増分をより手厚くすることなどにより地方税を充実し、地方の自主性が高まるような形で改革する方が現実的ではないかと考えているとこ

ろである。また、併せて、この改革により地方消費税など偏在性の低い税目のウエイトが高まり、偏在性の少ない地方税体系の構築も図られるものと考えている。

(市長)

- ・ 税源移譲を確実に行うこと。体力の無い自治体への水平的財源調整の仕組みを早急につくり上げること。補助金行政に係っていた人材の有効活用を 具体化すること。
- ・ 国と知事会の間の議論である。「真の・・・」というが、目的は地方が自由に金を使えることだけではないはずだ。地方にもバラツキがあり、予算を 消化することが行動と思い込み、何ら将来への努力をしていない自治体の「もっと自由に使わせてくれ」、あるいは昨日までの怠慢による退職金支払 いに廻るだけの税源移譲には賛成しかねる。現に関西の代表的な大都市などは税源移譲後などと言う前に、労働組合と手を切るべきであろう。
- ・ 税源移譲に当たっては、税収の地域的偏在を補完するための対策を合わせて実施する必要があると考える。
- ・ 経営はコンパクトに、都市からゆとりある地方への重視、人づくりに力点を置き、無駄を取り除く、地方に金は出すべき、しかし行政経営が駄目な トップは評価するべし。
- ・ 地方への税源移譲をもっと進めるべきである。
- ・ 更なる税源移譲を進めるとともに、地方交付税を地方固有の財源としてきちんと位置づける。
- ・ 十分なる税源移譲をはじめ、地方自治体運営にこと欠かない範囲での改革には、徹して欲しい。
- ・ さらなる税源移譲の推進と併せて、国が法令で地方に業務を委任している内容を見直すべきである。
- ・ 地方交付税の見直しに当たっては、それに対応する財源移譲が確保されること。
- ・ 単に補助率を引き下げるなどの手法ではなく、地方の裁量が拡大する改革を進めてもらいたい。
- ・ 税については、国と地方の割合を仕事の割合にあわせることが最も基本かつ重要であると思う。そうすれば、補助金の問題、交付税の問題の大半が 解決する。
- ・ 国と地方大都市と農山村漁村(地方都市)との対立について、話し合いを十分行う必要がある。都市といっても一律ではない。
- ・ 国の財政再建ありきではいけない。国も地方も財政再建に向け、歩調をあわせた改革でなければならない。地方の現状については地方だけの責任ではなく、これまでの国の税制、交付金制度にあったことも認識すべきである。
- ・ 国の責任と役割を明確にすることが、議論のスタートだと考えている。「地方で出来ることは地方で」と言いながら、地方の自主性を阻害することが 平然と行われている。(国庫補助金を受けた幼稚園を保育所に転用する際の補助金返還など、民間への無償移譲)
- ・ ナショナル・ミニマム的な施策については国が、ローカル・オプティマム的な施策については地方の裁量にまかし、税源の地域的偏在に対処するため交付税制度を堅持する。
- ・ 地方交付税、国庫補助金見直しが行われているが、実際には税源移譲になっていないのではないか。はっきりと見えるように移譲してほしい。地方 財政は危機的状況にある。
- ・ 単に、国の負担を地方に転嫁するのではなく、地方の自由度を拡大するなど真の地方分権につながる改革となるように進めるべきと考える。
- ・ 国として何をなすべき、地方として何をなすべき、の整理が未成のまま金の動きのみが先行しているように思う。都会と田舎とは違った状況がある ことの認識の上にたった「見直し」をすべきと思う。
- ・ 地方交付税は地方の自主財源として確保すべき。補助金は全廃して税源移譲、地方交付税の増額で補うべき。補助金が全廃されれば国、地方とも事務が簡素化され大幅な人員削減が可能。
- ・ 公共事業(道路、河川、災害、学校、保育、産廃物、し尿処理場、簡易水道)は全国プール制の長所があり、補助金制度を残すべきである。また税 源移譲する時は交付税増額でするべきだ(所得税などは地域格差がある。また地方は収納率が低い)。
- ・ 税源移譲はさらに推進すべし。地方自治体は分権の受け皿たるべく、合併などにより行政力を高める必要がある。市町村は国、県からの税源移譲とともに人材も受け入れるべし。
- ・ 三位一体の改革の中で税源移譲分が少ないのではないか。
- ・ 「国と地方の協議の場」は、その役割は充分果たせたのであろうか。設置自体は前進としても、生活保護や義務教育費、国庫負担に関しては、別の 審議会で所管省庁と地方側で協議されている。総合的な場で議論されるべきと思う。
- ・ 早期の道州制導入が必要。都道府県は改革の妨げにしかなっていない場合が多い。いずれにしても国、県、市町村すべてのレベルで数合わせ、形式 的合併(道州制合併)ではなく、合理化、効率化を具現化しなければ意味がない。本市も含め、多くの地方自治体の改革努力に比べて都道府県や国 の改革のスピードはあまりに遅い。
- ・ 国民の一部に国税は納めるが、市税は納めないという風潮があり、税源移譲されても実質目減りが著しい。収納システムを考えなければ。
- ・ 国 vs 地方の中味は、地方は都道府県、高々、政令指定都市。市町村への分権は受け皿作りとし合併を推進してきたが、まったく進んでいない。基礎 自治体たる市町村を基軸に考えるべき。
- ・ 少なくとも、国と地方の役割分担の変更に伴う三位一体の改革である以上、国の削減に見合うものを地方へ与えるべきであり、現状は削減のみで先行して、地方への配分がなされていないところに問題がある。
- ・ 県と地方との関係システムを変えない限り、財源だけの議論ではどうにもならない。
- ・ 8百兆円にものぼる借入金の返済目途をつけるべき。日本の国際的な信用をおとすことはできない。
- ・ 医療、介護について、制度の見直しをしてほしい。
- ・ 国、都道府県、市町村の役割を明確にし、それに沿って税・財政改革を進めるべき。また、地方の自由裁量の範囲が広がる税源移譲をなすべき。
- ・ 税源移譲を重点的に行うこと。
- ・ 消費税での税源移譲をさらに進める必要がある。
- ・ 国庫補助の廃止をさらにすすめる必要がある。負担率の引き下げや交付金化は、地方の自由度の拡大につながらない。地方交付税は、財源調整ある いは財源保障に限定し簡素化する必要がある。
- 税源移譲と財源調整。
- ・ 地方分権、地方の自主・自立の推進を目指した税源移譲を期待している。
- ・ 今回の三位一体の改革は、補助率を引き下げるだけで、国の関与は残す手法が多く、分権には程遠いものである。地方に痛みを押し付けただけのものでもある。このような改革なら、する必要はない。真の分権改革にすべきである。
- ・ 地方分権型社会の構築にとって三位一体改革の推進は不可欠なことであるが、最も大切なことは、税源と権限移譲、それに規制緩和である。
- 地方が担うべき事務に見合った税源移譲と分権の理念に沿って財政面における地方の裁量を高めるため国庫補助を見直し、その税源移譲を進める。

- ・ 地方交付税の急激な減額には対応できない状況であり、その点については特に配慮をお願いする。
- ・ 国と地方の適切な役割分担を踏まえ、地方が狙うべき事務と責任に見合った税源配分に向けた地方税源の充実強化。地方の自由度の拡大に資する国 庫補助負担金の改革。
- ・ 三位一体の改革は、真の地方自治を確立するための地方分権改革でなければならず、そのためには地方が担うべき事務と権限を国から地方へ移す場合、それに必要な財源は当然確保されなければならない。地方交付税は、地方固有の財源であり地方公共団体の安定的財政運営に必要な地方交付税総額は確保されるべきである。
- 税源に乏しい地方への配慮をするべきである。
- ・ 人口だけを問題にせず、国土を守る観点を地方交付税により持たせて欲しい。このままでは過疎はますます進むことになる。税源移譲が配分になると、人口比になる現状だ。
- ・ 政府予算編成の為の数字合わせとなるような国庫補助金の削減をすべきでない。まずは国と地方の役割を明確にし、そのうえで税源の再配分を行うべきである。
- ・ 地方自治体の財政力の差は拡大している。日本の未端に位置する自治体は、その存在の役割の大きさに比して、財政力が非常に弱い。画一的な方法 ではなく、日本国としてのその自治体の存在の意味を評価していただきたい。
- ・ 税源移譲をしっかり実行!
- ・ 税源が確保された移譲とは思えない。
- ・ 住民に対するサービスが低下することがないよう、地方自治体の財源を着実に確保すること。
- ・ 国と地方との関係以上に、東京と地方の関係を論ずべきでは。
- ・ 市町村合併、道州制を時代に合った姿として、まず進めるべきである。
- ・ 国は負債を早急に返してから地方に財源を移譲すべきである。
- ・ 法人税は予測が立てにくく、不安定材料があり過ぎる。税の仕組みの見直しを積極的に主張する必要がある。
- ・ 三位一体の改革など、加速化する国と地方の構造改革、市町村合併の大幅な進展、職員の大量退職時代の到来など、社会経済情勢の大幅な進展、社会経済の大きな変化をふまえながら、将来の発展に向けて弾力的、機能的な行政が行えるよう取り組んで行くべきと考える。
- ・ 三位一体の改革に名を借りた、負担の押し付けを行わない。ナショナルミニマムで対応すべき分野を国の役割として明確に位置付けて進めてほしい。
- ・ 税源の移譲をさらに進めるべきである。H18の改革における児童手当の児童扶養手当や国庫負担率の変更は、委譲事務でありながら地方の負担が 増えるということになる。こういう現象を含め、税源移譲を進めるべき。
- ・ 市町村、都道府県、国の役割分担を現状分析、評価を前提に、見直しを優先する。
- 国と地方の役割の明確化、国の役割を本来のもの(①外交、防衛、通商、国土保全、社会保障、科学技術、マクロ経済通貨の発行等にしばる。回国 民生活に密着する事務事業は原則市町村へ。○都道府県は回の調整と①と回の調整。)、それに見合う税源配分の新しいシステムの確立、余剰国家公 務員は地方自治体へ配分。
- 三点にしぼっての議論は、一見わかりやすいが、その他の議論や考察を見えなくもしている。地方分権をベースにした国家像をもっと広く論議すべきである。また、補助金を減らしても交付金で残るし、予算枠を作っても無理に使途先を探すという事情もあるようで、まだまだ本格的改革に及んでいないという印象が否めない。
- ・ 国の負担割合の引き下げなどが簡単すぎるのではないか。合併や行財政改革、人員の削減や給与の引き下げなど、国以上に様々な努力をしている(ラスパイレス90%)中で、対等な行為ではないと思う。
- ・ 地方へ税源移譲し、地方の自由度を高めるようにすべき。
- ・ 地方交付税については、財政力の乏しい団体にとって、現行の制度を前提とする限り財源保障機能はむしろ強化すべきである。
- ・ 税源移譲にあって地方税の地域的偏在が生ずることは当然であり、そのことをもって移譲や地方税の見直しが進まないことのないよう。
- ・「三位一体の改革」を推進するため、「国と地方の協議の場」を、今後とも定期的に開催するとともに、これを制度化すること。
- ・ 国庫補助負担金改革についても、地方の自由度、裁量性を高める改革とするため、地方案(地方6団体)で示した3.2兆円の税源移譲を確実に履行すること。
- ・ 税源移譲にあたって、所得税減による地方交付税の原資が減少することになるが、これら対応する措置として地方交付税率の引き上げ等を行うなど、 地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税総額を確保すること。
- ・ 過去、国の景気対策あるいは政策誘導型の単独事業において元利償還金に対し、後年度地方交付税で措置すると約束したものについては、確実に履行すること。
- ・ 国税と地方税の税源配分を見直すこと、中央と地方との地域間格差をなくすことの2点を重視した税源移譲が不可欠。このためには、消費税と法人 住民税(法人割)との交換という交付税の抜本的改革を行った上で、所得税と消費税を国から地方へ移譲するなどの案がある。分権型社会を目指す 三位一体改革であることを忘れてはならない。
- ・ 知事会・市長会・町村会にしても、事務局が旧自治省OBによって占められ、政府のコントロール下にあるように思える。真に地方の声が反映されているとは言えない状況だった。今後はもっと地方の意見が反映される中で、三位一体の論議をして欲しい。
- ・ 国・地方が一体となった改革はやむ得ないと考えるが第1期の改革では、国の関与を大きく残したままでの補助金見直し、税源移譲であったことから、地方の自由度を高めるという点では課題が残っている。又、補助金の交付金化は、省庁の権益を守った中での数字合せの改革でしかないと考える。第2期改革では本来の意味での改革を求める。
- ・ 道内の多くの市町村において、税収の地域的偏在により厳しい財政状況に陥っているため、地方交付税所要額の総額を確保するよう、配慮願いたい。 また、建設国債を財源とする補助金事業についても地方に移譲し、地方の建設債とその償還に見合う税源移譲を行うべきと考える。
- ・ 分権型社会にあった地方財政秩序を構築するために、国と地方との役割分担に応じた、税源移譲等による地方財源の充実強化を軸とするべきと考える
- ・ 第2期の改革を実施し、自由度の高い交付税制度とすべきである。
- ・ 個々の事務事業について、国と地方の責任と役割分担の議論がなく、児童手当等の負担率が引下げられたのは疑問である。地方の自由度の拡大が図られるような、国庫補助負担金の見直しがされるべきである。
- ・ 地方交付税は、税源の乏しい青森市にとって極めて重要であり、基礎自治体として安定した行政サービスを行うためには今後も地方交付税総額の確保は必要である。
- ・ 現時点でどのように努力しても税収を高めることが不可能なところはある。従って、税源を一定程度保障し、かつ調整する仕組みは必要不可欠であ

る。しかし、財政が厳しいことは承知しているので、地方は行財政改革に最大の努力をはらう。国はもっとスリム化を先行させ、経費削減を図らなければならない。そして、地方交付税についてできるだけ現状維持を図っていけたならと考える。

- ・ 基本的には国と地方の役割分担を明確にしてそれぞれ分担に応じた財源保障をすべきである(地方交付税)。国庫補助金は全面見直しすべきである。 官僚一任はやめてほしい。
- ・ 三位一体改革は、補助金と交付税を減らして国の支出を大幅削減するかわりに、税源も(事務と一緒に)ある程度地方に渡すことで地方の反発を抑えながら進めようという改革であり、並行して市町村合併が推進され、過疎地域や中小市町村の住民が切り捨てられている。小都市を預かる立場からはこの改革に反対である。
- ・ 国の担うべき業務を、明確かつ現実的に位置づけるとともに、国・都道府県・市町村のオーバーラップする業務を整理し、全体として簡素化につな げる。
- ・ 改革の項目名と金額について明記して欲しい。
- ・ 国の歳出見直しが前提と考える。国の仕事と職員を減らすこと。
- ・ 消費税を拡大し、直間比率を1:1程度とすべき。
- ・ 骨太方針2003で示した、国庫補助負担金のうち義務的なものは10割、それ以外は8割の金額を税源移譲するという原則を厳守すべき。
- ・ 業務量に見合う税源移譲を進めるべきである。
- ・ 地方交付税の財源保障機能は、地方の安定的財源確保には、必要不可欠であることから、維持すべきである。
- ・ 真の地方分権、国土の均衡ある発展には税源調整制度をしっかりつくっていただきたい。
- ・ 税源移譲にあたっては、地方都市が期待する国の社会資本整備に配慮願う(大都市圏と地方都市の社会資本整備のニーズが大きく異なるため)。
- ・ 地方分権には、財政面と同様に政策法務能力など、組織の規模がある程度必要。市町村合併を並行して進める必要がある。
- ・ 国の歳出抑制努力以上のものを「地方交付税の削減」に転嫁していないのか。
- 地方の意見も十分に聞いて進めるべき。
- ・ 地方6団体が示している「第2期改革」についても、国の財政再建を優先することなく、国と地方が十分協議、協力して実施することにより、真の 地方自治の確立に向けた地方分権改革を実践してもらいたい。
- ・ 住民にとって国と地方の間で、財源のとり合いに見えている。国と地方の役割を早急に明確にすること。国の財政再建と地方分権を分離して考える こと。地方分権で地方がどう変わり、住民生活がどうなるのか説明できない中味では世論の支持は得られない。
- ・ 地方交付税が出せないから税源移譲という逃げ方は良くない。税源にはバラツキがあるから、本来は交付税で措置すべきだ。
- ・ 日本国土のほとんどは、山村地域であり、食料や自然環境を支えているのも農村部である。現在の政府が進めている政策においては、都市部優先の 理論で三位一体改革が進行しているように思われる。今後は、都市部と農村部の格差がこれ以上進まないような政策をお願いしたい。
- ・ 国と地方の事務分担や地方税財政制度等の政策立案に地方も参画できるようにするべきである。
- ・ 三位一体改革の中で「交付税の中に算入されている」というごまかしは止めるべきである。
- ・ 今のままで税源移譲が進めば、地域的偏在が進み、地方が衰退してしまう。地方の行政の非効率な現状も考慮してほしい。また、インフラ整備など も広域的視野と費用対効果なども充分加味してほしい。
- ・ 生活保護など義務的なものを除き、いわゆる補助事業に係る国庫補助金については、原則として全ての補助金を廃止し、地方へ税源移譲すべきである。これにより、地方分権を推進するとともに、国・地方自治体において補助事業に係わる事務の軽減が図られる。
- ・ 地方交付税については、地方団体の安定的な財政運営に必要不可欠なものであり、本来、地方固有の財源であることから、改革に当たっては、地方の実態を顧みない一方的な削減が講じられることがないよう地方の意見を十分に反映させること。
- ・「小さく効率的な政府」、「官から民へ」、「国から地方へ」の改革を徹底し、地方分権を推進することが重要と考える。
- ・ 第1期改革における国庫補助負担金の見直しについては、補助率の引下げを実施するだけで、国の権限を国に残したままのものが多く、地方分権につながるものからは程遠いもので、第2期は抜本的な改革が必要である。また、税源移譲についても、所得税から住民税に移譲されることとなっているが、十分な税源移譲となるか検証が必要である。さらに、地方交付税の削減論が先行しているが、財源保障機能は堅持すべきである。
- ・ 三位一体の改革は、真の地方自治の確立に向けたものであり、税源移譲、地方交付税、国庫補助の見直しを一体として行うことにより、地方の権限 と責任を大幅に拡大し住民ニーズに的確に対応した行政サービスを自らの責任で実施できるようにするため、地方公共団体の財政面での自由度を高 める改革であるべきだと考える。
- ・ 方法論はともあれ、地方の切捨てとなることのないように配慮すべき。少子高齢化の進展は今後益々拍車がかかることが予想されることから、この ままでは地方は衰退の一途をたどることとなる。地方に活力が戻る改革とすべし。
- ・ 国と地方の役割分担を明確にした上で、事務・権限の移譲を進め、これに見合った財源の確保が図られるよう、議論を深めていくべき。
- ・ 国税と地方税の比率を当面の目標として1:1とする等、更なる税源移譲の規模を明確にすることを優先すべき。
- ・ 権限移譲による地方の仕事量の増加と職員数の削減を両立できるか。
- ・ 地方分権の確立には、住民に身近なサービスの決定権を地方が持つことが大事。それには更なる公共事業の補助金見直しを進め、国の関与をなくしていく必要がある。今後の改革を働きかけていく。
- ・ 環境税、森林税など、環境に配慮している自治体への支援をしっかり位置づけるべき。 JRの電源立地交付金を電力会社のそれと同じように扱うことが持続型社会 (環境に配慮した)を創出することにつながる。
- ・ 国会も含めて、国の人材・経費の見直しも地方分権と併せて改革するような基本理念の確立が基本。
- ・ 税源移譲についてもっと地方の意見を尊重すべし。
- ・ 地方自治体ごとに財務基盤が異なり、特に所得税収は大都市に偏ることから、地域間格差はこれまで以上に拡大する懸念があり、地方交付税の見直 しには地域のバランスへの配慮も必要である。
- ・ 今後進められる「三位一体改革」については、地方団体の自主性・自立性が高まる真の地方分権改革となるよう進められるべきであると考える。特に、地方交付税については、始めに削減ありきではなく、国・地方を通じて財政再建を進めながら、地方財政の運営に支障が生じることがないよう、必要な交付税額の確保に努めてもらいたい。
- ・ 補助金の見直しについて、補助率を下げるだけでは真の地方分権にはならない。
- ・ 改めて国と地方の役割を明確にし、それぞれの役割を自らの責任において担えるような税源配分を基幹税を中心に検討していかなければならない。 また、それに伴った国庫補助負担金の見直し、地方交付税のあり方の検討を今一度、地方分権の原点にたちかえって議論を進める必要がある。なお、 Q10の意見については、客観的な規律に基づき、再分配の有効性が検証される仕組みを検討する必要があると考える。

- ・ 地方の自由度、裁量度が高まる改革となるよう国に働きかけていく必要がある。
- ・ 三位一体と言いながら、国庫補助負担金の廃止縮減に対しての十分な税源移譲が行なわれず、かつ、その調整機能を有する交付税は大幅削減された。 そこで真の三位一体改革を強く求めるとともに、必要に応じて交付税も税源移譲の対象とすること。
- ・ 主要税目である所得税、消費税などの更なる税源移譲が必要。
- ・ 国庫補助金の削減、廃止は税源移譲と同規模で実施すべきである。
- ・ シビルミニマムをどう設定し、その達成のために国と地方がどのように役割分担するのかを充分に協議したうえで、地方交付税の改革をすべきである。
- ・ 国庫補助負担金改革にあたっては、国と地方の役割分担を明確にし、負担の原則を確立したうえで、地方の自由度や裁量権の拡大に資する改革を進めること。地方交付税改革については、今後も「地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税などの一般財源」を確保するとともに、本来地方固有の財源であることに鑑み、財政調整機能を堅持し、また必要な総額を確保すべき。
- ・ 財源の委譲は、住民税源の委譲に偏るのではなく、地方間における法人2税の再配分を適正に行うべき。「地方」と一括りに表現しても内実は様々であり、現状の進め方は大都市優遇になっている。元々、税財源に偏りがあるからこそ交付税制度で平準化しているわけであり、この点を是正すべき。 地方も一緒になって考えようということにおいて評価できるものもある。ただし、国庫補助金などの削減の地方案に対しては、補助率の削減、あるいは交付金化という視点ですりかえられたという感じを持つ面もあり、また、削減額に見合う税源移譲となっていない。全体として、地方財政の裁量権拡大という本来の地方分権の趣旨に沿った形で進めるべきである。
- ・ 地方交付税や国庫補助負担金の見直しに見合う税源移譲を積極的に推進し、地方の裁量の拡充を図るべきと考える。
- ・ 義務教育の国庫負担制度については、教育の機会均等の観点から、地方の自由度を高めながらも堅持すべき。
- 経常経費の削減策を強化する。
- ・ 国と地方の最終支出の割合が概ね国4割、地方6割であるならば、税源はせめて国5割、地方5割にするべきだ。そのうえで、地方交付税の仕組み を財源保障機能と財源調整機能のあり方を含め見直すべきだ。
- ・ 地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源総額の確保を前提としたうえで、地方の自由度が高まるように国庫補助金改革を進めるべきであると考えられる。
- ・ 過去の景気対策や減税等により発行した地方債の元利償還金に対する交付税措置については、確実に履行されるべきである。
- ・ 財源保障・財源調整機能は今後も存続の必要があると思う。
- ・ 自治体が裁量権をもって運営するためには、権限を執行するに相当の財源がセットで始ったはず。現状は国の赤字解消のため、国庫負担をはずし、 地方にその任を負わせているにすぎず、真の意味の地方の自立にならない。国のムダな公共事業こそ、もっと真摯に見直すべき。地方と比べるレベ ルでない。
- ・ 国民生活の一定水準を保証する行政サービスは国の義務として明確化し、それ以外の範囲を地方の役割とすべき。国庫補助負担金の見直しについて、 引き続き国に権限と財源を残したままの負担率の引下げは反対である。原則として廃止すべき。
- 財源が確保されなければ地方は仕事ができない。税源移譲は最優先されるべき。
- ・ 基幹税である所得税と消費税の国税から地方税への税源移譲をすること。法人事業税については国税への逆移譲も検討すること。特に消費税については、国と地方の割合を4:1から2:3にすること。相続税の軽減と地方税への移譲を検討すること。
- ・ 国庫補助の削減分と税源移譲分との関係が、目に見える形で説明され、国・地方の協議を経て決定されるよう体制を整備することが必要である。
- ・ 国と地方の仕事に見合った形での、さらなる税源移譲を進めるべきだと考える。
- ・ 地方分権は、そのための財源が移譲・確保されて、はじめて機能するものと考える。そこで、地方交付税の確保を含め、補助金の削減に見合う財源 が、保障・確保されることが必要である。
- ・ 権限の分け方や税源について、県(州)と市町村との関係を明確にする必要がある。
- ・ 国と地方の役割分担をさらに明確にし、役割に見合う税源移譲を行うべきであり、国庫補助も見直すべきである。
- ・ 法で拘束しているもの(補助金等)を税源移譲しても意味がない。どちらかにすべき。
- ・ 国庫補助負担金廃止分相当額を必ず税源移譲すべきである。
- 三位一体改革で目指す目的の一つに、地方の歳入面での自立度を高めることがあり、この観点で国から地方への移転財源全般を見直す必要がある。 その際は、地方全体の一般財源総額の確保を図るべきである。また、改革の進展に伴い、不交付団体が増加することから、不交付団体にも十分配慮 した制度設計を行うべきであり、都道府県と市町村の財源移転の問題も留意するべきである。
- ・ 引き続き、国と地方の協議の場を制度として確立するなどして三位一体の改革を進めるべきと思う。特に税源移譲については、平成19年度から本格移譲となる個人住民税に加え、最終支出割合の地方6割を下げるべく、基幹税の消費税の一部移譲、さらには地方交付税の総額抑制を進める中で、地方の特別の財政需要が増えつつある観点から、特別交付税の現行の交付割合(現行6%)の引き上げなどを視野に進めるべきと思う。→普通交付税94%(※地方交付税法 第6条の2 第2項・第3項)。特別交付税6%→8%。
- ・ 少なくとも、税源移譲に伴う税制改正を実施することにより、移譲前より税収が下がるような事態だけは避けていただきたい。
- ・ 地方自治体がその規模や能力により一層権限と責任を持って自主的かつ総合的な行財政運営を図ることができるよう、各分野にわたり包括的に事務 権限及び財源を移譲するとともに、関与の見直しを進める。その際には地方が主張する改革案を前提として協議を行う。
- ・ 地方が地域に密着した行政サービスを展開することが求められており、地方が担うべき事務と責任に見合った財源の移譲は必要と考える。
- ・ 国による関与・規制の見直しを進めるとともに、地方の自由度を拡大し地方の特性に応じた施策の展開を図るため、地方に権限と財源を移すといった地方分権の理念に沿った改革をさらに進めるべきである。
- ・ 国と地方の役割分担を先ず明確にすること。
- ・ 補助金・交付金など色付きのお金を極力減らし、地方が自由に使える財源を増やすこと。
- ・ 国と地方の役割分担を明確にし、行政運営上の非効率な部分を見直した上で、その役割と責任に見合った財源の配分を行う必要がある。
- ・ 地方公共団体は、徹底的な行財政改革に率先して取り組みをしているが、他方、国の行政改革は地方と比べて進んでいないのが現状であり、ぜひ国 においても積極的な行財政改革を推進していただきたい。
- ・ これまでの第1期改革は、国と地方を通じての行財政のスリム化を図る上での第1段階と受け止めている。地方は、平成16年度から総額5兆円もの地方交付税が削減されるなど厳しい状況にあっても、国を上回る定員削減を行っている。第2期改革においては、国の行財政のスリム化に特化することなく、住民に身近な地方の意見を十分踏まえた改革を継続してもらいたい。
- ・ 実のある真の地方分権改革の必要性を国に対して強く主張していくことが必要である。

- ・ 数字合わせではなく、地方の自立を助長するものでなければならない。
- ・ 国の三位一体改革の推進状況を見ると、地方交付税や国庫補助の見直しに比較し、税源移譲の遅れが感じられる。真の「国と地方の税財政の見直し」 を行うならば、地方への税源移譲をもっとスピードアップし、充実させるべきと考える。
- ・ 所得譲与税比率を高めるべき。
- ・ 少子高齢社会による扶助的経費や社会保障関連経費の増加や税収の減少に対応するための国と地方の財政構造の改革は引き続き、取り組んでいく必要がある。しかし、それが国の財政状況の悪化を地方に転嫁するような形で行われることがあってはならない。地方交付税については、複雑で分かりづらい仕組みとなってしまっているため、抜本的な見直しが必要と考える。それらの代替措置となるべき税源移譲については、過疎地域や都市の近郊地域であることにより、法人税収入が少ないなどの、税の地域的偏在を解消することに配慮されるべきである。
- ・ 国と地方の財源争いではなく、国民、市町村民の負担を如何に軽減させて(増加させずに)いくか、そのための改革であることを広く理解してもらいながら進めていく必要があると考える。
- ・ 税収増が見込めない地方都市の価値をどの様に評価してゆくのか。まさしく国と地方の国土管理機能の分担を考え、地方交付税やその他税源調整を すべきでは
- ・ 交付税の縮減はやむを得ないとして、税収の多い市とそうでない市の格差をどう埋めていくのか、その手法が明確でないので、改善をはかるべきと 考える。
- ・ 補助金に制約 (ワク) を設けることを減らし、市町村の自由度を高めるべき (調理施設のない保育所があってもよいし、1人当たりの面積もどうでもよく、きちんと保育が行われていればよいのではないか)。
- ・ 地方交付税については、財源調整、財源保障の機能を保持し、地方の実態を踏まえ地方自治体の財政運営に支障が生じないようにはかるべきである。 また、国庫補助の見直しに伴う税源移譲については、廃止する額に見合うものとなるように取り組んでほしいと考えている。
- ・ 地方の自助努力が報われる仕組みを考えてほしい。税収を増加させた自治体(企業誘致などで)(収税率アップ)の努力が、現行制度では余り評価されない状態にあるので。
- ・ 国と地方の仕事の割合に合った税源移譲と国保や介護保険等については、国の仕事として行うべきと思う。
- ・ 国と地方の財源配分のあり方は、地方分権が確立できるかの問題であるので、税源移譲については、地方の目線で考えるべきである。
- ・ 国と地方の役割分担及び負担の原則を明らかにすること。
- ・ 税源移譲については、「国と地方の協議の場」を制度化したうえで、協議・決定すること。
- ・ 交付金化は、補助金と何ら変わらず認められない。また、国の責務で行うべき生活保護などの負担転化についても認められない。
- ・ 地方自治体の自主的・自立的な判断で、地域住民への適切な行政サービスを確保するためにも、三位一体の改革の成果を活かし、地方財政対策においては地方交付税所要総額を確保すべきである。
- ・ 地方交付税の持つ財源調整機能を除いては、国と地方の仕事の割合(現行ならば4対6)に限りなく近づくように税源移譲を進めるべき。
- ・ 平成16年度から平成18年度までの三位一体の改革では、結果として国庫補助負担金の削減において、補助率引下げの方法が多用されるとともに、 既存補助金の交付金化が進んだが、補助率の引下げではその枠組みは残され、交付金化では自己決定権の拡大とはならない。三位一体の改革を国の 財政再建に資するものとして進めるべきではなく、次のステージでは国と地方の協議による基本的な合意のもとに地域間の財政力格差を極力抑える 工夫をしながら自主財源の拡充を図っていく必要がある。
- ・ 削減と移譲は十分に検証した上で実施すべきである。
- ・ 地方(市町村)の一人損という形で国の債務が地方にシフトする改革のあり方は極めて疑問である。そうなったのも国と地方の役割を明確にせず実施したことによる。
- 第2期改革については、国と地方の役割分担を明確にするとともにその影響等について十分な検証をした上実施することを望むものである。
- ・ 国家は一つであるが、地方は財政的に裕福な自治体とそうではない自治体があり、大きな格差があると思う。市町村合併や道州制の動向にもよるが、 三位一体改革を進める上で、財政の面でどの程度の自治体を築きあげていくべきなのかということを示していただきたいと思う。
- ・ 今回の三位一体改革は、国庫補助負担金の削減が先行し、税源移譲が遅れた感がある。このようなことがないようにすべきであると同時に国民に直 結した行政を行う市町村財政に十分な配慮をすべきである。
- ・ 移譲される権限に見合う税源の移譲の確保。
- ・ 着地点を明確にし、そのプロセスに国・地方での合意が必要である。
- ・ 義務的事業に係る国庫補助負担の引き下げではなく、地方が自由に使える財源としての税源移譲を進めるべきである。
- ・ 税源移譲のさらなる推進。
- ・ 国の財政再建を優先させた国庫補助負担金及び地方交付税の見直しは、行うべきではない。地方が自主的・自立的な行財政運営を行えるよう、国から地方への税源移譲等を進め、国と地方の最終支出と税源配分の乖離を、できるだけ縮小することが重要と考える。そのため、税源移譲を中心とした三位一体の改革を推進すべきである。
- ・ これまでの三位一体改革は、地方分権の推進と国の財政再建が混在する改革であり、国民(市民)からみてわかりにいくいものであったと思う。今後は、地方分権の推進を目的とする国庫補助負担金の見直し・税源移譲と財政再建を主な目的とする地方交付税改革は、明確に区分して進めるべきと考える。
- ・ 地方の担うべき事務と責任に見合う税源の配分と基幹税の税源移譲を積極的に進めることなど、特に地方への負担転嫁のないよう改革を推進して頂きたい。
- ・ 地方の状況をもっと理解して欲しい。
- 三位一体改革は、地方の政策選択の自由度を高めるためのものであったにもかかわらず、国の財政再建のため地方交付税の削減がされたことは本末 転倒である。国庫補助金の廃止、税源移譲の結果として地方交付税の額が減少するという本来の意味での三位一体改革でなければならない。補助金 制度の改革に対応して地方税源を大幅に強化すること、所得税から住民税へ、消費税から地方消費税への委譲がはっきりとした形での方向性が早期 に示されることが必要
- ・ 国庫補助負担金の一般財源化を進め地方の自由度を拡大。
- 税源移譲に振替える場合も満額を確保。
- 地方交付税総額の維持。
- ・ 道路の区画整理等の事業に街づくり交付金制度があるが地方では国の交付金を先喰いして後で財源に困っている姿が現実である。制度の改善が必要 と思われる。

- ・ 地方に自主財源を与えるといっても片方で国からの支払を大幅に削減し、地方財政はピンチ。改善が急務である。
- ・ 国庫補助等について補助率の引下げでは国の地方への影響力が残ってしまう。この為廃止等をベースに検討する必要があると考える。
- ・ 廃止される国庫補助負担金の対象事業の中で、引き続き地方が主体となって実施する必要のあるものについては、移譲の所要額を精査の上、地方に 税源移譲を推進すべきである。また残存する国庫補助負担金については、国の関与を極力縮小し地方の裁量を拡大する観点から交付金化を推進すべ きである。
- ・ 国と地方の税源配分を「4対6」に近づけるべきである。
- ・ 三位一体の改革を単に財源論としてとらえるのではなく、個別の国の権限のうち何を自治体に移譲するかという地方分権(国と自治体の役割分担) 議論がなされなかったため、あらゆる分野で既得権限を守ろうとする国側の抵抗をまずなくすべきである。
- ・ 税源移譲を確実に実施することが「三位一体の改革」の基本であり、それに見合う国庫補助負担金の廃止を行うよう進めるべきである。
- ・ 三位一体改革の前に「自治基本法」を制定し地方自治の役割を具体的に法律に明記すべし。
- ・ 国の赤字を減らすための税源移譲でなく、地方公共団体が財政的に独立できる税源移譲が必要である。
- ・ 三位一体改革の趣旨からすると、地方交付税については財源補償機能を残しつつも財源調整機能の強化が望ましい。
- ・ 地方分権を進めるのであれば、同じスピードで三位一体改革を進めるべきである。
- ・ 税財政の見直しを通して、地方の裁量権が拡大するよう進めるべき。
- ・ 国の政策として誘導していくための補助や、生活保護など国の責任で行うべきことに対する負担金を除き、国庫支出金の見直しを権限移譲と合わせ て検討するべき。
- ・ 行政の事務を、国が実施すべき事務・地方が実施すべき事務に明確に整理し、それに伴う必要な財源を自主的に確保できる、国に財政的に依存する ことなく実施できる財政のシステムを構築できるようにする必要がある。
- 単に国の負担率を引き下げ、国の関与を残したままで、地方の裁量につながらない見直しには注意が必要である。
- ・ 国・県・地方のすべき業務を精査すべき。国がお金を吸い上げ過ぎないように。
- ・ 利権や権限にしがみついた官僚や、族議員の意識改革が必要。
- ・ 地方交付税の総額確保と、人口偏重の配分はしない。
- 第1期改革の国庫補助削減は、地元への権限移譲に結びついていない。権限移譲に結びつく国庫補助の削減を。
- ・ 税源移譲する税は、地域的偏在や地域間較差(都市部と農山村部等)の少ないものを。
- ・ 税源を移譲し、地方の自主性を発揮できるようすることと、交付税の配分システムの再構築が必要。
- ・ 国と地方の役割分担を明確にし、情報化が急速に進展する今日、「国のかたち」を真剣に議論し、各地域の均衡ある発展と健全な国土の形成を図るべきである。
- ・ 地方の意見を直接反映させる機会を設けることが必要だと思われる。
- ・ 国と地方の役割の明確な指針。
- ・ 税源移譲(地方が不利にならない)。
- ・ 地方交付税や国庫補助の見直し(国民に解り易く)。
- ・ 国庫補助金が交付金という名称で残っている。地域独自のまちづくりを行うためには、さらなる補助金制度の改革が必要である。
- ・ 国と地方の役割分担(仕事の分担)も明確にしながら進めるべきである。
- ・ 先ず税源移譲を明らかにすることから始めて欲しい。地方分権は地方自立が目標である。地方自立に必要な交付税、補助金見直しを行ってほしい。 地方交付税をなくす新たな制度確立のこと。
- ・ 「地方の意向」が国の決定に大きく反映されることが是非とも必要であり、そのためには、地方の関係者たちが強い意志でともに行動することが大切である。又、地方交付税は、財源調整・財源補障機能を有し、本来、地方自治体の自主財源(一般財源)であるにもかかわらず、あたかも国からの補助金のような扱いをされている。地方財政計画(地方公共団体の財政需要が投資から経常に変化している実態を踏まえたものにしなければならないことを前提)において、財源不足を生じる部分については原則に従い地方交付税を措置すべきものであり、交付税特別会計の借入等で賄うことではなく、地方交付税の法定率分の引き上げで対応すべきものである。
- ・ 地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税総額の確保と、地方交付税の財源調整・財源補障の両機能の強化。
- ・ 消費税などの基幹税から税源移譲を実施するとともに、国庫補助負担金については、単なる補助率の引下げではなく、地方6団体の改革案に挙げた 国庫補助負担金の廃止・縮減など、地方の自由度の拡大につながる改革を実施する必要がある。併せて、地方交付税については、地方の参画を得て 「中期地方財政ビジョン」を策定するとともに、地方の財源不足について、地方交付税の法定率の見直しを実施し、地方の安定的財政運営のために 必要な一般財源総額を確保しなければならない。
- 税源委譲を先行すべき。
- ・ 地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源額は確保するとされたものの、税源移譲額とこれに見合う補助金削減額が、目標額に達していないことや、義務教育費国庫負担金の取扱いをはじめ、重要な課題が先送りされたことなど、改革の内容には未だ課題が多い。第2期改革で、地方交付税問題を中心に、引き続き、国と地方の協議の場において十分な検討が行われることを期待する。
- ・ 国民の産業活動や日常生活に係る社会基盤には、地域によって、大きな格差がある。それを少しずつでも解消することを念頭に、従前の国庫補助制度を含め、地方交付税、税源移譲の論議を進め、国土の均衡ある発展を指向すべきである。
- ・ 国と地方の役割を明確化したうえで税源移譲、地方交付税や国庫補助の見直しをすべき。
- ・ 霞ヶ関を解体しなければならない。
- ・ 第1期三位一体改革については、地方分権社会の夜明けとして一定の評価はするものの、十分な税源移譲は為されず、地方交付税についても縮減されたため、市の財政は非常に厳しい状況にある。第2期改革においては、所得税から住民税への移譲を確実に実施し、地方交付税についても地方財政運営に支障が出ないよう、適切な対応を図られたい。
- ・ 地方により一層税源移譲を行い、地方に自立を促し、責任を持たせるべき。
- ・ 事業や行政運営に応じ税源移譲すべき。
- ・ 義務的必要歳出内容を国で法令上等で決めておいて、十分な税源移譲がなければ、地方分権の内容が成り立たない。
- ・ 福祉施策を拡充させるなら、高負担は当然だが、バランスがとれないで地方にしわよせさせているのは疑問だ。
- ・ 国と地方が、それぞれに果たすべき役割をより明確にし、それに見合った税の配分が行われるべきと考える。
- ・ 補完性の原理にもとづく役割分担を行う視点をもって基礎的自治体である市町村の権限、財源を確保しつつ、三位一体改革を推進すべきである。

- ・ 国庫補助負担金の原則廃止と地方への税源移譲。
- ・ 国と地方の税源配分の見直しと地方交付税制度の改革 (税源配分の適切な見直しによる地方の自立性の向上と併せて、地方交付税制度は時代に適合したナショナルミニマムの確保を前提に財源調整機能重視へシフトさせる)。
- ・ 三位一体改革は国の経済政策の失敗の地方への転嫁と考える。自治体戦国時代の現今、私達は生命懸けで行財政改革に邁進している。国の抜本的改 革を三位一体改革の前提条件にすべきである。
- ・ 国と地方の協議機関の法制化も含めて、国と地方をめぐる税財政改革にかかわる基本法として「地方財政自立改革推進法」を新たに制定するよう、 内閣総理大臣および総務大臣、各政党に働きかけるべきと考える。
- ・ 地方の役割の増大に見合った地方税財源の充実強化を図る必要がある。
- ・ 地方交付税制度について、自治体の税収が増えると地方交付税の配分が減少する現行の制度は、財政健全化に取り組む自治体の努力を阻害している と考える。
- ・ 真に地方分権、そのあり方による税源の移譲が必要と考える。格差、偏在の見直しが必要と考える。
- ・ さまざまな特色を持つ地方の積み重ねが国を形づくっているのであり、地方から活力や意欲が失われれば国はダメになる。このままでは結局地方切り捨てになるのではないか。
- ・ 第1期改革においては、補助金の削減では、各省庁間の権益争いが優先され、本来の主旨(真の地方分権)に沿ったものとは、考えられず、単に数 字合わせで終わってしまったように考える。また、地方交付税改革も国の財政再建が優先されたような結果であり、交付税制度の原点が軽視されて いるように思う。
- ・ 行政上地方の負荷増大に伴い税源移譲の適正化と地方交付税の充実を望む。
- ・ 地域の特性に合った行政を進めるには、国の規格通りでないと補助金さえも出ない現在の国庫補助制度が足かせになっているという三位一体改革の 原点、すなわち地方でできることは地方でという基本に立って今後も推進すべきである。
- ・ 国の財政再建に軸足が置かれるのではなく、地方の裁量や責任を拡大し、自主的・自立的な行政運営を進めるという地方分権推進の目的に沿った改革を望む。
- ・ 国の制度に基づく国庫補助負担金を簡単に見直す(削減)することは問題があると思われる。
- ・ 中央集権型から、一定の部分については、地方への分権が、国全体の効率化を図る上で必要と考えるが、重要事項の地方への補助制度の存続や、国 全体を見つめた財源を含む調整機能は、国が十分確保することに留意すべきと思う。改革を推進する中で、地域間の財政力に偏在を助長する様な結 果が生じれば、均衡ある国土の発展を疎外するのみでなく、中央政府そのものの存在意義が問われる。この様な事のない様に留意。
- 権限と財源をセットにした上での移譲の議論。
- 地方の独自性を求めるなら税源移譲をさらに進めるべき。
- ・ 国と地方自治体それぞれが担う役割に応じ、それぞれが取り組んでいる仕事に基づいた財源比率が望ましい。
- ・ 国と地方の役割分担の明確化と、これに伴う財源保障及び不公平是正の財政調整について、十分な議論を重ね、国と地方の双方のコンセンサスを築くことが不可欠である。
- 権限委譲と同時にそれと見合った税源移譲を進めるべきである。国と地方の役割分担について、広く国民の理解を得ることが重要である。
- ・ 地方団体間で必要な財源の確保に不均衡を生じないような制度、仕組の構築。
- 次年度の予算編成に間に合うような早めの対応をお願いしたい。
- ・ 国庫負担・補助率の引き下げなど、地方への負担転嫁にとどまり地方の裁量拡大につながらない形で進められてきている印象が強い。今後は税源移譲を中心に話を進めるべき。
- 税源移譲あるのみ。
- ・ 高齢者、過疎農村環境などを考慮に入れた地方分権を進めるべきである。またこれ以上の市町合併は地方自治の崩壊につながっていくと思われる。 地方分権の理念を再構築し、国と地方の役割分担を明確にした上で、今後の改革を進めていくべきと考える。
- ・ 森林は国土保全、水資源の涵養、CO2の吸収など多様な公益性を有しているが、中山間地域の自治体では過疎化高齢化のため、この貴重な国民の 財産を守ることができなくなっている。そこで、森林保全に関わる財源を国から地方へ移譲するなど森林交付税制度を創設すべきである。
- ・ 行政の基本的業務等の財源については地方交付税で、各団体間を調整しつつ、各団体の自主的、自発的なものについては、税源移譲による自主財源 とすることで、各地域が特色ある身の丈にあった行政運営を行うべき。
- ・ 国庫補助のかわりに交付金制度が創設されたり、内容が伴わないものが多い。国の地方への関与を減じていくという姿勢が大切。
- ・ より柔軟な個性ある地域づくりの促進に向け、税源移譲を加速すべき。
- ・ 国と地方は「対等・協力」の関係の下で、国民に充分の理解が得られるように進めていくべきである。地方のコスト削減努力に比べて、国の削減努力は不足しているように思われる。
- ・ 今後、三位一体改革を進めるにあたっては、地方分権の理念を踏まえ、真の改革となるよう地方と十分協議を重ね、地方の意見を十分反映させるべきである。
- ・ 地方交付税から地方共同税への転換をすべき。
- ・ 地方分権改革に於ける地方財政改革とは、国庫補助をなくして、税源移譲をするということである。地方交付税制度は確かに、地方の側に自主財源 を確保しようというインセンティブは働きにくい面もあるが、現状の、国土政策、効率論、市場至上主義、一極集中の傾向に於いては制度そのもの を変えるという事は許されることではない。仮にそれが、あるとすれば、例えば森林交付税構想等である。
- ・ 目的が、地方分権の確立であり、地方の裁量権を高めるためにも、国の規制、関与を受けない制度への改革でなければならない。何よりも必要な財源は、総額で押さえられる、普通交付税での措置ではなく税制度改正により、正確に移譲すべきである。交付税の算定について簡素化は必要であると考えるが、自主財源に乏しく、生活基盤整備が遅れている地方都市への財政調整は維持すべきである。
- ・ 地方の意見を十分に反映させた内容にするとともに、必要な財源をきちんと確保できるような仕組み(基幹税による税源移譲、地方交付税の総額維持等)を検討するべきである。
- ・ 国と地方自治体の役割分担を明確にすること。役割が確定しても、自治体において、その役割が担えるまでは充分な期間と、財源保障を行うこと。
- ・ 地方の意見を十分に反映させた内容にするとともに、必要な財源をきちんと確保できるような仕組み(基幹税による税源移譲、地方交付税の総額維持等)を検討するべきである。
- ・ 国庫補助負担金の廃止、国の負担割合の変更に対して、充分な税源移譲や安定財政運営に必要な地方交付税の総額についての財源保障が確保される ことが重要であると考える。

- ・ 地方が中・長期的視点に立って、持続的、安定的に行財政運営できるよう、今後示される2006骨太方針等において、地方交付税など、一般財源 総額の確保を明記すべき。
- ・ 税源移譲の中味が偏在化しないしくみ造り。地方交付税の調整機能の強化。
- ・ 19年度以降も「第2期改革」として、地方案に沿って強力に推進する。地方交付税は、本来地方の固有財源であり、地方の意見を十分に反映させる。国庫補助負担金のうち、国の責務として行うべき生活保護費などは改革の対象としない。義務教育費国庫負担金についても、税源移譲を実現する。
- ・ 三位一体改革が、単に税財政における数字の問題ではなく、行政構造全体を改革するものであることを、国・地方がともに認識することが必要である。
- ・ 地方分権、権限委譲に応じた税源移譲、交付税措置の制度を確立していただきたい。特に税源移譲の手段にあたっては、大規模・小規模団体の地域 間バランスが保てるよう制度の確立を願いたい。
- ・ 国の過剰な関与等の撤廃・地域にも権限を持たせる等、三位一体改革の意義が国と地方の間で共有化され、地方が自らの責任を持って地域づくりができる環境や条件を整えることが重要。
- ・ 三位一体改革は、地方自治体の存続に関わる重要課題である。したがって改革を進めるに当たっては、国と都道府県及び一部の中核・中枢都市との 協議のみに終始するのではなく、「国と地方地域の市町村との協議の場」も設けられるべきと考える。また、市町村も国に対して、自らの意見を積極 的に発信する自助努力が求められるものと考える。
- ・ 国の財政再建を目的とする一方的な地方交付税の改革や削減は、行わないこと。国庫補助の見直しは、単なる負担率の引き下げではなく、地方の自由度を増すものでなければならない。
- ・ 国の一方的な判断による改革では、地方の住民の生活は守れなくなることを危ぐする。真の地方分権のための改革には、地方と協議する場を設けることは絶対に必要である。
- ・ 税源移譲に結びつく補助金改革は、地方の意見を尊重し、地方の改革案に沿って進めていただきたい。
- ・ 省庁にふりまわされすぎる。
- ・ 補助金・負担金の廃止に伴う分については、規制もいっしょに、はずすべきである。
- ・ 地方交付税については、総額の確保をすること。
- ・ 税源移譲はありがたいが、ポピュリズムを断ち切る強い政治力のないマチは、どうなるのだろうか。あまりよい姿は想像できない。
- ・ 国税と地方税について、課税及び徴収事務を一体化する。
- ・ 都道府県から政令指定都市への分権を進める観点から、義務教育諸学校について、学級編成や教職員定数等の包括的な権限移譲、教職員給与費の移 管を進めるとともに、税源移譲を行うべきである。
- ・ 地方分権の趣旨に則り、国と地方の事務の分担を明確化すると同時に税源配分の是正を実現することが肝要である。
- ・ 最終支出の目的において、国と地方の役割分担を見直し、それに応じて税源移譲等を進めるべき。
- ・ 税源移譲を地方へ確実に行ってほしい。
- ・ 所得税の一部はじめ、可能なかぎり地方に税源を移行すべき。
- ・ 地方の仕事と中央の仕事を明確にし、それに見合う財源配分を再考すべきであり、金太郎飴的な配分、名称を替えての交付金創設など抜本的に見直 すことが急務であると考える。
- ・ 税体系の抜本的見直し(国税三税のあり方等含め)。
- ・ 税源の移譲の拡大、地方税の税目の見直し。
- 地方に課税権の拡大。
- ・ 国と地方の役割分担とその税財源のあり方を同時に整理すべきである。第1期の改革は理念においては正しく、現実の作業では各省庁の意向が強く 反映された残念な結果となった。原点に立ち返り、本来国が担うべき部分をより明確にして、見直しに当たってほしい。
- ・ 改革を進めるにあたって、現在の地方交付税をはじめとした一般財源額を維持し、国の関与を極力なくした地方分権確立、安定した財政基盤確立へ 向けた改革を推進していただきたい。
- ・ 国と地方の役割分担を明確化し、負担の原則を確立したうえで、地方の自由度の拡大に資する国庫補助負担金改革を進めるとともに、地方が担うべき事務と責任に見合う税源移譲等により地方税の充実を図る必要がある。また、適切な地方財政計画の策定に基づく地方交付税の総額は必要不可欠である。
- ・ 税源移譲は地方分権、地方自治を進めるためのものであったはず。ところが実際は国の行財政改革、県の行財政改革の手段となり、仕事は市町村に 押し付け、財源は切り捨てるという結果になっている。このような改革であるならこれ以上進める必要性を見出せない。
- ・ 現行の地方交付税制度の維持を図り、仕事に見合った税源移譲を望む。
- ・ 国庫補助の削減と税源移譲は時間差が生じないようにしていただきたい。
- ・ 税源移譲等に併せて国の過剰な関与・規制等を撤廃し、地方の自由裁量でできるよう望む。
- ・ 本来・国が果たすべき事務である法定受託事務については、補助金として残し、費用負担を明確化していただきたい。
- ・ 税源が移譲されても、税収につながらない自治体への保障はどうするのか。確実な調整が行われなければ税源移譲の意味がない。
- ・ 三位一体改革は一定の成果があったと考えているが、基本的な部分として国と地方の役割分担について明確にすることが必要であり、その上で、税制制度を抜本的に見直す中で、必要な財源の確保を図るとともに、併せて権限の移譲も進め、これらをセットで行ってこそ真の地方分権制度が確立されると考える。
- ・ 地方交付税は、面積による算定も必要。
- ・ 所得税等の税源移譲に伴い地方交付税の原資が減少するため、別途地方交付税の総額を確保するための対策を講じる必要がある。
- ・ 地方の切り捨てにつながらないように、行政サービス水準を保つことを前提に改革を進めていくべきである。
- ・ 国庫補助金の見直しに当たっては、補助率削減、交付金化等の中途半端なものとせず、完全廃止とし国の権限外とすべきである。
- ・ 税源移譲と併せて、偏りを正すことが必要。国庫補助制度は、その運用が問題であり、制度は残すべきである。
- ・ 国と地方の最終支出の割合をみても、事業量は国4割に対し、地方6割となっている。かかる状況をふまえ、税等の見直しを行うべきである。
- ・ 市域が広く、過疎の自治体には今の改革について行けないとところが多い。地方分権を受けとめる人材も育っていないことを考えるともう少しゆるや かな改革を行わないと地方は消滅する。民間も十分な力のない地方をどうするのか。政府の責任は重い。
- ・ 地方公共団体が自主的・自立的な行財政運営を行うためには、地方への権限移譲とともに、必要な税と地方交付税の配分のあり方を十分に検討すべき

である。

- ・ 国と地方の協議の場が設けられたことは評価できるが、地方の意見を改革の中にとりいれられるような仕組みとすべきと考える。
- ・ 三位一体の改革により税源移譲された事務事業の殆どが、自由度の低いものであるため、新たな事業を起こすための財源になっていない。地方に対し、 自由度の高い国庫補助負担金を削減し、税源移譲すべきであると考えている。
- ・ 中央政府においては、国として機能すべき部門に限定し、規制をなくし、税源移譲を行うべきであると思う。その中で財源調整機能を維持すべきだと 思う
- 地方が自立できるような三位一体改革でなければいけない。
- ・ 税源移譲が行われても、地方の歳出規模と税収には、いまだに乖離が生じており、今後の福祉、教育面等での地方の役割の増大を考えた場合、今後より一層の地方税財源の充実強化を図っていくべきと考える。また、地方交付税については、地方の意見が十分に反映されないまま、交付税総額や地方財政計画が決定されるのではなく、地方が関与し、もっと国民にもわかりやすい透明な議論が行われることで、実質的に国民の意思と責任に基づき交付税及び地財計画が決定されるようシステムの変更、制度の見直しが必要であると考える。
- ・ 国による過剰な関与・規制の廃止や大幅な緩和を図るとともに、更なる国庫補助負担金の見直しが単なる地元への責任転嫁とならないよう、また、地元の意見を尊重し、反映させた内容の改革を目指すべきである。
- ・ 国の関与を減らし、財源を移譲することによって地方の自己責任による自立を確立し、真の地方分権を実現するためには、国と地方の歳入歳出のアンバランスの是正を図りながら、権限移譲を進めることが必要であり、今後も国庫補助負担金の削減と税源移譲は進めるべきであり、それに連動した交付税改革は必要である。ただし、第1期での交付税改革は、国庫補助負担金の削減と税源移譲とは無関係に行われた部分が大きく、地方分権推進を目的とする三位一体改革の趣旨が阻害されている。
- ・ 税財源を地方に移譲することを先行的に取り組むべき。
- ・ 今後は、第2期改革において、引き続き、消費税・法人税も含めた基幹税からの税減移譲を要望していく必要がある。また、都道府県と大都市間において、事務配分に見合う税減が配分されるよう見直しを行っていくことにより、当面、国と地方の租税配分を1対1とすることを目指していく必要がある。
- ・ 地球環境保全や国土保全の観点の中でも、とりわけ中山間地域の荒廃防止や水源函養の見地から、算定基礎数値等の人口偏重主義から農地・山林面積 に人口過疎度(人口密度の逆進)を加味した数値に比重をシフトし、地方の自主財源を充実させる。(人口1人当たりの農地・山林面積の高数値を地 方交付税対策に反映させる)。
- ・ 地方交付税による税収の地域間格差を是正する制度は、税源が地方に移譲されると、その重要性が更に高まることから、財源、保障機能と財源調整機能を更に充実させて維持すべきである。
- その地域における最重要課題を見据えた柔軟性のある見直しを行うべきである。
- ・ 国庫補助金の交付金化は地方の意見を聞き、国の関与や無駄なコストを排し、低コストでより良いサービスを住民に提供できる仕組みとするとともに、 実質的な補助率の引き下げとなり、地方の負担が増えるようなことがないよう要望する。
- ・ 地方自治拡充のため、引き続き地方財源の充実・強化の方向で改革を進められたい。
- ・ 国と地方が対等な立場で話し合う場ができたこと自体は、大変意義深いことだと思う。地方分権推進の必要性は、国民誰もが認識しているので、官僚 の抵抗に屈することなく、政治主導で改革を推進するという確固たる決意でのぞむべきである。
- ・ 地方が創意工夫できる。税源移譲なくして、地方の自主性は育たない。
- ・ 地方分権を実効性のあるものにするには、地方交付税の総額は圧縮されるべきではない。税源移譲に伴い交付税の原資が不足するならば、新たな財源 を確保するべきである。
- ・ 地方の意見を十分に反映し、地方分権の理念により地方の自由度の拡大を図れる改革を行っていただきたい。特に税源移譲については国庫補助負担金 の見直しに見合った額を全額保障するとともに、地方交付税についても地方財政収支を的確にとらえた財源保障策とするべきである。
- ・ 真の地方分権を確立するためには、国と地方が対等の立場で真剣に協議をし、国と地方の役割を明確にした中で改革を進める必要があるものと考えており、そのためにはまず、「国と地方の協議の場」を、恒常的に設置するなど、地方の主張が、十分活かされるような制度の確立が必要ではないかと思っている。
- ・ 国の歳出削減(人件費・物件費)をもっと実施すべき。地方の削減の比ではない。
- ・ 国と地方の役割・機能は、国庫補助負担金が廃止されたにもかかわらず、国の関与が続いていたり、県に任せられたりしている現状で、市町村にとっては、地方分権とは言えない面もある。権限移譲をもっと進めるとともに、それに伴う財源もしっかりと移譲すべき。
- ・ 国と地方の税源配分の見直し、とりわけ偏在性の少ない消費税と地方消費税の割合の見直しを進めるべきと考える。
- ・ 税源移譲は、第1段階では前から言われているとおり、国と地方を1:1とする。次に都道府県と市町村の割合は1:4とする。地方交付税は、入口と出口を同額とし、出口は人口比例配布とする。補助金・負担金は、均等割り(都道府県分)と人口割り(市町村分)とする。
- ・ 国庫補助金の削減、地方への税源移譲について、国はさらに積極的に取り組み、補助率の縮減など国の関与が残るようなやり方ではなく、地方の自由 度が増すような改革が実現されるべきと考える。
- ・ 税源移譲をさらに推進すべき。
- ・ 国庫補助の見直しについては、極力国の関与が残らないようにする。また生活保護費など国が行うべきものについては見直しの対象とすべきではない。 これまでの改革のスピードを落とさないためにも、まずもって地方が2度にわたって提案した国庫改革案の実施とそれに対する複数の基幹税からの税 源移譲を実施する。上記の改革を推進するとともに、国・都道府県・市町村の役割分担とそれに見合う税財源の再配分を検討し、この国の目指すべき 行財政の姿を明確にする。これらについて国だけで改革をすすめるのではなく、地方を交えて改革を決定する制度を構築し、計画的に改革を推進する。
- ・ 税源移譲を中心的課題としていただきたい。特に所得税と並ぶ基幹税であり、地域間での税収格差の小さい「消費税」の国税から地方税への積極的移 譲を進めていただきたい。
- ・ さらに権限移譲及び税財源の移譲を進める必要がある。
- ・ 税源移譲については、国から地方へ消費税・法人税も含めた基幹税からの移譲により、国と地方の役割分担に応じた税源配分とすることが必要である。 国庫補助負担金改革にあたっては、まず、国と地方の役割分担を明確化したうえで、地方の意見を反映させ、地方分権の理念に沿って財政面における 地方の自由度を高めるという観点に基づき行うべきである。地方交付税改革については、地方交付税の法定率の引上げにより通常収支の不足及び減税 による財源不足額を解消するとともに、安定的な財政運営に必要な額を確保するべきである。
- ・ 真の地方分権を確立させるためには権限と財源の一致が不可避であり、これまでの地方交付税、国庫補助金依存の財政制度では限界があることは明確 である。権限に見合う財源の確保という観点から国、地方の財政制度を抜本的に見直すべきである。

- ・ 税源移譲されても所要の財源を確保できない小規模市町村への地方交付税措置は堅持すべきだ。
- 地方の実状に即した地方財政計画に基づき、地方交付税に財源保障機能と財政調整機能を堅持することを前提に、税源を移譲すべきである。
- ・ 交付税制度と予算(財源)の総額を維持した上で、税源移譲の促進及び国行政事務軽減、経費削減を図って頂きたい。
- ・ いわゆる三位一体改革を進めるうえで、地方との協議を十分に、行う必要がある。地方交付税の減少により、地方自治体の格差が広がり、弱体化して 自治体として存在が難しくなる自治体も出てくると思われる。一概に三位一体を進めるのではなく、各都道府県の実状を踏まえて慎重に対応していく べきである。

(東京23区長)

- ・ 全国一律の統制的な考え方には反発あり。地域特性があり、夫々が工夫の余地と発想の転換が必要。交付税の計算などに詳細を盛り込む必要はない。 税源の偏在を言うと人口面積の多寡で調整し得る部分もある。18 年度の介護保険制度の細目など、地方自治体は予算化に困惑を極めた実例となる。 地域よりの発想を大切にすべきと考える。
- ・ 三位一体改革をさらに進めていく上で、第1期改革において議論となった義務教育費や生活保護費をめぐる諸問題などもあり、国と地方の役割分担について根本的に議論し、数字合わせの改革に終わらせないようにしていく必要がある。
- ・ 国から地方に権限や事務を移譲するにあたっては、その裏付けとなる財源も併せて移譲すべきである。しかしながら、今回の改革では、補助負担金 の削減と移譲された税源が同額ではなく、約1兆円の財源がカットされてしまった。地方への負担の転嫁となるような改革のあり方は断固改める必 要があると考える。
- ・ 税源移譲については、単なる数字合わせの議論に終始することのないよう、国と地方のあり方をきちんと根幹に見据えた本質的議論を進めるべきである。また、国庫補助負担金の見直しに合わせ、申請手続きの簡素化、施設の目的外使用に対する規制の緩和等、国による関与・規制の改革を進めるべきである。
- ・ 地方の裁量を拡大するような、補助負担金の削減、税源移譲が必要である。
- ・ 国庫補助負担金の見直しについて、単なる補助率の引下げだけでは、地方の自立につながらない。原則として、事業項目単位での見直しを進めるべきである。
- ・ 国は、地方といった場合に都道府県のみを対象とする傾向にあるが、自治の最前線であり、住民に最も身近な基礎自治体である市区町村の意見を十分反映すべきであり、そのための意見聴取の場を設けるべきである。今回の三位一体改革に係る個人住民税の10%フラット化と都と区の配分割合の変更により、本区は平成19年度から大幅な税収減が予想されている。このことも国が市区町村の意見を聞くことなく改革を進めた結果であるが、これでは税源移譲により地方の自主性・自立性を高める三位一体改革の趣旨に反することとなる。また、税源移譲により税収増となる自治体においても、個人住民税の10%フラット化では税率がアップする低所得者層の滞納増による減収や徴税コストの増加などが懸念され、自治体財政の安定性・健全性に不安がある。したがって、移譲にあたっては、安定して確保が可能な税源を市区町村に優先配分する等の対応が必要と考える。
- ・ 国と地方が十分に協議し、全体のスキームを作成すること。基幹税による地方への税源移譲を具体的に示すこと。国の歳出、歳入改革とリンクした 計画とすること。国から都道府県、都道府県から区市町村への権限移譲を明確にすること。
- ・ 地方分権を推進し、基礎自治体の自主性・自立性を一層高める改革を実現するためには、国と地方の役割分担のあり方を徹底的に見直し、分権型社会にふさわしい地方の税財政基盤づくりを確実に進めるべきである。
- ・ 三位一体の改革が目指す地方分権改革という本来の主旨に基づき、国庫補助負担金の削減にあたっては、単なる数字合わせではなく、国の関与も断ち切るとともに、確実に税源移譲に結びつけることが必要である。
- ・ 価値観の変化や個人・家庭・地域社会の役割が変化する中で、行政に求められるニーズは地域社会ごとに異なってきており、ただ単なる税源の移譲のみならず、それぞれの地域に必要なサービスを、より住民に近い自治体が主体的に判断・選択できるよう、権限の移譲も同時に進めるべきと考える。また、当区は20億円もの減収が予想され、国庫補助見直しとあわせてダブルの減収となっている。当区は膨大な昼間区民を有するなど、独自の財政需要を抱えており、改革にあたっては、個別の自治体の税財政事情にも配慮すべきである。
- ・ 都道府県で比較する場合の県民1人あたりの税(地方税+地方交付税)の格差が大きいように思う。地方交付税の配分のあり方をこの格差が縮まる 方向にもっていく見直しも検討されるべきではないか。
- ・ 安易に交付金化することなく、地方に裁量と責任を移譲するような国庫補助負担金改革が必要とされる。
- ・ 時代の変化に鑑み、改めて国と地方の事務分担を根本的に見直し、地方分権を推進して、それに見合う財源配分とすべし。
- ・ 三位一体改革の本旨に従い、引き続き第2期改革を進めていただきたい。ただし、税源移譲に伴う税制改革、いわゆる個人住民税率フラット化により、大幅な減収となる自治体に対する国の財政措置を同時に行うべきである。
- ・ これまでは、国の行財政改革の視点に偏った進め方であったと思う。今後は、地方公共団体の自由度を高めることに主眼を置くべきである。

(3) 道州制について(記述式回答結果)

Q18. 今後、道州制の導入など、広域自治体のあり方の見直しを進めていく場合、どのようなことに留意しながら進めていくべきだとお考えですか。 国と地方の役割分担、具体的行政制度のあり方、区割り案、国民的議論など、どのようなことでも結構です。ご意見があれば下記にご記入ください。

(自民党)

- ・ 道州制については賛成だが、地方の一極集中が国土づくりのマイナスにならないのかが課題である。
- ・ 北海道での先導的試行をしっかりやるべきだ。
- ・ 本格的な少子化社会を見据え、各都道府県の人口の推移を冷静に分析し、人口配分を基軸とした道州制の議論を進めるべきと考える。
- ・ 何のために道州制を導入するか明確にすべき。単なる財政改革のためにやるのではなく、道州制こそが地域の活性化であり、21 世紀に日本が繁栄する方法
- ・ 地方議会議員の定数、特に都道府県議会議員のあり方について理解を得ながら、進めていく必要がある。
- ・ 道州制導入等により中央をスリム化し「小さく強い政府」を作ることは大事だが、監視の目が届きにくく、これまである意味「ぬるま湯」体質であった地方の実態を考えれば、地方が非効率に肥大化することをどう防ぐか検討すべき。「国から地方へ」によって「官から民へ」の流れが弱められてはならない。
- ・ 一口に道州制といっても、歴史、伝統、文化、産業、風俗それぞれに生い立ちや特性がある。時間をかけて国民的議論をしないといけない。
- ・ 単なる組織の組み換えや区割りの変更等に陥ることなく、自治体の規模に基づく役割分担がいかにあるべきか、きちんと議論すべき。
- ・ 府県合併方式ではなく、法令によって全国一律の制度とするべき。
- ・ 北海道。九州・四国。本州はできる限り太平洋側と日本海側をすべての道州が含む形がいい。つまり輪切り論である。東京及び首都圏をどうするかは非常に難しい。
- ・ 中央集権的体制を前提とした法制度があらゆる政策分野で出来上がっており、個々の政策分野、課題別に適切な役割分担、最適な行政主体の規模、 組織等に関する議論を尽くす必要があると思う。また、ナショナルミニマムをどう確保し、地方の独自性を発揮していくかについてもまだ十分な議 論が必要と思う。
- ・ 基礎的自治体である市町村がどうなるかで、道州制の議論も変わってくる。政令市などは道州制の中でどう位置づけるのか。むしろ、国と政令市という二層のほうがより簡素であるように思う。むろん、全ての市町村が合併によっても政令市になり得るとは考え難い。基礎的自治体の状況によって、国一道州一市町村の役割分担も異なるものになると考える。
- ・ 道州制は国家50年先を見れば正しい方向と思う。しかしその前に進めるべき条件整備が多い。例えば税源、役割分担、更なる市町村合併など。また一気に道州制ではなく、府県合併というプロセスもありうる。
- ・ 道州制を考える場合、領土の広大なアメリカより人口、面積の近いドイツを参考にすべきと思う。特に考慮すべきは、日本の極端な東京一極集中を 是正することと思う。
- ・ 道州制が本当に有効か否か疑問。広域自治体の強化、基礎自治体への権限移譲が重要だと思う。
- ・ 地方の側からの道州制論だけでなく、道州制に移行することで国として、どのような意義があるのか、その点を国民にわかりやすく提示し、国民的 関心を呼び起こし、コンセンサスの形成を図ることが先決である。そのためには、内閣を挙げて取り組む体制をまず整えるべきであり、国会でも決 議が採択されるようにする必要がある。
- ・ 基礎自治体としての市町村と都道府県との役割分担を現実に即して、分析、評価し、市町村が担うべき役割とその実効を確保するための税・財政を 含めたシステムを国民的議論の下で確立すること。
- ・ 先ず市町村の自立を確立して都道府県の役割を縮小していかなければ、本格的な道州制導入へと国民的議論も進まないと考える。いまだ、中央からの補助に期待する地方世論は強く、国会の議員の論調も強い。一定の格差も生じることは確実であり、財政だけの損得論を考えれば、地方分権は進まない。格差よりも地域の特色にこそ価値を見出す地方世論がなければ、分権は困難である。効率的政府、身近な行政が如何にメリットがあるかの具体論を国民、とりわけ地方住民に示していくことが必要と考える。
- ・ まず道州制の導入方法論のシンクタンクは与党独自のものをもつ必要がある。原案を省依存とすると、試草案にはならない。地方へ意見は聞いてもいいが、旧自治省と関係のあった地方自治の人を排して、現職が首長である人を避ける人事とすることで客観的意見を聞く。
- ・ 道州制により真の地方分権を模索できると考える。但し、そのためには権限委譲に伴い財源もセットで保障すべき。
- ・ 町村合併は現在の小選挙区単位(300)を基本に考えたらどうか。
- ・ 道州制と省庁再編はセットで行う。「権限・財源・人」の新たな三位一体の移譲を実施。北海道道州制特区法をテコにしてどのような分野が道州にふさわしいかを整理すべき。地方支分部局の廃止がまず現実的スタート。
- ・ それぞれの道州の強弱があまりないようにすべき。国と道州の権限の区分の明確化。道州の国への権限の明確化。
- ・ 広域自治体の区割りが、思い込みに支配されないようにパーソントリップ調査等、客観的なデータを整備すべきである。
- ・ 道州間の利害対立から妙に歪んだ制度を作るくらいならやらない方が良い。
- ・ 区割りを機械的に行わない。
- ・ 三位一体の改革を推進することにより、地方分権が進み、自治体間の格差と競争の時代に入ると考える。現在の後年度負担を減少させ、行財政改革 を進める為にも、市町村合併と道州制の導入は避けて通る事は出来ないと考える。
- ・ まずは基礎的自治体の機能と権限を確立することが重要であり、その基盤があってこそ道州制導入の意味がある。
- ・ 市町村合併が進んでいる為、時間をあけ道州制の導入を行うべき。
- ・ 検討にあたり、参議院制度改革なども議論すべき。区割りなど、人口分布、商業圏など幅広い考慮要素があり、国民各層の意見をしっかり聞いてい く必要がある。
- ・ 道州の議員定数について、県議の現在の定数の合計の1/5ないし1/10にする英断が必要。そうでなければ意味を持たない。
- ・ 国と地方の役割分担の議論をもっと深めるべき。
- ・ 全般的には地方調査会の答申にそって進めるべきであるが、知事と議会のあり方があいまいであるように思う。現在のままの移行となれば知事に権 限が集中することにより、真の行政が出来なくなる可能性があり、心配する。議会と知事の関係について具体的に示す必要がある。
- ・ 税源発掘。税源はどこにあるか。需要発掘。行政需要はどこにあるか。この2命題の解決がすべて。極端な話、課税標準も無く、住民も皆無で需要

- のない地域については、これまでとは異なる取扱いもありうる。
- ・ 現在の都府県の位置づけがどうなるのか明確でない間は道州制は知的学問的領域かと思われる。
- ・ 分権を進める上で受皿となる地方のフォームと行政能力の均等化が大きな問題だと思う。平成の合併で市町村数は減ったが、あくまで人口数でくくっただけで例えば20万人の都市としての機能40万人の行政能力にはまだまだばらつきがある。
- ・ 市町村合併の一層の促進で基礎的自治体の基盤の充実強化を図る。道州制の区割については、それぞれのブロックの経済圏としての一体性を重視する。東京、神奈川、埼玉、千葉はひとつの道州とする。道州の長は、基礎自治体の調整を主たる任務とし、あわせて国会(二院制維持の場合は参議院)に議席を与えられて、国政の場で地方団体を代表するものとする、等の抜本改革を志向すべきである。
- ・ 道州にどのような権限をもたせるのかはっきりさせなければならない。議会を設けることの意味があるかどうかもはっきりさせる必要がある。この 点が最も大切だと思う。
- 中央官庁や地方からの反発を考慮しながら慎重に進めていくべきである。
- ・ 道州制・都道府県の必要性と基礎自治体の規模。国と地方の役割分担。
- ・ 地域性、気候、地形の違う地域を上手く分割して統治する意味で道州制に賛成だが、経済格差が更に顕著化するような制度になればこれは憂しき問題である。勿論人口の移動でその問題が解決されれば良いのだが、人口減少化社会の我国では国のサービスが全国に平等に行き亘るような制度は無駄が多く生じる。その点で例えば北海道は高速道路はなくても高規格の道路を作れば良いし、首都圏は車社会よりも公共交通をより便利に利用できる社会にすれば良い。これは格差ではなくその地に最適な変化である。この変化こそが求められるものなのである。
- ・ 国内で統一しておかなくてはならないところと地域の特性にまかせていいところの線引きを政治として精査すること。地方の広域自治体化によって 過疎化し、様々な弊害がでることは避けるべく検討されなければならない。区割りについては地域特性をかんがみ、国民的議論を十分尊重しながら 進めるべし。
- ・ 国と各自治体の役割分担を明確にしてから見直さないと、新たな組織を作るだけになる恐れがある。
- ・ 区割案などが先行しているが、国民にとって、生活がどのようになるのか、ライフスタイル、ライフステージなどビジョンを明確にする必要がある。
- ・ 地方が良くなったと実感できる意味のある改革を進めるという基本線を維持しないと痛みばかりが強調されて勢いを失いかねない。
- ・ 地方制度調査会第28次答申を踏まえ、政治が国民に将来のビジョンを示すとともに、役割分担等あるべき姿について議論を深め国民的合意を形成 していく。道州制、地方分権については、民意を尊重しつつ政治主導で、実現をはかることが不可欠。
- ・ 道州制にしても、三位一体改革にしても、前提は意識改革。今までもらっていたものをこれからは自ら稼いで費やしていくとう事は、言う程易しい ものではない。国民的議論は当然。
- ・ 広域自治により、行政サービスが低下しないよう、国と地方の役割分担を十分議論し明確化することが必要。
- ・ 地方公共団体の計画を見極めるべき。
- ・ 道州制の導入は、住民にとって最も身近な基礎的自治体が自主的・自立的な施策を推進できる仕組みを構築することが基本である。このことを国民 に理解してもらいながら議論を進める必要がある。
- ・ 広域化することによって、行政と住民の意思疎通がはかられなくなっては意味がないので、それぞれの組織形態のなかでの役割分担と連携が大事で ある点に留意をすること。
- ・ 道州制導入に先立って、市町村合併を更に進め、市町村を地方自治、地方分権の主軸として確立すべきである。府県→市町村の事務・権限の移譲、 それに見合う税源移譲も行う。道州制については、市町村の自治基盤の過程で十分に検討すべきで、「特区」で試行するようなものではない。道州が 完全自治体たり得るのか基本から検討する必要がある。
- ・ 権限と責任は一体であり、財政にも責任を持つ仕組みが必要。
- ・ 金はくれ、権限もくれ、ただし人(国家公務員)はいらないでは、話にならない。
- ・ 主役はあくまでも市町村。県であれ道州であれ、IT時代の中間管理職の役割の面と主体的な道州特有の役割の面とを区分して行政にあたるべき。
- ・ 道州制は今回の市町村合併推進の流れの中で当然導入されるべき制度であると思う。ただし、その前提として国と地方の役割を明確にして分担していく制度を、中央省庁の解体に近い抜本的な組織変更を行い、さらに地方のより効率的な運営のできるシステムを同時並行に構築していかなければならないであろう。

(民主党)

- ・ 補完性の原則に基づき、基礎的自治体の役割は子育て、障がい者福祉・高齢者介護・住宅などの個人の生活や家族・家庭生活を補完するサービスの 提供と位置づける。
- ・ 広域自治体の役割は、地域の活力を引き出し地域コミュニティーを補完するサービス(産業(農工商)振興、雇用・失業対策、職業訓練、高等教育、 広域的インフラ、警察、道路規制、土地利用、農山村計画、都市計画)の提供と位置づけ、税財源・事務権限の移譲を行う。
- ・ 道路・河川に関する事務など、府県よりも広域で扱った方が合理的な事務については、府県合併や府県の枠組みを残したままの府県連合といった方法で州を設置し、権限・事務を移管できるようにする。
- 国民的議論が必要。
- 補完性の原理の明確化。
- 基礎自治体重視。
- ・ 広域自治体の権限を極力弱いものとする (弱い道州制)。
- ・ 州の設置、構成については一義的に定めるのではなく行政サービスの内容や地域事情に即して柔軟に対応できる仕組みづくりが必要。
- ・ 合併特例によってなかば強引に市町村合併がおしすすめられたと思う。原点は住民。そこにすむ人々の思いが反映されることなく残念でならない。 一首長の考えのもとに進められたところもある。
- ・ 道州制導入はしっかりと時間をかけて、あらゆる体系を見直さなければならない。数合わせにブロック制がいわれていることも残念。
- ・ 中央政府の役割を、外交・防衛及び教育・医療・福祉などの政策の企画立案に限定し、国家として戦略的な意思決定を行えるようにすべき。また、 道州には、可能な限り権限・自主財源を付与し、それぞれの地域の歴史的文化的特色を活かした行政運営を可能とすべき。
- ・ 道州制は、10年以内に実施すべき。現在の政府は、改革のスピードが遅い。もっと我が国の将来に危機感をもち、迅速に改革を進めるべき。
- ・ 地方で出来る事を明確にして、地方では出来ない事は道州で行ない、国として行なうべき事を明確化する。
- 一律の制度設計という固定観念にとらわれないことが重要。
- ・ 基礎自治体、広域自治体の役割をしっかり位置づけ、税財源、事務権限の移譲を行う。道州の区割り、構成については、地方の合意に基づいて行われるべき。
- ・ 基礎自治体・広域自治体などそれぞれの役割を明確にしながら、具体案をできるだけ適時、国民に示していくことで議論を深めることが肝要。地域

住民の頭越しに既成事実を積み上げるようなやり方はさけるべき。

- ・ 市区町村では、住民福祉を住民の利便性を考慮し、身近なものにする。経済・産業・道路・河川・防災・下水道等のインフラは広域で対応する。
- ・ 基礎自治体は、子育て、まちづくり、介護など個人生活に密接したサービスを担うべき。事業分担の基本原則は補完性の原理を基本とする。広域自治体は、基礎自治体同士の調整などブロックごとに必要なサービスを抽出し、提供する。より広範で、一体感のある地域づくりを担うべき。政令市と府県や、特別区と都など、役割分担を改めるべき中央地方関係は多い。その見直しは喫緊の課題であり、「補完性の原理」など明確な基準に基づき、それを進めるべき。
- ・ 自治基本法のような法的制度を確立して進める。
- ・ 国の義務的事業を除く事業はすべて地方政府に移譲し、税財源も併せて移譲する。地方は、その地方における政策の優先順位を議会で決めることが でき議会を作り、自立した地方政府、自己責任と自己規律のある地方政府を作る覚悟をすること。
- ・ 広域自治体の役割として、地域の活力を引き出し、地域コミュニティーを補完するサービスの提供と位置づけて税財源・事務権限の移譲を行なうことなど。
- ・ 国と県との従属関係を州と市に移し変えるような道州制であってはならない。地方分権の徹底という意味では、県のほとんどの権限は基礎自治体に 移譲されるべきで、県の解体こそ優先課題。県を解体し、強い権限をもつ基礎自治体を再編しなければならず、現在の権限も財源もあいまいなまま の市町村合併には、疑問を感じる。州の概念は、国の権限移譲の受け皿でなく、強い基礎自治体が純粋な広域事務を行うための結合体として捉える べき。
- ・ 主権者の尊厳。地方の自主性。新しい公益(市民公益)。説明責任と情報公開。
- ・ できる限り、地方の責任が明確になるような仕組みとすべきである。
- ・ 基礎自治体は個人の生活や家族・家庭生活を補完するサービスを提供するべく、国や県等からの権限及び財源移譲を進める。
- ・ 道州制については、幅広く国民の意見を聞くべきであり、区割り案の作成等についても住民の意見を反映させるべきである。
- ・ 第1段階―国と地方の役割を明確化する。第2段階―国・道州・市町村の統合形態を基本としながらも都道府県連合や市町村連合を認める。第3段 階―第2段階の成果を検証して10年後を目途に最終的な統治形態を決定する。
- ・ 民主党の考え方に全面的賛同(基礎自治体からの補完性の原理)。
- ・ 道州制ありきという制度論にとらわれることなく、この国のあり方を出発点にして議論を行うべき。
- ・ 道州制(広域自治体)の議論には、基礎自治体の役割、規模の議論が不可欠であり、「補完性の原理」に基づく改革案が示されるべき。「区割り」も 含めて、ボトムアップの議論が行われること、憲法論議の一大テーマに位置づけていくことが肝要。
- ・ 全国を9~13のブロックに分ける道州制では、大きすぎるという意見に同感。現在の47等道府県を合併で半減する方が現実的ではないか。
- ・ 基礎自治体へのさらなる権限と財源の移譲を進めながら現在の都道府県からも市町村への権限、財源移譲を進める。その上で、道州制を含めて3層 構造とするか、国と基礎自治体の2層の構造とするか、両方の利点を考慮しながら議論すべき。
- ・ 広域自治体は、地域を活性化し、地域性を高める大きな役割と位置づけ、産業振興やまちづくりに特性、特色を持つようにすべきである。そのためには、税財源、事務権限の移譲を行うべきである。
- ・ 上からの制度の導入でなく、地域の各地自体の自主的な判断を尊重しながら進めていくべき。
- ・ 道州制の導入は、日本の将来にとり重要かつ国の財政再建にとり必要なことである。一方、国の構造を根本的に変える問題であるので、憲法改正の中に織り込む等、国民的議論を行なって、法制化すべきである。
- 国—道州—都府県—基礎自治体
 - 中間的組織はつくるべきではない。
- ・ 日本に道州制が適当であるとは思えない。州が集まってできあがった国に道州制を導入するのは自然であるが、一つの国を州に分ける事に何かメリットがあるのだろうか。またすべての中心が東京に集中している中で、道州制が機能するとは思えない。
- ・ 補完性、近隣性の原則からはじめるべきで、中二階の道州制から入るとボタンのかけ違いとなる。
- ・ 広域自治体と地方自治体との役割分担を明確にしていく。
- ・ 中央集権的な色合いが濃い。その前に地方分権を進めるのが先。
- ・ 道州制の導入を実行する前に、すべての地方議会で議論を行い、その結果を活かしながら進めるべき。国と地方の役割分担については、国民・県民・ 市民の代表者として選ばれた議員たちの意見を聞いて、反映するべきだと思う。
- ・ 道州制になることで、具体的に国民生活がどのように変わるのかわかりやすい説明が必要。
- ・ 補完性の原則から、最も身近な基礎的自治体への分権が最優先であり、広域自治体単位での集権体制にならないように進めるべき。
- ・ 規模や単位を議論の中心とすることなく、機能分配の見直しという本質の議論を行うべき。
- ・ 基礎自治体に対する分権、合併、自治の確立を加速すべし。道州制導入は分けて議論していくべき。
- ・ 基礎自治体間の格差に伴う権限、財源移譲の差異をどうするのか。
- ・ 広域自治体の議会のあり方、必要あるのか。
- ・ "コミュニティの自治"を重視する観点から基礎自治体、場合によってはさらに小さな単位の自治体が住民参加のもとで権限を発揮することができるしくみについても、あわせて考えるべき。
- ・ 道州政府においては、行政・立法政府だけでなく、司法府にも力を入れ、三権分立を確保すべき。
- ・ 州の設置と構成は府県合意による自立的な判断。州は法人格を持ち、府県と人事体系を完全に区分する。
- ・ 市の役割りをもっと広げ、責任も持ってもらう。同時に、県の役割りを見直す。国と地方の役割分担というより、国と市の役割分担をはっきりする。 市として能力のない地域を、県が助成する。

(公明党)

- ・ グローバル化、IT化の進展を考えると、道州制が導入されたとしても国の役割は依然として重要だと思われる。一方、市町村の合併が進み、ある程度人口や経済力のある基礎的自治体が形成されていくと、道州の役割は案外小さいものになると予想される。従って、道州はできるだけ簡素な組織としておくことが賢明と考える。
- ・ 国と地方の役割分担(国の事務と道州の担う事務をきちんと定める必要)。
- ・ 道州には、交付税や補助金に依存しない財政・経済の自立と自治立法によって自治体の自ら政策を実施することが不可欠である。そのために、国の 内政事務をどこまで地方に移し、どこまで中央に残すか、国の立法権限をどう薄め、地方条例制定権を拡大するのか、議論、整理が必要。市町村合

併が進展すれば、都道府県の役割は薄まる。府県制度をどう修正するかが求められる。道州の区割りは、細分化せず、地方制度調査会の答申に盛り込まれた中の、9道州程度が望ましい。まず、必要なのは着実な分権改革である。

(社民党)

- ・ ともすれば地方の広域化の議論が先行する傾向にあるが、現行制度においてまず国の役割りを見直し、府県、市町村への分担化を徹底させることが 重要ではないか。
- ・ 道州制の導入は時期尚早と考えている。
- ・ 住民の考えが反映できるようにすること。
- ・ 国と地方の役割分担を明確化すべき。
- ・ 広域にし過ぎると住民から遠い存在になるので、十分論議が必要。
- ・ 道州制推進を名目に自治体のリストラになる可能性が高い。市民参加のもとで、議論をすべき。
- ・ 住民生活に密着した自治体の性格を変えていく広域自治体は好ましくない。中央集権構造を改革すべきである。
- ・ 地方の広域化の論議が先行する傾向にあるが、現行制度においてまず国の役割を見直し、都道府県・市町村への分権化を徹底させることが重要。国 民的議論とともに、肝心の当該住民の意向を尊重すべきである。
- ・ 地方の広域化の論議が先行する傾向にあるが、現行制度においてまず国の役割を見直し、都道府県・市町村への分権化を徹底させることが重要。いまでも都道府県の行政は住民からは遠い存在と見られているが、道州はさらに広域となり、地方自治の形骸化が一挙に進んでしまいかねないことから、住民からも大きく遊離し、行政の官治化と画一化、縦割行政の悪弊を生じるものとならないようにすべきである。
- ・ 現行の都道府県は国からの権限委譲の受け皿として十分な実績と能力を持っており、都道府県・市町村の現行の二層制の地方制度を堅持しながら、 まず分権をかちとることが大切。
- 現行制度において、まず国の役割を見直し、都道府県・市町村への分権化を徹底させることが重要。

(その他会派・無所属)

- ・ 例えば、九州でひとつの道州となれば、人口から考えても福岡県から首長が選出される可能性が大きいと思う。そうなれば、福岡を中心とした施策 や予算配分が行われることが懸念され、ますます地域間格差が広がる恐れがある。道州制が導入されても、一定のルールを決め、国が関与できるシ ステムが必要である。
- ・ 道州制導入において留意しなければならない事は、権限や税収が全部移譲されるかどうかにある。
- ・ 基礎自治体の役割は、「補完性の原則」に則り、育児、介護など高齢者・障害者福祉、生活保護など生活や家庭に対するサービスの提供を中心に検討する。広域自治体は、広域で連携した方が効率的な業務、地域の力を統合した方が合理的な業務、などのサービスを提供する主体とする。広域自治体にも立法権を付与する必要性も検討するべきか?

(知事)

・ 第28次地方制度調査会答申に対する知事コメント(平成18年2月28日発表)のとおり。(以下原文添付)

「本日、国の第28次地方制度調査会の道州制に関する答申が発表された。

これまでもたびたび指摘してきたが、明治の太政官制度以来一世紀にわたって続く現行の都道府県の制度は、時間的空間的に狭くなった今日において、直面する行政課題に充分対応できていないのが現状である。

とりわけ、大都市圏にあっては、拡大を続ける生活圏や活発な経済活動の実態をも視野に入れて、広域行政のあり方を論ずべきである。

首都圏だけをみても、道路や大気汚染、廃棄物、治安対策など広域課題が山積し、その解決が喫緊の課題となっている。都では、これまでディーゼル車排出ガス規制などの広域的課題に対し、八都県市の連携によって着実に成果をあげてきたところだ。

道州制を検討するにあたっては、このような現実の行政課題と現場を持った自治体の実践の積み重ねを十分に検証することが不可欠である。しかしながら、地方制度調査会の議論では、道州間の規模の均衡を目的とした区割りなどが議論されるばかりで、現場の実態を検証した形跡が見られない。 道州制は、我が国の行政のあり方とその機構の大転換であることから、国民生活に多大な影響を及ぼすとともに、その実現には莫大な費用と労力を要することは必定である。このまま、本質的な検討を行わず、現場の実態から乖離した表層的な議論ばかりが先行するならば、道州制そのものが、首都機能移転と同様、リアリティーを欠いた空虚な国家目標になりかねない。

そもそも、道州制を導入する本来的な意義は、真の分権に向けて、国のかたちを抜本的に変える改革を実現することにあるはずだ。この答申の内容 で、本当に改革が進むのか、疑問であると言わざるを得ない。

答申では、国の権限を大幅に移譲するとの理念を掲げてはいるが、国の出先機関の仕事を道州に移すだけで、省益に拘泥する中央省庁が権限を手放 さないならば、機関委任事務の復活どころか、道州が国に隷属する構図を作り出すおそれすらある。

これまでの改革の顛末をみれば、地方分権一括法が骨抜きにされ、三位一体改革が数字合わせに終わったのは、省益を墨守する各省庁の抵抗が原因であることは、誰の目にも明らかである。

この反省にたてば、まず、国と地方の役割分担の徹底的な議論を行ったうえで、その成果が各省庁を拘束する仕組みを検討するなど、国・政府をあげて真の分権改革に真摯に取り組まなければならない。

この答申に関して、東京自治制度懇談会でも議論してもらったところだ。

道州制導入の意義や、首都圏の広域的課題を具体的に検証したうえで、東京における道州のあり方などについて、貴重な意見をいただいた。 都として、引き続き東京自治制度懇談会の知恵を借りながら、道州制や広域的自治体のあり方など東京発自治論について検討を深めるとともに、これまでにも増して、国などに対して強く発信していく考えである。」

- これまで約120年間存続した都道府県を廃止して道州を設置することは、将来のわが国のあり方を長期にわたり方向づけ、国民生活に大きな影響を及ぼすものである。このため、何よりも国民、住民の幸せにつながるかどうか、分権型社会の構築に資するかどうかという観点から、幅広い論議が行われるべきであると考えている。特に、国と地方の役割分担をどのように考えるかは、道州制の導入に関する判断にあたっての重要な要素となることから、国民にとっても分かりやすい、より具体的なイメージを提示しなければならない。その際、国から地方へどのような権限や財源を移譲していくのか、その結果、国の機関はどのようにスリム化されるのか、地方支分部局だけでなく中央省庁のあり方の見直しや再編も含めて検討し、具体像を提示すべきである。また、少子高齢化、人口減少時代の到来を迎える一方、中国、インド、ロシア等の経済成長などにより世界各国との競争が激化する中で、日本の国と国民の活力をどのように維持していくかといった国家戦略として取り組むべき課題が山積している。道州制について考える際には、その前提として又は少なくとも同時に、この国の目指すべきかたち、中央政府の役割がどうあるべきか、十分な議論が必要である。
- ・ 現在の都道府県は、一部の大都市圏を除き、住民の生活圏や経済圏が県域を越えて拡大しているとはいえず、このような状況下で、一般的に都道府 県を廃止し、道州を行政区域とすることについて、多くの住民の理解を得ることは当面は難しいのではないかと考えている。特に、巨大な区域を行 政区域とした場合の住民の一体感、アイデンティティの喪失、政策決定主体が都道府県よりも住民から遠くなってしまうことによる住民自治の面で

のデメリットも避けられない。また、道州が国内行政の大半を担うことになれば、国税から地方税へ相当規模の税源移譲を行い、地方税を充実する必要があるが、その場合、首都東京を含む州とその他の州との財源格差は現行の都道府県制度の場合よりもはるかに拡大するおそれが大きいという問題もある。広域的な対応が必要な課題があれば、当面は現行制度の下で、広域連合制度や任意の協議会の活用等により広域的、圏域的な連携の実績を積み上げ、都道府県間の連携を強化し、住民の理解を高めていくことが重要である。いずれにしても、なぜ、都道府県制ではなく、道州制でなければならないのかについて十分な国民的議論が必要である。

- ・ 地方制度調査会の答申では、国の組織、特に地方支分部局のあり方について全く触れていないなど、国と地方双方の政府を再構築するための基本的 な原則が明示されていないが、このことについて省庁の縦割りを越えた国全体の構造議論が必要。小規模市町村をどう支えていくのかということも 現実問題として重要。
- ・ 何より住民自治の観点に立ち、何がどれだけ住民にとってメリットになるのかを明確にする観点から、国のあり方に踏み込んだ積極的な議論を展開していくべき。
- ・ 区域割りについては、地理的、歴史的、文化的つながりや、産業・経済基盤、水・エネルギー等資源の共有など、地域は様々な単位で重層的に結びついており、必ずしも都道府県の境界に拘らず、そうした地域の状況に応じて柔軟に対応していくべき。
- 本格的な議論はこれからであり、地方からの主張を反映していくためにも、国民的な議論を積極的に行っていくことが必要。
- ・ 地域主権型社会にふさわしい国、地方の役割分担や、地方の自由度が高まり、安定的な行政サービスの提供を可能とする税財政制度をいかにして再 構築するか。
- ・ 道州制の導入は、地方固有の問題ではなく、国のかたちを変える問題であるということを明確に認識し、広く国民に周知することにより、問題意識 を共有し、論議を深め意識の醸成を図っていくことが大切。
- ・ 国の根幹に関わる事務以外は、できるだけ地方へ事務・権限を移譲し、地域の自己責任の下、住民の意思に基づき、より自由に、より多様な活動ができる新しい地方自治の仕組みを構築し、住民が主体となることができる自立した地域を目指すシステムを確立することが大切。
- ・ 道州制の導入については、大きなエネルギーが必要であることから、政府には国と地方の改革を進めていく推進本部が必要であり、その前提として、 地方制度調査会の他に、国と地方のあり方を検討する組織が必要。
- ・ 理念の周知と並行して、具体的な政策を積み上げ、実施していくことにより、目に見える形で効果を上げていくことが大切。
- ・ 道州制の議論をはじめ、都道府県のあり方や新たな広域自治体の枠組みが問われることは時代の要請であると認識しているが、改革に於いては地方の自主・自立性の拡大を図ることが何よりも重要であると考える。
- ・ まず地方が一体となって、国と地方の役割分担など道州制の全体像を明らかにして国民的議論を喚起すべきと考える。
- ・ 道州制を含め、今後の広域自治体のあり方を論ずる際には、その理念とも言うべき「目指すべき国のかたち」の根幹部分(行政を含め、我が国の国家像として、どのような理想の姿を目指すのか)を明確にし、国民的な理解を醸成しながら進めていくべきである。その上で、住民の広域的経済、社会活動範囲について一定の意識が醸成されたと判断される時点で、改めて行財政にかかる自治体の範囲についても議論すればよい。
- ・ 道州制に関する福島県の考えは下記のとおりである。道州制については、地方分権の加速と効率的な政府の実施を名目に、その必要性や課題につい て十分な検討を行わないまま、権限委譲の受け皿として一律的な「枠組み」を前提にした議論がなされている。このような一律的な手法は、歴史的、 文化的に多様である地方自治体が、自らの責任と判断により地域のあり方を決定するという、住民主役の真の地方分権改革とは対極をなすものであ る。地方分権改革については、平成7年の地方分権推進法や平成12年の地方分権一括法の施行から現在の三位一体改革へと、地方6団体が一致団 結してようやくここまできたところであり、三位一体改革の第2期へ向けてこれからという時に、道州制という中央からの動きに簡単に乗っていい ものだろうか疑問である。特に、「道州制こそが権限移譲の受け皿である」ということを是認するならば、道州制に移行できなければ権限や税財源を 移譲できないこととなってしまい、これまで進めてきた三位一体改革の流れを完全に止めてしまいかねないと強く憂慮している。また、人口1千万 人に上る住民から遠い巨大な道州が、果たして「地方自治体」と言えるのか。地域のアイデンティティを尊重し、住民の意見が反映された形で「地 方自治の本旨」が実現可能なのか、甚だ疑問であるし、一部の大都市への一極集中の加速も懸念されるところである。フランス、イタリア、カナダ など諸外国の州人口規模をみても、現在の我が国の都道府県の平均人口約270万人と同程度の規模であるし、連邦制のアメリカにあっても、本県 の人口200万人より少ない州が15もあり、中には51万人の州まで存在するなど、現在の都道府県は、諸外国と比べても遜色のない人口規模を 有しているのである。また、防災、産業廃棄物、観光等の広域的な課題については、テーマごとに重層的、機動的な広域的連携やネットワーク化を 図れば、現行制度で十分に対応することが可能である。例えば、本県においては、茨城、栃木、群馬、新潟との5県で、平成16年から「5県知事 会議」を開催し、これまでの東京を中心とした放射状の国土づくりではなく、北関東自動車道の整備によるループ状の高速交通網を基軸として、観 光や防災面での連携を深めようとしている。山形、新潟両県とは産業の技術高度化を図るため、共通の技術課題に関する研究を相互に連携しながら 実施している。また、地方制度調査会の答申で例示されている複数の都道府県にまたがる河川の管理も、関係各県で連携して行えば十分に対応可能 であると考えている。道州ならばこれらに対応可能で、既存制度では可能でないとの合理的な根拠はなく、このような取組みを積み重ね、その上で 地域自らが必要と判断すれば、広域連合や自主的合併等の既存制度を導入すればよい話ではないだろうか。そもそも我々が目指すべき地方分権改革 は、霞ヶ関を中心とした中央集権体制のあり方を見直し、まずは過度に中央に集中する権限・税財源を地方に移し、地域のニーズに応じた多様で透 明性の高い住民サービスを提供できる体制を確立するものであったはずである。そうであれば、いま我々がなすべきことは、地方分権改革の原点に 立ち返り、地方6団体が一致団結して、国に対して具体的な役割分担に基づいた権限・税財源の移譲を迫っていく、三位一体第2期改革に向けた大 きなうねりをつくり上げることである。現行都道府県は、地方における様々な課題等に対応できる能力や規模を十分に有している。国は道州制の議 論を進めるよりも、先ずは地方分権を進め、都道府県に任せるべきなのである。
- ・ 国と地方の役割分担を抜本的に見直し、道州の役割や権限・税財源のあり方をきちんと議論すべきである。
- ・ 国の地方支分部局を全てなくし、権限のほとんどを道州に任せる覚悟が国になければ道州制度導入の意味はない。地方制度調査会が答申した区域割についても歴史性や一体感等の面から多くの県民が納得できる形になっているかどうか疑問である。
- 道州制の導入にあたっては、広範な議論を通じて国民的なコンセンサスの形成を図っていくべきである。
- ・ 道州制は地方分権の強化、住民サービスの向上や行政の効率化等につながる大きな可能性を秘めていることから、今後、政府における具体的な検討に当たっては、道州制導入のメリットや課題等を明らかにし、その必要性や有効性について、国民にできる限り分かりやすく提示し、コンセンサスを得たうえで進めることが重要である。この度の答申を契機とし、国民的議論が大きく喚起されることを期待している。
- ・ 道州制については、区割り案ありきではなく、国・道州・基礎自治体の役割を議論すべきである。国と地方の統治構造の見直しは、国民に及ぼす影響が甚大であるので、国民的な議論を十分踏まえる必要がある。
- ・ 「分権型社会」を構築するためには、国、都道府県、市町村それぞれの役割を明確にし、中央集権的な国のシステムを抜本的に見直す必要がある。 その際、首都機能のあり方が最大の課題となるであろうが、一極集中による弊害が再び生じないよう十分に留意しなければならない。また、道州制 を導入する際は、国民の理解を得られるように努力しなければならない。

- ・ 道州制の導入に当たっては、自らの地域のことは自らの意思で決定し、その権限や責任も自ら持つという「地域主権の実現」のため、国の役割を外交、防衛等の国家の存立に関わるものなどに重点化し、内政に関しては、企画立案から実施まで、広く地方自治体が担うという地方分権型国家へ転換していくことが重要である。また、道州制移行のプロセスにおいては、各都道府県における広域連携の実績や、地理的・歴史的・文化的繋がりなどを含めた、地方の意見を反映する仕組みを国が構築し、そのうえで権限移譲や区割りの仕方などについて検討を進めるべきである。なお、区割りに関しては、経済的に自立できる圏域とするために、できるだけ大括りにすることが望ましく、経済圏や生活圏の一体性を重視すれば、必ずしも現在の都道府県単位の組み合わせにとらわれる必要はない。
- ・ 国と地方の役割分担を抜本的に見直し、現在都道府県が処理している事務を市町村に大幅に移譲するとともに、国から道州への権限移譲を行い、国 の形を中央集権型から地方分権型に変えることが必要である。
- ・ 道州制により、都道府県の範囲を超えて連携し、機能分担や相互補完することにより、広域的な圏域を単位とした戦略的な施策を展開するとともに、 簡素で効率的な行政の実現を目指すべきである。
- ・ 国民的理解を得られるよう、国、地方公共団体を挙げての推進体制が必要である。
- 都道府県が処理している事務を市町村に大幅に移譲するため、市町村の能力が十分に発揮できる環境を整えることが必要である。
- ・ 区域については道州が担うべき役割について議論を尽くした上で、その合理性、妥当性を検証することが必要である。
- ・ 社会経済情勢の変化や市町村合併の進展を踏まえ、広域行政のあり方を検討することは重要であるが、道州制の導入は、中央政府のあり方を含めた 我が国の内政構造全体の改革であり、地方分権の視点から、区割り議論が先行するのではなく、国と地方の役割分担、地方への権限や税財源の移譲 といった、本質的な議論をしっかり行い、道州制が地域住民にもたらすメリットや課題を明らかにし、その必要性や有効性についての国民的議論を 踏まえ、判断すべきものと考える。
- ・ 先の三位一体の改革を見ても、霞ヶ関が税源や権限を積極的に地方へ移譲するとは思えない状況であり、都道府県のスリム化という側面だけが都合良く取り上げられ、我が国のあり方を再構築するはずの改革が、単なる都道府県合併に矮小化されてしまうことが懸念される。道州制の導入に関しては、地方分権型社会の実現という観点から、区割り等の表面的な論点にいたずらにとらわれることなく、国の役割の見直しや各省庁の具体的なあり方などについても十分な議論を尽くしたうえで、国民的コンセンサスを形成していくべき。
- ・ 現在の都道府県制度を道州制に一気に改編するところまでは、国民的な議論が高まっておらず、より現実的な「政令県」制度を提案している。本県のような人口、行財政基盤、自治能力が一定の程度を超える府県に国の出先機関の事務・権限を移譲し、府県合併などを通じて現在の47都道府県を半分程度に再編・集約するステップを踏むのが現実的である。また、三位一体改革のように、国と地方による財源と権限の奪い合いという図式となり、国民的な共感を得られなくなることが懸念される。
- ・ 道州制の導入に当たっては、国から事務の実施権限が移譲されるだけでなく、決定権限が高まることが重要であり、そのためには、道州の自治立法権の拡大が不可欠であると考える。また、市町村や道州の地方機関(例えば「旧の国」の単位)への分権を徹底することにより、現在の県よりも住民に近いところで政策決定がなされ、行政サービスを提供できると考える(本県ではこれを「顔の見える道州制」として提唱している)。
- ・ 見直しによって、地域がどう変わるのか、地域にどのようなことがもたらされるのか、またそうしたことが住民の暮らしの向上につながるのか、加えて、地域間格差が生じ地域の弱者に大きな影響を与えないかなど、住民の視点、地域の視点が十分に反映されなければならない。
- ・ 国と地方が対等、協力して議論していかなければならならず、国からの押しつけになるようなことはあってはならない。
- ・ 地方分権の手法のひとつとして道州制が議論されることは一定理解するが、現時点では、導入に係るプラス面、マイナス面の議論が不十分であり、 今後、国民的な議論を尽くすべきである。議論に際しては、現行の都道府県制度で対応できないものは何か明確にするとともに、府県協力、広域連 合などの現行制度の活用なども考慮すべきである。また、道州制導入により、住民との距離が遠くなり、住民自治という観点からは、むしろ自治が 後退することも念頭に入れなければならない。
- ・ 去る2月28日の地方制度調査会の答申は、地方分権を推進していくという考え方を基本に、広域自治体改革の具体策として道州制の導入を適当とする点等、一定の評価ができる。しかしながら、道州の税財源制度、大都市等に関する制度、国と道州の事務の役割分担や、さらには国と地方のあり方等について、より一層の議論が必要である。地方の立場からも道州制のあり方について、議論を進めていくとともに、政府において、国民的なコンセンサスを得られるよう、地方の意見も十分踏まえながら、議論を深めていくべき。
- ・ 今後の府県のあり方を考える際には、まず、成熟社会にふさわしい国全体の統治機構のあり方について検討すべきである。国の地方支分部局の整理 すら明確にされていないなかで、府県制の枠組みを流動化させるような提案には意味がない。国のあり方の検討なしに、道州制導入を進めれば、中 央集権構造を残したまま、地方分権なき国主導の府県合併が進むことになりかねない。
- ・ 成熟社会の統治機構は分権構造でなければならない。このため、一つの事業を国と地方が重層的に分担する成長時代のシステムを改め、一つの事業 は一つの主体が権限と責任を持って担う「分配自立型」に転換していく必要がある。国の役割は外交、防衛、通貨等に限定し、地方が行政サービス を行う構造に転換すべきである。
- ・ 道州は地方自治体の本質を失うことになってはならない。住民自治を大切にする観点から、広域であっても住民が「我が自治体」という意識を持ち続けられる広さや区域を予定しなければならない。
- ・ 道州は行財政的に自立性が相当程度に確保された道州制の導入でないと、地方分権を進めることにならない。国と道州の役割分担、権限と財源とが 整合した税財政制度など、先ず、具体的な制度設計をきちんと論議すべきである。
- ・ 住民がゆとりと豊かさを実感できる真の分権型社会を実現するためには、中央省庁主導の縦割りで画一的な行政システムを、自己決定・自己責任を基本理念とした住民主導の柔軟で総合的な行政システムに変革しなければならない。そのためには、国と地方の役割分担を抜本的に見直し、中央省庁を解体再編し、国の役割の純化・重点化を図るとともに、道州制を導入し、地方分権の担い手としての広域自治体を充実強化する必要がある。道州制は、我が国の統治のあり方を根本から大きく変えるものであり、導入による具体的なメリットとして以下のようなことが考えら得る。
 - 広域課題への対応。県と県をつなぐ県間道路は、物流や経済活動等において広域的観点からは重要であるにもかかわらず、いずれの県においても県の端に位置する道路であるため等閑視される傾向にあり、早期に事業効果を発揮することができないのが現状である。道州制の導入により、国県道を含めた全体で整備の優先度が調整され、県境に関係なく一体的な道路整備が行われ早期に効果が発揮される。また、道州制を導入することにより、東南海地震など県域を越えた被害が想定される大規模な地震や風水害等、広域災害に対応するための効果的・効率的な防災体制を整備できる。
 - 東京一極集中の是正。東京一極集中を是正し、日本全国に自立性の高い圏域を形成するためには、それぞれの圏域に中心となるエンジンが必要である。道州という大きな括りにすることで、横並び意識よりも、自分の道州を際だたせようとするエネルギーが出てきて地域が活性化される。
 - フルセット主義からの脱却。現在の都道府県は、同じことをやる「フルセット主義」に陥っており、かえって分権を阻害している。現在、各県持ち回りで単独開催されている国民体育大会などは、開催県のみで施設を整備し準備・運営を行っているが、道州制の導入により、広域で既存施設の有効活用を図ることが可能となり、準備・運営に関わる財政的負担を軽減することができる。また、各県に設置され同様の研究を行って

いる各種の試験研究機関についてもダイナミックな機能分担が可能となり、効率化が図られるとともに、専門性を高めることができるようになる。

- 重複行政の解消。道州制の導入にあわせて、中央省庁や地方支分部局が解体再編されることにより、国と地方で重複している事務の統合や、国・地方を含めた行政の組織・人員の大幅なスリム化に繋がり、行財政改革にも寄与する。
- ・ 道州制の議論は、地方制度のみならず国のあり方の議論であり、中央政府を解体再編して中央政府の役割を外交・防衛・金融・マクロ経済といった本来相応しいものに純化した場合に、それ以外の事務の受け皿としての広域的な行政主体について幅広く議論すべきもの。しかるに地制調では、こうした国のあり方の抜本的な議論は行われてこなかったし、政府・霞ヶ関においてもこうした考えは全く共有されていない。道州制を議論するなら、政府・霞ヶ関において中央政府の解体再編の具体的なイメージを共有して、一体となって真剣に検討することが必要。その際、政府の進めた市町村合併施策同様の安易な規模の拡大・均衡化ではなく、質に関する議論が主となるようにすべき。
- ・ 道州制は、その必要性などを広く国民に分かりやすく提示した上で、各方面で大いに議論を尽くし、国民的な気運醸成が必要と考える。
- ・ 道州制は、国と地方双方の政府を再構築する大改革であり、政府に取り組への決意と覚悟が求められる。
- ・ 都道府県と道州が並存する状況では、国と地方双方の政府を再構築するという道州制導入の本来目的の実現が困難と思われること。また、地方税、 地方交付税を中心とした地方税財政制度が果たしてうまく機能し得るのか懸念されることから、道州への移行は、全国一斉に行うべきものと考える。
- ・ 道州の区域は、地方分権を推進し、自立的活力ある圏域を実現するため、道州の規模・能力のあり方をどう考えるかによって自ずと決まるものであり、枠組みを先行して議論することは行うべきでないと考える。
- ・ 新しい時代のニーズ等に的確に対応し、住民の方々の幸福度・満足度を高め、我が国全体の再生を図るためにも、今後は、肥大化・硬直化した全国 画一の中央集権型システムを根本から改め、地方が自己決定・自己責任の原則のもと、自らの判断と責任において施策を決定し、実行できるような 道州制(真の分権型社会)の実現が必要である。当然その際には、中央省庁の解体再編も含め、国と地方の役割を抜本から見直さなければならない。 こうした道州制の実現こそ、「地方分権改革の究極像」と考える。今後、政府においても、地方制度調査会の答申を真剣に受け止め、例えば「道州制 推進本部」「担当大臣」の設置など「道州制推進法」の制定も視野に入れた、政府一体での責任あるしっかりとした道州制推進・検討体制の構築を図っていくべきである。
- ・ 単なる都道府県合併ではなく、国の持っている地方に関わる権限や財源を道州に移譲し、地域振興に関する立法権(地域振興立法)までを持つ自立 性の高い道州をめざすべきである。そのためには、まず「ビジョン」を描き、「国と地方の役割分担」を明確にした上で対応すべきであり、地方の意 見を十分反映した道州制度とするため「国と地方の協議の場」を法制化し、協議結果の実効性を確保できる仕組みを構築すべきである。なお、区割 り案は国が示すべきものではなく、地方の自主的な判断で決定されるべきである。
- ・ 道州制の導入に当たっては、さらに地方分権を進めていく観点から、単なる区割りの議論にとらわれることなく、本来の分権型社会の実現のための さまざまな課題について、国と地方双方の政府の再構築を含めた幅広い議論が必要であり、国と地方の役割を大胆に見直し、権限と財源を可能な限 り地方へ移譲していくことが求められる。
- ・ 道州制導入は、単なる行政エリアの拡大にとどめるのではなく、国のかたちの見直しを行う改革としてこれを位置づけることが重要。
- ・ 国と地方の役割分担再編は、国のあり方そのものを見直し、国の地方支分部局の機能のみでなく、中央省庁の持つ企画立案機能も含め、国の権限を 思い切って地方へ移譲するとともに、それに見合う財源を税源移譲により自主財源として確保し、自主的・自立的な地域づくりを行い得るものでな ければならない。それが、国と地方を合わせた行政のスリム化、効率化にもつながる。ただし、義務教育に関する諸基準の設定や財源の保障など、 本来国がその責務として果たすべき役割まで地方分権という流れの中で地方の役割とされてしまうことのないよう注意が必要。
- ・ 道州制導入後も存在するであろう小規模市町村は、道州制の下で基礎自治体が担うこととされる事務のすべてを自ら担うことは困難であることから、 その補完のあり方についても、今後検討が必要。
- ・ 地方制度調査会の答申では、全国を9、11、13に分ける区域例が示されたとところであるが、区域については、各地域において十分議論し、合意を得る努力をすべきであり、この3つの区域例に限定した議論をすべきではない。
- ・ 道州制は、単なる国のスリム化や国から地方への事務の押し付けであってはならないし、現在の地方に対する国の関与や統治の仕組みを維持していくためのものであってもならない。また、国と地方の役割分担の明確化を通じて、地方自治体だけでなく、中央政府のあり方も含めた抜本的な見直しを行うことにより、それぞれの地域が、自らの責任で地域のあり方を決定できるような改革でなければならない。その意味では、我が国の行政システムを大きく変えるだけでなく、国民生活にも大きな影響を与える改革であるので、そこに住む住民にとってどのような意義やメリットがあるのかといった、地方分権を基本とした本質的な議論、国民的な議論を積み重ねていくことが必要だと考えている。
- ・ 道州制の導入は国民生活に大きな影響を及ぼすため、その導入には国民の合意を得ることが重要である。また、その導入は、地域住民の自治強化を 図る観点から、国と地方のあり方を抜本的に見直し、国からの財源・権限の移譲や二重行政の解消を図る必要がある。
- ・ 何でもかんでも地方がということではなく、国がやった方がいいものは国が責任を持ち、地方がやった方がいいことは地方に任せるというように、国、広域自治体、基礎自治体の役割を切り分け、負担と責任の関係を明確にして、それぞれの主体が自立的な行政経営を行うことができるようにすることが重要であると考える。その意味で地方自治を拡大強化する方向での道州制は、将来の国のあり方として望ましいと考える。また、道州制で、区域や行政の効率化の話が先にくると、方向性が集約化や集権化に向かい、「より低コストで満足度の高い分権型社会」という道州制の姿とは全く違ったものになるので、道州制の議論では「地方自治の拡大強化」という視点が、極めて重要と考える。こうした議論をすすめていくためにも、道州制の具体的な姿やそれがもたらす国民・住民へのメリット、デメリットを明らかにすることで、国民的な議論を盛り上げることや、「道州制(21世紀のわが国のかたち)を、新しい国家像をつくるという気概で進めていく政治的リーダーシップ」が必要と考える。また、首都圏については、例えば関東地方というローカルな経済の固まりというもの以外に、首都であることによって上積み的な余剰利益を得ている部分があると考える。道州制がそれぞれの地域が自立してやっていくということを基本とするならば、この部分を改革していかないとフェアではない。首都の扱いをどうするかということも大きな問題と考える。
- ・ 道州制は、国・地方の役割分担、税財政制度など、国と地方のあり方を抜本的に見直す改革である。国による検討と併せて地方による検討・取り組みも重要であり、今後は国・地方が協力して国民的議論を喚起していくことが必要。
- ・ 道州制は、国と地方の政府のあり方を再構築するものであり、国の在り方を明らかにする必要がある。さらに、道州制移行に当たっての前提として、 基礎自治体の体制整備が必要であるが、今後の市町村合併によってそれが達成されていくのかどうか検討していくことも必要ではないかと考えている。道州制の導入にあたっては、国民の目線で、道州制のメリットやデメリットを具体的に提示しながら国民を巻き込んで議論を深めていかなければならいと考えている。
- ・ 市町村合併における議論と同様に、国民の理解を得ることも大切と考える。また、国からの徹底した権限移譲や、財政運営の自主性、自立性を確保 するための財政調整制度等についても議論を深める必要がある。
- ・ 道州制はわが国の統治のあり方を改革するものであるから、制度設計に当たっては、国の地方支分部局のみならず、中央省庁のあり方を含めた一体

的な制度設計が必要である。

- ・ 道州制導入にあたっては、制度設計に関する国民的議論が不可欠であり、また、道州区域や移行時期に関する地方意見の尊重が重要である。
- ・ 道州制の導入は、国の行政改革の観点からのみ行うものではなく、道州制の導入により地方自治が拡充・強化されることが重要である。同時に、自治と自立に必要な税財政を含む諸制度を確立する必要がある。
- ・ 道州制の最大の課題は、中央政府から地方に権限、財源、人材の移譲が行われるか否かであるので、国と地方が対等の立場で協議する場を設け、国 と地方の役割の見直しや地方分権を推進するための方法に取り組んでいく必要がある。
- ・ 公務員制度改革を並行して行う必要もある。
- ・ 分権型社会への移行に向けて、道州制の議論は避けることができないと認識しており、今後、国民的な議論が幅広く行われるためのたたき台として 答申が出されたものと考える。しかしながら答申では、道州制の基本的な制度設計として、道州の区域例で事務などについて、ある程度具体的に記載されているが、次の3点については、今回の答申の内容では不十分であると考えている。第1点目は、目指すべきこの国のかたちについて。広域 自治体改革のあり方が道州制を前提に議論されているが、少子高齢化・人口減少等により日本の活力が低下していく中にあって、この国の将来を見据えて、真にふさわしい国のかたち・広域自治体のかたちはいかにあるべきか議論が尽くされていないこと。第2点目は、道州制導入の必要性やメリットについて。道州制が経済活動の活性化や住民生活の利便性の向上などにどうつながっていくのか。個別具体的に示されておらず、国の議論を深めるために十分でないこと。第3点目は、税財政制度について。偏在度の低い税目を中心とした地方税の充実。税源と財政需要に応じた適切な財政調整の必要性は示されているが、これを実現するための具体策が今後の検討課題として事実上先送りされていること。
- ・ 道州制の導入は、国と地方、双方のあり方を再構築するものであり、国民生活にも大きな影響を及ぼすことから、国民的な議論が幅広く行われることが必要である。

(市長)

- ・ 中央政府のやるべき仕事、地方政府(道州制)のやるべき仕事を明確にし、基礎自治体と中央政府、基礎自治体と地方政府の二層制とすること。中 二階の地方政府は不要である。
- ・ 基礎的自治体である市町村の合併を更に進め、最低 5 万人以上の地方自治体を作り、地方で出来る事は地方自治体に任せるべきである。都道府県は中二階であり、いずれなくすべき。
- ・ 三位一体改革?の結果は地方間格差の拡大である。山間地を多く抱える地方などに自己完結制を求めることが難しいのである。関東州と東北州の税収の違いを同じ国家のなかでどのように解決するのか?
- ・ 国と道州、市町村の行政の役割分担を明確にした国民的議論が必要と思う。そして、それに見合った財政運営に対応できる税収確保が地方自治体の 課題である
- ・ 住民との一番身近な存在である市町村に大幅な権限を委譲すべき(税源を含め)ことを主眼に進めるべきである。
- ・ 基礎的自治体の立場からみると、現在、県の果たすべき役割はほとんどないのが現実。国の放态に流れた運営についても、怨嗟を感ずる。道州制導 入が解決の糸口となろうが、県・国がおいそれと計画に同調するとはとても思えない。
- ・ 道州制の導入は大賛成。しかしその前提は基礎的自治体が力を十分につけていること、まずは基礎的自治体に権限と財源を与え、能力をつけさせる ことが肝要と考える。
- ・ 道州制の議論と地方財政改革の議論が合わさって同州を共同発行体とする地方債の発行が予想されるため、その仕組みについては、慎重な議論が必要である。
- ・ 道州制導入のメリットが、導入コストに見合うものになっていないと考えられる。市町村合併が一段落したから次は都道府県というのでは、余りに も短絡的すぎる。
- ・ 平成の合併は市町村レベルのものであり、とくに都市部においては地方自治体存続への危機感がなく、成立は少なかった。道州制導入に踏み込むことで、さらなる行政の効率化への意識が高まり、市町村合併も再燃すると期待する。
- 単なる都道府県の合併ではなく、できるだけ多くの国の権限を譲り受ける地方政府の創設という視点で道州制の役割を考えていくべきだと思う。
- ・ 道州制については充分議論をし、時間はかかってもすばらしい改革としてほしい。その場合地方政府の改革を充分考えて頂き、税源移譲の確立を図って頂き改悪にならないように充分配慮していただきたい。
- ・ 道州制の導入については、まだまだ課題や問題点の整理が必要であり、慎重に議論を進めるべきと考える。
- ・ 狭い日本で道州制を導入すべき必然性が自分の感覚の中に湧き出てこない。国の三位一体も本質を変えないで(議論がみえない)財政の話ばかり先 行している様子、このような状況で区割等が先行すれば日本の行く末はどうなるか国と地方の役割分担をはっきり示すことから始めるべきと思う。
- ・ 真の地方自治の確立のため交付税の自主財源化補助金の全廃と税源財源の移譲の撤廃をはかり、平成20年には第2次の広域合併を完了させ、住民に対する施策はすべて市で完結させる。併せて道州制を導入し国と地方の役割分担をより明確にすべき。
- ・ 国は地方をどうするつもりなのか、はっきりとビジョンを示すべき (殺すのか、生かすのか、どう生かすのか)。
- ・ まず議論することは、補完性原理を受け入れるのか、国と地方の役割分担はどうあるべきか。だと考える。
- ・ 平成の大合併と言われる一連の合併特例法による合併も東京・大阪を中心とする地域と地方とでは温度差がある。諸条件の差が、県・市町村の意識の 差となって表れた状況である。道州制の必要性の認識は多くの国民にとって理解されていないのではないだろうか。いろいろな媒体を通じ、未来の 国のあり方において、道州制とは何か、それが是か非かを判断できる材料を提供すべきだと思う。
- ・ 国、道州、市町村の役割を明確にし、それぞれの事務は真に独立した権限によるものとすること。大幅な権限移譲に従って、国と地方の財源配分や 自治体間の財政力格差の調整も図るべき。
- ・ 役割分担(国、州、市町村)、道州制導入前5年間は、全都道府県で不補充や過員による評価の低い職員の解雇などして、人員を削減すべき。経常収 支比率が80%未満など、ある一定の行財政水準に至った都道府県から州へ合流(EU方式)、行革努力を怠っている県は州へ移行できないなど。
- ・ 今、必要なことは、地方分権の議論が、国から都道府県どまりになっていること、基礎自治体たる市町村への分権はまったく進んでいない。何のために合併を推進してきたのか、分権のしっかりした受け皿作りと説明してきたにもかかわらず、都道府県から基礎自治体たる市への分権はまったく進まない。都道府県の機能の必要性はない。道州制迄行う必要はなく、基礎自治体たる"市"を機軸に分権を考えるべき。
- 徳島県は関西州へ。
- ・ 基本的には、市町村の役割、権限を拡大し、県の所轄事務を縮小する方向でなければ、道州制にしても現状と変わらない。九州の場合は区割りの議 論は必要ない。
- ・ 国と地方政府の役割分担をはっきりさせ、地方自治体の役割もはっきりさせる。そこから財源配分の話に入ること。
- ・ 住民を中心とした行政制度のあり方を再考すべきである。現在の国、都道府県、市町村といった縦割りを見直す必要がある。例示すれば、住民から 見れば国道、県道、市町村道など道路に変わりはない(経済補修の一元化など)。

- ・ 区割りは3~5県単位とする方が良いと思うが、問題は税源、所得の遍在についてどうするかではないだろうか。
- ・ 道州は経済的に自立できる単位とすべきで、日本を10~11のブロックにすべきと考える。
- ・ 地方の意見を充分尊重して進めてほしい。
- ・ まず基礎自治体のあり方を明確にしてから、広域自治体のあり方を議論する必要がある。道州制の導入は、中央政府の根本的な改革が前提になる。
- ・ 国と地方の役割分担を明確にして国民の理解を得るべきである。
- ・ 地方分権改革の一層の推進に向け、道州制の導入は、住民サービスの向上や行政の効率化等につながる可能性があることから、一定の評価はできるが、メリットや課題を明らかにし、国民にコンセンサスを得た上で進めることが重要と考える。
- ・ 道州制の導入より広域自治体のあり方が変わるが、それに供い、基礎的自治体の強化もはからなければならないと思う。(例) 九州府が出来た時の基 礎的自治体の人口は30万~50万程度は必要であり、また権限の委譲も必要である。
- ・ なぜ、道州制を導入にするのか、国民に十分な理解を得る必要があると思う。
- ・ アメリカのような国、州、自治体の役割を単純明確にしてから。
- ・ まず、自治体の形を決めて分権を行ってほしい。市町村合併を進めている最中に、三位一体改革が行われ、問題点がすり変わって中途半端な結果になってしまった。現在の生活圏、経済圏、財政に応じた1国300自治体にまず進めるべき、人口20万~50万の基礎自治体をまず構築して、それにふさわしい権限委譲をすべき。道州制は高等裁所単位が適当。自治体の構成が決まれば、ふさわしい分権は、自ずと決まってくる。
- ・ 地方で平成の大合併が進むように、県の合併が道州制ではないかと考える。
- ・ 国・県・市町村という分け方の中で、今後はその役割分担をより明確にしていく必要がある。また、市町村合併により、1つの県で抱える市町村の数が大幅に減ったことで、県の管理運営体制の見直しについても議論する必要がある。
- ・ 道州制は、日本の中央政府や地方自治体の役割や権限をいうものを大きく見直して、現行の都道府県を廃止し、広域行政体をつくり、自立のための 権限を与える制度と解している。すでに北海道が道州制特区を試行しているが、道州のエリアというのは、まず担うべき役割、権限が何かというこ とであり、その上で、その役割を果たしていくのに最も効果的、効率的な範囲はどこかということで考えていくべきものと思う。
- ・ 地方が本当の意味での自治権限を確保することが重要であり、導入するのであれば、国が担っていく責務を明らかにしたうえで、現在の各省庁の地 方支分部局が核となるような形式的なものでは意味がない。また市町村合併も同様だが、枠組み論議が先行することなく、歴史的、文化的な地域の 成り立ち等も充分踏まえながら検討してほしい。
- ・ 市町村重視が常になければ意味がない。
- ・ 都道府県の区域を越える広域的な行政需要に応えることができると考えるが、道州内部に都道府県単位の出先機関を設置することになれば、実質的 には3層構造となり、行政のスリム化に反するので、そうあってはならない。区割りの利害調整、人事や組織管理等の多くの問題がある中で、メリット・デメリットを明らかにしてどうコンセンサスをとるのかが重要である。
- ・ 基本的に道州制論議の前に現行制度(中央と地方自治体制)の下で地方分権を進めるべきである。
- ・ 国、県の道州化と分権で役割を最適な範囲で行えるようにしていくことと仕分けして検討が出来ると思う。道州制を改革の目的にすることなく、それによる働きがどう機能するかが大切で、独自の教育や福祉やエネルギー政策など、リバース・モーゲージ等を実行できるようになることが本来と考える。
- ・ 国と地方-それが行政である限り、一般市民・住民にとっては、同じ行政の一部でしかない。国と地方といういわば役所内の論織や取り組みだけでは、 国民の共感は得られにくいと思われる。大所高所からビジョンを示し、その中身を高めあうことが大切。また、"市民本位"の道州制論も不可欠である。さらには、より健全な民主政治を育くむための改革としての視点も大切である。
- ・ 道州制の議論、地方分権全体の議論のいずれにおいても、基礎的自治体である市町村の役割は質、量ともに、現行とは比較にならないほど大きく重いものとなるが、合併を含めた市町村のさらなる基盤強化や所要の財源確保について、しっかりと議論がされるべきである。
- ・ 道州特区法案が現段階での最善策とは思えない。最後には財源問題が焦点となるように、分権システムとしての型と財源問題の「厚い壁」を打ち破らない限り単なる妥協の産物と考える。
- ・ 国、道州、市町村の将来の姿や役割分担などを、国民に分かりやすく情報提供したうえで議論を進めるべきだと考える。
- ・ 真の地方分権社会の実現をビジョンとする道州制の導入は、閉塞した地域経済に風穴を開ける大きなツールであると考えられる。
- 各省庁の抵抗が当然あるが、わが国の行く末を見据え、強い政治主導で進めるべきである。
- ・ 現在議論されている道州制特区推進法案は、北海道開発法や北海道開発局の見直しを主眼としたものと受け止められ、豊かな地方分権社会の実現を 目指す観点では極めて弱いと思う。
- ・ 国の各省庁の権限を、最終的に移譲させる判断を誰がやるのが、最大の課題である(強制力なくして、実現なし)。
- ・ 道州制は、地方分権の本旨に基づいて行われること。また、道州制の導入により、地方における権限の拡大については基本的に理解するが、そのことに伴う業務の必要な財源については、確実に確保する必要がある。
- ・ 道州制の導入については、その焦点が区割りや州都に集中しつつある。まずは、国と地方の役割を見直し、国が果たすべきもの、地方が果たすべきものとを明確にし、分権社会を構築する必要があると考える。北海道を道州制のモデルとする「道州制特区推進法案」の動きも活発になっているが、権限・税源移譲について先行きは不透明のままである。権限と財源が移譲されることで地域の実情にあったサービスの提供をすることができると考える。
- ・ 道州制法案の審議と決定が先であるべきである。
- 道州制のようなものをモデル的に実施すべきでなく、しっかりと将来の国づくりを深い論議した中で、実施すべき大変大きな問題である。
- ・ お金に併せた国づくり、あるいは、小さな政府作りが当然のように進められているが、そうではなく、生産性ある国と地方を形づくらないと先進諸 国から大きく逸脱していくと思うので、その辺を有識者で議論すべきだ。
- ・ 国や都道府県の役割も見直していく必要がある。また、税源は東京圏をはじめとする大都市に偏在しており、その格差を是正する仕組みが必要と考える。
- ・ 住民に出来るだけ身近なところでの自治権をどう構築するかが問題。その上で出来ないことの補完のあり方を考えるべき。
- ・ 現在、国は財政危機を乗り越えるために、三位一体改革と称する「大都市集中・地方切り捨て」政策を推進中であり、その一環である市町村合併も、 国が用意したアメと鞭により進展し、行政と住民の距離が拡大している。道州制はその延長上にあり、今後国は実質的な権限を失わずに地方への支 出を減らすことを目的に、道州制の実現を進めるであろうと考えている。そうなった場合、中小の市町村は、引き続く三層構造の統治機構の中、肥 大化し国の出先機関と化した道州と対時することとなり、いよいよ立場が弱まるのは目に見えている。三位一体改革も道州制も、表向きの趣旨は「地 方のため」といった美辞を並べているが、その実は、地方自治の本旨に逆行し、国にとってより統治しやすい内容となっていると思う。
- ・ 我が国の基本的国家ビジョンを単に政治学、行政学的見地からのみならず、地政学見地、物理学的見地(地理的要素、気象的要素、科学技術の発展

- と行動限界論・・・等) 多面的なファクターから導き出し、それに行政システム論を重ね合わせ、自治体のあり方を考察すべきである。
- ・ 道州制についての地制調の答申内容はまだ不十分であり、国民的議論をこれから深めていくべき。道州制に向けた気運醸成のため、県から市町村へ の権限・財源・人材の移譲、県間の事務事業連携や人材交流、国・県・市町村の人事交流を活発化すべき。
- ・ 市町村合併と道州制を一体的に議論すべきである。
- ・ 道州制の議論は、昭和30年代からあったようであり、それから既に50年近く経過している。今日の平成の大合併により基礎的自治体の数が2千 を切った今、道州制移行へ向けて本格的に議論を深めるべきだと思う。
- ・ 地方制度調査会の区割り案については、9、11、13の3通りいずれでも構わない。但し、道州の州都に首都機能が一極集中してしまうことのないよう配慮すべき
- ・ 明確な権限の移譲と自立を担保する財源の保障が必要。
- ・ 県が道州に拡大することに伴う、地域の実情への配慮の方策。
- ・ 法制化を進めることが国民に最も分かりやすいと思われるが、都道府県の合併はなじまないだろうか。対人サービスが身近で執行されれば、道州制 について国民の関心は、高まるかどうか。やはり政治主導で実現させることがよいと思われる。
- ・ 連繋を深めてゆくやり方で道州制を進めた方がいい。 I T技術を駆使して小さな道州政府を作るべきで、すべて一身同体になるようなことはむしろ しないこと。県の風土・県民性を生かしつつ、ひとつ目的に進むようにすべきだと思う。合併でなく連合体の形成を!
- ・ 市町村合併は、自主財源の乏しい自治体が、生き残るために苦渋の選択を行って進めてきたものと考えている。住民の直接接する市町村の究極の合理化であるため、住民からの期待の反面、失望の声も聞こえている。道州制を進めるに当たっては、まず始めに、十分な財源や権限を市町村に委譲し、住民と直接に接する市町村自治体組織を充実させる必要があると考える。
- ・ 現行の都道府県と政令指定都市においては、それぞれの守備範囲に重複するところも多く、効率的ではない。なお、義務教育費国庫負担金について は、教育水準を確保するため負担金制度を維持するべきである。
- ・ 自治体の合併が行詰まれば道州制しかない。
- ・ 地方が担うべき役割を明確にし、そこにかかるコストの財源を与える。単なる税源移譲であれば地域格差が生じるので、注意が必要である。
- ・ 国からの権限移譲を推進すべきである。
- ・ 道州制導入の場合、道州~市町村で完結できるシステムを期待する。
- ・ 議論そのものを否定するものではないが、道州制ありきの議論になっているのではないか。国の形を変える大改革であり、メリットとデメリットについて詳細な検討が必要。また、中央省庁の再編・縮小、国家公務員の削減等の議論も併せて行うべきであると考える。
- ・ 現在、国、地方を合わせて800兆円を超える債務を抱える中で、国・地方を通じた効率的な行政システムの構築が喫緊の課題である。この中で、 道州制の導入は、国・地方を含めた行政システム改革の大きな柱となるものであるが、国と地方の役割分担がどのようになるのか、又、その結果国 民生活のどのような影響を及ぼす可能性があるのかを明示し、国民的な合意形成を図ることが何よりも必要と考える。また、道州制を導入した場合、 国・広域自治体及び基礎的自治体の役割に見合った税財源の配分の議論が合わせてなされるべきと考える。
- ・ 広域自治体のあり方を見直す前に、公共的セクターの担うべき役割を論議する必要があり、その上で、基礎的自治体自治体と国の役割が整理され、 どうしても広域でなくてはならない部分については道州等の仕組み作りを通じ対応を考えるべきであると考える。
- ・ 地域から見れば、現在の状況は広域自治体と基礎自治体の二重構造が存在し、住民の利便性確保や行政コスト削減の必要性からいっても大幅な見直 しが必要であると思う。
- ・ 私観としては道州制に賛成であるが、区割りの問題など、国民の理解を得るまでかなりの議論を要するのではないか?また綿々と続く都道府県制度 にも大きくメスを入れる必要があると感じており、これも相当の時間が必要。
- ・ 道州の役割・意義についての国民理解が必要と思う。大きな県ができるだけでは意義は薄いのではないか。
- ・ 区割議論のみが先行している感があるが、国と地方、広域自治体と基礎的自治体の役割を明確にすることが先決である。
- ・ 国と広域自治体のみならず、基礎的自治体の役割や責任についても、国民に分かりやすい形で示されるべき。
- ・ 基礎的自治体の果たす役割が十分示されていないものの、道州制は基礎的自治体のあり方をも大きく変えるものであり、日本国内のみならず、国際 的視点に立ってその役割や機能が十分発揮される区割設定が望ましい。
- ・ 今後の区域の設定においては、都道府県がその区域内の市町村の意見を聞き、協議により意見や変更案等を定めて国に提出できるものとされている ことから、市町村の意見を十分尊重してもらいたい。また、区割りについては単に地理的なものではなく、広域高速網や経済のつながりを重視して ほしい。
- ・ 単なる県の合併では意味がない。道州制を導入すれば、公共事業等を進めるに当たり、今までのような画一的な国の関与がなくなり、それぞれの地 方の実情にあった特色ある自治体運営につなげることができるのか。三位一体改革を見ても国が簡単に権限を地方に渡すとは考えにくい。今一度、 国と地方の役割を見直す議論を行うべき。
- ・ 特に役割分担(国と地方の)を明確化した上でなければ前進すべきではない。
- ・ 最初に区割りありきでなく、道州制導入の意義や、都道府県の役割・評価の議論が必要であるとともに、国から道州、道州から市町村へ権限や財源 をどう移譲するのか、道州間の財政力の格差の調整など導入過程での重要な論点を整理する必要がある。
- ・ 地方分権の視点から、国と地方の役割分担、地方への権限移譲などの本質的な議論をしっかり行うとともに、道州制に伴うメリット、デメリットを明確にし、国民的な議論を踏まえて行なわれるべきである。
- ・ 区域割については、市町村合併の更なる促進、県の役割を含めた議論、経済圏や交通環境、行政の情報化の進展を考慮した議論が必要である。
- ・ いわゆる「国のかたち」を含む全体像を検討することになるものと考えるが、その検討過程においては、本省と出先機関、地方との役割や事務配分。 税体系。道州に設置されるであろう議会の選挙制度や権能。道州制による住民へのメリットとデメリット。州都への機能等の集中による新たな地域 格差への対応策などについて、留意すべきと考える。
- ・ 国、地方の関係が二層、三層の重層関係とならないようにすること。
- ・ 個性ある地域づくりができるよう自治体経営に配慮すること。
- ナショナルスタンダードの要・不要の適格な判断。
- ・ まずは、分権型社会の構築を確固たるものにするためには、地方の財政運営の自主性と自立性を高める方向での地方税財政制度の見直しを、優先的 に幅広く地方の意見を聞いて議論すべきである。
- ・ 示された区割り案は現在の都道府県を前提としているが、そもそも、現在の都道府県の配置は明治政府による政治的・人為的色彩が強い。これに拘ることなく、地域の自然(地形、河川流域系、生態系等々)や文化の圏域、人々の生活交流圏等に立脚し、都道府県の枠組みに偏ることなく抜本的に見直すべきである。

- ・ 道州制の導入によって人々の生活や地域づくりが具体的にどう変わるのか、どのような可能性が増えるのか、一方でデメリットは何か、等々、住民 の視点から論点を整理することも必要ではないか。
- ・ 地方にあっては、「自立」という視点とともに、税源移譲された中で個性的な施策を講じていくことが重要であり、その意味からも、まず国から都道 府県、都道府県から市町村への権限移譲がしっかり行われなければならない。あわせて、国と都道府県と市町村は決して上下関係や対立軸ではなく、「良きパートナー」として、互いの役割を果たしていくのが、今後のあるべき姿であると考える。確かな地方、自立をめざす地方公共団体にとって、受け皿となるスタンディングの状況がさまざまでは、スムーズな改革にはなりえないと考える。更なる市町村合併は、どうしても必要である。
- ・ 道州制の導入などの論議にあたっては、住民と直接かかわる地方自治体の現状を十分に把握した上で検討を深めてほしい。区割りの論議が先行し、 国と道州の役割分担や住民生活への影響などの論議が深まらないことになっては好ましくないと考える。広範な論議が必要である。地方分権の推進 と地方自治の拡充のための道州制導入であってほしい。
- ・ 当市が含まれる地域は、区割り案において、気候・風土・文化・地理的・経済的な実態からして、いずれの案にもあてはまらないのではないかとも考えられる。国民合意を得るため、相当な論議が必要。
- ・ 国の中央集権機構を温存したままで道州制を導入するのであれば、単なる都道府県合併となる。国、道州、市町村の役割分担に伴う権限と財源の移 譲、国主導の区割りでなく地域主権による区割りなど国民的議論が必要である。
- ・ 道州制は大変大きな問題であり、答申を簡単に受け入れるのではなく、区割り案などにこだわらずに、道州制の必要性を含めて、国民や地方自治体 の目線に合った議論を深めていく必要がある。
- ・ 小さな政府を目指して、国主導の統治システムを見直し、持続可能な住民福祉の増進を図るために自治体の理想の枠組みを構築することは、国全体 の統治コストの減少につながるものであり、将来の日本の姿を考えたとき、焦眉の急を告げる課題であると考える。
- ・ 道州制には原則賛成だが時間がかかると思う。当面、規制緩和と三位一体改革を進め、自治体の基礎体力を付ける環境整備が必要。区割りについては、歴史・文化やバランスを考慮すれば、3案以外にもあると思う。
- ・ そもそも、広域自治体制度であっても基本は自治である。日本の風土の中で法的にも欧米の様に自立的法体系を持てる様な広域自治体が成り立つのか。憲法に保障された地方自治すら国が権限を離しきれず結局国のかたちを示しきれずにいるのに、更に道州制の中で、自治体が独立的コントロール権を有することが可能なのか、考えられない。基本自治体を見失うだけではないのか。
- ・ 地方自治体との合意形成に努めること。
- ・ 都道府県から市町村への分権化についても、財源と一緒に進めること。
- ・ 国民健康保険は、都道府県事務とすべき、市町村では制度の維持は無理。
- ・ 道州制の導入については、都道府県と中心に、国民的議論を十分につくすことが必要である。まだまだ概要が知られていない。
- ・ 区域案の議論が先行している。それ以前にまずは、国の仕事、役割はどうあるべきかを、徹底して議論すべきである。国の仕事、役割を明確にする ことによって、地方の仕事、役割も決まってくる。そこではじめて、地方の仕事を行っていくうえで、最も効率的で効果のある区域割りは、どうあ るべきかを考えるべきであり、初めから議論の手順が違うと考える。
- ・ 首都のあり方をきちんと議論してほしい。
- ・ 道州制の導入などについては、権限の移譲や国と地方の役割分担など、地方分権の根幹にあたる部分でもあり、また市民の生活に大きく関わることでもあるので、更に深く又多くの人々が参加した議論が必要である。
- ・ 国と地方の役割と明確にすること。
- ・ 法定委任事務は国の責任で。
- 役割分担に応じた、財源の移譲。
- ・ 区割り案では、東京都を単独で道州にすることが盛り込まれているが、神奈川県・千葉県とは既に経済圏が一元化しており、南関東州に組み入れるべき。
- ・ 道州制に関わる議論は、都道府県の廃止につながり、我が国の圏域構造を将来にわたり方向づけることになり、国民生活にも大きな影響を及ぼすこととなることから、国民的な議論の動向を踏まえ行われるべきである。
- ・ 住民に身近な事柄は、コミュニティによる近い基礎的自治体レベルで解決することを基本とし、地方自治の本旨をより具体化させるための仕組みや 制度を確立することにより分権型社会を実現していくべきである。
- ・ 道州制の導入にあたっては、国が本来担うべき役割以外はすべて道州及び基礎的自治体の役割とし、国がスリム化することが肝要である。その中で も、大都市制度については、大都市固有の行政需要に応えるために、より一層自立的な行政運営を可能とする制度としていく必要がある。
- ・ 広域自治体として道州制が導入された場合、基礎的自治体への適切な税源移譲が大原則であり、その上で国と地方の役割分担を明確にすべきと考える。また、道州に権限が過度に集中することなく制度化されることを望むし、広く国民の理解を求める必要がある。
- ・ 道州制導入によるメリットを住民に対して明確に打ち出すことが必要。
- ・ 道州制を導入する場合、国から道州への大幅な権限移譲を行うことが重要であるが、中央官庁の反対が予想されるため、都道府県の合併を先行させるべきである。
- ・ 道州制の議論は大いに結構なことと思うが最低でも10年はかかるであろう。前の設問にあったがまがりなりにも地方分権、三位一体改革がここまで進んできたのであるから、先ずは第2期、第3期とこの流れを加速させ実現させていくことが肝要である。
- ・ 道州制の基本原則は補完性の原理及び近接性の原理に基づいていることからも、道州制導入による効果、課題、国・地方の役割分担を具体的に示しながら国民的議論が幅広く行われることが重要であると考える。
- ・ より具体的でわかりやすく示し、国民的な議論が必要だと思う。又、国のあり方や姿をより明確に示すことも必要であると思う。
- ・ 地方分権を推進するためには、国と地方との役割分担、事務配分をどのように見直すかが重要な課題となる。特に、権限委譲を円滑に進めるために、受け皿となる自治体の規模の適正化、すなわち市町村合併は不可避と考えられる。併せて、道州制も市町村合併と密接不可分の関係にあるので、全体を俯瞰した将来の国の統治構造(システム)をビジョンとして明確に示す必要がある。
- ・ 国と地方のあり方を再構築するという観点からすれば、市町村の事務執行能力の向上や財源の適正配分など、更に論議を重ねる必要がある。また大都市制度のあり方についても十分に議論を重ねながら審議を進めてもらいたい。
- ・ 戦後の国政について長い期間官僚と言われる方々がリーダーシップを取り今日を迎えた。それは国民の貧しさからの脱却、所得の向上、経済の発展 という目に見えた成果も確かにあったと思っている。しかし、これからの世界情勢を見たとき、そして日本国の安定発展を志す時、今までと同じよ うに官僚が日本国の方向性を作るのではなく、地方が議論の根幹にならなければいけないと思う。それを実現する方法の一つが道州制の導入だと考 えるので、10年以内に道州制を図るべく、国として、国民に対し必要性を呼びかけ、そして国民的議論を促し、特に区割り案については十分に意 見を聞くなどの必要があると考える。

- ・ 中核市、特例市を増加させ県の機能縮少を計り、県自体が合併(道州制)の選択を余儀なくされてしまうよう誘導する事も大事。
- ・ 道州制ありきからの議論ではなく、地方のすべきこと、国のすべきことを整理していく過程の中で、広域自治体の果たすべき役割を見据えていくべきと考える。
- ・ 地方自立のための自主的合併が望ましい等表現されるが、地域の利害が首長や議会人の個々的利害により結果が分かれることが多い。この国のあり 方を国が明確に示し、国と地方で本来あるべき姿について大いに論議し、国民負担が加重にならず、安らかに暮らせる制度が示され、地方の存在の 価値評価が重んじられれば大きくあれ、小さくあれ、効率的地域の型など大した事ではない。
- ・ 道州制を設けたことにより、<市町村一県―道州―国>というパターンだけはさけて欲しい。
- ・ 答申には、道州制導入に伴い、県の事務を大幅に市町村に移譲することがうたわれているが、その事務の検討の際には、国・県の一方的な考えとならないよう、市町村との論議により進めるとともに、移譲にあたっては、移譲事務に見合うだけの財源の確保が図られることが必要であると考える。
- ・ 地方分権の更なる進展、道州制への移行を強く望むと同時に、そこには「国家論」の視点が不可欠であると考えるものである。分権が、一方では統治機能としての国の(中央政府の)役割を、よりスリムで強く(対外的に)するものでなければ、それは地方分権の名を借りた国家の分解でしかない。肥大化した中央省庁の既得権益が、結果として国全体の意志決定プロセス、具現化を弱めているからこそ、大胆な地方分権が必要である、このような視点もあるべきと考える。
- ・ 県と市町村の仕事の役割をきちっときめて、仕事に伴っての財源のあり方を考えるべきである。県に、これほどの税、交付税が必要かも十分検討して、真に充実したまちづくりができるようにすることが、地方分権の確立の道と考える。
- ・ 長年にわたり定着している都道府県制のあり方を変えるにあたっては、国や地方自治体、知事間での議論のみに留まらず、住民の意見に十分に耳を 傾けると同時に、時間をかけて周知を徹底してゆくべきである。
- ・ 権限の実質移譲を実行して、地方の役割分担に見合う制度構築を期待する。
- ・ 市町村の行うべき仕事量に見合った税源移譲を行った上で、自立性の高い自治体の数(人口30万人~50万人**)**が一定数に達するような市町村合併をもう一段進めるべき。上記規模の市が多くなれば、都道府県の果たすべき役割は自ら変容することが強いられるものと考える。
- ・ 道州制の実現を目指して検討を進めていくためには、住民の理解と支持が不可欠である。しかしながら、現状において、必ずしも道州制に対する国民的な議論の機運が高まっておらず、住民に対して、広く理解を得ているとは言い難い。道州制が国のあり方の改革を目指すものである以上、単に道州制の制度設計を優先させるのではなく、日本の社会全体をどのように再構築していくかという視点から、国、地方自治体、これらを構成する国民、住民の活発な議論が不可欠である。今後、道州制を検討する際には、徹底した国民的な議論がなされ、真の改革を達成するための実効性ある仕組みを確立する必要がある。
- ・ 貴会議で検討されてきた道州制のもとでは、現在都道府県が特例市等へ移譲している事務については基礎的自治体で処理するとの考え方が示されている。このことについては、事務手続きの簡素化、地域の実情に適した市民サービスの向上、地域の特性を活かした個性豊かなまちづくりの推進、都市発展の基盤強化などのメリットが基礎的自治体にもたらされることが期待できるが、一方、特例市や中核市に至らないような規模の市町村において、現在の特例市や中核市が持ち合わせているような財政的・人的体力が維持できるのか、即ち事務移譲に伴う膨大な事務経費と人件費、事務量、専門性に対応できるのか、懸念されるところである。また、本市は創市51年を経過しているが、市制施行当初から小さいながらも効率の良い活力あふれる中小都市の建設を目指し、文教住宅都市として住民自治を守り、自主自立のまちづくりを一貫して進めてきた経験から、基礎的自治体が大きくなると言うことがイコール効率的になるといえるのかどうか、ということについてもさらなる検証が必要なのではないかと考えているところである。
- ・ 道州制により、国・県との調整のうえで進めていた事務権限の相当数が基礎的自治体である市町村に下りてくることになり、市町村自らの判断で事務事業ができるようになることから、総論的には道州制に賛成である。ただ、その権限の移譲にあたっては、それに見合うだけの行政規模(財源、マンパワー)が措置される必要があると考える。また、それに加えて大規模な広域合併(政令市規模)という議論も必要になると考える。
- ・ 道州制にした場合、国のような議院内閣制にするのか、首長と議員を別々に選ぶのかなど、首長と議会及び地方議員のあり方を同時に議論する必要があると思う。
- ・ 国、道州、末端自治体の役割と機能の分担と整理。
- 末端自治体の規模の適正化。
- ・ 国の地方機関の必要性について、精査を行い地方への業務移管を進め、国の地方機関をスリム化または、廃止により地方の行政機能の向上を図るべき。
- ・ 道州が自治体となり得るかについては疑問であり、単に国の下請け機関となることが懸念される。国と市町村の関係に集約されていくべきと考える。
- ・ 住民の視点に立った公共サービスのあり方。
- ・ 国と地方の役割分担、区割り案等については提案等含め遂時、情報を開示し、国民の議論を喚起してもらいたい。
- ・ 道州制はあまり意味がない。
- ・ 道州制という言葉が美化され政治の道具となることを危惧する。一部の中央官庁が大きな権力を持つ中央集権国家である我が国において、道州制の 導入は、明治維新における廃藩置県以来の国家の構造や統治のあり方を変える国づくりの根幹に関わる改革である。中央集権・官僚支配による机上 の論理からなる全国画一的な国家運営システムから、地方における政治と行政を国から独立した地方公共団体の手にゆだね、かつその地域の住民の 意志に基づいて処理させるという地方自治の原則を確保するため、道州制の導入は、より具体的でわかりやすく国民に示した上での慎重な議論が必 要である。地域のことは地域で考え、自ら解決し、それに対して地域自らが責任を持つことのできる体制の構築のためには、確実な行政権の確保や 財源の大幅な委譲はもとより立法権も保持し、真の自主自立が行える体制を整えることが重要であり、中途半端な改革で終わってはならない。
- ・ 基本的に県の事務(権限)を縮少し、市町村と国の事務を充実させるべきだと思う。
- ・ 現実問題として静岡県は静岡市、浜松市が政令市となり事実上県政は有って無い状況にある。道州制は避けて通ることのできない改革で、早急に実現すべきと考える。これと併せて更なる市町村合併を推進し、人口20万~25万程度の中都市を全国に多く誕生させることが地方財政の効率化からも期待される。道州制早期実現の法改正を実施させるべく有識者は組織的行動を起こす時期に到来していると思う。
- ・ 道州制の導入は、中央政府の解体・再編とセットになって、地方制度の整備ととらえるべきと考える。住民にとって、サービスの提供者が中央政府 から道州政府へと替わるだけではメリットがないので、まず最初に、住民にとって道州制のメリットは何かを議論すべきと考える。道州は、広域的 観点からの事務等、最小限の事務を担うこととし、住民に身近な事務は、基礎的自治体優先の事務配分とすべきと考える。特に、指定都市のような 一定規模以上の財政力、行政能力を有する大都市に対しては、道州に匹敵する権能を与えるなどの配慮を行い、権限移譲をすすめるべきと考える。
- ・ 現在の「国と地方の協議の場」を法制化し、しっかりと役割分担を検討する必要があると考える。
- ・ 道州制に対する国民的な議論の機運が高まっておらず、内容について十分な吟味と合意がないまま区割り論など制度設計が先行している。国民的議 論を通じて意見集約を図るべきと考える。

- ・ 道州制が地域住民にもたらすメリット・デメリットを明らかにし、国民的議論を喚起すべきである。
- ・ 大都市と小規模市町村の在り方を検討すべきである。
- ・ 国民的議論を十分行い、国・都道府県・市町村の役割を抜本的見直し、分権型社会にふさわしい新たなシステムを確立すべきである。
- ・ 道州制については、単なる都道府県の合併にとどまることなく、権限移譲・税財源移譲が適切に行われ、地域の特性を十分にいかした自律性の高い 政策を展開できる。実行性のある制度となることを期待したい。また、国民的議論を醸成するためにも、早期に道州制のメリットや将来像等を国民 にわかりやすく提示することが必要だ。
- とにかく自治体にしかできない役割はコミュニティーの再生である。コミュニティー論をもっとやるべきだと考える。
- ・ 道州制の導入のためには財政的に独立できる税源移譲が必要である。
- ・ 現時点では、区割り案が先行し、国と道州と市町村の役割が明確になっていない。なぜ道州制なのか、役割分担はどうなるのかなど、情報を公開すべきと考える。
- ・ 国と地方の役割分担ではなく、国、広域自治体、基礎自治体の3者の役割分担から議論すべき。
- ・ 区割り策については、地方の意見に配慮すべき。
- ・ 道州制の導入により、広域化する行政区域に対応するため、必要に応じて支所等を設置すべき。
- ・ 財政基盤による組合せ、人口密度、面積(生活感覚、歴史、議員定数、流域、経済基盤)・・・等を考慮しつつも既存の県域等を全面的に見直す。
- ・ 市町村は、関係者の努力により合併を進めそれなりの成果を収めた。交通の便は良くなり、情報伝達も大きく進んだなかで県の単位がもう少し大きくなることは時代の要請。もっと国が強い力をもって進めるべきでないか。
- ・ 行政の効率化の面を優先的に検討して欲しい。
- ・ 税源・権限移譲を進めてから行うべきである。単なる県の合併であってはならない。
- ・ 国の補助金の削減にされても、一方で権限の移譲が伴っていないため、地方が自由な裁量で施策ができない。
- ・ 国から道州への権限・事務の移譲を行うことは、従来の国の事務と都道府県の事務を道州が行うこととなり、道州の肥大化を招く恐れがあるので、 基礎的自治体の機能の強化と財政力の強化を図りつつ、道州の事務を配分する必要がある。また、法定受託事務に関する国の関与も最小限にしない と、道州が実質的に国の地方出先機関となってしまう恐れがあると考える。
- ・ 国は、外交・防衛・教育・経済・国土保全(治山・治水・砂防)に責任を持って対処すべきである。地方はより広域化する中で、社会基盤の計画的 且、効率的な整備に努めるべきである。地震列島「日本」を考えれば、IT技術の進歩により、大都市と地方の情報格差は縮まり、多極分散型国土 の形成が促進される筈であるが、現実は大都市への集中の度合いが深まっているのは、国土保全上憂慮に耐えない。
- ・ 伊賀市は、三重県内にある。現在の道州制の区割り案では、中部や東海に属することになっているが、関西地域に通勤している人が多いことなど関西との結び付きが強い地域である。従って、区割り案を確定する前には、伊賀市民の意見を聴取する必要があると考えている。
- ・ 国と地方の役割分担(国民によく解るように)。
- ・ 道州制の導入など広域自治体のあり方を見直すには、国と地方の役割分担を明確にする必要がある。そのためには、各行政分野ごとに役割を仕分けを行い、それに基づく権限および税財源の具体的整理が必要である。
- ・ 国、道州、市町の役割分担を明確にしながら進めるべきである。
- ・ 道州制の議論においても、基礎の市・町・村の存在を市民、国民生活を支える役割機能として認めることが大切である。国あっての市町村なのか、市町村あっての日本なのか、対比することなく、それぞれの分権、自立での役割発揮をして行くことが最低限のルール(国づくり)である。
- ・ 道州制については、自治が強化される方向で考えられているのかどうか、住民にとって意味のあるものなのかどうかが一番重要であり、また、道州 となった場合市町村への支援や補完のあり方をどの様に考えるかがポイントである。また期待される広域自治体の機能としては、大規模災害時等の 危機管理対応が考えられるが、その実現については、相当程度の財政か権限と、迅速な意志決定システムを備える必要がある。またこうした機能に 産業・交通等の社会基盤整備などの機能を加えることができればより効果的な行政能力を発揮できる可能性がある。
- ・ 現行の指定都市制度においては、指定都市の事務配分が特例、部分的であり一方性が欠如していること、指定都市の役割分担に応じた税財政制度が 存在しないことと及び道府県との役割分担が不明確であり二重行政の弊害が存在していることの問題点があり、指定都市に対する包括的な事務権限 と税財源の移譲が不可欠であると考える。しかし、第28次地方制度調査会の答申においては、「大都市制度の在り方」について、十分な検討がなさ れていない。このため、今後見直しを進めるうえで、真の分権型社会にふさわしい新たな大都市制度が早期に創設されるよう、「大都市制度の在り方」 について、更に具体的な検討が進められるべきできある。
- ・ 道州制などの広域自治体のあり方を考えていく場合、国の権限や財源を地方に移行し、国の役割を限定化・重点化するときに、権限・財源移譲を受けた地方自治体が、自ら行財政能力を高めて、その責務をいかに果たせるかが問われることになるであろう。国・広域自治体・基礎的自治体の役割分担を明確にし、住民ニーズに応じたサービスを展開できるかという点で、行財政改革の推進により、市町村の行財政能力を拡充させる必要がある。
- ・ 市町村合併が進展する中、関連して府県の統合、及び道州制が議するべきと思われる。ただこれまで、地方の行革をよそに国の行革は一向に進んでいない。市町村や府県統合と併せて国の役割縮小に伴う、人員削減を含む国自身の行革努力が必須である。
- ・ 国と地方の役割の明確化、国から地方へのさらなる権限の移譲と、それに伴う国家公務員の削減、地方公務員への身分転換等と議論せずに行う道州制は、単なる都道府県合併にとどまってしまう。
- ・ 自民・公民・民主の3党が共闘を組んで官僚と戦って行かなければならない。地方も合併のさらなる推進で概ね300程度の自治体にすべき。有能 な中央官僚は自分の出身地へ戻り首長をすれば良い。
- ・ 道州制は、我が国の歴史の中でこれまでになかった制度である。したがって、"自治制度"本来の主旨にたちかえった議論が必要であると考える。市町村のあり方、府県連合との違い、等々の議論も必要である。まず、現在の制度の何が"不適当なのか"、あり方の見直しを兼ねて行う"必要性"はどこにあるかの議論が出発点であろう。かつて、幕藩制のどこが悪いのか、についての議論すら行われたことがないのだから。
- ・ 国は外交防衛政府の仕事に専念し、現在の国が持っている外交防衛政府以外の仕事は道州制に移行し、現在都道府県の持っている仕事は市町村に移 行すべき。
- 市町村の自主自立能力を高める為の人口数等その規模を適正なものとする様、人口の過小過大等は行政効率を悪くすると考えられる。
- ・ 中央政府と地方政府との関係(権限・分担・機能 e t c)をどう位置付けをするのか、そして地方政府と自治体との関係をどうするのか、自治体にあっても政令指定都市、中核市、特例市、一般市並びに町・村等の役割・機能をどう位置づけをするのか、その方向性なり、概括的内容が示されない中での論議では何ともいえないのではないか?
- ・ 自治事務の中にも、広域で実施すれば、効率化や、不公平感を払拭出来るものがある。地方自治体が合併問題を含めて、道州制とのハザマで検討が 必要。
- ・ まず、はじめに道州制の導入後の基礎的自治体のあり方について議論する必要がある。その上で、①補完性の原理に基づく役割分担②権限の明確化

とそれに伴う財源保障の2点留意し、進めるべきである。

- ・ 道州制導入の必要性を分かりやすく提示していただきたい。国・道州・市町村各々のあり方や役割を明確にする必要性がある。また、市民生活から 見てどのように変わるのか、メリットがあるのかなど有効性や課題についても明らかにする必要性があると思われる。
- ・ 道州制導入にあたって、市町村の役割・権限についての強化と税財源の一体的な改革が必要と思われる。
- ・ まず、国と地方の役割分担を明確に決めてから具体論に入るべき。
- ・ 道州制への移行のステップとして、都道府県による広域連合の活用が考えられる。広域連合を組織する際には、広域連合の長を知事の互選ではなく 住民の直接選挙で選ぶこととし、そのプロセスにおいて候補者が広域連合マニフェストを掲げることによって、道州制への移行によって何が実現で きるのか、地域住民に理解を求めるべきと考える。
- ・ 広域自治体のあり方を考えるとき、国から地方、住民のトップダウンで捉えるのではなく、住民から国へのボトムアップの視点で見つめることが大切である。住民サービスの質を落とすことなく、住民自治の手法を積極的に導入することを基本に自治体のあり様や広域行政の仕組みについて検討を進めたい。
- ・ 国と地方の役割分担ー聞こえはいいが、増える事務量に財源や人材が追いついていないのが実情ではないか。税源委譲はもとより、人的資源の面で も地方分権あるいは再分配が必要ではないか。地方分権と言いながら、たとえば医者や弁護士など首都圏などに集中する一方。この現状をどう考え るのか。地方分権の原点に一度立ち戻るべきだ。
- ・ 住民自治の向上を目指す上では、コミュニティの担い手である住民が、自治体の広域化を望んでいるか、見極める議論が必要。
- ・ 区割案は時間をかけて検討すべきであり、人口減少幅の大きい地域には立地等それなりの特殊性があり、より高度の判断が必要と思う。
- ・ 道州制を導入して分権型社会を目指す方向は理解できるが、具体的な道筋が見えてこない。国の出先機関廃止も含めた、中央省庁の権限の道州への 大幅な移譲、都道府県から都市への権限移譲、役割分担明確化による二重行政の解消といったテーマを一気に解消しようとしても机上論になってし まう。まず、役割分担を明確にして、工程表を作成して道筋を決めないと首都機能移転と同じで論議だけに終わってしまう。
- ・ 道州制の導入にあたっては、単に都道府県の合併となることなく、国・道州・市町村の役割について根本的に変えなければならない。その中において、小さな政府の実現、地方への権限移譲の確立を目指すことが必要である。
- ・ 道州の違いによる、そこに住む国民の不公平感や、政治に対する不信を招かない様に留意。
- ・ 財政力格差の調整と、道州と市町村の権限分担の議論。
- ・ 地方分権は社会の要請であり、その流れは自然のものと考える。しかしながら事務移譲に伴う適正な税財源移譲が行われてこそ、市町村の自立的行 政運営が可能となることを理解していただきたい。
- ・ 外交・防衛などを除いた大幅な権限移譲が道州制導入の主要な柱となるものであるため、国策と地方裁量の線引きについての協議を十分行うべき。
- ・ 単なる道府県の規模の拡大に終わらないように、中央省庁の解体再編を含めた行政システムの再構築により、先ず国自身がスリムになっていただき たい。また、区割りや移譲権限については、徹底した情報公開により国民的な議論となるように願う。
- ・ 国と地方の役割分担に関し、地域の特性を重視、尊重していただきたい。また、国民の基本的な権利や義務について、地域格差が生じないよう配慮 する必要性がある。
- ・ 現在の状況と、課題を広く国民に周知し、理解を得る努力が必要。それには十分な期間をかけてでも行うべき。
- ・ 何故今道州制なのかという、基本的な部分の説明責任。
- ・ 道州制の導入にあたっては、中央官庁の抵抗の強い権限の移譲・税源移譲をさらに進めることが大切であり、それなくしての道州制の導入は無意味と考える。
- 世論の喚起が必要。
- ・ 地域の文化・経済圏域を考慮しながらの道州制の導入が望ましい、その時の基礎的自治体は現在のままで良い。
- ・ 道州制の導入にあたっては、県から市へ、国から県へ、大胆な権限移譲が前提で、人材や財源の移譲も必須である。
- ・ 道州制導入については、税財政制度など「何がどう変わるのか」を明示された上で野国民的な議論が必要であると考える。
- ・ 区割については、関係府県との慎重な協議が必要であり、「州都争奪戦」による議論は避けるべきである。
- 中央省庁から権限が移譲されないままの道州制導入であれば、単なる県の合併となるので、それは避けるべきである。
- ・ 結局、国の省庁の積極的な権限移譲、地方分権の推進が必要。
- ・ 国の借金が800兆超の時代、国がいつ破綻してもおかしくないのが現状。道州制がある意味、その解決策の一つとも考えられる。地方分権のあり 方一つをとっても道州制の導入により、まずは大きな単位で分権の移譲を実施し、そこから小さな政府づくりを進めていくことが、地方の自立に繋 がっていく早道ではなかろうか。
- ・ 私は安易に道州制を導入すべきではないと考える。理由は、都道府県のあり方をもっと真剣に考え直す必要がある。→府・県がはたして必要か?国と地方との間にワンクッション入れることは真の改革につながらない。10万都市←→国という形の方が国民の理解が得られる。
- ・ 国と地方の役割を整理した上で「道州制」などの制度論を議論すべきである。
- ・ 地方分権改革をさらに進め、権限+人+税源を移譲し、その過程を経て、次に、道州制導入ということにしないと、地方の経済環境厳しい中、一層、 混乱をきたし、益々地方は疲弊する。段階を踏んで、時間をかけなければならない。
- ・ 今回の答申では、なぜ今、道州制なのか議論が詰められてなく、区割案が先行しており、東京都の取り扱いも不明で解りにくい。
- ・ 区割案だけで税制度をどうするか議論が不足しており、権限、財源を移譲すれば道州間で行政サービスの格差が生じる可能性が大である。
- ・ 道州制の区割については、既存の県区域にこだわらず、政治・経済・交通等考慮して決定すべきである。
- ・ 道州制の実施に伴い、北海道以外の全ての都府県は廃止され、県への土地勘や、感情の問題から、国民の理解が得られるかが、また中央省庁は権限を失うことに相当抵抗することが想定されるので、国民意識の向上を図るためにも政治家の強いリーダーシップが必要である。
- ・ 区割り案について地域住民の意見を聞いて、地域の実情にあったものとなるよう留意してほしい。単なる都府県の合併に終わるのでなく、道州に権限を相当持たせる連邦制にすべき。
- 国と地方の役割分担の明確化。
- 財源の確保(地域格差の是正)。
- ・ 地域の実情に即した区割の設定。
- ・ 道州制の導入を議論する中で、「立法権」が「財源等の権限」をどの程度移譲すべきかが一番重要と考える。
- ・ 地方には地方独自の課題や特性を持っており、広域のあり方を見直す際には地方の意見や考え方、また現在進めている施策等があるので、地方との 十分な協議を前提に進めていくべきだと思う。また、道州制の導入を進めていく上において、多くの権限委譲が行われることとなり、行政サービス の向上が見込まれるが、サービスの質を落とさず、業務遂行するためには税財源のあり方が重要になってくるものと思われる。地方が独立して、住

民サービスの低下につながらないような税財滅のあり方についても十分な議論が必要であると考える。

- ・ 国と地方、特に地方の役割のうち、中2階の県の役割を明確にすべきである。
- ・ 実現の為には、国の権限と事務の大幅な移譲、それに伴う財源の移譲が必要であり、さらに出先機関で働いている国の職員の道州への移管を同時に 行う必要があると考える。
- ・ 道州制の必要性を十分に議論したうえで区割を設定するべきである。また、地域格差が生じないよう留意しながら進めていく必要がある。
- ・ 地方分権、市町村合併がますます進展していく今日、道州制の導入については基本的には賛成の考えではあるが、現在の都道府県の役割と市町村への権限委譲、そしてそれに見合う財源措置が特に重要だと考えている。市町村は合併により組織的な体力を兼ね備えることとなった財力は伴っておらず、その財政的課題が問題である。
- ・ 道州制が本当に必要であるのか、国民を巻き込んだ議論であるとか、州都には、物や金等いろんな力が集まるが、州都以外の所は力がなくなりはしないか、道州制導入のメリットの検証が必要。
- ・ 道州制が導入されれば、多くの権限や税源が市町村に移譲されることとなり、今まで移譲に市町村は、「地方政府」として自立的に都市経営を進めていくことが求められるものと考える。そのような道州制の導入を見据えて、市町村は「自己責任」と「自己決定」の原則に立ち、産業振興等により都市の「自立」と「自活」の実現を目指したまちづくりを進めていくという、明確な地域戦略を持たなければならないと考える。
- ・ 道州制を「国の機関」の分散と考えるか県「合併」と考えるかによって違いがでてくる。個人的には県が合併して道州を構成する方向性の方が良い のではないかと思う。
- ・ 市町村合併の進展により、基礎的自治体の規模の拡大やその能力が高まる中で、国・都道府県・市町村の役割分担や行政組織のあり方を見直すことは重要なことであり、道州制の導入は、真の分権社会にふさわしい新たな行政システムを構築するための有効な手段であると考えている。しかしながら、都道府県の廃止は国民生活にも影響を及ぼす大きな問題であり、引き続き幅広い見地からの検討や国民的な議論の深まりが必要であることから、今後、国・県の動向を注視しつつ、地元大学ともに連携を図りながら、調査・研究を行っていきたい。
- ・ 区割り案・・・中国・四国地方は、最初から別々でもよい。
- ・ 道州制には、国の出先機関も含めた形で州政府を考えていくべきだ。
- ・ 構想から進みだすと(Q16)にあるように中央官僚の大きな反発が出てくると思われる。その際の主張の一つは、地方にその受け皿となるべき力があるのかという点にあると思う。これをいわせない為にも市町村の一層の合併努力が必要。
- ・ 三位一体の改革と同時に、市町村、県国の役割を三位一体で見直し、まず行政コストをなくすこと。まず基本的にやること、これがしっかり根付いて、次のステップで、議論する。市町村は合併だけでなく、県、国とも、地方の局あたりと、事務的に統合する協議も、並行していったらどうか。
- ・ 国としての一体感がそこなわれることのないよう注意。高校野球(甲子園)はどうなる。国の外交力(今でも脆弱)を弱めるような抜けがけが心配。
- ・ 九州若しくは北海道などをモデル体として先行実施し、国民的議論に拡げ深めていく。
- ・ 実現に向けて、集中的、多角的に議論していくことが必要であり、克服すべき課題も多いため、早い段階に政治家や学識経験者などによる検討の場を設けるとともに国民を巻き込んだ議論を行うべきである。
- ・ 道州制の導入など、広域自治体の見直しを進めていくに当たっては、道州の担う事務を広域事務や連絡調整事務に限定し、それ以外の事務は「補完性の原理」「近接性の原理」に基づき、住民にもっとも身近な基礎的自治体が担うとの考えを原則に、その補完を必要とする場合の処理のありかたについて基礎的自治体が主体的に選択ができるような仕組みを考えていく必要がある。一方、十分な規模、能力を有する大都市においては、真に道州を担うべき事務以外の全ての事務を担うことを前提とした新たな大都市制度の構築が必要であり、その際には事務配分に見合った税源が確保できるような税財政制度の確立が必要である。
- ・ 分権を進める上で道州制の導入は必要なものである。地方自治体にとって財源の確保は非常に重要な課題である。地方交付税改革を考える場合、4 つのことが必要である。地方交付税に充当される租税は、中央政府の一般会計に繰り入れるのではなく交付税特別会計に直接繰り入れる制度を創出する必要がある。基準財政需要額を算定する場合、地方サービスのニーズとコストを反映する指標を設定することが重要である。その算定の方法は状況の変化により対応し、その内容については国民の理解と決定に責任を持たなければならない。地方交付税は使途されない財源であり中立性を保たれなければならない。地方交付税の算定の指標は外形的要因を持たすべきである。地方に行なわせる国庫補助事業は縮減していくことを原則としなくてはならない。地方交付税の交付の決定過程に当事者である地方政府を参加させる必要がある。
- ・ 身近なことは身近なところで民主的に処理できる地方自治の確立を前提とすべき。
- ・ 広域自治体として経済・食料・環境など基礎的な分野において完結できるレベルが必要であり、区割りの際留意すべき。
- ・ 大分県との境にある福岡県豊前市であるので、今まで、片端とおかれたことが多かった。県をとっぱらうなら、わが市の行き先、(自動車産業150 万台推進)は発展するところになるとおもう。
- ・ 現行の団体・県・市町村の自治体制度のあるなかで、道州制の導入はこれまで以上に複雑な制度をつくることも懸念される。スピード感が求められる行政(地方自治)においては、補助金や交付金の新たな手続きの問題が生じるのではないか・・・。
- ・ 税の直間課税と配分については、明確な基準、方針をなし、国のサジ加減や裁量によっての不信を買うものであってはならない。補助金や交付金の 手続き等の簡素化を進め、補助金より、手続き等にかかる経費がかかるようなシステムは即時改善すべきである。
- ・ 区割り案については地方制度調査会の3案を原案として、それぞれの中で検討してゆくべきである。
- ・ 21世紀の国の「かたち」を考えるとき、都道府県単位は中2階化し行政効率の低下へとなってきている。社会生活、技術革新の進む今日、そして 更に進展していくことを考えると、道州制が21世紀の国の「かたち」であることに異論をはさむ余地はない。ただし、もっと国民的論議と国のリ ーダーシップが必要である。
- ・ 道州制の必要性は市町村合併の必要性ほど国民に浸透していないように感じる。国民にもっと具体的に道州制の必要性を示し、国民的議論として展開していくべきである。
- ・ 道州制を導入しても現在の県のような中間機関はいらない。むしろ、国の総合整備局が広域行政を担当すれば良い。
- ・ 地方自治体の意見を十分反映する形で推進をお願いしたい。
- ・ 防衛・経済・年金・医療・保険、等国民生活の基本に係る分野を国が責任を持って確立することが急ぐべき重要課題だと思う。この確立は道州制の 導入にかかわらず重要だ。国民が生きていくうえでの最低の保障を早急に確立してほしい。
- ・ 道州制等については、国主導による議論では、国の厳しい財政状況下で、交付税等の見直しを睨んで地方行政の効率化を図ることを主眼とするような印象を与える。しかし、地方行政制度調査会の答申のように、道州制導入の本来の姿は、地方行政制度の改革に留まらず、人口減少、少子高齢化、高度情報化、ボーダーレス化等々の大きな社会変化に対応するため、我が国のあり方を再構築するものである。具体的には、基礎的自治体である市町村が、福祉、環境保全など、地域社会や市民生活に直結した事務を一元的かつ自己完結的に担い、広域自治体である道州は、広域防災や基幹的な交通整備など、基礎的自治体を補完する役割を担い、地方自治体として住民ニーズに対応した効率的で質の高い行政サービスを実現する。国におい

ては、防衛外交など国際社会において国家としての存立に関わる事務、あるいは金融、社会保障など全国的に統一すべき基準やルールを定める事務など、本来果たすべき役割に重点化することで、国家課題への対応能力を高めていくこのような目的の下で検討すべきものであると考える。このためには、まずは、国民的な議論の下で国と地方との役割分担を明確にした上で、必要な権限と財源の移譲などの具体的な制度設計に取り組んでいく必要があると思う。

- ・ 国は、主に外交、防衛、立法に限定した活動をなすべきである。国会決定は最少限にすべきである。
- ・ 道州制は、国(中央政府)の役割を明確化にするという趣旨もあると考えるので、中央政府は一本化をなすべきなのかという点について議論してい ただきたい。
- ・ これまでの道州制に関する議論は行政権の分権に関する部分が中心であったことから、導入された場合の住民生活への影響(メリット、デメリット)を提示し、住民にわかり易く説明することが重要と考える。そのことにより、国民的な議論が深まっていくことが期待できるのではないか。
- ・ 国のことを「国家」、国の家と書くが、国も地方も基本的には1つの家だと思う。しかしながら、リーダーには家の「長」としての自覚が不足し、国 民も家の構成員としての責任感の認識がうすいのが現実である。結果として住民に媚を売る政治家ばかりが生まれる。従ってこれらの改革を推進し ていく上で、大切なことは、国民の意識改革が大切だと思う。議員も首長も選挙によって選ばれる。投票する人々が、政治に対し正しい認識をもて るよう、教育や地方自治の中でこの意識改革を進める具体策を実施すべきである。
- ・ 平成の合併で市町村が広域化したことなどにより、また、本格的な地方分権を進める上でも、都道府県の事務を市町村に移管し、国や都道府県の事務を見直し、道州制の導入を促進すべきである。
- ・ 国と道州、市町村の役割は、単に負担転嫁とならないように、三位一体改革の最終形を明確にしてから考える必要がある。
- ・ 権限と税源の移譲は徹底して行う。区割りは九州1つ。
- ・ 役割分担を決めることが重要である。それを前提として、制度のあり方や、区割等の議論をしないと、すでに、地域的な利害が先行する議論になっている。
- ・ 市町村に対する三位一体改革はあまりにも国主導で進められた感が強い。同じ住民を対象に行政を行うという原点に帰り、国の財政再建最優先では なく、国地方が、一体となって行うことこそ、国民に対する責務と考える。
- ・ 中央集権から地方分権へと徐々に推進している中で、国と地方(道州、市町村)の明確な役割分担など、何故、道州制が必要なのかを、先ず議論すべきである。どちらかというと、区域のあり方のみが先行し、議論されている。
- ・ 道州制の意義は理解できる。しかし、税制の問題や国と地方の役割分担は明確ではなく、区分けのみが先行するなど制度設計が不十分であり、国民的な議論が必要。
- ・ 財政的側面(組織のスリム化、効率化)ばかりでなく、住民サービス向上の視点から広域自治体のあり方の見直しを進めていくべきである。そのような視点に立てば自ずと国の出先機関の問題や道州の線引きの問題は解決されていくのではないかと考える。
- ・ 道州制に向けた検討については、よりよい広域自治体はどうあるべきかとう観点であらゆる議論を行い、積極的に推進してゆくべきである。
- ・ 道州制は国の形を変える大改革であると考える。この主体は市民自治を基本にした地方自治体である。すなわち、新しい分権国家をつくることにある。これは、市民に身近な自治体の活性化につながる具体的な方策がないと人々の関心は集まらないと思う。そのためには、道州制よりもまず分権改革をしっかり行うことであると考える。しかし、現状は、地方交付税の削減論ばかりで一番大切な分権構想の議論がなされていないように感じる。
- ・ 財源調整機能を保持しながら、身近な生活に関する施策は市町村が担う事を基本に国・中間機構の形態を考えるべきと思う。
- ・ 基礎自治体である市町村が、住民の身近なことがらに対して、より以上に裁量権を発揮できる体制になるよう道州制を進めてほしい。
- ・ 各地方自治体の実態及び地域性等を考慮し進めるため、閉鎖的な討論、議論ではなく、広く情報等を公開しながら、意見、考え方を示し、明確な将 来像を表していく工夫が必要であると考える。
- ・ 地方分権を進める手法の1つとして道州制の導入には期待するところが大きいが、国民的な議論の盛りあがりがないまま制度設計の議論が進んでいるように感じられる。地方分権の趣旨のもと税源、権限の委譲についても留意して進めて欲しい。
- ・ 基礎的自治体が行う事務が自立的に行われ、市民参加・市民協働の自治による、市民満足度の高い地方自治が行われるための権限と財源の道筋をつけること。そのための基礎的自治体の規模や行政能力(自主財源も含む)の格差是正の方策。
- ・ また、政令指定都市など大都市と、中核市特例市などの中規模基礎自治体、小規模基礎自治体とでは、広域自治体との関係性について異なった取り 扱いが必要になると思うが、その制度設計。
- ・ 広域自治体のあり方は、国との関係、また基礎自治体との関係を明確にし、国の補完機能あるいは基礎自治体にかぶさる形、つまり現在の都道府県制度の延長にならないことが肝要。単に都道府県の再編や、国の分割という形から入るのではなく、市民が最も身近に関心をもち主体的参加が可能である基礎自治体への分権と言う視点で、今後の作業を進めるべきと思う。
- ・ 地方分権ではなく、地方主権となるべく、地方の常識を国の常識にしていかなければならないと思う。住民に密着した、行政分野は基礎的自治体に 任せるべきと思う。
- ・ 真の分権型社会の実現のためには、大都市をはじめ、各都市が、自主的・自立的なまちづくりを推進することができるような事務権限と税財源を有する制度を構築することが必要である。その一例として、道州の二重行政が回避され、受益と負担の関係が明確化するなど、市民にとって多くのメリットがある「大都市州」のような制度の創設も検討すべきである。
- ・ まず、中央集権行政の見直しが必要であり、地方の少子高齢化の現状を踏まえ、特色ある地方行政を推進するためにも、引き続き国民的議論を重ねる必要がある。
- ・ 今後の論議を見守りたい。
- ・ 沖縄県内の道州制議論においては、沖縄県の地理的特性や他府県とは異なる歴史と文化をもっていること、また深刻な基地問題があるため、沖縄県の特殊事情を活かす形で単独の道州制を考えていこうという意見が大勢を占めている。全国の議論においても、このような沖縄県の事情を勘案しながら議論を進めていく必要があると考えている。
- ・ 区割については、社会的・地理的・歴史的・文化的条件を勘案し、市町村、住民の意向を反映した枠組みであること。
- ・ 導入に当たっては、国と地方の役割分担、役割に見合う税財源の適切な配分配慮すべきである。
- ・ 改革により、権限を奪われる官僚の抵抗は大変大きいと思われる。国民に対し、充分説明責任を果たし、世論を味方にした形で検討すべきと考える。
- ・ 県の職員の体質が、中央政府への依存的なものになっていて、国の職員にとって、都合の悪い道州制は極めて、困難な改革だと思う。従って道州制の実現は極めて、悲観的に思える。政治家(国会議員)の高い見識に期待するが、現状は・・・。
- ・ 国、広域自治体、基礎的自治体の姿を具体的にし、権限移譲をして自治体の規模だけを大きくするのではなく、自主性・自立性の高い税財政制度などの制度面について議論を深める必要がある。また、自治体の広域化に伴い、道州内の一極集中など不均衡が懸念される。
- ・ 道州制の導入により、市町村は、これまで以上に地域における総合的な行政主体としての体制強化が図られるものであるが、その導入にあたっては、

国と地方の役割分担について、地域の実情等を踏まえたうえで、十分な議論を行うとともに、規模や能力などにより、事務・権限の移譲に対応できない自治体が存在することから、移譲に伴う財源措置など、その対応を慎重に検討する必要がある。

- ・ 行財政改革からの道州制の検討でなく、地方分権や少子高齢化の観点など幅広く論議をするべき。
- ・ 地方6団体においても積極的に議論していくべき。
- ・ 国と道州と市町村の役割分担を明確にし、あくまで道州を国の出先とすることのないよう。むしろ国から大幅な権限・財源が移譲され、地域のことは地域が決められるようになることが重要である。
- ・ 国、道州、市町村の役割を明確にするとともに、直接住民サービスを提供する市町村にあっては、課税権限の確保と偏在度の少ない税目の充実など、 地方税体系の構築が不可欠と考える。
- ・ 道州制について理解してないので、なんとも言えない。道州制についてはアメリカのような州政府をイメージしているのだろう。すると、今までの 都道府県はアメリカの州のカウンティをイメージするのか。州は都道府県を広域連合とするのか私自身がわかっていない。いずれにしても、今の都 道府県と市町村の二重構造の地方自治体は、都道府県にしろ、市町村にしろ、あまりにも規模が違い、まちまちで、格差がありすぎで、ある一定の 面積、人口、財政能力をどのように分けるか、私には想像がつかない。
- ・ 人口、経済規模、交通や物流などの社会的な状況、気候などの地理的な状況及び文化・歴史・生活様式を踏まえた区割とすべき。都道府県を廃止した上で、国、道州、市町村の役割分担を明確にする。国、道州の出先機関は設置しない。基礎自治体である市町村への国、道州の関与は極力減らす。
- ・ 国民的な議論を進めて行くべき。
- ・ 国の役割を明確にし、地方に不必要な関与が及ばないようにする。区域割については生活圏の一体性を重視し、住民合意の上で進める。
- ・ 道州制の制度設計にあたっては、「住民に身近な行政は住民に最も身近な基礎自治体が担う」という地方分権の実を、全ての住民が実感できるように することが重要である。「市町村優先の原則」をしっかり確立するとともに、とりわけ高度な行政機能を有する指定都市は、道州制に移行しても包括 的な事務権限とそれに要する自主財源を持ち、道州との関係において、より独立性の高い存在であるべきと考える。
- ・ 地方分権改革の推進は今後も必要であることは言うまでもないが、現在の区割りにとらわれることのない広域的な視点も必要となってきている。今 後とも国と地方の役割分担など十分な議論をおこなった上で、制度改制を進めるべきである。
- ・ 国と地方の役割割分担だけでなく、都道府県と市町村の役割分担も議論していく必要がある。
- ・ 地方分権の基本的な考え方である「補完性の原理」に基づいて、住民に身近な行政は、可能な限り住民に最も身近な基礎自治体が担っていくことが 必要である。福祉や教育、まちづくりなどの、特に住民に身近な事務を基礎自治体が処理する必要があることはもちろんであるが、環境保全、産業 振興などの分野においても、地域の実情を熟知している基礎自治体が処理することにより、地域住民のニーズに即応した的確な対応が可能になると 考えられる。とりわけ、政令指定都市にあっては、圏域における中核都市としての役割を担うとともに、質の高い行政サービスを提供するなど、都 道府県に比肩する高度な行財政能力を有しており、地方分権改革推進会議の「最終意見」で、都道府県並みの権限移譲が行われなければならないと されていることからも、真に広域的処理を要する事務を除いたすべての事務を一体的、総合的に処理すべきである。
- ・ 現在の都道府県事務を道州と市でどのように選別するのかが大きな課題である。当然の事ながら市が分担する事務が増加することになるが、受皿足り得る行政規模、行政執行能力が求められることとなり、更に積極的な合併、都道府県職員の市への受け入れ等の柔軟な人事交流が必要になる。
- ・ 道州制は、大きな単位(面積・人口)にすればするほど中心部対道州境部の問題・課題がクローズアップされ、線引きが困難になるし、州都はその 他の都市間の格差問題が生まれ、道州制が目指す地方の活性化と国力の推進にはつながらないと考える。
- ・ 基本的に、事務の分担を明確にし、重なりをなくすべきだ。同一の事務について、国、道州、市町村が関与しないようにすべき。
- ・ 地域の実情、地域の意見を十分汲み上げること。
- ・ まず、広く国民に「道州制」というものに関心を持たせる必要がある。また道州制を導入することで国民にどんなメリット・デメリットが発生する のか明確にすべきである。地方自治が進む中で、ゆくゆくは必要だと思われるが、十分な議論、シミュレートを行って慎重に取組むべきである。現在 区割り案などが議論されているが、各都道府県の意見を広く聴き、県民感情等も踏まえて行っていくべきである。

(東京23区長)

- ・ 中央政府、都道府県共に細かいことに拘わりすぎる。大筋を定めたら、他は地域の実情をより反映して施策展開し得る、余裕ある制度管理ですべき。 金しばりにして、権限には反発する。人は一律な生き方をしていない、実際にタッチする現場の対応のあり方が大切。その基準を示すのは良い。広域行政に徹し得る分担の範囲を限定的にすべき。
- ・ 財政効率論を優先させて、広域自治体形成を急ぐべきではない。大切なのは国際社会の変化や我が国の将来の方向性のあり方を十分見極めて、その ために広域自治体が必要か否かを国民的コンセンサスを得られるまで徹底的に議論することが先である。
- ・ 基礎自治体と広域自治体との間での役割分担の見直し、権限・財源の移譲等関係の整理が不可欠である。また、広域自治体制度のもとでのナショナルミニマムの確保、広域自治体間における税財源偏在の是正方法をどうするか。首都機能のあり方をどうするか、など論点を明確にしたうえで国民的議論を深めていくべきである。
- ・ 地方自治体及び国民の意見を聴取・反映する機会を確保すべきである。
- ・ 国と地方、都道府県と市町村の役割分担、税財源配分等について、具体的な整理が必要である。
- ・ 広域自治体内の民意の反映のさせ方など、自治のシステムとして十分機能するものでなければならない。その上で、広域自治体と基礎自治体の役割分担を明確にする必要がある。
- ・ 道州制の導入は、地方自治体制度の根幹にかかわるものである。国と地方との役割分担を見直し、地方分権を進めるために両者の関係をどう位置付けるのか。制度の是非から議論する必要がある。道州制を導入すれば、本当に霞ヶ関主導の画一的な行政から、地方が住民の声や地域事情に応じて政策をつくり、実現できる社会に変わるのか。こうした根本的な議論を抜きに進めてはならない。昨年の三位一体改革を見ても、中央省庁が簡単に権限を地方に渡すとは考えにくい。このまま道州制を導入しても、地方への権限移譲が進む保証はなく、ただ巨大な地方自治体をつくることになる。それでは、行政の効率化とコスト削減に向けた議論だけに終わってしまう。国から地方への財政負担の押し付けにさえなりかねない。基礎自治体の役割や権限の強化を図る、という観点から、これまでの分権改革の流れを十分に踏まえ、国と地方の役割分担を抜本的に見直す中で、新しい地方自治制度をつくり上げるという観点から検討していく必要があると考える。
- ・ 道州制については、地方の自由・責任の拡大という地方分権の観点に立って、住民に最も身近な基礎自治体優先の原則を徹底する方向で検討すべきである。また、今回の調査会答申では、大都市制度や首都制度に関する議論が十分になされてはおらず、今後の都区のあり方を踏まえた自治の仕組みや財政制度について、特別区の自治権拡充という観点からの検討が必要である。
- ・ 単に効率化による国から道州制への事務移管であってはならず、道州が自ら地方政府としての政策立案機能を果たし、それを実行できる税源の移譲がなされることと、住民の意思・民意が十分反映されるシステムが確立されることが求められる。
- ・ 世田谷区は、首都東京の大都市行政を担う自治体であるとともに、84万区民を擁する基礎的自治体として、区民自治を基調としながら、新たな時

代にふさわしい自治体のあり様を模索し、さらに独自性を発揮できるような自治体を目指して、改革を進めていく必要がある。広域自治体のあり方の見直しも、こうした観点に立って、進めていくべきと考えている。

- ・ 広域自治体のあり方の見直しも大事であるが、特別区においては、いまだに基礎的自治体として確立していないことも大いに議論すべきである。「大都市事務」と称して多くの市町村事務が都において留保されているほか、市町村の固有税源である固定資産税・法人市町村民税も都税として徴収されている。都道府県の議論に偏りがちであるが、特別区においても、役割分担や行政制度のあり方について見直しを進めるべきである。
- ・ 補完性の原理に基づく道州制の導入は賛成である。東京都を中心とした新しい州のあり方が道州制の成否の鍵になると見られるが、都と区の関係すら補完性の原理に照らし、整理できない現状では(都区における主要 5 課題など財源の垂直調整問題をさす)、国民的議論のない中で進行することには危惧する点もある。
- ・ 地方分権改革の理念である「住民に身近な地方公共団体が行政も処理することによって、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現する」ことを基本 原理として、基礎的自治体による自主的かつ自律的な行政運営が可能となるシステムを構築することに十分留意して、広域自治体のあり方の見直し を進めていくべきである。
- ・ 地制調3案の中で、東京都をどうするか、意見のある所と見受けるが、人口、産業等その規模から考えても、単独とするべきだと思う。
- ・ 道州制の導入に当たっては、国民に身近な事務は国民に最も身近な区市町村が行うことを原則に、これまで都道府県が行ってきた広域自治体として の機能と基礎的自治体に委譲する事務を明確にしていく必要がある。東京圏における区割り案では、大都市の特性に対応するため、東京都の区域の みでひとつの道州とする案もあるが、広域的な課題に対応する目的に反することになるため、課題等を慎重に議論していくべきだと思う。
- ・ 国と地方の役割分担をさらに明確にすべきであり、その上で区割り等の具体的な議論を行うべきである。

(4) 破綻法制について (記述式回答結果)

Q21. あなたは、今後、自治体の「破綻法制」を論議していくうえで、どのようなことを考えておく必要があると思いますか。ご意見があれば、下記にご記入ください。

(自民党)

- ・ 戦後60年破綻法制の適用を受ける自治体はなかった。
- ・ 都道府県の合併も視野に入れるべき。
- ・ 破綻の覚悟を本当にしてから議論すべき。
- ・ 本来、自治体に民間的なものを導入すべきではない。国や自治体という公と民間の私は分けるべきだ。したがって、破綻法制が必要ない状況が望ましい。そのためにも道州制を導入して10ぐらいの州と3~400程度の市に再編するといい。
- モラルハザードの問題をいかにクリアしていくかが一つのキーとなると思う。
- ・ 首長の経営、行政能力に疑問が多い。この法制を整備し、破綻を防止する手段としなければならない。
- ・ 同じ日本国民でありながら自治体が破綻状態になったからと言って、切り捨てになってはならない。如何にして国の支援で住民の福祉をある程度継続しつつ再生するかキチっとした道すじを作る必要あり。
- ・ いきなり破綻にならないよう段階的な手続きを設ける。
- ・ 債券市場・金利への影響。
- ・ 過疎地の山村・漁村(離島など)にも、国民の生活や国に対して多面的に貢献している機能というものがある。どのような財政基盤を構築するのか、 どのような制度を準備するのかが重要であり、破綻した金融機関や会社を処理していくのと同じようなレベルの議論をするとしたら大きな間違いで ある。
- ・ 更正・再生型の法制度を設ける必要はあると思うが、十分な準備と財務状況の開示の充実を経たうえで混乱は最小限に抑えるべき。
- 責任と権限はセットで考えるべき。
- ・ 自治体、特に市町村は、地域共同体としての性格を持っていることに留意しなければならない。財政論や効率論だけでは問題。
- 一気に破綻させるのでなく「段階的トリガー制」とすべき。
- ・ 破綻法制を論議するならば、先ず自治体に財政に対しての明確な自立と責任を持たせることから議論する必要。
- ・ 税源発掘。税源はどこにあるか。需要発掘。行政需要はどこにあるか。この2命題の解決がすべて。極端な話、課税標準も無く、住民も皆無で需要 のない地域については、これまでとは異なる取扱いもありうる。自己責任(団体自治責任)、住民主導(住民自治権限)。
- ・ 会社と同じ経営感覚で論ずるのは間違い。
- ・ 自治体連合による債権者に対する損失補てん制度を構築する必要がある。
- 自治体はつぶれないと国民は思っている。しかし自治体も経営を誤ると民間企業とあまり違わないということを法制上、明らかにした方がよい。
- きちんとした一定のルールの整備が必要である。
- 執行者の責任と住民被害の緩和。
- ・ 未だ地方自治体における人材の存在が危惧されているから、責任を持たせてやらせる上はその結果にも責任を持たせるべき。その為にも破綻法制を 持つべき。
- ・ 破綻すれば、首長だけでなく、住民も痛み(固定資産税の大幅アップなど)を味わうことになる点をきちんと周知して、住民の行政を監視する気を 喚起することにより、最大限破綻を抑止する効果を発揮させることが必要である。
- ・ 財政ルール、再建ルールの明確化。
- ・ 企業の破綻と異なり、自治体は利益を上げることが目的ではないので、公共財の供給主体として財政規律を守らせるような制度設計が重要。
- ・ 地方自治体が放満経営にならないようにする。
- ・ 自己決定と自己責任は、行政運営者と住民が担わなければならない心構えである。その際、国の法令で手足を縛られている状況を改善することが第一。第二に住民の自治体への依存体質を改める意識改革の必要性。第三に、民間の破産処理と公共自治体の債務処理とは異質であり、かつ住民負担を求める場合、住民は移動自由であることを考えておく必要がある。
- ・ 行政運営のなかで経営感覚をしっかりと取り入れるべき。
- ・ 「破綻法制」は、企業からの安易な思いつきのように感じる。自治体の機能を一時的にも停止するわけにはいかないので、「繰上げ充当」などの制度が準備されている。現行の財政再建法で行われた「再建」の実績は悪くない。早目の適・準用などの改良をほどこすべき。
- ・ 破綻した後の自治体の受け皿や住民に対するサービス低下防止のルールも決めておくべき。
- ・ 税源は地方主体に国への分担金制度。
- ・ 財政基盤が劣悪な自治体に対する財源調整措置を並行して措置することが必要だと思う。
- ・ 国の方が、財政状況が悪化しているにもかかわらず、国の破綻法制の議論がない中で、同じ統治主体である自治体だけになぜ破綻法制を設けなければならないのか、その根拠が十分理解できない。地方行財政は国の枠組みの中で運営されている現状を抜本的に改めることなく、破綻の責任を今以上に首長や議員、住民に求める意味は何か。また、民間の金融機関にも債権放棄の形で責任を取らせる必要性、あるいは意味はどこにあるのか、現時点では十分に理解できない。
- ・ 行政サービスの維持継続。
- ・ 首長、議員の責任のとり方。
- 行政改革の義務付け。
- ・ 「破綻法制」を検討する前に地方自治体が破綻しないような制度作りや法的整備そして具体的な地方分権に向けての対策を講じていくことが、先決 問題である。

(民主党)

- ・ 国主導による過去の公共事業に基づく債務を含め、過去債務の切り離しについてどう考えるか。
- ・ 国が財政破綻した自治体の債務をどの程度引き受けるのか。
- ・ 財政破綻に伴う税負担の増加等により、住民が他の自治体へ移動してしまう可能性についてどのように対応するのか。
- ・ 国が財政破綻した自治体の債務をどの程度引き受けるかを考えるべきだ。

- ・ 国の責任範囲をどうみるか。
- ・ 住民の立場をしっかりと考えるべきである。
- ・ 今後検討したい。
- ・ ステークホルダー全体の自己責任。
- ・ 財政破綻の国・自治体の責任を明確にし、責任分担の前提条件を検討する。
- 自治体のサービスは停止できないので、自治体の破綻には直ちに再建の途につけるスキームを検討すべき。
- ・ これまで、国が主導して、地方に行なわせてきた公共事業による地方負担を、すべて地方の責任として負わせることが妥当かどうか検討すべき。自治体の住民が、破綻した自治体の意思決定に何らかの方法で参画する手段を考えるべき。
- ・ 地方の債務について、中央政府の見えない保証をやめるべきである。
- ・ 国が財政破綻した自治体の債務をどの程度引き受けるかなど。
- ・ 国による自治体への関与を極力排除し、各自治体が自己責任でマネジメントをしていることが大前提。又、清算処理でなく再建重視であること。政 治、行政の責任の所在をあきらかにし、必要に応じて刑事罰を含む罰則規程も考えるべき、その際は市民生活に不利益が生じないよう配慮も大切。 破綻処理の原則と説明責任。責任の明確化。
- ・ 地方が自らの責任で実施する行政分野を拡大するとともに、その責任をとる仕組みができることを前提として、破綻法制を考えるべき。現在の仕組 みでは、地方の責任よりも国の責任の方が大きく、地方に対して責任を問うことは不適当と思われる。
- ・ 安易な破綻法制の適用により、住民が不当な税負担の増加や行政サービスの著しい低下を受けることがないような、セーフティーネットを構築する
- 税源の移譲や地方交付税総額の確保などの方針が不明なまま破綻法制を論議していくのは如何なものか疑問を感じている。
- ・ 自治体運営の責任を明確にすることは重要であるが、単に市場原理を地方自治体に持ち込むだけにならないよう注意が必要。
- ・ 「議会」(住民)の責任をどう位置づけるか?の整理が必要。
- 過去そして未来における国の責任をどうするか。
- ・ 自治体の住民に対するサービスのうち、削減可能か否かの選別が必要。維持すべき最低限のものについては、国の補助も含め、制度の維持をしっかりすべき。
- ・ これまで国の景気対策に付き合わされ、借金を増やしてきたことを含めて、これまでに積み上げられてきた債務についての国の責任について、どう考えるか。自治体運営の失敗によって「破綻」した場合の住民の福祉への影響に誰がどのように対応するか。
- ・ 破綻という出口を作ることではなく、経営責任という感覚を統治者に理解してもらう必要がある。
- ・ 破綻する仕組みを導入した上で、そのことを住民にも周知をすると同時に破綻した場合の住民のデメリットも説明する必要がある。又、引っ越しの しやすい人とそうでない人の間に不公平が発しない様な制度の研究も必要(例、破綻した自治体から引越しした人には高い住民税を課し、元の自治 体の借金返済に当てるなど)。
- ・ 財政破綻にともなう税負担の増加で住民の自治体移動にどのように対応するのか。
- ・ 国民に具体的な被害が生じないようなセーフティネットが必要。
- ・ 自治体は、たとえ破綻したとしても、その機能は必要不可欠である。そのため再生支援法制であるべきである。民間金融機関や政府系機関からの貸入れに対して、債権放棄を促し、再建を早める制度を作る必要がある。財政融資特会の金利変動準備金を再生支援準備金に変え、債権放棄をしやすくすることも重要。
- ・ 財政破綻した自治体の債務処理はどの程度国が引きうけるのか。
- ・ 地方債のBIS規制でのリスクウエイトを0%から10%にして行くべき。市場の規律を少し入れた方が良い。
- ・ 住民本位で考え、自治体の破綻で住民が不利益をこうむらないようにする。
- ・ 以下の点について検討する必要があると考える。国主導による過去の公共事業に基づく債務を含めた過去債務の切り離しについて。財政破綻した自 治体の債務をどの程度、国が引き受けるのかについて。財政破綻に伴う税負担の増加や行政サービスの低下により住民が他の自治体へ移動してしま う可能性について。
- ・ 中央集権的な色合いが濃い。その前に地方分権を進めるのが先。
- ・ 住民の自治意識の啓もう。
- ・ 過去の国主導の債務の切り離しを国が自治体の債務の処理を含めどう考えるのか。
- ・ 国の関与の仕方。住民負担のあり方。破綻後の自治体経営の姿を誰がどう描き、実行していくのかという点が見えないと、一概には言えない。
- ・ 自治体の会計を企業会計化する必要がある。議会を通じて住民に「我が町のバランスシート」を理解させることが必要。
- ・ 債務の考え方の整理(半強制的な国庫負担を伴う公共事業等)。
- ・ 責任の取り方、再建策の合意決定プロセスをどうするのか。
- ・ 民意において「破綻法制」をどう捉えるか、国民に説明が必要。
- ・ 自治体が破綻した場合の国の関与のあり方について考えておく必要がある。
- ・ 自治体財政についてディスクロージャーを徹底すべき。例えば、諸手当など人件費のうちわけの開示、首長交際費の開示などをすすめ、住民のガバナンスが効くよう徹底すべきである。

(公明党)

- ・ 地方債制度の改革。財政状況わかるように。予防としてチェックできる方法。
- ・ 離島や山間部の自治体が多くの制約条件を抱えており、他の自治体と同列に拠えない点に配慮すべき。

(社民党)

- ・ 中央政府の自治体に対する規制等の完全撤廃が前提ではないか。
- ・ 憲法の精神に則り、地方自治の発展に国がしっかりと取り組む必要が有ると考える。地方自治体の財政が厳しくなっている事は、国の政策によると ころが非常に大きい。
- ・ 国の自治体への規制をなくすことが先決。
- ・ 政府の自治体への規制をなくすことが先決。
- ・ 政府による自治体への規制をやめるべきである。
- ・ 一方的な市場原理の当てはめは疑問。自治体の自主性や職員・住民の努力を尊重すべきである。中央政府の自治体への規制等の完全撤廃が先決。
- ・ 一方的な市場原理の当てはめには疑問がある。中央政府の自治体への規制を除去することが先決。

(その他会派・無所属)

- ・ 責任論を明確にしなければならない。だれが、行政的に失敗し、自治体に損害をあたえたのかを法律的にしっかりする必要がある。
- ・ 破綻を起こした自治体の債務処理方法の問題の検討。残った債務のうち、ある程度の割合は、国が引き受けざるを得ないのではないか!ただ、その際の割合は、国民全体の合意できるものとする必要ある。地域住民に対して債務返済のための負担が税という形で課せられることも考えられるが、住民の一定の合意、理解が得られる手続きが必要である。(住民投票のような?)

(知事)

- ・ 破綻法制については、平成19年度以降の改革に向けた議論の1つとして、地方団体の財政運営上の自由度の拡大に伴い、結果として破綻が生じた際の地方の責任に着目した制度設計として議論されているものと認識している。したがって、こうした破綻法制の前提として、又は少なくとも同時に地方の財政上の自主性や自立性の大幅な拡大について検討されることが必要と思われるが、どちらかと言えば破綻法制の議論が先行している印象があり、まずは財政運営上の自主性や自立性(自由)の拡大という面について、十分議論をつくすべきであると考えている。
- ・ 言葉のイメージが先行しすぎ。住民は自治体を選ぶことはできず、最低限必要な住民への行政サービスの安定的、継続的提供は必要不可欠。今回の 案が予防・再生型の破綻法制であるとされているが、「破綻」と言うと、清算型が連想されやすい。現在の再建団体制度をしっかりと評価し、問題点 を明らかにした上で、どのような制度が望ましいのか、地方の意見も踏まえた上で議論を進めるべき。
- ・ 現在の地方財政圧迫の最大の原因は、国の政策誘導によるものである。またも国の施策の失敗のツケを地方だけに転嫁しようとする姿勢は問題。
- ・ 破綻法制導入の目的に対する合意形成。
- ・ 関係者の責任(特に住民責任)については、十分な議論が必要。
- ・ 地方分権の行き着く先としては、自治体の責任がより重視される制度設計となっていくものと考えているが、現状では、自治体がその責任をとれる だけの分権(歳入の自治も含め)がなされていない。まず、分権社会のビジョンやそれを踏まえた国と地方の役割・責任分担という基本的議論を十 分に行うことが必要である。
- ・ 地方自治体の自由度を拡大する側面と、地方の責任を明確化する側面とをセットで議論すべきで、破綻法制のみを先行議論すべきではなく、地方の 自由と裁量の拡大も平行して検討すべきである。現在、地方財政再建促進特別措置法による準用財政再建団体制度があり、現行制度の問題点の検証 が必要であり、また、破綻時においても、行政サービス提供の停止はあってはならないことから、清算型ではなく再建型を想定すべきである。さら に、早期是正措置・予防措置の客観的な基準やルール化、破綻時の具体的な再生手続きにおける国・地方自治体・裁判所等の役割の明確化、地方自 治体の執行機関・議会等の責任など、慎重に検討すべき課題が多く、幅広く国民全体での議論が必要である。
- ・ 法でがんじがらめにせず、どのような再建方法によるかなどについて、地方の自己責任による裁量の余地を残すべきである。
- ・ 地方自治体の自立に向けた自己責任追求を強化する以前に、自治体の財政的な自由度を高めるしくみの強化の議論を十分に行うべき。
- ・ 破綻法の概念にもよるが、地方財政制度には、おおよそ馴染まないものではないか。(三位一体の改革のさらなる推進を至上命題とすべきである。) 地方自主性、自立性が限られている現在の地方行財政制度の下で、現行の財政再建制度や、地方債協議制度における許可団体への移行、起債制限な どの早期是正措置を有効に活用することにより、地方公共団体の実情を踏まえた形での財政規律の確保を図っていくべきである。
- ・ 自治体は、あらゆる面で企業と同じ論理で扱うことには問題がある。
- ・ 国と地方の税源配分の不均衡、地方間の税収格差など、地方財政の基礎的条件の見直しを、まず先行させるべきである。
- ・ 現行の地方財政再建の仕組みをどう評価するのか、また、諸外国の制度の研究、発動要件の見直しの必要性、あるいは、民間破綻法制との関連はどうかなどを考えておく必要があると思う。
- ・ 地方公共団体の提供するサービスの公的性格を踏まえれば、民間企業の破綻とは同列に論じられない面があり、地方公共団体の円滑な財政運営の確保という視点で、住民に不安を与えない方向の議論を行うべきだと思う。
- ・ 地方分権が進めば、それだけ地方の責任が重くなる。従って地方が自己責任を果たす制度について議論されるのは、必要なことと考える。しかし、 地方が自己責任を果たせるのは、あくまでも真の地方分権が確立されていることが前提である。
- ・ 現行制度においても、財政再建のための法制度はある。しかしながら、地方自治体に対する国の規制や関与を極力なくし、国庫補助負担金を思い切って廃止し、それに見合う税源移譲をさらに行い、文字どおり地方自治体が自らの決定と責任で行財政運営が行える体制が整備される場合には、改めて、財政破綻に陥った、あるいは財政破綻に陥りそうな自治体を財政再建するための制度の再構築について検討を進めることの必要性は理解できる。
- ・破綻の責任を問う前提として、責任に見合う地方の自由度の拡大をまず図ることが必要である。
- ・ 結果として自由を獲得すれば、それに相応する責任が生じることは当然。そういう意味で、地方の自由度が増す中で、誰が首長や議員になっても自 治体は破綻しないという緊張感のない仕組みはやはり問題であり、地方自治の中に自己責任の原則、ガバナンスの利く仕組みを盛り込み住民に地方 自治の一定の緊張感を付与しようとする意図は一考に値する。ただし、あくまでも自由と表裏一体となった責任であり、破綻法制の前提として、自 治体の責任を問うのであれば、地方への税源・権限の移譲を積極的に進め、真の地方自治を確立すべき。
- ・ 地方公共団体は民間企業と異なり清算手続きを行うことは考えられない。また、現在の地方債の安定的な発行、国債との金利差が低い現状は、とりもなおさず、地方公共団体が債務不履行(デフォルト)に陥る可能性がないことを前提としていることから、制度として債務不履行の存在を前提とする債務免除を含む手続きは採用すべきではない。現在の再建制度は、一定の単年度の赤字でも一切建設地方債を起こさなければ再建団体にならずに済むが、実際には公共事業のかなりの部分が建設地方債を財源としているので事実上ストップしてしまい、これを回避するために赤字にならないように行革努力をするインセンティブを与えるという、地方自治体の自主性を尊重しながら地方債の信用を確保している優れた制度であると考えられる。建設地方債の発行を完全に自由化したとしても、現在の再建制度を存続させることにより、地方公共団体の信用性を確保し、国債との金利差の低い現状を維持することにより利払い費を抑制し、住民負担の軽減につながるような制度設計をすべきである。
- ・ 国と地方の役割分担を踏まえて、地方の裁量を拡大し、地方が自律的に地域住民にサービスを提供する状況にはない中で、責任の明確化とセットとなった破綻法制の議論は時期尚早であり、まずは国と地方の役割分担を明確にすべきである。
- ・ 自治体破綻法制の議論については、まず、地方の財政運営の自主・自立を保障することが必要であり、国と地方の税源配分の不均衡の是正、法令や 補助金による歳出や事務事業の義務付けなどの国の過剰な関与の撤廃を行わず、現行制度を前提として破綻法制のみを別に議論すべきではない。
- ・ 財政運営に対する地方の責任を論じる際には、景気対策をはじめ、地方が国の政策に一翼を担ってきたこれまでの経緯や、住民生活に密接に関連するサービスを安定的に供給するという地方団体の重要な役割を踏まえた議論をすべき。また、地方の責任の拡大については、破綻法制の議論のみを 先行させるのではなく、地方の裁量・自由度の拡大などによる真の分権改革の実現の中で論じられるべき。
- ・ 破綻法制の検討をする前に、まず、地方が自立するために、地方が行う多様な行政サービスを、自らの決定・責任において実施できる体制が整備されることが必要である。このためには、国と地方の税収規模と歳出規模の乖離是正及び補助金等による国の地方への過剰関与を廃止することが必要不可欠。したがって、国庫補助負担金等の廃止と更なる税源移譲を進めるべき。あわせて、新たな法制度によって強制的・集権的に財政規律を維持

するのではなく、地方公共団体において、会計基準の見直しを含めた財政状況や予算編成過程の公表などによる財政運営の透明性の確保、議会や住民によるチェック機能の強化により、各団体が対応すべきである。

- ・ 我が国においては、学校教育、社会福祉、社会資本の整備や維持など大半の事務を地方が担っている。そして、その事務の大部分は、国が法令等で 基準を設定しているもの、国が法令でその実施を義務づけているものが大部分である。税源がほとんどない過疎地域では、このような実情を認識した上で、地域住民が責任を持つ範囲や程度を明らかにすべきである。
- ・ 社会の変化にあわせて、問題のあるところを直していく仕組みを創るというのであれば必要なこと。ただ、自治体は「公」のサービスの担い手であるので、その前段階としての早期是正措置的な予防制度の検討とするのが現実的。
- ・ 起債に関する国の関与を撤廃し、自治体の起債についての自治体と住民の自己責任と市場によるチェックの仕組みを確立すること。
- ・ 自治体の破綻処理や再建のしくみについては、司法が主体となるルールづくりを行い、再建に要する財源は住民が負担するようなしくみ(地方税の 負担と連動するしくみ)を確立すること。
- ・ 自治体の経営責任範囲を明確にするための議論であると思われるが、行政による公的サービスの大半は、単純な市場のメカニズムにのっているものではない。自治体の破綻法制の議論に際しては、そのサービスの特殊性(不採算なものや義務的なものが多いこと、住民の生命・財産に直接かかわるものが多いこと等)を、適切に踏まえる必要がある。
- ・ 現在、国が地方自治体の行政水準のかなりの部分を法令・予算等で定めて権限を留保しており、また、主要な税財源を押さえたままである中で、地方の責任ばかり問うことになれば、単に国の責任を地方に転嫁するものであると考える。したがって、まずは権限の移譲を大幅に進めるとともに、地方税財源の拡充を図り、真の地方分権を確立すべきである。
- ・ 破綻法制については、地方の自由度を高めた結果としての破綻に備えるという観点から、税源移譲等による地方税財源の拡充や、国の関与・規制の 廃止など、地方分権改革の推進と一体で議論されることが必要である。これがなされないまま、破綻法制の検討だけが進んでしまうと、国の一方的 な責任放棄、単なる地方への負担転嫁となりかねないことから、今後の議論の動向には、十分留意が必要と考えている。
- ・ 地方自治体は、住民に行政サービスを提供する使命を担っており、一定のサービス提供に必要な財源が保障される必要がある。その上で、自治体が自らの権限と責任の下で行う行政運営により生じる可能性がある破綻については、地方債協議制度や財政再建制度等を見直し、早期是正措置の充実強化を図るとともに、情報公開を更に進め、住民監視を強化することにより、防止を図るべきである。現在検討されている破綻法制のように、デフォルトによる債権放棄の可能性等を前提とした場合、市場からより高い金利負担等を求められる可能性が高く、自治体の財政を大きく圧迫するとともに、住民の負担増につながる恐れがある。また、小規模自治体においては、地方債の調達自体が困難となることも考えられる。
- ・ 将来、自治体の自由度をさらに高めるとともに、これまで以上に自治体が自らの経営に責任を持つため、破綻法制のあり方などについて議論されているものと承知しているが、地方は国により多くの事務事業を義務付けられていることなどを踏まえると、自立した財政運営のための税財源総額の確保、使途の自由度の拡大・財政調整機能の維持などが前提であるべきと考える。
- ・ 地方の責任をより明確にしていくためには、経営責任をとるのにふさわしい権限と裁量が地方の側に与えられるべき。
- ・ 財政再建基準の透明化を図るなど地方公共団体の財政規律を高め、住民や住民代表としての議会による監視等により再建を進める制度の構築を検討する必要がある。財政指標や財政再建の手法などの面で、早期是正措置の充実強化を図り、地方公共団体に早期に財政規律が働く仕組みを構築する。
- ・ 総務大臣の私的懇談会では、自治体監視のあり方として第三者機関の設立も議論されているが、住民の代表であり、予算・決算の議決権をもつ議会が監視機能を担うのが基本である。また、破綻した場合、首長・議会だけでなく、住民の責任も問うことを議論されているが、居住・移転の自由を持つ住民にどのように責任を負わせるのか(過去の住民の責任を現住民にどのように負わせるのか)ということもあり、住民への直接の責任追及は困難であると思われる。いずれにしても、今後十分議論が必要と認識している。
- ・ 破綻法制の議論の前提として、単に国の責任を地方へ転嫁するだけとならないよう、権限移譲により地方の自由度の拡大を図り、地方分権を進めていくという視点が重要。また、地方自治体は、本来民間企業とは性格が異なっており、住民サービスの提供に支障がないよう十分留意しながら議論を進めていくべき。
- ・ 破綻法制は、地方自治体が自己責任の下で自律的に財政運営を行ない得る仕組みを作る観点からのものと理解している。しかし、現実には、地方自 治体の行財政運営は、事務及び財源配分の両面で、国の制度設計の在り方に大きく影響を受けざるを得ない。今後論議を進めるに当たっては、こう した点への留意が併せて必要と考える。
- ・ 地方公共団体においても民間並みの厳しい経営感覚を持って財政運営に臨まなければならないことは当然のことであるが、地方に十分な権限と財源が措置されない中では、地方の財政的責任にのみ重きを置いた議論には限界があると考える。
- ・ 「破綻法制」を議論していくうえで、本県及び県内市町村のような財源の乏しい地方公共団体が引き続き適切な行政サービスの水準を確保・維持できるようにすることが必要である。
- ・ 自治体の破綻は住民サービスの低下に直接的に影響することにも配慮すべき。
- ・ 自治体運営が主体的に行えるように国の関与を制限する法制を同時に設計する必要がある。国が義務付けをしながら責任を取らずに地方に破綻のリスクだけ押しつけることがあってはならない。
- ・ 自治体の財政規律を高めるために、破綻法制の検討は必要と思う。しかし、破綻法制導入の前提として、国による様々な関与を見直し、自治体の行 財政運営の自由度を高めること、また、国による関与がやむを得ない部分については適切に財源措置が行われることが必要である。
- ・ 自治体の監視のあり方、破綻法制の議論に当たっては、長及び議会議員の直接選挙という住民主権の現在の地方自治の枠組みを踏まえる必要がある。 (市長)
- ・ 過疎・弱小自治体が歴史・文化を棄てなければならない状況にしてはならない。"ぜいたく"をしなければ存立してゆける支援はナショナルミニマムと して担保してゆかなければ、将来の日本は危うい。森林・水田、自然環境の保全の仕組みを忘れてはならない。
- ・ 自前の税収で職員の人件費をまかなえないようでは自立など出来るはずがない。しかし小さな自治体など住民の要望もあり、経営感覚もない。「破綻 法制」をつくり、将来の見通しが出来ない所は、強制的に合併させる位でないとダメだと思う。
- ・ 経営者責任を明確化するとともに、首長等のための保険などの商品を開発すべきである。同時に、議会または議員の責任を法的にも問えるような法制を整備すべし。
- ・ 親方日の丸に対する甘えが日本を悪くしたのだと思う。いずれ生まれてくるかどうか分からない孫たちにまで、手形を送りつけるやり方で、公共事業こそが自治体業務の本旨と思い込み、それにぶら下がる業者の支援を票に換えてきたから今回の間違いがあるのだと思う。自治体経営をしっかりしないと破綻するという、当たり前の現実を市長も首長ももっと認識すべきである。
- ・ 行政も会社経営と同じである。税金(税収)は効率を高め、無駄をなくすこと。
- ・ 地方自治体の行財政運営の杜撰さは批判されるべきであるが、国の誘導責任と身勝手な地方へのしわ寄せを等閑視するわけにはいかない。時の自治 体、関係者にのみ責任を押し付けようという風潮には憤りすら感ずる。

- ・ 新たな住民負担を強いる諸状況づくりには、市全体が賛同しかねるのではないか。自治体の自立心、改革心に水を差すことになるのではと危惧する。
- ・ 自由には責任が伴う。権限、財源を与えられると同時に、その結果については住民も含めて責任をとるのは当然のことと思う。しかし、権限も財源 も不十分にしか与えられないのに、責任だけ厳しくとらされるような改革は拒否する。
- ・ 現行制度よりも厳しい措置が規定されるとの予想がある。過疎地域にとっては大変厳しい財政制度が展望されるため、導入にあたっては、慎重な議論をお願いしたい。
- ・ 首長個人の責任に転嫁されがちだが、議決に預かった議員(与野党問わず)や職員、更には市民の責任の取り方などの議論も深める必要がある。
- ・ あえて申し上げるが、地方の責任とすべて片付けてよいものか。地方自治体の甘い見通し、判断があったにせよそういう制度を設けてきた国の責任 は?破綻に至るプロセスを十分に検討すべきだ。
- ・ 「破綻」という言葉は、居住する市民の立場から考えて相応しい言葉ではない。現行の「再建団体」とし、都道府県の関与を強める方策が好ましいのではないだろうか。
- 個人的責任の範囲。
- ・ 地方分権の推進により国と地方の姿が確立し、税財源の整理を行うことに地方の財政構造を見極めながら、検討すべきと考える。
- ・ 包括的処理ではなく、ひとつひとつ吟味した処理を行うべきと考える。
- ・ 「破綻法制」が財政が悪化しつつある自治体への国の指導の名のもとに、管理を強めたり、自治を弱めたりするものとなってはならない。
- ・ 民事法的な発想で自治体の破綻法が必要か疑問である。現行制度上で、自治体は例えば超債をするとしてもチェックを重ねた上で認可されるものであり、よほどのことがない限り暴走することはない。この法制案の背景に、民間的競争原理が働きすぎているのではなかろうか。「国の考えが正当で、自治体は何をするか解らない」とでも思われていたら心外である。
- ・「破綻」の場合の責任は誰がとるのか。責任の範囲の明確化。
- ・ 国は、際限なく国債を発行するが、市町村には厳しく起債の制限などがあり、例外として、財政再建団体の指定を受ける自治体もあるが、現行でも 一定の歯止めはあり、新たな法制が必要かどうかについては判断できない。
- ・ 今の制度の中では自治体は国の動きに大きく左右される。その中で破綻法制などどうして出来るのか、地方の取り分をはっきりさせ、運営させることが先ではないのか。
- ・ 経営再建に伴う公務員の人員整理
- 誰が責任をとるのか、先がよく見えない。
- ・ 市民の意思に基づいて自治体経営が行われる仕組みを強化することが必要になる。
- ・ 破綻法の議論の前提として、地方税財源の拡充強化、権限移譲の推進など、地方の自由度の拡大が必要であり、経営責任をとるにふさわしい権限と 裁量が地方自治体になければならない。
- ・ 地方自治の破綻法には慎重であるべき。
- ・ これまでの地方自治体の運営の延長線上に合併が推進された。自立出来ない状況下で改革が進められ交付税の削減は行われている。管理職、職員の 削減、給与10%~20%カットを実施しても追いつかない状況で次の改革が来る。交付税への依存度が高い自治体では存続不能におちいる。極度 の改革を自らなす自治体を、自立出来るまで援助していただきたい。
- ・ いつから始めるについては議論をする必要あり。
- ・「破綻法制」に関係なく、自治体として健全な財政基盤とその確立は自治体の責務である。
- ・ 公会計は、現金決裁会計なので、破綻問題などが後になって表面化する。破綻制度を導入すれば、責任追及が不可避となるので、公会計を発生主義 で理解できるようにしなければいけない。
- ・ 自治体の経営、運営形態も変わってくるべきだと思うが、市民・国民も自治体頼りの思想を改革する必要がある。
- ・ 地方債制度の見直しの問題について、特に借り手となる市町村の財政規律、財政判断をしっかりと行っておくべき。また、全ての自治体が不交付団 体となるような制度のもと再スタートができるようなことがあってもいいのではないか。
- ・ 破綻法制は、自治体の資産や負債を管理するため、すべての自治体にバランスシートを導入し、負債総額や資産価値などが一目でわかるような会計制度に改めるというものである。一定程度以上の赤字を抱える自治体については、再建団体制度により、厳しく首長ら執行部の経営責任を問われ第三者が整理にあたる。選挙で選ばれた首長にどのような責任を問うのか。再建を担う仕組みをどう構築するか。
- ・ 地方財政再建促進特別措置法における準用再建方式を採った場合を、通常自治体の事実上の「破綻」と言われているが、設問で言う「破綻法制」という位置づけとしては不十分であると思う。地方債の交付税措置に対する認識の違いの問題など、自治体の財政破綻への要因が見えにくい部分もあり、自治体の破綻を未然に防ぐための法制度の整備が必要だと思われる。
- ・ 地方の自由度がほとんどない状況での破綻法制の検討はあまり意味がない。
- ・「歳入自治」を確保する制度改革が前提とならなければならない。
- ・ 国民生活に密接に関連する行政のほとんどは地方自治体で実施しているが、国と地方において歳出規模と税収入に大きな差がある。この役割分担と 税財源の不近衡の解消を図るべきである。
- ・ 公共事業を起債まで斡旋して実行させた側の責任も大きい。半分は担うべきと考える
- ・ 土地開発公社等の不良債権整理対策について制度、財政的支援を行うなど、周辺整理の方法と期間も必要。破綻自治体の回避のために、段階別に警告を発する統一的ルールを必要とする。
- 自治体財政の破綻は、その自治体経営のまずさ、失敗の他に、国の景気刺激策や交付税措置による事業の推進、「公務員」制度や様々な国の制度に 準拠しての地方自治があったことによる財政の硬直化などがある。長い歴史と地域特性、これまでの国・都道府県の関与など地方にのみ一方的責任 を負わせることにはならない。一時期の一政府関係者や無責任な学者の単純な発想で論じ、法制化させることには反対する。
- ・ 破綻法制については、起債制度や地方交付税制度の見直しなどから、再建団体に陥る自治体が増加する前提で論議されているが、本市は市町村合併を行うとともに、新たな行革プランを策定し、鋭意改革に取り組んでいる。こうした努力をしている最中に破綻法が一方で論議されることに違和感さえ感じる。破綻法制論議の前に、流した汗が報われる制度設計を望む。
- ・ バブル崩壊後、景気浮揚のため、地方単独事業の実施を督励したにもかかわらず、平成16年度予算の地方交付税・財源対策債の大幅カットは不合 理。その傷は大きい。また、全国的には、景気が回復傾向にあると言われているが、地方による格差が大きく、破綻法制が導入されることになれば、 道内の市町村が壊滅的な状況になることが予想され、地方の荒廃を招くおそれがある。
- ・ 現段階では「破綻法制」について、不明瞭な部分が多く、現行の地方財政再建特別措置法を一部改正して対応することがベストであると考える。
- ・ 分権時代の自己責任の原則等を踏まえ、破綻の可能性がある場合、地方財政再建促進特別措置法よりも明確な法整備が求められるとは考えるが、自 治体の行政サービスは民間と違い中断することが許されないものであり、地方債、地方交付税のあり方も含め慎重に検討していくべきと考える。

- ・ 自治体の長は選挙で選ばれる訳であるが、行政の施策は継続されることが多くある。従って誰がどのように責任をとるのか、その仕組みをつくりあ げる必要がある。国の規制が強い中で欧米ほど、裁量権がない中、こうした法が意味を持つものなのか現時点では疑問。
- ・ 単純にはいかない側面がある。前述の自治体論を詰めないと、テクニカルな面のみの効用を伴わないものになる。
- ・ 改革は否定しないが、「民」の外にいる特権的学者だけの論議で進めるべきものでない。
- ・ 住民自治、自己決定・自己責任の原則をふまえ、破綻した場合に一定の住民負担を求めることも必要。そのためには、起債発行の可否について、住 民投票等により、直接的に住民参加させる方法が必要。
- ・ 破綻を未然に防止する制度(例:債務残高が著しく高い自治体に対する歳出抑制、地方債発行抑制措置等の勧告・発動の制度化、そのための第三者 機関の設置など)の整備に重点を置くべきこと。
- 仮に自治体が破綻した場合であっても、自治体の行政サービスを中断することは許されないことから、清算型ではなく再生型とするべきこと。
- ・ 破綻した場合の関係者の責任のあり方を明確にしておくべきこと。
- ・ 地方の行財政改革は、団体間で差が大きい、努力しているところとそうでないところ、早期に取り組んだところと最近取り組んだところなど正当な 評価が必要。
- ・ 債務処理の負担が子や孫の世代まで及ぶのはよくない、短期間で処理することが望ましいが、現行よりきびしい制度が望ましい。
- ・ 再建に向けた自治体住民の意見と負担に配慮すること。
- ・ 都市経営に市場化導入を図っていいのか、その良し悪しがまだわからない。協働を担う住民の力を量ることは難しく、予算決算による数字のみに終始して判断されることは、住民の理解を得ることはできない。
- ・ 自由な財政でも困るのでそれなりの足枷が必要である。財政基準など。生活保護を充実するよりも、その予算で「働かせる場」を作ることが大切。 働かなければ保護されない、働く場は行政が作るという形が大切。
- ・ 破綻法制の導入については、国も地方財政における責任を明確化していただきたい。特に、地財計画上の国の制度がめまぐるしく変わるため、地方 自治体においては、財政計画の見通しが立てられない状況である。三位一体の改革や交付税制度の確立など、一定の地財計画を確立した上で、破綻 法制は議論していただきたい。
- ・ 税源移譲や地方交付税による財政調整が不十分な状態で破綻法制を導入した場合、財政力の弱い団体は懸命の行革努力にもかかわらず、破綻状況に 陥りやすくなってしまう。破綻法制については、税制や地方交付税のあり方を含めて総合的な見地から議論されるべきである。
- ・ 自治体の破綻に構造的影響が多いから国からの指導援助が望ましい。
- 現段階では、不十分である一定程度の財務内容に改善させてからでないと、地方自治体は自立できないと思う。
- 自治体の自立性が高まる権限と財源が保証されるべきである。
- ・ 破綻法制については、真の地方自治の確立が大前提である。地方分権が着実に進展しているとはいえまだまだ不十分な状況であり、地方への権限・ 税源の大幅な移譲がなされないまま自治体の責任のみを問うことは、国の責任転嫁する行為であり、不合理である。
- ・ 様々な議論を行うことは必要であるが、まずは、地方への権限・税源の移譲を確実に進め、本当の意味での「地方自治」の確立を図る必要があるものと考える。
- ・ 市町村が標準財政規模の20%を超えて実質収支赤字が生じた場合には、地方財政再建促進特別措置法が適用され、通常は破綻に至らないよう抑止 力が働くものと考える。また、市町村が出資している地方公社や第3セクターの債務保証については、破綻に至らないような法制度を作るべきと考 える。
- ・ 現在の地方自治体は、国の法令等を根拠とした事務が多大に求められ、課税自主権も十分とは言い難い状態にあり、「破綻法制」が実際に機能する ためには、地方自治体が国の法令等で、がんじがらめとなっている現状を脱することが必要である。
- ・ 自治体の責任を問うのであれば、その前提として、権限と財源を強化し、人口希薄地域の自治体運営も含め、自立を保障することが前提。
- ・ 地方自治の大幅な制限につながり、ひいては、住民の負担増とサービスの低下をまねく問題であるので、事前の地域住民への説明手法の構築が大事では
- ・ 自治体にのみ当該制度を設けるのは何故か?国の各省庁や特殊法人には検討しないのか?
- ・ 財源調達の自由度が増す一方、経営自己責任が問われるものであり、これまで以上に「行財政経営」の視点からの自治体運営が必要となる。また実行には、地方自治体への権限と財源の移譲が大前提になると思われる。
- ・ 自治体の破綻法制の内容がどのようなものになるかに関わらず、自らの行財政能力を高め、その体質強化に努め、健全財政を維持しなければならない。
- ・ 破綻法制については、住民生活の基本となる福祉施策等の確保策について検討が必要と考えている。
- 自治体の破綻法制の検討が不要であるとは考えないが、それ以前に地方が自らの役割を自らの責任で担えるように、国と地方の税源配分の見直し、 国庫補助負担金、地方交付税のあり方の議論を進める必要があると考える。
- ・ 自治体の今般の財政状況は、国の経済政策などに起因することが大であるので、まずは自治体の財政的自立度を高めることが必要。また、これに合わせて評価監視体制を強化すべき。
- ・ 自治体債務の再構成をいかに行なうか。その際の首長、議長、行政組織かつ地域住民の責任をどう捉えるのか。
- ・ 破綻した自治体が単独で再建できない場合の受け皿と、財政的支援方法。
- ・ 破綻の制度化の前に、地方の権限や税財源の充実など、地方自治体が責任をしっかり取れるだけの地方分権が徹底されなければならない。
- ・ 地域も「経営」していくことが求められる時代になっていることも事実であり、まずは、それに合わせて既存の会計制度を見直すことから始めるべきではないか。具体的には、自治体会計の企業会計化や地方債制度の改正など。この場においても、現実的に「経営」をどの単位(範囲)で捉えていくのかなど、自治体の在り方とリンクさせた論議でないと、中小都市が取り残される結果になる。
- ・ 金融機関他からの自治体への与信、信用を常に念頭に置きながら、財政の健全化をめざすべきであり、依存からの脱却が実現できるかが問われていくと考える。財源を自前調達する手段は多様化する一方、自己責任への構えと自覚を持ち、財政を捉えるべきであろう。
- ・ 現時点では破綻法制の導入がぜひとも必要との認識に至っていないが、地方交付税改革が進み、地方自治体の財政状況が逼迫し、元利償還財源が不足するといった状況が起こることも想定される。まずはそのような状況が起こらないよう、交付税改革にあわせて税源移譲をどう進めていくのか、論議が必要ではないか。その上で償還期限の延長や元利を減額するといったことの制度化を考えるべきと思う。
- ・ 破綻した自治体の住民へのサービスは続けなければならないので、そのサービスの程度はどうするのか、首長、議会、住民の責任をどのように捉えるのか、債権者の権利行使の制限をどうするのかなど、慎重な論議が必要である。
- ・ 破綻法制については、制度が目指そうとしている形やイメージを具体的に示し、同制度の取り組みにより、自治体の再生後の姿が見える形で論議する必要がある。

- ・ 現行法との相違点と住民への影響。
- ・ 現在の様な三位一体論では、地方自立支援にはならない。国そのものの体質改善を示すと共に、きっちりと財政移譲を実施してから、後の事である。
- 地方の自立が確立された上での責任論であり、現在未だ国や、都道府県・市町村との役割は不明確であり財源も伴っていない、時期尚早。
- 長期的財政計画の評価をすべき。
- ・ 国の法令を根拠とした事務処理が多大に求められるとともに、生活保護や学校教員給与などの財政負担の増加が求められ、課税自主権も十分と言い 難い状態にあっては一旦、財政状況が悪化すれば独自策による短期間での再建は想定しづらいと考えられる。
- ・ 自治の仕組みを確立し、各自治体が経営感覚を持って自治体運営を行うことで、破綻を回避することは可能である。
- 自治体に過度な債務を負わせないよう制度化する。破綻となった場合には、応益原則で返済の負担を強いることも検討する必要がある。
- ・ 破綻法制を議論していくうえで、破綻の前段階での早期是正措置について十分に検討していく必要がある。早期是正措置を行うために財政規律を高めなくてはならない。その手段としてフローに関する財政指標だけではなく、ストックに関する財政指標について考えておく必要があるのではないか。(例:債務償還可能年限等)
- 自治体を清算することが目的ではなく、予防の機能が必要である。
- ・ 財政運営に対する自治体の責任を明確にした上で地方の自由度も高め、地球経済の活性化を図るべきである。
- 財政破綻した場合の継続性の確保。
- ・ 未だ分権改革の途上にあり、現状では「破綻法制」は次の段階のものと思う。
- ・ 清算型でなく、再生型を前提として、予防を重視することが必要。
- ・ 監視のための第3者機関の設置や破綻時の責任のとり方についても考えておく必要であると思う。
- ・ 地方自治体の安易な地方債への依存の問題であるが、これまでの地方債残高の累積は、当該自治体だけの責任だけでなく、発行を促進した国の責任 も大きいものがある。そうした観点に立つとき、破綻法制の議論以前に、今ある債務に対する責任の所在ととり方について、まずは協議すべきである。
- ・ 赤字団体となった場合に財政再建制度下と破綻法制下で住民におよぼす影響を比較検討し、著しい住民サービスの低下を招くことのないよう慎重に 議論していく必要がある。
- ・ 三位一体改革により交付金制度に移行しても財政の将来計画を立案する必要があり、その指標に添って起債等認めて行うべき。
- ・ 首長の責任、特別職の責任の取り方を明確にすべき。管理職公務員の責任のあり方についても採用時に明確にするべく、公務員法の改廃も論議すべき。
- ・ 国と都道府県、市町村の役割分担を明確にした、それに基づいた権限や、税源の移譲などを国と地方公共団体を含め検討するとともに市町村においては、行財政改革の推進につとめ、自己決定自己責任による行政運営をいかに進めていくことを考えていく必要もあると思う。
- ・ 地方自治体は地理的歴史的諸条件により決して一律ではない。従ってそれぞれの財政事情についても、自助努力だけで好転する場合もあれば、そうでない場合(こちらの方が多い)もある。与えられた条件を考慮しつつ、努力している自治体の努力を認めつつ、セーフティネットも整備しつつ、その上で努力もせず安眠をむさぼる様な状況の自治体に限って破綻させるというのであれば理解できるが、単なる財政事情のみの尺度で破綻させるというのでは納得ができない。
- ・ 行政運営に対する責任を明確にして、その責任を問えるような仕組みを作らないといけないと思う。行政は、単に金額だけでは示せない面があるため。
- ・ 地方公共団体の性格と現行の再建制度を前提に、新たな方策を検討すべき(民間の破産、倒産法制のような債権者を優位としたものであってはならない)。
- ・ 破綻法制の整備を否定するものではないが、それが実行されることのないよう、自治体の財政運営に規律を与える制度の確立を目指すべきである。
- ・ 現行自治体財務制度は、フローのみを把握し、ストックの評価を正しく行える仕組みとはなっていない。(一部自治体でバランスシートの作成が行われているものの、民間企業ベースの手法であるため自治体のストックを正確に把握しているとは言い難い。)
- 破綻法制の考えにあたっては、従来の財務指標のみで財政状況をとらえるのではなく、新たなストック指標を導入することも必要と考える。
- ・ 地方自治体は、より分権的に財政運営を行い、自己責任の原則を徹底して、債務返済についても国からの補助金に依存せず、独力で行えることを原 則とすることが求められる。そのためにも地方自治体の破綻法制の整備が必要である。今後議論される「破綻法制」は、地方自治体の「破綻」を防 ぐ手段であると同時に、「破綻」を起こさせない政策を自発的に行う方が得策であると地方自治体に認識させる手段としても機能する必要がある。
- ・ 法制の樹立よりも、国の地方に対する財源保障機能や財源不足の原因追及が優先されるべきであり、地方公共団体が破綻しないための予防措置を構築すべきである。
- ・ 総務省が、財務省の考え方「財源の削減」に大きく傾倒していることに危惧している。
- ・ 破綻していると認める機関はどこか、根拠は何か、責任はどこまで遡るのか、議員にも責任が及ぶのか、などが考えられる。
- ・ 住民福祉の増進を基本としている自治体行政の継続性の確保。
- 起債の発行制限。
- 制度運用の柔軟性。
- ・破綻した後の再生スキーム。
- 公共サービスの担保。
- ・ 地方自治体の自立を税財政制度の下で確立することが必要。
- ・ 自治体としての自治機能の発揮と自己責任を確認すべきであり、余り国の後見人的関与や市場主義的要素を導入すべきではないと考える。
- ・ 自治体の事情は様々であり、広く実態を把握し充分な論議を尽くす必要がある。
- 地方議会との関係。
- 当該自治体住民の責任の整理。
- 今迄に積重ねて来た借金についてどうするかだ。
- ・ 税源移譲による地方の自由度を高める一方、健全な地方財政を堅持するための新たな法制度の創設は地方分権の趣旨から、地方が自らの責任において自治を行う上からも必要でないと考える。しかも、今回の総務大臣の私的懇談会のメンバーには地方団体の関係者がいない。地方制度を議論する場に当事者である地方の代表者がいないのはいかがなものか。地方の意見が反映されない私的懇談会の意見が政府の経済財政運営の方針として反映されることは、地方の自主自立を進める政府方針と相反するものである。総務省は政府内における地方の代弁者であるはずであり、今回の懇談会運営方法等に関しては疑問を抱かざるを得ない。
- ・ 自治体が行財政改革を強力に進めていくことは言うまでもないが、国と地方の役割分担を明確にした上で、地方の役割が十分果たせるような権限、

- 財源移譲などを行うとともに、地域経済産業構造などに配慮した分権改革を進めることが必要。
- ・ 首都圏の大都市・政令指定都市から過疎町村まで同じ破綻責任を取らせるのではなく、自治体の規模などに応じてのパターンに分けて考えることが必要。
- ・ 破綻法制の場合前任の首長が破綻に近い状況に追い込み、これを受け継いだ現首長が政治的、道義的責任を問われない法制度が必要と考える。又当 時の住民も日本国民であり、破綻した都市にたまたま住んだことが理由で著しい不利な扱いを受けない配慮が必要だと思う。
- ・ 市町村は、住民に身近な行政サービスを提供しているので、安定したサービスの確保という観点からの検討が必要となる。地方政府が、真に自立で きる財源を確保した制度を担保することが、まず先決と考える。
- ・ 地方へいけばいくほど財政はきびしい状態になっている。夢をもって自分の政策実行ができない中で、財政破綻の責任を首長の責任とするのは少し 問題あり。
- 地方の意見を取り入れたものを望みたい。
- ・ 破綻の認定方法やその処理、責任の明確化の方法等について、慎重な協議が必要である。
- ・ 野放図な行政経営によって破綻した場合はともかく、国の政策誘導に沿った結果の破綻であるならば、国としての援助は必要なものではないか。また、民間金融機関が充実していない地域では、元々厳しい状況に置かれている。首長・議会に対する足枷としての意義はあるが、全国一律の考え方はやめるべきだ。
- 中央・地方とも年度予算額が対前年比必ずマイナスにならなければ借金は減らない。たとえ税収が増えても行政サービスは減らして行かなければ、いつまでたっても体質は改善されないと思うが。
- ・ 財政基盤の弱い地方公共団体は、財政基盤の強いところに合併せざるをえなくなる可能性がある。
- ・ 破綻に至るプロセスを住民にわかりやすく説明する必要があると考える。そこで、例えばある一定の基準を超えた自治体に対してIR活動を義務付けることも必要と考える。
- ・ 破綻法制を考える前提として、地方自治体が国の法令等により強い規制にしばられている状態から脱することが必要。
- ・ 当該団体の現状の分析をし、状況の的確な把握をしておくことが必要である。
- ・ 本当に過疎地と、放漫経営の自治体ときちんと区別し対応すべき。
- 首長等の行財政運営責任。
- ・ 国あるいは第3者機関による監視 (チェック) 制度の創設。
- ・ 破綻しないための、予防策を重点に取りくむべき。また、破綻した場合の自治体の責任については21世紀ビジョン懇談会座長案で破綻した際の責任が課題として示されているが、公選の首長や議会議員という民主主義手続きを経て選任された職であることを十分踏まえる必要がある。
- ・ 節度ある行財政運営を心掛け、効率的な事業執行によって破綻に至らない健全性を維持発展することこそ肝要である。
- ・ 一時期、国の景気浮揚対策により、地方自治体も多額の地方債を発行した時期があった。この地方債を発行した時には、交付税算入が約束されていたが、現在、交付税の総額が絞られてきており、当時の地方債の返済に苦労していることなど、自治体だけの責任を追及できない点があること。
- ・ 自治体と民間企業との違いの根本議論が必要であり、破綻法制は自治体にはデメリットが多い。現在の流れは、性急すぎる気来があり自治体の本来 業務についての原点から考える必要があると思う。
- ・ 地方分権を進め、地方の財政運営の自由度を高めた上での制度設計であることを確認する必要がある。地方分権を後退させるものになってはならない。
- · 責任の所在の明確化。
- ・ 地方交付税改革が進展していくと、地方自治体の債務の返済能力が以前に比べ低下する事態も想定される中、国からの義務付けに基づく事業事務が 自治体事務の多くを占める現状において、それが改善されない限り、現行の財政再建団体制度だけでは限界がある。したがって交付税改革を進める 場合、地方自治体債務再構成のための枠組み再構築を行う必要がある。
- 中央の論理だけではなく、地方の立場に立った論議が必要である。
- ・ 破綻法制の要点は、起債を行ってきた地方自治体の、少子高齢化に伴う債務返済能力の低下にどう対応するか、つまり必要最小限の行政サービスを 実施しながら、債務の再構成をどのように行うかにあると思われる。地方交付税制度改革との関連性も踏まえて、今後の制度改革に注意したい。
- ・ 地方の行革努力に比し、国の取組みは極めて不十分である。例えば福祉や医療面での弱者の負担軽減など、国が一定基準のもとに調整すべきと考えるが、国の適切な指導、措置をまず行うべきである。
- ・ 仮に自治体の「破綻」を想定した法制を検討するとしても真に重要なのは「破綻」の「予防」であるということに今後も変化はない。
- ・ 例えば当市の場合、多すぎる起債残高と特別会計等の表に出ない含み債務が財政を圧迫している。引継いだ負の遺産を抱えながらも懸命に努力し、 成果を出している自治体に配慮した破綻法制でなくてはならない。現状の指数だけで、アウトの判断をしてもらったら困る。
- ・ "大名貸し"の弊害についての研究が不可欠であると考える。
- ・ 自治体が自らの力で税収を得る仕組みと行政を運営していく経営能力が必要。
- ・ 最低の保障は都道府県 o r 道州がする中で効率の良い行政を推進するための指導も適切に行う。
- ・ 都市機能として大規模な事業をどの程度まで国が負担し、どの程度まで地方に主体性をもたせて、財政的責任を負わせるのかで考え方が変わってくる。
- ・ 十分な議論をし「過当競争を後押しし、破綻得にならないよう、「行政の責任」をキチッと踏まえなければならない。
- ・ これまでの地方債には景気対策に伴う公共事業など、国策の一端を担うことにより生じたものもある。これらの地方債の償還については、交付税措置が約束されており、すべてを地方自治体の債務と位置づけるのは疑問である。また、自治体の財務状況を客観的に表す財務諸表が確立されていないことから破綻認定をいかにするかについても議論が必要である。
- ・ 責任や手続き等の明確化は必要であるが、手続きが複雑かつ時間がかかり、再生が遅れては市民サービスに影響が出ることが予測される。円滑に再 生出来る制度の充実が必要。
- ・ 国の一方的都合、身勝手な介入を許さないようにし、決定権は自治体が持つようにする。
- ・ 破綻法制を考える際には、規模や能力の格差が大きい現行市町村制をそのまま維持することを前提に論議すると、小規模町村にとっては不利益が大きすぎる。基礎的自治体の規模やあり方、さらには道州制への移行と並行して論議すべきであると考える。
- ・ 地方分権による「自己決定」と「自己責任」のもと、地方債の発行等においても自らの判断と責任を取ることは当然の事である。しかし、これが実際に機能されるには、前提として、十分な税源と国の法令等での義務づけの緩和など、地方自治体の自己決定権を拡大することが必要となる。このような前提を踏まえた上での論議となることを期待したい。
- ・ 努力をしても、地域間、団体間において、税を含めた財源の偏在、格差がある現状の中で、前提として、税財源の格差是正を含めた議論が必要と考

える。

- ・ 地方自治体は、それぞれ地域性、特性がある。例えば過疎地の自治体は少ない住民と広い面積を持ち、環境保全に貢献しているが、収入不足から赤字が続くということもありうる。いわゆる企業努力という要素だけでは、明確に出来ない部分が多くあり、「破綻」の適用がいいのかどうか。また、いわゆる債務超過の面では、景気対策の一環として、国が後押しをしてきたと側面があり、国と地方との責任問題もある。
- ・ 地方の財政状況が悪化した原因は、自治体にだけではなく地方の借金を増やす仕組みを作った国にもあると考えている。地方財政に干渉してきた国 の責任を問い、役割分担を見直し財源も保障された状態で「破綻法制」を議論すべきである。過去のツケを背負って財政健全化に真面目に取り組ん でいる自治体にだけ結果責任を負わせるような法制になることを懸念する。
- ある程度、力づくでの対策も必要かと思うが、そこに暮らす住民のことをよく考慮しながらやってほしい。
- ・ 自治体は、首長が提案し、議会が審議、承認するシステムとなっており、民間における特定営利を目指すものとは、内容を異にして論議することが 重要と考える。むしろ、国、県における指導、助言の区分を明確にする中で、事前に調整を行うことが住民も安心できると思う。
- ・ 地域による経済格差や大規模災害発生時の復興に要する支出の議論。
- ・ 現行の制度に基づき発行時の地方債に関しては従来通りの適用するのは当然であるが、その上で新たな財政再建事務を構築する。その際起債が困難 とする自治体に対し、どの様な資金調達が行えるかの検討を要する。
- ・ 交付税の算定方法等、地方の自立性を損なう恐れのある制度について、併せて議論することが必要である。
- ・ 受益者負担の原則と受益・負担の考え方の規範整理。現役世代のみでなく、将来世代に対する受益等権利、機会の保全。
- ・ 自治体の破綻に伴う、住民負担への影響について事前に調査・研究が必要。
- · さらなる思い切った行財政改革を進める必要がある。
- ・ プライマリーバランスを取った上での財政運営は必要であると考えているが、地方財政の危機は国の財政運営の中で生じていることもありこの点も 十分考慮したものにしていただきたい。
- ・ 地方行革は徹底して行うべきであるが、地方交付税の削減ありきではなく、地方部権の理念に沿った、国と地方の役割分担、国による関与・規制の 在り方等、地方が責任を持って自立した行財政運営が可能となる仕組み作りとセットで論議すべきと考える。なお、国の施策に呼応した公共事業の 拡大など、現下の地方財政が非常に厳しいものとなっている責任は国にもあり、地方財政の再建には国も一定の責任を果たすべきと考える。
- ・ 国の法令を根拠に行う事務事業が多大であり、その事務事業を継続しながら、自治体独自の再建を行うのは困難ではないか。
- ・ 過去2度にわたる財政再建の教訓を生かし、基金の積立を可能な限り実施する一方、市債の発行を極力抑えてきている。また、ハードからいち早く ソフトへの施策の転換を図り市民との心の交流を図っている。このことは、後世にツケを残さないことを常に基本姿勢に行政改革を実施してきた結果によるものである。
- ・ 財政破綻した自治体住民に対するサービスの極端な低下、あるいは著しい負担増を招くことがないよう慎重に論議すべきである。
- ・ どんなに辺地であろうと離島・山村であろうと自治が可能な制度を考えることがより重要で、「破綻」を起こすことを「よし」とする風潮に疑問を 感じる。
- ・ 財政運営については常々、半期財政見直し等を考慮し、対処しているが、中期財政政見通しも、依存財源のどうこうによって左右されている現状に おいて、首長や執行部の責任を問うのはおかしい。
- ・ 検討が始まったばかりで、詳細な内容はわからないが、このような法制は国からの税源移譲が行われ、自治体が必要な財源を確保したうえで自治体 の経営出来る仕組みであるなら責任を問われるのは当然である。
- ・ 制度設計にあたっては住民サービスの低下がないよう考慮すべきである。
- 破綻法制は、地方公共団体の倒産をさすということはあるべきでなく、住民を無視したものである。地方の財政運営は確かに赤字を出さないというのが第一ではあるが、しかし行政サービスに赤字を出すこともやむを得ないことがあるのも地方公共団体であるので、企業のように決して倒産などさせてはならない。したがって再建型しかないので現在の「地方財政再建促進特別措置法」と比べて、よりよい効果的な再建方法を熟考し、論議に時間をかけるべきであると考える。
- ・ 悪徳首長の責任を明確にするための破綻法は必要。
- ・ 財政規律を高めるため、新しい制度の整備を行う必要があると考えるが、破綻法制は地方自治に深く関係し、住民生活にも関係することであるため、 情報の提示をしながら慎重に検討する必要がある。
- ・ 将来的には必要であると考えるが、法制化の論議を行う前提条件として自治体への権限委譲、税源移譲が完了した後に論議を行うべきではないか。 日本人特有の横並び意識に促され、財政力の乏しい自治体が、能力を超えた施策に着手し、破綻を招来する懸念なしとしない。そこで、今日的にナショナル・ミニマムの再定義をしておくことが必要であると考える。
- ・ 財政規律を高めていくには、「破綻法制」は必要である。しかし、財政規律を高めるためには議会や市民の意識の向上が不可欠であり、そのために も積極的な情報公開が必要である。
- ・ 内部努力としての行革は、地方公共団体ではかなり実施されており、自助努力ができる行革の推進にも限界点がある。
- ・ 税源の偏在を法律によって改善しなければ、行革だけでは地方公共団体の経営は維持できない。
- ・ 現行の財政再建制度で十分であると考える。
- ・ 自己決定、自己責任の点から破綻法制は当然。権限、税源移譲との均衡から、早急に法制化すべき。地方政府への住民の過度の要求(体質)をいま しめる意味ある内容であってほしい。具体案は今、思いつかない。
- 財政の破綻基準を明確化し、国が責任を持って自治体を自主再建させるための事前の対策、措置の制度を採っておく必要がある。
- 住民参画の保証、透明性の確保。
- ・ いずれ、そうなるであろうが、弱小地域、農林地域はある程度の地域対策は必要となる。
- ・ 自治体の自主責任が基本であり、破綻法制の論議は、慎重に取り扱うべきであると考える。なぜなら、ムダな箱物づくりや、節約を肝に命ぜずにした自治体や、国にそのツケが回ってくることは、矛盾したことで納得できないのではないか。慎重な上にも慎重に取り扱うべきだ。
- ・ 破綻法制は地方自治体の運営上、基本的に必要である。市町村経営の上で責任者の緊張感・責任感の自覚と警鐘をならす上からも必要と考える。破 綻をしないよう公共機関の運営には最大限の責任と責任者に求められることは当然である。
- ・ 国と地方団体とで、法制化された協議会で十分、検討されることを望む。過疎化により財政悪化する現況については、必ずしも地方の責任に帰すべきものばかりではない。
- 「破綻法制」というものが具体的にどのようなものとなるのか知らないが、このことによって地方自治体の自由な発想が妨げられたり、地方分権、 地方自治と逆行して、中央から手かせ足かせを財政的にはめられる事を恐れている。将来の経済状況を考えて、今が思い切って投資すべきと考えて も「破綻法制」によってそれが制約されるということがおこる可能性があるのではないか。

- ・ 情報を積極的に公開する義務を制度化し住民に負担とサービスを選択する権利を持たせるような仕組みを確立したらどうか。少子、高齢化が進み、 財政が厳しくなると行政の選択には無理が出てくると思う。
- ・ 地方自治法の見直しも検討すべきである。
- ・ 不断の地域サービスを担う自治体において、破綻・清算型の整理を行うことは不適当であり、再建型の法制度でなければならないので、その総称は 「破綻法制」ではなく「再建法制」とするべきである。
- 自治体の経営力向上の為の具体的指標を作り、自治体間の競争原理を促す。現在は自治体への交付金は基本的には基準財政額マイナス税収、つまり 税収で足りない分が交付金として配分される仕組みである。これでは自助努力で産業活性化をし、税収をふやしても交付金が減るだけである。もっ と地方の自主性や意欲をかきたてる方向で、法整備や算出方法を考えてほしい。
- ・ 自治体は予算等について、住民の代表である議会の議決を経て、事務事業を行っている。破綻法制は、議会の権能を無視するものと考えられるため、 現行法の一部改正により対応すべきである。
- ・ 破綻しない方策も合わせて検討すべきである。
- 論外の議論である。
- ・ 市町村の数だけ行政運営の方法があると考えられることから、画一的な破綻法制による適用ではなく、弾力的な配慮を求めていただきたい。特色ある行政を求めて模索する自治体の意欲をそぐ方向には向かわないように願いたい。
- ・ 地方の財政破綻に至る前の財政悪化予測、例えば、大規模な事業を実施するにあたっての事前チェック機能を強化することは必要と考えるが、社会 経済情勢の悪化による、民間企業や個人の収益減による税等の滞納額の増加など、地方自治体独自では解決できないものもあることなどを考慮して、 論議していくべきである。
- ・ 破綻法制の議論の前提として、従来、国が景気対策として地方自治体に対し、半ば強制したり誘導した結果、自治体財政が悪化した国の責任を明確 化すべきである。
- ・ 情報のグローバル化に伴い、市民の目は厳しくなっており、自治体も生き残りをかけて、行財政改革に取り組まなければ、首長も再選されなくなっており、破綻法制を論議する必要性は無いと考える。
- ・ 都市部と田舎との色分けにならないようなあり方が、望ましい。
- ・ 地方分権が一層進められると、今まで以上に地域格差が拡大していくことが想定できる。自治体が破綻する状況に陥る要因としてまず税の減収による地方債の債務不履行が考えられる。まちづくりがいかに進み、地域にどれだけ貢献したのかを十分考慮し、地域の実情に促した法則を論議していくことが必要であると考える。
- ・ 国からの義務付けに基づく事務がなお多く存在し、また自治体の自主的な運営についても現実として多くの制約がある中で、今後の地方自治体のあり方といった点に留意する必要がある。現行法の改正、新たな立法いずれにせよ債務処理、再生方法のみが論点となることは適当ではない。
- ・ 街が良くなるためには、箱物を増やすのではなく、人が良くなる(心の問題)といった視点も必要であり、このような施策が展開されるように制度 面の整備が求められる。これまでの自治体行政において、住民ニーズに応えるため、いわゆる箱物行政の行き過ぎがあったこともこの問題の背景に あり、将来的な赤字の増加などに対しての責任の所在を明らかとするしくみも必要ではないかと考える。このようなことから今後は、総務大臣の私 的懇談会をはじめとして、破綻法制化をめぐる様々な議論や動向等を注視していく必要があると考える。
- ・ 都市間競争に打ち勝つべく、行政トップは経営者としての責任と自覚を持たなければならないと思う。
- ・ さらなる税源移譲、権限移譲などにより、地方自治体が真に自主的・自立的な行財政運営を行える体制が整えられることが、議論の大前提である。 地方自治体は、人口の減少による税の伸び悩みなど、自主財源が激減している状況にあり、国の交付金に頼る比重が高い。国民が平等にサービスを 受けるためにも、地方自治体はいろんな施策を講じて努力しているが、法的に明確にする必要もあるが、地方の諸事情を踏まえ論議するべき。
- 財政再建基準の透明化。
- 首長、議会責任の強化。
- 住民負担の導入。
- ・ 地方への自由度が必要であり、課税自主権の課題等の議論が先にならなければならないと思う。
- ・ 地方自治体の破綻法制論議は、国と地方の役割分担を明確にしたうえで、行う必要がある。国の無駄を可能な限り省いたうえで、双方健全な姿を取り戻してから進められるべきである。
- ・ これまで行政は民間企業と異なり倒産しないことから、顧客である市民目線の重要性を充分認識してこなかった。破綻法制が導入されることにより、 地方行政に緊張感と競争意識と効率性の追求意識が生まれるようになることは望ましい。ただし、公共性に鑑み破綻法制が劇薬として効きすぎない よう配慮すべきである。
- ・ 見直しにあたっては、地方の代表者も参画して論議すべき。裁判所による関与は、少しでもリスクがあれば施策が展開できづらくなる。
- ・ 地方自治体は過疎地も含め千差万別である。起債(借金)は自己責任(自治体の)であるが、一概に市場原理で片付けられない面がある。過疎、辺地地域を充分考察した論議が必要である。
- ・ 仮に「自治体の破綻」が現実のものとなった場合、当該地域住民の受ける行政サービスの多寡、負担の軽重に極端な偏在の起きる事の無いよう、更にはその結果としての人口移動の発生により、当該地域が半永久的に落ちこぼれスパイラルに陥る事の無いような、セーフティネット的措置が考慮されるべきと考える。
- ・ 今の国と地方の財務体質は民間会社で言えば、破綻状態あるいは倒産状態の自治体がほとんどだと思う。民間会社、公益法人、第3セクターと地方 公共団体とは、同一視すべきではないと思うし、すべて市場原理に沿った運営管理、経営をすればよいとは思わないが、今の赤字再建団体よりはも う少し早い段階で再成ができる会社更生法や民事再生法的な要素が必要と考える。
- ・ 地方自治体は民間企業と異なるため「破綻」の定義が困難であると考える。現行制度上の財政再建団体を見てもわかるとおり、破綻の原因は単に経営力の欠如に他ならない。破綻法制によるとセーフティネットよりも、自治体経営という感覚を常に意識し、自らの判断と責任において財源を確保し、その範囲内で使途を決定していく財政自治を徹底していくべきと考える。
- ・ 財政再建制度を先に議論すべき。
- ・ 「破綻法制」の根底にある自己責任による行政運営の推進という観点に異論はないが、現状の地方行財政制度では地方の自主性・自立性が不十分であり、「破綻法制」を導入する土壌が整っていない状況にあると考える。
- ・ 地方自治体に権限及び財源を移譲し、責任を持って自らが決定し、施策が行える環境を整えることが必要。
- ・ 地方の自主性・自立性を高めたうえで、自己責任によって行財政運営を推進することが求められているが、平成18年度までの三位一体の改革では、 その規模・内容とも不十分であり、地方交付税のあり方の議論も尽くされていないこと、また、大都市においては、大都市特例税制が確立されていないことから、現時点では、破綻法制を導入する土壌が整っていないのではないかと考えている。また、住民生活に密接に関連した行政の主体であ

- る基礎自治体が債務不履行に陥ることなく、必要な行政サービスを継続的に提供できるようなセーフティネットは必要だと考える。
- ・ 現在の財政再建促進特例措置法での再建は、再建計画が国の承認を得る必要がある反面、国の財政支援を受けることができることから民間ベースの 破綻措置ではない。この制度では真に財政破綻が間近に迫るまで本格的な財政再建に取り組もうとする気概が薄れがちである。財政破綻した場合は、 その要因によっては他団体への吸収も可能となるような制度を構築すべき。
- ・ 国が権限と税源を抜本的に移譲するのが大前提であり、それまでは地方財政計画が廃止もしくは大幅に縮小されないよう特に注意をしていかなければならない。地方の実情を踏まえた財政規模を表示し、その上で行政運営の悪さ等から財政悪化を招いた場合はやむを得ないと思う。その場合であっても国・地方の財源負担割合が明確に判断できるシステムが必要と思う。
- ・ 地方自治体は民間企業と異なり、統治機能を有している。この特性を活かしつつ、透明性の高い破綻・再生制度を構築すべきである。債務残高が著しく高い自治体に対しては、その再建を目的として、歳出抑制、地方債発行抑制、増税等の勧告・命令を発動できるように、地方自治体の再建法制を整備する。

(東京23区長)

- ・ 自治体への税源と権限の移譲を進め、自己決定・自己責任の可能な自治体をつくることが先決。
- ・ 地方分権改革のもとに各地方自治体の権限や財源が拡大するということは、あわせてその責任も自らが取るものであり、「自己決定、自己責任の原 則」は当然のことと考える。そうしたなかで、いざというときのために、再建のための債務処理方法等を明確にしておく必要性はあるが、自治体が 責任をとれるだけの分権を前提として、現行の「地方財政再建促進特別措置法」との関係も含めて検討する必要がある。
- ・ 自治体が提供するサービスには、ナショナルミニマムの確保をはじめ自治体間でサービスに著しい差があっては好ましくないものもある。現在の破 綻法制の検討においては、このような視点が欠落している。いずれにせよ、如何なる制度下であろうとも収支が均衡した健全な財政基盤を確立する ための不断の努力を続けるべきである。
- ・ 「破綻」があり得ることを強調するあまり、住民に必要以上の不安を与えることになったり、金融機関、債券市場が地方債の引き受けになりすぎる ことのないようにすべき。
- ・ 民間と違い自治体の場合、破綻による清算は考えにくい。したがって、時代に即した再建手法を示してもらいたい。また、行政サービスを滞らすな ど、住民に負荷を生じないような仕組みが必要である。
- ・ 自治体に税源や行政権限が十分に移譲され、地方自治が確立されれば、自治体が経営について全面的に責任を持つことは当然である。そうした段階に至れば、自治体の破綻処理は、法制に基づいて処理する必要が生まれる。その意味で、将来的に自治体の「破綻法制」は必要である。しかし、現状は、地方自治の確立からはほど遠い。そうした現状で自治体首長の責任を問うことは、国の理不尽な責任転嫁である。自治体の「破綻法制」の整備は必要だが、それ以前に地方への税源、権限の移譲を大幅に進め、地方自治を確立する必要がある。
- ・ 市場を通じた財政規律が働く仕組みの是非を議論する前提として、国の関与・規制の徹底した見直しや課税自主権の確立などを通じた、自己決定・ 自己責任による地方分権の実現こそが求められる。
- ・ 地方主権の時代を迎え、自治体には自己決定・自己責任の行財政運営が求められている。こうした状況の中で、「破綻法制」を考えるにあたっては、 自治体自身が権限を主張するだけでなく、自ら常に努力する義務を課し、人件費の削減など、行財政構造改革をさらに進め、財政基盤の確立を進め ることが必要である。
- ・ 破綻した場合の監理体制 (国の関与のあり方)。職員の待遇に関する監督権の所在とその内容。
- ・ 自治体の自主・自立的な行財政運営を確立したうえでの制度として構築すべきである。また、起債許可制度や地方財政計画など国の枠組みのもとで、 国の景気対策として発行してきた地方債などの過去の債務は分離すべきである。

(5) 地方議会・地方議員改革について (記述式回答結果)

Q23. 地方議会や地方議員のあり方の見直しについて、具体的なご意見やご提案があれば下記にご記入ください

(自民党)

- ・ 合併よりもシティマネジャー制度にして議会を合議制にすべきだ。
- 議院内閣制の地方版というところがあってもいいのではないか。
- ・ 道州制の実現時には聖域なく改革すべき。ただしある程度の生活保障を引退者にする等の措置はやむを得ないのではないか。
- ・ 地方議会の権限や機能の見直しが必要だと思う。またスタッフ制度のあり方も検討課題。
- ・ 数が多すぎる、規律が不足。
- ・ 県議は、やや中途半端な存在、市町村議は仕事が少なく、とにかく地方議員の数が多すぎる。 10 道州に再編すれば道州議員はかなり強力な存在となり、 $3\sim400$ 市の市議も大きな権限と仕事を持つことになるだろう。
- ・ 議員年金等をはじめとして、国会は改革を進めている途上にある。地方議会も自省、自律のもと、議会改革を行うべき。同時に住民が、地方議会等に もっと関心を持ち、厳しい目を向ける必要があると思う。
- まず議員定数の削減。
- 地方議員定数の削減。
- ・ 国会と同じく定数の見直し、議員の質的向上も課題。
- ・ 日本の地方議員は米欧などのボランティア的(日本で言えば町内会の役員)な存在でなく、住民と密着した専門職業であるのが特徴である。この点で、 日本が米国のような弁護士万能の訴訟社会となるのを防いでいるという長所を有している。この長所を維持しながら、いかに経費節減(定数削減)を はかるかが課題。
- ・ 地方の議会や議員のあり方を一律に、中央で決める必要はない。それらも地方ごとに決めれば良いと思う。
- ・ 都市基盤整備の遅れている時代の住民と役所のパイプ役的役割、地域の要望の取り継ぎ役(すなわち各地域から相当数の口利き役が必要である)ということでなく、地方の運営を総合的にチェック、提言する役割に専門化していく必要がある。そのための資質向上と大胆な減数が不可欠と考える。
- 定数を減らすべき。
- ・ 地方議員は半減して待遇は良くして質の向上を計る必要がある。情報がこれ程進んでいる時代にそれ程地域性にこだわった選出方法は必要ない。
- ・ 統治の機構の選択制。シティーマネージャー制などの複数のパターンから自治体が選択できるようにする。一般の方が仕事をしながら議員となれるように議会の休日開催、公務員の兼業禁止規定の見直しを進める。
- ・ 地方議員の定数減をはじめ、それなりに努力していると思う。
- ・ 地方職員の削減、民間委託を積極的に進める必要あり。
- ・ 地方議会の役割りは、首長とその執行部に対するチェック機能であるという認識が薄いように見える。
- 定員の見直し。議員の役割の見直し。
- ・ 地方分権が進む事により、その自治体の市長の権限が強くなると考える。現行法の中では予算権、執行権に議会が介入する事を禁じている。議会のチェック機能が充分に発揮できるよう法改正が求められると思う。
- 議員数の削減。
- ・ 分権改革をすすめるには、まず地方自治体の自律的な責任ある意思決定が必要である。
- ・ 地方の議会場が国の議会場のミニチュア版ごとくお金をかける必要はない。もっと簡単な作りであるべきだ。地方議員は現状の1/2まで削減すべき だ。又、地方議員の給与が異常に高額な地方(関西等)も見直すべき。
- ・ 議員定数を全国的な規模で見直す。有能な人が立候補できる環境作りをする。
- ・ 道並びに州の議員については、極力、定員数を限定し、そのかわりに、秘書制度を導入することが望ましいと考える。
- 人員をもっと減らすべき。
- ・ 経営に参加する方式(アメリカの少数理事のような制度)や広く意見を聴く制度、ボランティア型など、色々模索してもよい。
- ・ 地方分権を進める事により、首長の裁量が大きくなり、地方議会の役割を果たすことが難しくなると考える。首長と地方議会の権限について見直すことが必要。
- 自己責任(団体自治責任)、住民主導(住民自治権限)。
- ・ 行政議会の制度や選挙についてもう少しバラエティを認めるべき。
- ・ 政令指定都市における県議会議員の役割がはっきりしてない。
- ・ 人数や権限等の見直しが必要である。
- 定数削減。
- ・ 地方議員にも大いに勉強して貰いどんどん議案を提出してほしいと思う。国も官僚を頼り過ぎているが、地方は更にその点ではひどいのではない。
- さらなる定数削減。
- 一般住民とは異なる政策プロ(集団)として活発な条例制定など政策提案機能をフルに発揮できるよう仕組むべきである。
- ・ "平成の大合併"により、市町村合併は一定の成果を挙げているが、地方議会は定数等の点で十分なスリム化がなされていない面も残る。議員年金のあり方とあわせ、今後さらなる改善が必要と考える。
- ・ 議員定数の見直し、削減。行政主導を避けるため議長権限の強化。積極的な政党活動による政策アピール。
- ・ 各々の地方に見合った議会制度の見直しを進めるべき。
- ・ 住民を代表する議員として、どの規模が適正範囲(有権者に対する議員数)であるか、合併による定数適正化とは別に検討されてもよいのではないか。
- ・ 地方議員定数のあり方をはじめとして、議会運営のあり方などの見直しが必要。
- ・ 議会の制度等のあり方を含め、「法律の枠の範囲内で」、自治体が「住民投票」を経て制定する「自治憲章」で地域政治・行政制度の基本を選択する制度の導入を検討して欲しい。
- ・ 財政再建の観点だけでなく、地方分権を担うに足る地方議会を作るという観点から、調査立案体制の整備なども重要。
- ・ 地方議会が監視機能・政策立案の面において、ほとんどその役割を果たしていない。
- ・ 政令指定都市における道府県議員の大幅な削減。

- ・ 建設的な議論がなされれば良いが、あまり期待できない。
- ・ 原則として兼職業務とし、本来職務に差支えない範囲での議会活動、報酬とすべき。
- ・ 定数も含め、議会制度を抜本的に改革する必要がある。
- ・ 今の半分くらいに減員すべきと考える。
- ・ 政党政治や政党選挙からの脱皮を考えるべきである。
- ・ 地方議会が十分にその機能を果たしていないのは、議会制度や議員に制度上の問題があるからというよりも、根本的には現在のわが国の自治体の仕事 は法定受託事務のみならず自治事務についてもその多くが国の各省庁によって内容の細部にいたるまで予め決められており、自治体が自主的に決定で きる領域が極めて限定されているために、地方議会が議決すべきことが余りにないことにその原因がある。国の規制・関与を削減し、自治体の自己決 定権を拡大しない限り問題の解決にはつながらない。
- ・ 議会の権限と責任を強くし、自治体の管理運営に関する首長との関係を見直す必要がある。同時に議会議員の報酬のあり方を含め、議員の権限と責任を見直すべき。
- ・ 欧米に見られるように地方議員の待遇・数等について検討。議会の開会は仕事が終ったあと、ウィーク・エンドとし、議員の仕事がよりボランティア 的なものとなると同時に、住民が議会にも傍聴できる仕組みとすべし。
- ・ 今後じっくりと検討して参りたい。

(民主党)

- ・ 例えば、以下のような地域独自の柔軟な政治参加の仕組みが可能となるよう、必要な法整備を検討すべきである。会社員等が仕事と議員活動を両立できるよう、地方議会を土日や夜間を中心に開催する。公務員にも議員資格を付与する。女性議員が少ないので、定数枠を設けるなどして、女性の政治参加を進める。
- ・ 地方選挙に比例代表制を導入する(今の地方選挙はコストとリスクが大きすぎて、質の低下を招いている)。
- ・ 形式にとらわれすぎている、国、地方も。それぞれ地域独自の柔軟な住民参加型の議会にすればいいのではないか。
- ・ 地方独自の柔軟な政治参加の仕組みが可能となるよう必要な法整備を検討すべき。
- ・ 議会と首長の役割と権限を明確にした上であり方を見直しすべき。
- ・ 小選挙区制の導入など選挙制度の変革が必要。
- 全国一律の制度に疑問。
- ・ 復職を可能として国民の政治参加の機会を拡大する。
- 議員年金の見直し。
- ・ 女性議員を増やすために、託児所の整備や一定数の議員枠の確保などの措置を検討すべき。より地域生活に密着した自治体が活躍の舞台となることから、他の職業との兼業範囲の拡大、両立の支援など、検討してはどうか。
- ・ 議員条例(立法)を作りうる議会へと変化・成長しなければならない。そのための一手段としても議会事務局に法制局機能を作るべき。
- ・ 各自治体に応じた選挙法改正を認める。特に地方選挙への比例代表制導入などは、地方議会の政党バランスに劇的な変化をもたらすだろう。多様な人 材を確保するために、議会の夜間開催を推進するなど、工夫すべき点は多い。
- ・ 地方自治法改正。選定要件の硬直性により代表制の齟齬がおきている。
- ・ 先ずは、地方の役割の抜本的見直しが必要であるが、その上で地方議会の国会並み開会とともに、それに応じた地方議員の待遇見直しが必要。
- ・ 議会の情報公開をより進める。ホームページなどをみても、議題がわかるだけでその内容まで公開されていない場合も多い。住民が議会の内容により関心を持つよう情報公開を更に進めるべきである。
- ・ 議会のチェック機能やガバナンス機能を高めるために、事務局体制の強化が必要だと思う。
- ・ 米国でのシティーマネージャー制や我が国の一部自治体が実行している市民参加型の委員会等も考慮して、地方議会・地方議員のあり方についても抜本的に考え直すことが必要。
- ・ 地方行政の監視機能を高めること、そのために、地方議員の政策調査能力を高めること、その適正規模の評価・判断を示していくこと、何より活動や それに伴う支出、審議内容等がタイムリーに開示されることが必要。
- ・ 会社員等が、仕事と議員活動を両立させられるような仕組みづくり。
- ・ 選挙で議員の半数を選び、抽選で残りの半数を選ぶ。
- ・ 議員の定数を50%増やし、報酬は30%削減する。
- ・ 収入のある職業としての議員とは別に土日・平日夜等に活動する低収入の議員の枠を設ける。
- ・ 首長は根回しをせずに公開の議会の場において条例等の提案をして、議員もその場で議論をして修正すべきことは修正すべき。これによって住民に政 策決定過程が透明化され議会も活性化するだろう。
- ・ 地方分権、さらに進むと地域主権の時代の地方議会、地方議員の役割は、会社で言えば議会は取締役会、議員は取締役であり、地域経営の役員を果たすべき。地方議員は代表取締役に当たる首長の行政をチェックする機能を有するとともに、地域に対しては、取締役会の一員としての経営責任を有する。地方議会を、地域経営のための取締役会として活性化するためにも、経営者としての議員の資質を確保するためにも、地方議員の定数は1/4~1/5に大幅に削減すべき。
- ・ 会社員が議員任期中、休職扱いにするとか、公務員にも議員資格を与える、女性枠を設けるなどの措置も一考。
- 人数を減らして報酬を増やす。同時に条例制定などに力を入れる様にする。
- ・ 現行の道府県会議員制を廃止し、市町村の首長を構成員とする協議会方式とする。
- ・ 市町村合併を思い切って実施し、人口10万人以下の市町村を無くす。
- ・ 議会制度も、地方自治体ごとに独自性を持つべきである。職業政治家を必要とする自治体もあれば、兼職で議員活動のできる自治体など、地方に主体性をもった運営をさせる。
- ・ 徹底的な情報公開をすることにより、有権者本位の議会、議員へ質を向上させる事が必要。
- ・ 女性議員を多くする。ごくごく一般的生活者の枠を設けて特別議員を選出する(政治は生活と密着している)。
- ・ 地方自治法の改正が必要。
- ・ 政令市の都道府県議会議員のあり方の見直し。
- ・ 地方は二元代表制=首長と議長=の確立を進めるべき。
- ・ 女性議員を増やすため、最低、定数枠を設けるなど、女性の政治参加を促す法整備を検討すべきである。
- ・ 町会議員など、業務、権限の見直しが必要。

- ・ 自治法においては、予算の調製は長が行い、予算案の提案権も長に専属すると規定されている。また、予算案は、議会において修正等は可能であるが、 現実的には可決か否決かになっているのではないか。提案権を議会にも認める等、予算案の作成段階で議会の意見が盛り込まれるようにすべきではないか。
- ・ 地方自治法で統一的に規定するのではなく、条例で各自治体が定めていけばいい。
- ・ 地域の特性を重視し、政治への参加ができる法整備を考えることである。
- ・ 地方議会や地方議員の意見を聞く必要がある。
- ・ 定数、役割の見直し。
- ・ 条例制定の活発化、議事の公開等、多くの改革が必要。
- ・ 中小規模の市町村にあっては政治を担う人材の養成・確保に議員、議会の果たす役割は大きい。一方、住民参加、自治に対する住民の責任感を担保する装置としての議会の役割も重視すべき。この観点から二元制でなく、議会から理事者を選ぶ一元制を導入すべし。
- 土日の、夜間の議会開催。
- ・ 市民参加型の会議、地域での積み上げ型の討議の推進。
- ・ それぞれの自治体が、独自性のある議会制度を採用することができるようにすることを検討すべき。
- ・ 首長との関係(二元代表制の問題)や、立法機能の強化、司法府との相互チェック作用の強化を再検討する必要がある。
- 議員定数の削減。
- 議員報酬の削減。
- 議員広報(議会報告活動等)の義務付け。
- ・ 議員活動会計の徹底公開(調査費等)。
- 在任特例の廃止。
- 議長その他の公用車の廃止。
- ・ 地方議会の議員は、一般市民が働きながらつとめられるようにすべき。そのため、議会の開催は夜間や休日とする。また、他に職をもつ市民が議員となることを前提とし、議員の歳費は大幅にカットすべき。
- ・ 男女共同参画推進の立場から、女性議員の増につながるクォーター制など、女性の政治参加を進める。

(公明党)

- ・ 現状では、地方議会の権限が弱く、行政部局に対する十分なチェック機能が働いていない。予算に対する議会議決の効力の強化、議長による議会招集 権の付与。議会に対する行政調査権の強化などが必要。
- ・ 自治体の責任領域の拡大に伴い、地方議会制度や議会のレベルアップ、機能の充実が求められる。地方分権により、自治体の役割が拡大するため、住 民への説明責任を果たすことが増々重要となる。そのためには、議会として監視機能の充実強化が必要。議会の審議の充実、政策形成機能の強化。議 会事務局の機能の充実(議員に対する補佐や専門性の高い職員の人材育成が必要。

(社民党

- ・ 自治体の議員の選出、定数等法律で定める必要はないし、基本的には組織、運営について、条例で定めれば良い。また執行部と議会の融合つまり執行 委員会制も視野に入れる必要があるかもしれない。いずれにしても兼職禁止の廃止を含め、議員に立候補しうる基盤を制度的に拡大することが先決で あろう。
- ・ 地方議員の質を高める、地方議会の活性化が必要。
- ・ 住民参加による政策づくりや行政監視。地方議会には、なれ合いや不必要な慣習がある。是正が必要。
- ・ 多様な人が議員になれるように、選挙制度、定数、議員報酬を見直す。
- ・ 有識者、住民の議会へのチェック機能を強め、議会の審議などの広告を徹底すべきである。
- 多様な市民階層が議員となりうるように、議員の選挙制度や定数、議員報酬のあり方などを見直す。たとえば働いている人たちが議員に出やすい立候 補休職制度など。自治体の議員の選出、定数等について細かなところまで法律で定める必要はなく、条例で定めればよい。市民の中にも専門家がおり、 市民と連携した政策提起、行政監視が重要。
- ・ 多様な市民階層が議員となりうるように、議員の選挙制度や定数、議員報酬のあり方などを見直す。たとえば働いている人たちが議員に出やすい立候 補休職制度など自治体の議員選出、定数等について細かなところまで法律で定める必要はなく、条例で定めればよい。夜間、休日開催、委員会の公開、 議事録の作成、公開、ケーブルテレビの活用、市民と共同での議会広報紙の作成、議会の情報公開など議会を開かれたものにする。
- ・ 多様な市民階層が議員となりうるように、議員の選挙制度や定数、議員報酬のあり方などを見直す。(例えば働いている人たちが議員に出やすいよう 立候補休職制度など)。
- ・ 多様な市民が議員となりうるように、議員の選挙制度や定数、報酬のあり方、立候補時の休職制度などフレキシブルな制度の導入が必要。
- ・ 市民のなかの専門家やNPOなどと連携した政策提起、行政監視が重要。

(その他会派・無所属)

- ・ 少なくとも、政令指定都市選出の県議は1/3~1/4にすべき(仕事も権限も市に移譲されている)。上記の他、県議、市議はほとんど仕事をしていない。年2ヵ月程度の議会、高給、後援会とのバスツアー、ゴルフ大会等に明けくれている。⇒大幅な定員削減すべき。
- 地方議員の数を減らす事。
- ・ 地方議会では女性議員の比率がいまだまだ低い。補完性の原則に基づいて、身近な問題を地方自治体が扱うのであればこそ、より身近な議会構成となるよう、女性議員の比率を高めるべく、クォータ制の導入を検討すべき。地域住民の参加、傍聴も可能なように、土日・休日や夜での議会開催も検討すべきでは。

(知事)

- ・ 地方議会や地方議員のあり方について積極的にコメントする立場にはないが、一般的な認識としては、地方制度調査会の答申(平成17年12月9日 「地方の自主性・自立性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申」)に沿うような改革が求められていると思う。
- ・ 議会改革については、基本的には議会サイドが有権者と向き合って自ら改革に取り組むべきものである。本県では、議員提案条例の活発化、議員定数の見直し、調査費の透明化等の改革が進められているし、各会派においてマニフェストの作成なども行われており、こうした取り組みを積み重ねることによって、地方議会としての活性化が図られるものと考えている。
- ・ 委員会制度の見直し(権限の強化など)。
- ・ 地方分権の進展を勘案しながら、議会が自ら判断すべきものと考える。
- ・ 現在、制度面では首長一議会の二元代表性が画一的に採用されているが、住民こそが地方自治の主役であり、その住民が制度を選択できるようにすべ

きである。

- 議会は政策提言などの充実強化に取り組んでいくべきである。
- ・ 議会の一層の活性化を図り、住民の声をより反映させるため、まずは議会の自己改革を積極的に進めるべきである。
- ・ 地方議会については、多様な民意の反映やさまざまな利害の調整といった役割がこれまで以上に期待されるほか、議事機関として政策形成機能などの 充実が必要だと考える。地方議会や地方議員のあり方の見直しについては、政治システムの根幹に係る改革であり、地方分権の進展や関連する他制度 との整合性を含めて、今後さらに検討を深める必要があると考える。
- ・ 首長と議会との二元代表制をとる地方自治では、地方分権の進展に伴い、自治体の権限が拡大する中にあって、議会のチェック機能をさらに強化し、 政策形成に積極的な役割を果たすための権能を高める改革は必要である。
- ・ 地方議会には、執行機関との間で協力と牽制のバランスを保ちつつ、地方自治の本旨を具現化していく役割がある。地方分権の時代を迎え、地方議会の果たすべき役割を明確化し、その機能を充実・強化するための制度改革を行うことは必要である。また、この改革は、簡素化・効率化を進め、経費を節減し、住民に分かりやすく透明性が確保される方向で進めるべきである。
- ・ 当面の課題については、第28次地方制度調査会で議論がなされ、答申及びそれを受けた地方自治法の改正案に結びついたと認識している。
- ・ 地方分権改革が進展し、地方の自己決定権が拡大する中で議会の自主性・自律性の拡大を図るための地方自治法の改正案が提出され、議会制度の見直 しについて、一定の成果が得られたことは意義深いことと考えるが、議会と長の二元代表制における政策立案機能やチェック機能のあり方に関して、 更なる議論が必要である。
- ・ 議会と行政が相互に連携しながら、政策形成過程の透明性を高めるとともに、住民の行政への参画と協働を一層推進するための制度見直し等を進める 必要がある。
- ・ 議会制度の改革にあたっては、現行の地方自治法に規定された権限の活用を図るべきであり、議会が本来有している機能(多様な民意を調整し、それを首長の施策に反映させる機能、議会自らが政策を立案し、提案する機能)を、より発揮しやすく、より高めることができるようにとの視点で進めることが重要である。
- ・ 地方議会は、団体意思の決定を行う議事機関としての機能と執行機関の監視を行う監視機関としての機能を担っているが、地方分権の推進に伴う自己 決定権の拡大や住民への説明責任の増大により、これからの機能の一層の充実・強化が求められている。
- ・ 議員定数や報酬・費用弁償の問題、情報公開の遅れなどについての指摘もあるが、積極的な議会審議の公開や広報活動、住民との意思疎通を図る取り 組み、条例案等の議員提出を積極的に行うなど、自ら議会改革に取り組んでいる議会もある。それらの先進的な事例を参考に、議会の活性化や自己改 革を進めていくべきである。
- ・ 住民の日常生活の課題と議会で論ぜられるテーマがずれないようにすることが重要。
- ・ その地域の大半の住民の意見が適切に反映できるよう、それぞれの地域の実状に応じ、例えば、職業・年齢等による議員の資格要件を柔軟に選択できることとしたり、議員報酬を無給とする代わりに議員定数を増やすことができるといったことが選択可能な、全国画一的でない多様性を持ったシステムを構築すべき。
- ・ 地方議会等のあり方の見直しについては、地方議会において、住民の意見を踏まえながら主体的に取り組むべきことがらである。
- ・ 本県においては、従来から議会と知事が密接に連携し、協力して県政を推進しているところであるが、地方分権の進展に伴い、地方議会の果たす役割の重要性が増す中にあって、地方議会の自主性・自立性を高めようとの考え方は、十分理解できる。今後の議会制度等の検討に際しては、住民の意見を取り入れ、さらに十分な議論を行いながら、自治体運営の車の両輪である議会と首長とがともに円滑に機能し、住民サービスの一層の向上につながる方向へ進めていくことが望ましいと考える。
- ・ 地方分権型社会の実現に向けて、地方議会等のあり方についても、検討すべき課題であると認識しており、首長と議会とのよりよい関係や選出の方法・ 処遇などについても幅広く議論を進めていく必要がある。
- ・ 地方分権が推進され、自治体が権限的にも財政的にも強くなれば、その中心機関である地方議会への期待も責任もより大きくなることから、政策形成、 監視等の諸機能の充実や資質向上が一層求められるものと考える。
- ・ 議会と首長は、地方自治体運営における車の両輪であり、より適切な民意の反映と議会と首長との均衡ある適切な関係の構築が図られるよう、議会制度のあり方についても、必要な改革を議論することが必要である。
- ・ 地方議会や地方議員のあり方については、具体的には、議会や議員において自律的に判断されるべきものと考える。
- ・ 議会にはさまざまな役割が求められるが、執行部とは車の両輪であり、地方分権の更なる推進に向けて、議会からも、住民ニーズに基づいた一層の政 策提案が期待される。
- ・ 地方議会や地方議会のあり方の見直しについては、議会の基本的役割・機能等を踏まえ、幅広い観点から今後さらに検討、議論を深めていく必要がある
- ・ 政策立案機能の充実や監視機能の強化を図る為には現行制度を活用することによっても対応可能であると考えており、今後の制度改正に当たっては十分な検討が必要である。

(市長)

- ・ 首長や国会議員に較べて、地方議会議員が勉び鍛えられるチャンスが少ない。欧州にもみられるように、地方議員も"内閣制"的に行政の責任を体験できる制度にしたらと考える。
- ・ 定数は人口 5 千人に 1 人くらいをメドに削減すべき。定例議会は予算と決算の 2 回とし、あとは必要に応じ臨時議会で十分だと思う。市民の傍聴を促進するためにも夜間議会も検討すべき。
- ・ 地方議会の議員も自治体経営の連帯責任を負う仕組みづくりが必要と考える。
- ・ 議員は無報償にすべき、市民会議で事業計画に取り組む、将来計画のみ、有識者で有償で策定すべき、IT・情報で市民との共有を確立すべき。
- ・ 議員数の適正化(減員)と報酬の引き上げ(生活保障面)、企業等の休職による議員も含めるなど幅ひろい人材登用面を図る。
- ・ 議員の立候補要件として、公租公課の滞納がないことを法定すべきである。
- ・ 多様な自治体のあり方に対応して、多様な議会のあり方(直接民主制を含め)を実現化すべき。現状はあまりに均一、中途半端。しかも数が多すぎる。
- ・ 制度上、招集権だけは首長から議長に移してもよいかもしれない。
- ・ 地位、身分について不安定な要素が多い。大衆迎合が進むとますます形骸化してしまう恐れがある。
- ・ 議員としての身分を兼業できるよう法で定める。例えば、公務員や会社員の身分を残し、議員になれるように。弁護士や医師や学者など多様な職種の者が議員になれる環境づくりが必要だと思う。
- ・ 定数などを含めて、地方議会のあり方の再検討が必要である。
- ・ 議員数を決める目安、国会の様に地域代表から取るのか、人口比を細かくするのか、定例議会、必要な定例はいつなのか、報酬は実労に応じたもので

良いのでは?選挙運動は広報のみにするとか、これに先立ち国会議員定数を減すべき

- ・ 議会の提案権を強める。地区や個人の利益のための口きき活動ではなく委員会等を通じての施策で執行部と競い合う政策集団としての活動を期待したい。
- ・ 地方議員の数は人口5千人に1人でいい。人事権は行政にあり、議会に報告をする。
- ・ 県議会の議員数も多すぎる。特に政令市選出の県議会議員の数は減らすべし。
- ・ 人口規模による議員法定数の見直し(削減)、地方分権の進展に伴い、固有の施策決定の場が増えることが予想される。自治体の意思決定機関として 自らの責任を明確にされる仕組みが必要でないか。議会決議に対する責任を明確化すべきである。
- ・ 議員定数は地方自治体が自由に決められるようにする。議員にも発言責任を求めるしくみづくりが必要。議院のリコールを容易にできるよう制度を改正。県政令都市議員の議会出席に伴う日当は全面廃止。
- ・ 都道府県の存在意義は次第に失われている。中でも都道府県議会は透明度が極めて低くブラックボックスとなっている。
- ・ 議会制民主主義が問題となっているのではなく、議員の質が問題となっているのである。
- ・ 地方分権が進み、道州制が導入され、シティーマネージャー制度が導入されれば議員数は大幅に削減されてしかるべきと思う。
- ・ 議会への市民参加を徹底して進める必要がある。
- ・ 議員立法を行う力をつけることが大切。
- ・ 自治体によってさまざまな議会制度を選択できるようにしたほうが良い。
- ・ 国・地方共に議員定数を削減すべきである。
- ・ 競争の低い選挙に問題あり。ほとんど信任投票になっている。
- ・ 行政改革・組織改革をすすめている自治体の姿に対し、議会は国も県も市も、改革の認識が弱い。
- ・ 現在の地方議会は中途半端なのでおもいきり見直す!経営責任(シティーマネージャー)。ボランティアか職業としての議員か。
- 議員の削減。
- 先進各国の事例などから学ぶべき点は、国民に広く理解していただくことも必要ではないかと思われるが、21世紀臨調で可能であればお願いしたい。
- 議決権を行使するにふさわしい議員の選出がまず求められる。
- ・ 議会の権能の再検討。それに伴う定数、報酬の検討。
- ・ 形式化した議会運営の実態は、新たな自治体像を求める市民意識と大きな乖離がある。議会議員の定数の大幅削減と地域の実情に合う議会運営が求められる。
- もう少しスリム化してもよい。
- ・ 地方分権と協働による市民分権が進むこれからの参加協働型社会における地方議会の役割として、執行機関の監視や政策立案能力を今まで以上に高める必要がある。
- ・ 市町村には、合議により、団体としての意見決定を行う議事機関として議会が設置されている。一方、議会の議決に基づいて実際に行政事務を管理執 行しているのが我々首長や各種行政委員会である。今後も真摯な議論の中で、議会と執行部が一丸となり諸問題に対処していく。制度見直しは必要な いと思う
- ・ 情報公開機能を充実し、住民の行政や議会への関心を高めることにより、議会・議員が自ら変革していくシナリオが望ましい。
- ・ 議員の大幅な定数削減と報酬アップ(少なくとも職員より高くすべき)もしくはアメリカのように月1回拘束の名誉職的なポストにすべき。いずれにしてもアメリカの地方議会のように、首長が議長を兼職し、議員は理事者側の立場として、責任かつ権限のあるポストにすべきと考える。(アメリカのカーメル方式)。現状のままでは、生産性の低い議会が行われるか、名誉職としては報酬の高いポストと認識してない人材が多い状況が続くのでないかと思われる。
- ・ 儀式的要素の多い、採決の結果まで事前に決まっている方法は改まるべきだと思う。法務に詳しい事務局体制なりが必要であるが、首長側の人事権であり、市の財政力とも関係し、検討課題だ。多様な議会の形を容認する方が民主主義が面白くなると思う。
- ・ 議員定数の削減が議会改革と考える。議会と住民の関係は本論をはずしている。定数を人口比と財政力等も加味した新基準が必要(エンドレスの削減は議会制民主主義を崩壊させる)。
- ・ 自営業、高齢者、男性が圧倒的に多く、市民との間に同質性がない。
- ・ 市民参加や情報公開が進んでいる中にあって、地方議会や議員のあるべき姿が問われていることから、今後は、議員同士による定数見直しや資質向上などへの取組みがより一層必要になってくるものと思われる。
- ・ 広く市民に公開されるものとなるよう、また、議会では政策論議が活発となるような工夫が必要である。このため、開会方法の柔軟な対応や事務局の 政策立案機能の強化などが求められる。
- ・ 現行の地方自治制度においては、議会は行政に対するチェック機関としての機能を有することから、行政と議会が対立する構図に陥りやすいため、地 方議会として、本来のまちづくりに対する施策の議論ができるようなしくみが必要と考える。
- ・ もっとも大事な事は生活領域にあっては全ての住民が社会を動かす決定に参加すること。やむを得ず代議制をとったと思われるが、各自治体にあっては地域内分権を推進し、議会制度への過度な期待をあらためるべき。
- ・ 議員のクウォーター制の導入。
- ・ 自治体への議院内閣制的制度の導入。
- ・ 執行部と議会の共同責任制の導入。
- 多選禁止。
- 議院定数の削減。
- ・ 議院内閣制を形だけまねた地方議会は、時代に合わなくなっている。責任と権限を有する、会社でいう取締役を選んでいく方法がベター。監査機能は 強化する。
- ・ 巾広い層からの人材が議会に参加できるようにするため、休日、夜間の議会開催を促進すべきである。
- ・ 住民と一体の議会の機能が強化されるような見直しが必要である。
- ・ 間接民主主義の根幹部であり、定数等の改革は必要と考えるが制度の大幅な変更が必要とは考えない。問題なのは、個々の議会が討議の対象とする区域、人口等規模の問題、議論の内容の問題、住民への活動の周知の問題と思う。
- ・ 自治体と議会との機能バランスをきちんとしていくべき。
- ・「住民参加の行政」がより一層進むような議会の仕組みに。
- ・「議会の活性化」が促進されるような方向での見直し。

- ・ 地方分権を進める地方6団体の一員として、自ら見直しについて提言した方が、改革のスピードは早い。
- ・ 政治家はマニフェストを実行する。これに採点制(国民による)はどうかな?
- ・ 地方分権が進み、議会のチェック機能充実が図られるべきである。そのひとつとして、地方議会の委員会にも国会の場合と同様に議案の提出権を認めるようにすべきである。また、地方議会の委員会は本会議閉会中には原則として活動できないことになっているが、議会の議決なしに、閉会の委員会活動が可能となるよう改める必要があるのではないかと考える。
- ・ 議員定数を削減するべきである。
- ・ 資質の向上を望む。特権意識が高過ぎる。報酬が高過ぎる。
- ・ 議員同士で議論し、提案できる仕組みや、取り組みが進んでほしい。
- ・ 地方分権の進展と厳しい財政状況を踏まえ、これまでのような議案の審査機関、行政の監視機関、地域住民の代弁者という役割にとどまらず、政策立 案集団としての役割が期待されており、これらにつながる議会・議員改革が必要と考える。
- ・ 地方の議会は国会とは異なり、地方権限の最高機関ではなく、どちらかと言うとチェック機能が求められていること、真に地方の実情に合った政策が 必要となることなどから、住民のより幅広い階層から代表者が選出されなくてはならないと思う。そのためには、一般勤労者も議員に立候補できるよ うな制度が必要であり、議会運営についても夜間や土日の開催、議員報酬の実費費用弁償化など様々な改革がなされるべきであると考える。
- ・ 市民参画のまちづくり、協働のまちづくりなどが提唱されており、本市でも総合計画において重要課題として位置づけている。また、住民投票条例の 制定についても議論が高まっている。このような現状下、議会のあり方・議会制民主主義等について見直す時期に来ていると思う。
- ・ 選挙制度について小選挙区制を導入し、10万人規模の都市で10~15人程度の議員数とする。また、自治体の長が議会の会議を主宰するカナダのように、首長と議会を明確に区別せず、双方でまちづくりを推進していく体制とすべき。
- ・ 事務局体制も含め、政策の企画立案機能の強化が不可欠。
- ・ 提案権、招集権を議会に持たせること。
- ・ 名誉職的な立場から専門職的な立場に移行すべし。その為には報酬について広く議論をしたい。
- ・ 地方分権により地方議会の重要性が高まっているにもかかわらず、市民の議会への期待関心は薄い。議会自体に市民と「協働」するための取り組みが 不可欠であり、自ら変わっていく努力が必要である。
- ・ 先の地方自治法一部改正により、委員会による議案提出権を認め1議員1委員会所属制を廃止することとなったが、このことにより、議会の活性化や 政策提案力の向上にどのようにつながるのかを見極めていきたい。
- サラリーマンなど多くの市民が地域の代表となれるように一定期間の休職が認められるような制度。
- ・ 地方自治体の自己決定権の拡大に伴い、議決機関である議会の政策形成機能の充実が求められるので、その機能の強化を図る意味から、議会事務局の 政策スタッフ機能の充実強化を図るべきである。また、いわゆる「議員の活動」から「機関としての議会の活動」へ比重を移していくことも、責任の ある自治体として求められる議会像であり、例えば、近年、多くの自治体が取り組んでいる行政評価システムにおける外部評価の側面から一定の役割 を担うことも考えられるのではないか。
- ・ 住民投票制度の浸透や首長のマニフェスト選挙の拡大等によって地域住民と首長とが直接・具体的に意見交換・意思表示をする機会が増え、一方で地域自治組織制度の導入やNPO、NGO活動の活発化など住民自治(制度)の充実が図られている今日、二元的代表制の意義を抜本的に見直す時期に来ている。
- ・ 地域代表的な発想からの脱却を図るべし。それには、議員数の更なるスリム化が必要。
- ・ 議員立法が出来る態勢と、それに向けた質的向上を図る努力が必要。
- ・ 施策立案過程や実施時における住民参画や協働が進むなかにあって、議会(員)にはチェック機能がこれまで以上に求められると考える。また、幅広い視点で住民の声を吸い上げ、政策提言をしていく能力も必要である。少数精鋭で建設的な議論をしていく議会(員)であってほしい。
- ・ 議会制民主主義の中で、住民の代表としての議会の権能を強化していく上で、議員として専門性・資質を高めていく、個々の努力が必要。
- ・ 首長と並ぶ住民の代表機関である地方義会は、地方自治法制定以来、ほとんど見直しされていない。地域主権にあった地方議会や地方議員のあり方に ついて論議が必要である。
- ・ 平成17年12月9日の地方制度調査会答申の「議会のあり方の見直しに係る具体的方策の検討」にもあるとおり、見直し、改革に向けて取り組む必要があると考える。
- 定数大幅削減。
- ・ 住民自治に基づく議会制民主主義が日本は遅れている。議会の自浄力をどうつけるのか。直接民主主義制度を拡大し、議会の決定権の整理が必要。
- 定数の大巾削減が必要。
- まず国会議員から見直すべきである(半減など)。
- ・ 市域を1選挙区として選ばれた議員は「地域」代表なのか市民全体の「代表」なのかを考える必要がある。
- ・ 様々な立場の市民参加を目指し、定数数百人の無報酬議員による議会を考える必要がある。
- ・ 地方分権時代において、地方公共団体の役割が拡大する中で、執行機関の監視を行う機能は、一層の充実強化が必要である。さらに議事機関である議 会の政策形成機能の充実が求められていることから、専門的能力を有する職員の要請など議会事務局の補佐機能や専門性の充実を図る必要がある。
- ・ 間接民主主義の限界ではあるにしても、多様化している住民の意思を、議会が充分反映しているかどうかについて議論のある部分である。市民参画の 進展もあり、さまざまな手法による議会の活性化が望まれる。
- ・ 地方分権が進展する中、市民が暮らしやすい地域社会の実現に向けて市民自治を基調とする自治体運営を行うため、市民に身近な地域の課題を地域で解決するしくみを構築する必要があり、このしくみに市議会議員、県議会議員が従来の枠組みを超えて積極的に関与をしていくことが必要である。
- ・ 地方議会(県も市町村も)の議員数が多すぎる。地方自治法で規定する議員定数の基準(上限)を引き下げるよう改正すべきである。
- ・ 人数をもっと減らし、必要な財源を与えてより政策的な面を充実させていく必要がある。ただ市民の手足のような存在ではいかがなものか。
- ・ 現在開会中第164回通常国会において、議会制度の見直しとして、議長への臨時会の招集請求権の付与や、委員会への議案提出権の付与、さらには 学識経験者等の知見の活用による政策立案機能の強化などを柱とする地方自治法の改正が提案されている。しかしながら、現下の地方分権時代にあっ て、真に地方分権を確立し、限られた財源の中で特色ある地域づくりを進めていくためには、議員定数の見直しを初め、地方議会においては議員立法 が顕著に少ないという状況に鑑み、議会における政策形成機能の強化が必要ではないかと考える。
- 国会や国会議員がまず思い切った議員の削減を行い、これからの行政のあり方について模範を示すとともに、県や市町村に働きかけをすべきであると 考える。
- ・ 議員を専門職化して人員を削減し、報酬を上げるべきと考える。
- ・ 議会の役割としての政策立案の機能が発揮されていないのが問題である。第164国会で地方自治法の一部改正案が提出されており、議会に関する規

定も見直しが図られている。これらの動向も十分踏まえ、積極的に議員提案による条例制定など政策立案を行っていく必要がある。

- ・ 有給議員は極端に減員すべき。国民裁判員制度が誕生を見る時、常勤(調査等を常に行う)議員と市政審判員とも云うべき無給の市民代表による議会 運営もよい。
- ・ 地方議員のレベルアップ、政策立案能力の向上、便利屋、口聞き屋からの脱却が必要。
- ・ 私見、地方議会(特に市議会)上下両院設置論。上院、1万人に1人(定数)、選挙で選出、議決権を有し有給。下院、地域によって民意を行政に反映させる為の仕組み。内容は地域の裁量(無給、夜間、100名に1人など)。上院にはより高度な専門性をもたせ、下院には民意の反映の仕組みを地域で作らせ自治の推進を図る。
- 議員の資質の問題はあるにしても、自治法に定められている定数問題がある。
- ・ 制度面の改革も必要であるが、議員の資質の向上、活動の活性化も必要と考える。そのため、次の項目を検討すること。議員定数の削減、おおむね現在の半数でよい。議会の立法機能(条例の提案、制定)の強化。小規模(例えば人口10万人以下)の市町村にあっては、議会にかえて公選合議制による執行機関及びシティマネジャー制による運営を選択制度とすることの導入。
- ・ 地方分権型社会を実現するためには、住民に身近な事柄は、基礎的自治体でなるべく処理できる体制の構築が求められる。このためには、行政機能の 充実・住民自治の活性化を推進するとともに、住民が選挙する議員が構成する議会と地域社会との意思疎通を図る取り組みも展開されるべきではない か。第28次地方制度調査会においても議論されている公聴会等の取組みについて、具体化されていくことを期待したい。
- ・ 議決機関及び監視機能の強化や市議会が果たす役割などについては、第28次地方制度調査会においても議会制度改革についての検討が行われ、提言がされている。今後、制度改正のための法律改正も予定されているが、地方議会や議員のあり方については、まず議会及び議員は自ら改革のための問題点を検証し、住民の代表たる議会が住民の視点からチェックするための意思決定機関となるような改革(見直し)が必要であると思われる。
- ・ 住民に身近な議会とならなければいけないと思う。自治体における最高の意思決定権は議会にあるので、自治体運営の責任も議会に及ぶものと思う。
- 定数の見直し。
- ・ 議員数の削減等による、実質的な政策提案が出来る体勢への変革が必要と考える。
- ・ 現実の理解度が低い議員が多く見られるため、自ら意欲をもって改革を進める意識改革が必要である。
- ・ 地方議会制度については、地方制度調査会の答申や、都道府県議長会、全国市議会議長会の研究会などにより、調査研究が行われているところである。 住民の代表機関である議会が、自ら住民に議会の役割や存在意義についての認識を深める努力をする必要があり、また、自ら議会制度について考え、 改革の強い意思のもと議会制民主主義の本旨に沿った制度の改革に取組むことを期待する。
- ・ 議会を通じて政策決定に関わる十分な議論を行うことが必要であり、首長、執行機関と緊張感のある関係を築く。
- ・ 議員の政策形成能力を強化し、住民の立場に立った政策提言ができるようにしていくことが必要。
- ・ 議員定数の見直しが必要。議員の発言にも責任を持たせるべき。
- ・ 議員の定数は更に大巾に削減すべきと考える (1/3 程度にする)。無報酬で現在の $3\sim5$ 倍とする方法とどちらがよいか国民の選択を求めるべきと思う。
- ・ 国会議員の年金は廃止された。地方議会も廃止すべきと思う。
- ・ 議会の開催日が多く、首長は本来の仕事が出来ない状況である。審議日程も短縮すべきと思う。
- ・ 政策提言能力のある地方議員が必要であると考える。
- ・ まず任期の4年は議員の役職を固定することを常識とすること。議会の権威が高まらなければ自治体もレベルが上がらない。
- ・ 議会権能の見直し、議員報酬の減額。
- ・ 市民協働といった新しい行政の進め方との整合性など、議会の役割を再構築する必要がある。
- ・ 地方分権時代にふさわしい地方議会のあり方として。議会の条例制定権の拡充。政策提案権の強化。が考えられる。また、地方議員のあり方としては、 主たる役割を政策提言とする方向に変えるべきと考える。
- ・ 休日、夜間議会などの住民の利便性の向上に資する改組。
- ・ 諸外国のように定数を削減すべきだ。
- ・ 質の悪い議員が多過ぎる。
- ・ 永久就職と勘違いしている。
- ・ 企業の社会貢献 (一定期間頑張って、再度企業に戻れるよう経済基盤の補償をする)。
- NPO等が派遣、受け皿となって、私益を捨てて頑張れるようにする。
- ・ 残念ながら議会、議員、自らが、そのあり方を律することが出来ない。この件に関しては、地方も国の一部であり、国が制度改正に係わり簡素にして 効率的な議会制度の再構築に意をつくされたい。
- ・ 市町村合併によって大きくなった市と合併しないで残った例えば人口3万人以下の市の県議会議員の定数配分あるいは区割りのあり方。
- ・ 議会費の支出など、議会運営に関して全て議会として責任を負う仕組みが必要。また、議員の活動について市民への報告や市民参加などの仕組みを法制化する。(開かれた議会の制度化)。
- ・ 「一議員一委員会の原則」を見直す方向が第28次地方制度調査会で打ち出されている。一議員が複数常任委員会に所属することができるようになれば、議員定数は現行の半分位でも議会活動には支障はないものと考えられる。地域エゴを超越した立派な議会活動を熱望する。
- ・ 地方分権において単にチェック機関だけでなく、執行部サイドと同等の責任を負うべきである。また議員においては、一層のモラル向上が求められる。
- ・ 議会においても、住民との意思疎通を促進するために、市民参加の取り組みを行い、審議の透明性を高める工夫が必要である。幅広い層から議員の人材を確保できるように、勤労者が議員に立候補でき、議員として活動することができるような環境整備を検討する必要がある。
- ・ 市町村の権限が規模の大小で違いがあってよい。ついては、議会の規模は、中学校区単位での議論が地方では適当であり、市町村に一つの議会である 必要はない。全体の判断はトップの首長が各地の議会制度のうえで行うことで足りる。議員数を減らし、議会規模、権限を小さくすること。
- ・ 地方分権一括法の施行により、自己決定、自己責任の「地方主権」時代が進展する中、地域住民を代表する地方議会の役割は高まっており、その環境 には大きな変化が生じており、抜本的な改革は不可欠である。その改革を考える基本的なこととして、望ましい議会のあり方について地域社会で理想 像を共有する。議会の自発性を引き出す仕組みを構築する。地方議会でなければ果たせない役割を見出しアイデンティティを確立することが重要であ る。
- ・ 議員活動の情報公開の促進、政策能力の向上を図る必要がある。
- ・ 本来それぞれの理念に基づく政策論議が行われるべきと思うが、中々そうしたレベルまでは至っていない。チェック機能を果たしつつ、建設的な論議 の展開がほしい。
- ・ ときに市側、ときに住民側というスタンスから来る弊害を解消し、常に透明であるべき。

- ・ 議員数が人口に比し多いのではないかと思う。
- ・ 情報公開、パブリックコメント制、コミュニティ活動、民間公益的活動等が進展してきている中での地方議会はもっと謙虚な政策論議ができる場になるようにすべきだ。
- ・ 議員は専門職として、政策形成に専念するのが肝要。
- ・ いわゆる大統領制を導入している地方自治体において、執行機関から独立した立法機関である議会の存在は、多岐にわたって重要な存在である。しか しその議会を構成する議員の資質に関しては、個人間でかなりの格差があり、変化の激しい社会を乗り切るためには、議員によっては資質の向上が求 められるだろう。同時に各自治体の議員の定数についても、あらためて適正数が問われるべきだと考える。
- ・ 議員定数について、法的な上限数を見直してはどうか。
- ・ 地方議会のうち市町村は自主性のもと全国的に削減の傾向がある反面、都道府県の定数枠の見直しを国において10-15%相当削減するのが望ましいと考える。
- ・ 市町村から見ていると県議会の役割がよくわからない。都道府県議会は市町村議会の代表者議会のようなもので十分なのではないか。
- ・ 市民の考え方と議会の考え方には相当の意識のギャップがある。議会は、もっと情報公開と説明責任があると思う。
- ・ まず自治法上の定数。これを大幅削減した法改正が急務。
- ・ 議会と長は地方自治体運営における車の両輪であり、今後より適切な民意の反映や議会と長との均衡ある関係の構築が図られる様、積極的な議会審議 の公開、広報活動、条例案の審査会提案等の改革を望む。
- ・ 議会が住民の代表として十分な議会活動を果たし、政策立案を行いやすいように、制度を緩和すべき。例えば議会の内部機関設置の自由化や委員会に よる議案提出権の付与など。
- ・ 今後、益々進んでいく行政への市民参画と議員使命の関係、役割分担の明確化。
- ・ 職業化している今の議員のあり方と見直し、ボランティアの精神をもっと表に出した議院と議会制度にすべき。
- ・ 地方議員の定数を見直し、ある程度の報酬を確保した上で専門性をもたせるべきだと思う。
- ・ 地方自治体が行財政改革も進めている一方で、議員定数の削減、見直し等をはじめとする議会の改革は遅々として進んでいないように思われる。首長 が議会改革も促せるような仕組みの必要もあるのではないか。
- 議員の定数を現在の1/3程度にすべき。
- ・ 議員数、報酬、開期及び開催日など行政改革に沿ったしかも市民の理解を得易い形での改革が、市行政も併せ必要であると考えるが、議員の意識改革 と理解も必要となるので、時間をかけることも生じると思われる。
- ・ 地方自治体は大都市から町村まで多様であるため、画一的な見直しでなはなく、各自治体の状況に応じた弾力的な見直しが求められるのではないか。
- ・ 議会と行政は車に例えると両輪であるべきもの。議会として、それを構成する議員として、今何をなすべきか、その姿勢が問われている。議員の資質 向上策としては、常に議員も危機管理意識をもつべきであり、過当競争にさらされるべきである。行革の一つとして、議員の数のあり方にもメスを入れるべきである。(参考) 地方自治法上50,000~100,000人→議員数30人。
- ・ 執行機関から提出された議案を審議するだけでなく、住民本位の立場から独自の政策提言や条例案などの政策立案に取り込んでいく必要がある。
- 国・地方いずれも議員数を半減すべきである。
- ・ 自治体の規模に応じてシティマネージャー制度など多様な「代議制」をとれるようにすべきである。
- ・ 人口の減少が進み、他地方公共団体と比較して「議員定数が多い」と市民から強い批判があるも、議員定数は議会で検討されるので定数の見直しがすすまない。地方自治法では、議員定数の上限が定められているが、併せて、市長が議員定数について提案出来るよう法改正を検討すべきだ。今日の危機的な財政事情を考慮すると、地方自治のあり方について低コストで出来るよう米国等を参考に抜本的に改革すべきである。
- ・ 議員発案の条例が全くなく、議会の一般質問でも政策提案する議員が少ない。資質が問われる。
- ・ 地方分権の推進に伴い、地方公共団体の役割が拡大しつつある。同時に住民への説明責任を果たすことが重要となってくることから執行機関に対する 監視強化が必要である。
- ・ 議会議員が民意を反映するという側面から多様な民意を反映するものになっていない場合があることから、定数や報酬等について検討する必要がある。
- 議員年金を排すること。
- ・ 住民との協働の推進など、行政の主体として住民が行動するケースも増えている現状を踏まえ、新たな地方議会のあり方を検討する必要がある。住民 が直接的に行政に関わるようになれば、現在のような地方議会の必要性はなくなるとも考えられる。
- ・ 地方自治体は、大きな行政改革の流れの中で市町村合併を積極的に行ってきた。この合併を機に行政改革をさらに加速させながら行政運営の手法も改革、改善の方向に進んでいる。本市では、住民自治条件の検討やパブリックコメント制度の導入、行政評価の外部評価機関の設置など、各種行政運営に住民の参画機会が増大し、その直接的な声が行政に反映されやすい制度が確立しつつあり、こうした流れの中で、今議会のあり方や役割が再認識とともに見直されるべき時期にきていると感じている。
- ・ 執行機関では政策評価の導入が進んでいるが、議事機関である地方議会や議員においても、地域住民のための政策課題の発見、解決していく方策等議員としての活動を評価できる制度への転換が求められている。
- ・ 行政府の施策に対する批評のみに終始するのではなく、地方議員自らが自助努力により政策立案能力の向上に努めて、有権者が行政府に対して、積極 的に施策案等を提示していく姿勢が求められる。
- ・ 「公選」という制度である限り、議会の質は市民の意識を映したものになる。議員の任期の制限(4期まで)を行うのも一つの方法。首長が進める「市 民参加・参画」によって地方議会の存続意識がますます問われてくる。
- ・ さらなる議員削減を法制化する。議員、議会自らの改革意欲が市町村で異なることが多い。
- 議員定数の大巾減。
- ・ 市町村の合併がさらに進めば、自然に減るとことにはなるが。
- ・ 国会議員も地方議員も、多すぎる。法定定数の大幅な見直し。
- ・ 地方議員が必要かどうかも議論すべきであろう。
- 質の向上と経費の削減は相矛盾するのか?無報酬のボランティア議員の存在を認めるべし。
- ・ 地方議員自らが、今後の地方議会のあるべき姿を念頭に置き、主体性をもって考える問題である。
- ・ 昨年12月の地制調の答申においても議会のあり方に関する問題点が指摘されているところであるが、本市の市議会においても議会の政策立案機能の 強化や本会議の放映の取組などの諸課題について検討が行われており、今後とも、市民に開かれたより透明性の高い議会運営の確立に向けた見通しが 必要であると考える。
- ・ 別紙のとおり(以下別紙掲載)。「議会制度改革早期実現に関する意見書」国においては、現在、第28次地方制度調査会において「議会のあり方」に

ついて調査・審議を行っており、このような状況を踏まえ全国市議会議長会は、先に「地方議会の充実強化」に向けた自己改革への取り組み強化についての決意を同調査会に対し表明するとともに、必要な制度改正要望を提出したところである。しかしながら、同調査会の審議動向を見ると、全国市議会議長をはじめとした三位一体議長会の要望が十分反映されていない状況にある。本格的な地方分権時代を迎え、住民自治の根幹をなす議会がその期待される役割と責任を果たしていくためには、地方議会制度の改正が不可欠である。よって、国においては、現在検討されている事項を含め、とりわけ下記の事項について、今次地方制度調査会において十分審議の上、抜本的な制度改正が行われるよう強く求める。記。議会の招集権を議長に付与すること。地方自治法第96条2項の法定受託事務に係わる制限を廃止するなど議決権を拡大すること。専決処分要件を見直すとともに、不承認の場合の首長の対応措置を義務付けること。議会に附属機関の設置を可能とすること。議会の内部機関の設置を自由化すること。調査権・監視権を強化すること。地方自治法第203条から「議会の議員」を除き、別途「公選職」という新たな分類項目に位置づけるとともに、職務遂行の対価についてもこれにふさわしい名称に改めること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成17年12月21日。

- ・ 住民の代表として、さらに民意を反映できるように変える。具体的には、議会開催について議長に権限を持たせる。また、夜間に議会を開催したり、 土曜日、日曜日の開催などを進める。
- ・ 民主主義の見本であるので、大事に育ててゆくべきだ。
- ・ 議員定数の見直しについての住民投票制度を創設すること。
- ・ 予算、人事案件等の否決に対し、首長の不信任とみなし、解散出直し選挙が可能とすることで、緊張感が生まれる制度を明確化させること。
- ・ 各種審議会、行政委員会への議員の学識経験者としての選出、任命を見直すこと。
- ・ 議員定数の見直し。
- ・ 議員の資質向上に向けた取組みが必要。
- ・ 制度をいくらいじっても良くならない様に思う。問題は議員の資質をどうすれば高める事が出来るかという事だと思う。選挙民の意識とも関連するの で解決策は難しい。
- ・ 議員定数の削減については市民の要望が強い。議員提案で削減されるが、第3者機関の意見等が反映される仕組みが必要と思う。
- ・ 地方分権時代における自主自立の自治体運営を進めるにあたり地方議会の活性化は重要課題の1つであると考える。特に、これまでのような長提出議 案の審査・議決を行う受身の姿勢から、積極的に自治立法権を活用し政策条例を制定していくような方向へと転換すべきであり、議会や議員の政策立 案能力を高めていく必要がる。また、現在、議会の召集権を首長に委ねていること、定例会の回数を年4回以内としていること等々、地方自治法での 様々な規定を再検証し、自由度をさまたげているものの見直しを行うべきと考える。
- ・ 地域の代表ではなく、市民の代表としての機能が大切である。自治体の運営経営に参画していく、力量と情熱が欲しい。
- ・ 議会や議員のあり方の見直しとは直接関係ないかもしれないが・・・。市の組織について議会に承認をもらわねばならないということに疑問を感じる。 民間では世の動きに合わせて動態的に組織が変わる。市政運営の責任は市長にあるが、3役人事や組織については、市長が時に応じて決める方が良い と思う。そして結果について議会がチェックするべきと考える。組織や各部の業務内容まで条令で決めるのは行政のマンネリに通じると思う。
- ・ 地方分権時代における議会の役割を十分果たすため、複数の常任委員会へ所属できるように議員の所属制限を見直すなど委員会条例で対応できるよう にできないか。
- ・ 議会の内部機関の設置を自由化すること。
- 定例会年4回を廃し必要時に開催する。
- ・ 定数を減してでもよいが、議員を専従出来るように制度や報酬等の見直しを行うべきである。
- ・ どうしても地域利益にこだわり過ぎる傾向にある。また、議会側が暴走すると小さな市町村議会ほど、修正がききづらい、議会側に対する是正を求める権限を執行部側に持たせるべきではないか。
- ・ 平成17年度に議会において議員定数等検討協議会を設置し、現有議員数22人(法定数26人)を次回選挙時に18人とすること、また常任委員会 視察旅費を削減するなど議会改革に取り組んでいる。議員が委員となっている審議会等の費用弁償のカット等、今後も議会自ら改革に取り組まれることを期待している。
- ・ 政策を提言できる事が必要と考える。
- ・ プロとして一本立ちできるよう少数精鋭の議会が望ましい。そのためには報酬体系の改革が必要。
- 適正な議員定数。
- 議員役割の明確化。
- ・ 市議会議員の定数や報酬の適正化は急務と感じている。これらを定める根拠となる法制度の改正を強く望む。欧米の地方議会制度はおおいに参考としたい。(米国の一例) S市の場合。人口94.4万人。面積462km²。議員数10名(任期2年)。職員数約1万人(学校関係除く、警察、消防含む)。
- 特別職として、生計を立てることが可能な報酬額にすべきと思う。その際には、住民が議会の権能について充分な理解をする必要があると思う。
- ・ 例えば、政務調査については、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部を交付するという制度の趣旨にかんがみ、市民への説明責任を果たす観点から、全面的に情報公開し、その使途が適正かどうかを審査する第三者機関を早急に設けるべきである。
- ・ 地方交付税による税収の地域間格差を是正する制度は、税源が地方に移譲されると、その重要性が更に高まることから、税源、保障機能と財源調整機能を更に充実させて維持すべきである。
- ・ 現行の規定では、行政に対する議決権、調査権、又、議会に対する市民の請願権を認める等、議会制民主主義の考えが十分反映されており、特に見直 しする必要はないと考える。
- ・ 執行機関に対するチェック機能に業務がかたよりがちであるが、議会としての政策立案機能の強化が期待される。
- ・ 定数法を制定し、現状を半減すべきと思う。最大の行財政改革でしょう。
- ・ 地方自治体は、地方分権の推進により権限と責任が拡大し、自主・自立性の高い行政運営が求められている。地方自治体の最高の意思決定機関である 議会においても、行政改革の応えた議会・議員制度の検討や、住民の意見が反映されやすい地方議会の体制(①議員を増やして報酬を下げる「住民参加型」②議員を減らして報酬は減らさない「議員の専門家」)づくりの検討が必要である。
- ・ 制度面の見直し以上に、分権時代を迎えて議事機関としての調査、審議、立法等の能力をいかに高めるかが大切な課題であると考えられる。
- ・ 現状では議員は「次の選挙の為に」地域エゴ、業界エゴ、組合エゴの代表者となりがちで、「実力のある議員」とは(本来他に向けられるべき予算の) 「ブン取り能力」に長けた者を指すと、認識している有権者が少なくない。議会での審議内容のみならず議員の活動をオープンにする仕組みを工夫すべきである。任期の長期化と同時に当選回数制限も。
- ・ 今後の道州制や都道府県の廃止や小さな自治体のあり方等により、議会制度が変わると思う。今の地方自治制度に大きな変革がないとすれば、政令市の県議会議員の数や、ほんとうに小さな村等の地方自治体における全国均一の地方自治体制度のあり方等については、シティマネージャー制度や議員

数を減らして議院内閣制にするとか、いろいろな考え方が出てくると思う。

- ・ 「市民」「市長・行政」「議会・議員」の三者の関係が適度な緊張関係を保った状況であることが望ましい。自治を推進するため3者が主体的に参加、 協働し、情報を共有することが不可欠で、今後、開かれた議会運営についての積極的な取り組みが重要と考える。
- ・ 市民参加と市民の代表である議員と行政の関係を明確に整理する必要があると考える。
- ・ 議員同士が公の場で議論することができるようなものを導入したらどうか。
- 議会の機能を発揮するためには事務局体制を強化すべきだ。
- ・ 議会議員として、政策等研修システムが必要。
- ・ 地方議員は、地方の住民代表であるため、それを選出する住民の政治に対する意識の高揚を行うべきである。住民一人ひとりが自分の自治体をどうい う自治体にしていくのかを考える必要がある。今後ますます、地方分権、三位一体が進む中、地方議会の権限が大きくなるとともに責任も大きくなる ため十分に議論していく必要がある。

(東京23区長)

- ・ 人口と議員数の法定化、減員条例等、各市は市民の声を反映して努力するが、自らが減員を定めるのは困難。
- ・ 議員活動が陳情合戦化している傾向がある。政策的な将来のあり方を真摯に研鑽するには、金銭的給付も含めて現状で良いとは?少数精鋭化が必要か?政党化の方向性は当然視野に入れるべきであるが、上から下へ(国から地方へ)の焼き映しとなる。
- ・ 定数削減で少数精鋭化する。予算編成や執行に関与できるような仕組みをつくる。
- ・ 議会活動の情報公開を徹底する。以上を行って、議会の権限、能力、責任を高めることが必要。
- ・ 基本的には議会の自律性に委ねるべきものと考えるが、地方には自治体によって温度差があるので、中立的な第三者機関の設置なども場合によっては必要ではないか。
- ・ 議員定数の算定根拠の見直しが必要である。
- ・ 報酬など処遇の見直しが必要である。
- ・ 議会が政策を議論する場となることが、自治振興の観点からも必要である。
- ・ 現行の地方自治制度は、議会制民主主義と大統領制を組み合わせて制度設計されており、今後、国と地方の関係見直しを通じた分権改革を進めていく中で、新たな分権型統治システムに対応した議会のあり方等についても国民的な議論が行われるものと考える。
- ・ 政策法務能力に欠けるため、秘書制度の充実を図る。政党政治が伸展するため、首長の政治的任用の領域を拡大する。地方議員となる者の兼職を認め る(仏の例を参考に)。議員個々人に政策活動報告書を義務づけ、公開する。
- ・ 議会の改革は、議会自らが考えるべき問題であることから、第28次地方制度調査会が都道府県議長会などの要望を踏まえてまとめた「地方議会のあり方に関する答申」に沿った制度改正を速やかに実施すべきである。
- ・ 第28次地方制度調査会の答申では、地方議会のあり方について、政策形成機能・監視機能の充実や、多様化する民意の反映に対する取組みが遅れている等の指摘がある。これまで、地方議会が行政のチェック機能として果たしてきた役割は非常に大きく、地方分権の推進に伴い、更に重要になってくると考える。答申にある議案提出権等の政策形成機能の充実を図ることも大切だが、住民の立場からは、これまで果たしてきた監視機能としての役割が継続されるよう注視していく必要があると思う。
- ・ 別添「議会制度改革の早期実現に関する意見書」のうち、今般の地方自治法改正案に盛り込まれていない事項。

(以下別添資料)

「議会制度改革の早期実現に関する意見書」

国においては、第28次地方制度調査会で「議会のあり方」についての調査・審議が行われ、「地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申」が12月9日に出されたところである。先に全国市議会議長会は、「地方議会の充実強化」に向けた自己改革への取組み強化についての決意を同調査会に対し表明するとともに、必要な制度改正要望を提出したが、同答申には、その要望が必ずしも十分反映されているとは言えず、今後、さらなる議会改革を推し進めて行くためには、なお制度的課題を残したものとなっている。本格的な地方分権時代を迎え、住民自治の根幹をなす議会がその期待される役割と責任を果たしていくためには、地方議会制度の改正が必要不可欠である。よって、本区議会は、国会及び政府に対し、今回答申がなされた事項を含め、とりわけ下記の事項について、さらなる審議の上、抜本的な制度改正が行われるよう強く求めるものである。

記

- 1 議会の召集件を議長にも付与すること。
- 2 地方自治法第96条第2項の法定受託業務に係る制限を廃止するなど議決権を拡大すること。
- 3 専決処分要件を見直すとともに、不承認の場合の首長の対応措置を義務付けること。
- 4 議会に附属機関の設置を可能とすること。
- 5 議会の内部期間の設置を自由化すること。
- 6 調査権・監視権を強化すること。
- 7 地方自治法第203条から「議会の議員」を除き、別途「公選職」という新たな分類項目に位置付けるとともに、職務遂行の対価についてもこれにふさわしい名称に改めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。 平成17年12月21日